

石川県住生活基本計画 2021

安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して
～いしかわの豊かな住生活を次世代へつなぐ～

計画期間：令和3〈2021〉～12〈2030〉年度

石 川 県

石川県住生活基本計画2021 目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の目的とポイント	1
2	本計画の位置づけ	2
3	住宅政策に関わる各主体の役割	3

第2章 石川県の住生活を取り巻く状況

1	人口及び世帯の状況	7
2	住宅ストック及び住宅フローの状況	13
3	住宅・住環境の満足度	17
4	住宅政策を取り巻く現状と課題	23

第3章 住宅政策の推進方針

1	住宅政策の基本理念及び視点と目標	27
2	施策効果を把握するための成果指標	31
3	基本的方針と施策	37
	<目標1> 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	37
	<目標2> 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	48
	<目標3> 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	59
	<目標4> 安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり	65
4	公的賃貸住宅の供給方針	77
5	施策の総合的かつ計画的な推進	83

別紙

別紙	石川県における住宅の水準	89
----	--------------	----

参考資料

参考資料1	石川県の住生活に関するデータ	95
参考資料2	石川県住生活基本計画2021の策定経緯	161
参考資料3	住宅セーフティネット関係法令（抄）	164

○石川県高齢者居住安定確保計画	40
-----------------	----

○石川県賃貸住宅供給促進計画	44
----------------	----

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的とポイント

(1) 本計画の策定目的と概要

石川県住生活基本計画とは、今後の石川県の住生活の安定および質の向上のための基本理念、目標、推進すべき施策等を定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進していくための計画である。

本県では、平成18年6月の「住生活基本法」の施行及び平成18年9月の「住生活基本計画（全国計画）」の策定を受けて、平成19年6月に「石川県住生活基本計画」を策定し、その後、5年ごとに見直しを行いながら、各種の施策を実施してきたところである。

平成28年度から令和7年度を計画期間とした現行の計画について、今般、計画期間の1/2が経過し、住宅政策を取り巻く様々な社会状況が大きく変化していることや、令和3年3月に全国計画の改定がなされたことを踏まえ、県民の住生活のより一層の安定と向上を図ることを目的として、計画を改定することとする。

(2) 計画のポイント

本計画は、住宅分野における個別計画である「高齢者居住安定確保計画」及び「賃貸住宅供給促進計画」を包含することとし、住宅政策を総合的・一体的に推進する計画とする。

計画の改定にあたっては、基本理念は現行計画を踏襲しつつ、全国計画に即して、以下の三つの視点を重視し、施策を整理することとした。

① 「ひと」の視点（住む人に着目した住宅の提供）

少子高齢化や世帯の少人数化が一層進行していることから、高齢者・障害者・子育て世帯などが安心して生活できる地域社会の実現を進める。

② 「住まい」の視点（住宅の質の向上、流通促進）

住宅の長寿命化や脱炭素社会の実現の観点から、良質な住宅の新築を推奨するとともに、既存住宅については、適切な維持管理やリフォームを推進することで、後世に良質な住宅ストックを継承する。

また、中古住宅の流通促進を図ることで、増加している空き家対策を進める。

③「まち・地域」の視点（住宅を取り巻く環境整備）

地域の良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、住まい・まちづくりの担い手を育成するとともに、地域の魅力の向上や活性化を図る。また、デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新たな日常」に対応した住まいづくり・まちづくりを推進する。

併せて、頻発・激甚化する災害に対応するため、地域防災力を高め、安全・安心の住まいづくり・まちづくりを進める。

（3）計画期間

本計画の計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とする。ただし、住宅事情や社会経済情勢の変化に的確に対応するため必要がある場合は、おおむね 5 年後に適切な政策評価を実施し、計画の見直しを行う。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項に規定する「都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画」として位置付ける法定計画であり、全国計画に即して策定を行っている。

また、「石川県長期構想」はもとより、防災、福祉、子育て支援、都市計画、景観形成、まちづくり等、住宅政策に関連する関連部局の長期計画等と整合を図り、計画に反映している。

なお、本計画は高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条に基づく「高齢者居住安定確保計画」及び、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 5 条に基づく「賃貸住宅供給促進計画」を包含し一体的に策定するものである。

高齢者居住安定確保計画は「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針」（平成 21 年 8 月 19 日 厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）に、賃貸住宅供給促進計画は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」（平成 29 年 10 月 25 日 国土交通省告示第 965 号）に、それぞれ即して定めている

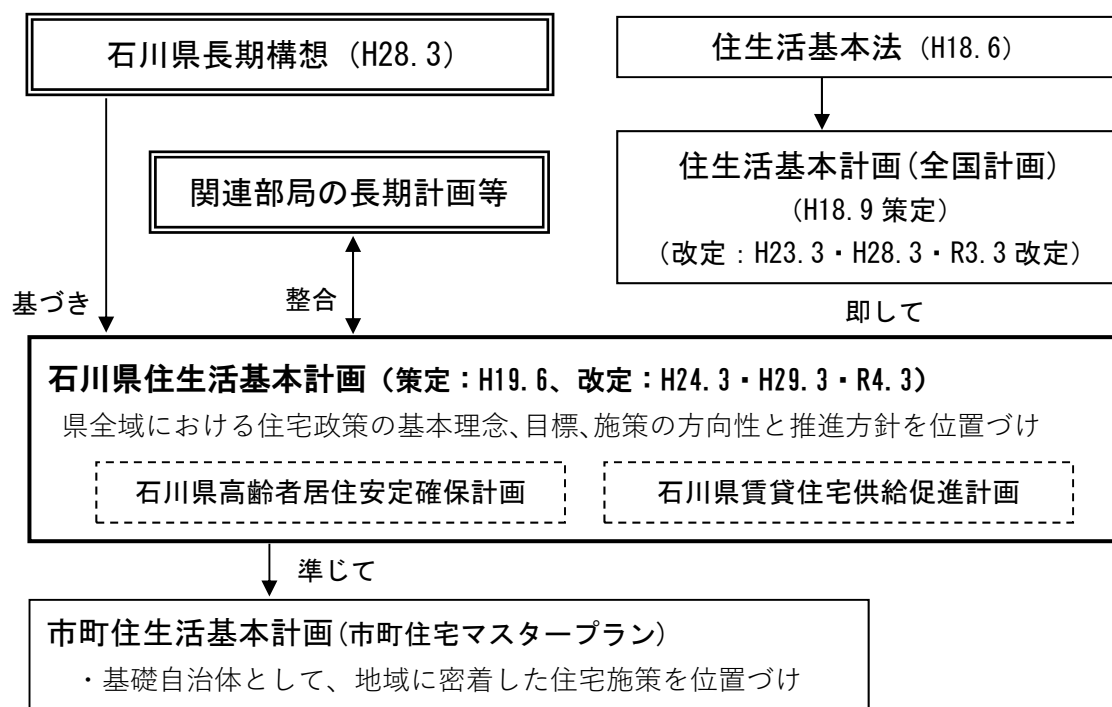


図 1-1 本計画の位置づけ

本計画が、市町が実施する住宅政策をはじめ、県民や住民組織、NPO法人等による住まい・まちづくり活動の参考として有効に活用されることを期待する。

3. 住宅政策に関わる各主体の役割

住宅政策に関わる県民、住民組織、住宅関連事業者、住宅関連団体、地方公共団体の役割は、以下のとおりである。

表 1-1 住宅政策に関わる各主体の構成者

主体	主体の構成者
(1) 県民	
(2) 住民組織	自治会などの住民組織、まちづくり協議会、各種NPO法人 等
(3) 住宅関連事業者	建設事業者、不動産事業者、社会福祉法人 等
(4) 住宅関連団体	(一財)石川県建築住宅センター、(一社)石川県建設業協会、(一社)石川県木造住宅協会、(一社)石川県建築組合連合会、(公社)石川県宅地建物取引業協会、(一社)石川県建築士会、(一社)石川県建築士事務所協会、(独)住宅金融支援機構、NPO 法人バリアフリー総合研究所 等
(5) 地方公共団体	市町、県

(1) 県民の役割

住宅は、県民自らのライフスタイル、ライフステージに基づいて選択される個人の生活の基盤であると同時に、まちなみの構成要素・地域活動の基盤としての公共性も有している。県民は自らの努力によって居住環境、住生活を豊かなものにすると同時に、それを後世に引き継いでいくという、住宅政策において最も重要な役割を果たす。

県民は、住生活基本法の理念を正しく理解するとともに、豊かな住生活と居住環境の実現に向けて、主体的かつ積極的に取り組むことが求められる。県や市町、住宅関連事業者等が提供する情報を適切に選択し、住宅の消費者として正しい知識とよいものを見極める目を養い、自らの責任のもとで住宅を選択、管理していくことが必要である。

また、持続可能な社会やカーボンニュートラルの実現のため、良質な住宅の建設や、既存住宅のリフォーム・修繕、適切な維持管理など、住宅を長く大切に使うことに対する高い意識を持つことが重要である。

(2) 住民組織の役割

良質で快適な居住環境を形成し維持するためには、県民が積極的に地域活動やまちづくりに参加し、よりよい住生活を確保するための取り組みを継続することが必要不可欠である。

地域活動やまちづくりの主要な担い手である自治会、町内会、まちづくり組織、NPO法人等の住民組織は、県民、行政、民間事業者などの多様な主体との連携・協働のもとで、積極的に活動に取り組み、良質で快適な住まい・まちづくりの実現に寄与することが期待される。

(3) 住宅関連事業者の役割

市場における住宅の供給は、その大部分が民間の住宅関連事業者によりなされていることから、住宅関連事業者は良質な住宅ストックの形成、豊かな居住環境の構築のための社会的な責務を有する主体であるとの自覚を持ち、積極的な取り組みを実施することが重要である。

住宅関連事業者は、住宅等の供給者として優れた職能の獲得、技術の研鑽を行うとともに、本計画をはじめとする各種計画のほか、指針、条例、法律の理念や内容を十分に理解し、必要に応じて国や県、市町との連携を行いながら、良質な住宅の整備や管理、県民への情報提供を行うことが求められる。

(4) 住宅関連団体の役割

良質で快適な住まいづくり・まちづくりの実現のためには、県民や住民組織の活動や、行政によ

る政策的対応だけではなく、専門的な立場からの指導・助言やサポートが必要である。

建築、まちづくり、不動産などに関する専門知識や技術に加え、蓄積されたノウハウ、組織力と人的ネットワークをもつ住宅関連団体は、県民に対する支援や行政への協力など、積極的な連携と協働を行うことが期待される。

(5) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、他の地方公共団体、住宅関連団体、住宅関連事業者、住民組織、県民と協力、連携しながら、地域の住宅事情の実態や地域の特性を踏まえたきめ細やかな住宅政策を展開していく必要がある。その際、まちづくり施策、福祉施策、子育て支援施策、地域活性化施策等の住生活に深く関わる分野との連携を図りながら、総合的に住宅施策を推進する。

(5) - 1 市町の役割

市町は、地域の住まい・まちづくりの主体として、地域の住宅需要や住民のニーズを的確に把握するとともに、歴史・文化等の特性を反映し、自主性と創意工夫を活かした豊かな居住環境の構築を目指す。その実現のために、本計画に準じた市町住生活基本計画（市町住宅マスタープラン）を策定すること等により、地域に根ざした住まい・まちづくり施策を計画的に展開する。

子育て支援や高齢者福祉、空き家対策、住宅困窮者への対応、定住・交流人口の拡大、防災力の向上、良好なまちなみの形成等、幅広い視点に基づき、地域に密着した住まいづくり・まちづくり施策を実施する。

(5) - 2 県の役割

県は、他の政策分野と連携しつつ、県全域における住宅政策の基本理念、目標、施策の方向性と推進方針を提示する。

住宅政策の推進のため、原則として広域的・補完的な観点に基づき施策を実施する。各主体の取り組みの効果を最大限発揮するため、県民、住宅関連事業者や市町に対して、必要に応じて支援を行うとともに、的確な連携を実施するなど、総合的な役割を果たす。市町に対しては住宅政策に係る助言等を行い、一体的に住宅施策を実施する。

また、住まい・まちづくりに関する情報の提供や普及啓発、市場の適正な誘導を行う。

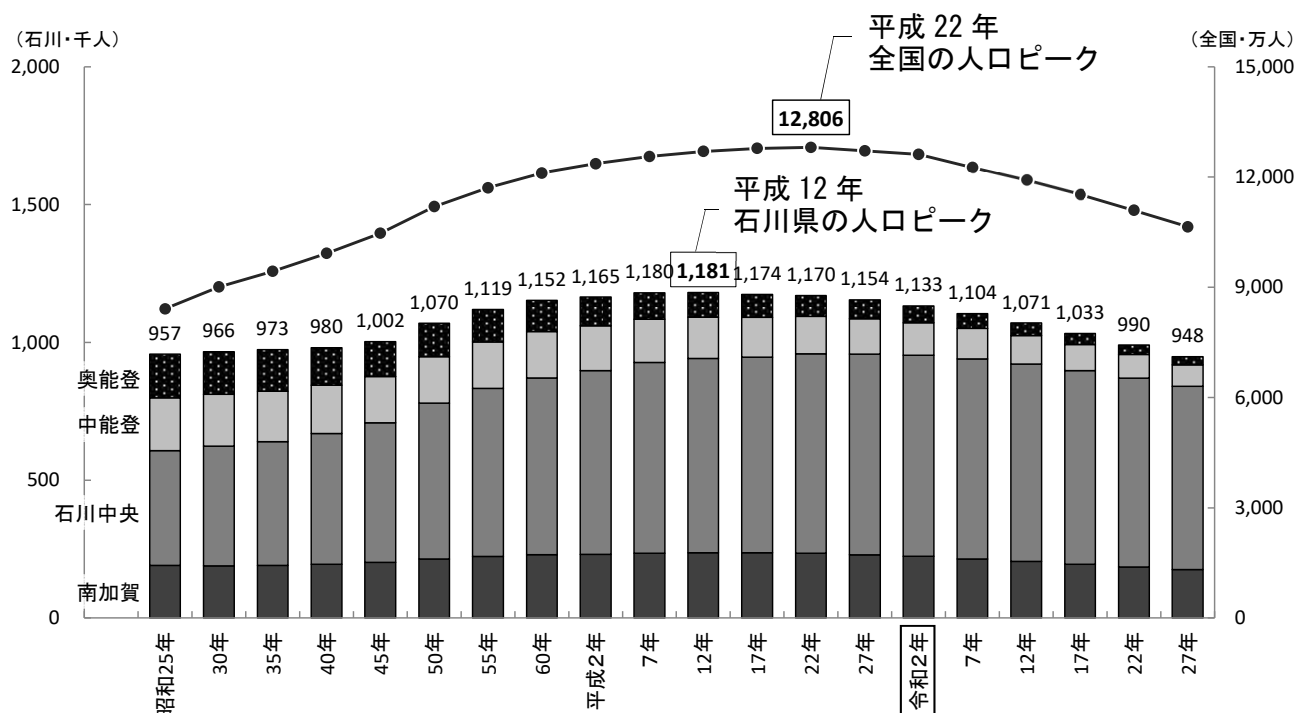
第2章 石川県の住生活を取り巻く状況

1. 人口及び世帯の状況

(1) 人口の推移

- ・ 全国の人口は、平成 22 年（12,806 万人）をピークとして、以降は減少が続いていく。
- ・ 県全体の人口は、平成 12 年（1,180,977 人）をピークに減少に転じ、令和 27 年には、947,918 人にまで減少することが見込まれている。
- ・ 能登地域では、昭和 25 年以降人口減少が続いており、今後も一貫して減少が続くことが見込まれている。県全体に占める割合も減少が続く見込みである。
- ・ 石川中央では、今後人口が減少することが見込まれるが、人口減少率は他の圏域よりも低い水準で推移する。
- ・ 南加賀でも、人口が減少するものの、県全体に占める割合は横ばいが続くことが見込まれる。

図表 県全域及び圏域別の人口推移（石川県・全国）



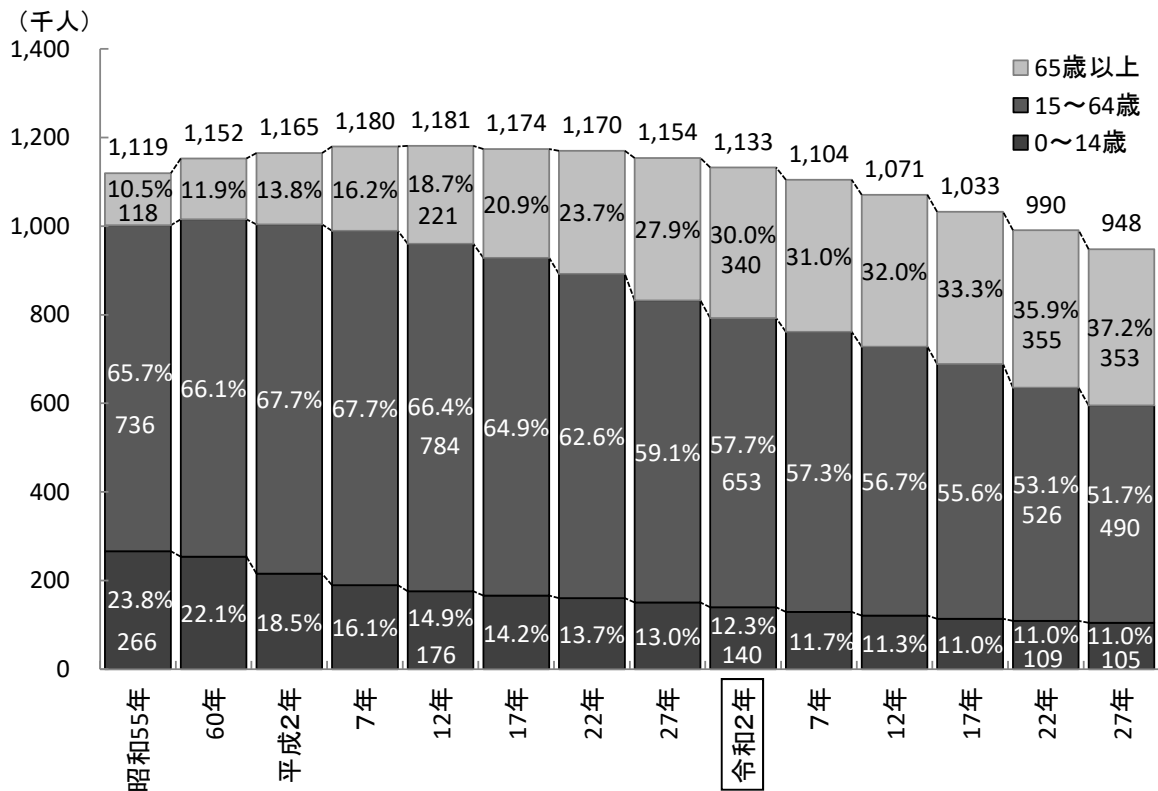
資料：令和 2 年までは国勢調査実績値、令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成 30 年 3 月推計）なお、圏域区分は以下のとおり。

- ①奥能登…輪島市・珠洲市・鳳珠郡
- ②中能登…七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡
- ③石川中央…金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡
- ④南加賀…小松市・加賀市・能美市・能美郡

(2) 年齢別人口の構成比の推移

- ・ 県全体では、年少人口(0～14 歳)が減少、高齢人口(65 歳以上)が増加する少子高齢化の傾向が顕著となっている。
- ・ 高齢人口の比率は今後も増加が続き、令和 2 年に 30%を超え、令和 27 年には 37.2%になることが見込まれる。なお、高齢人口は令和 22 年にピークを迎え、355 千人となり、その後は減少すると推計されている。
- ・ 年少人口の比率は減少が続き、令和 17 年以降、11%程度で横ばいになることが見込まれる。年少人口は、平成 2 年の 216 千人から令和 27 年には 105 千人に半減する見込みである。

図表 年齢別人口の構成比の推移（石川県）



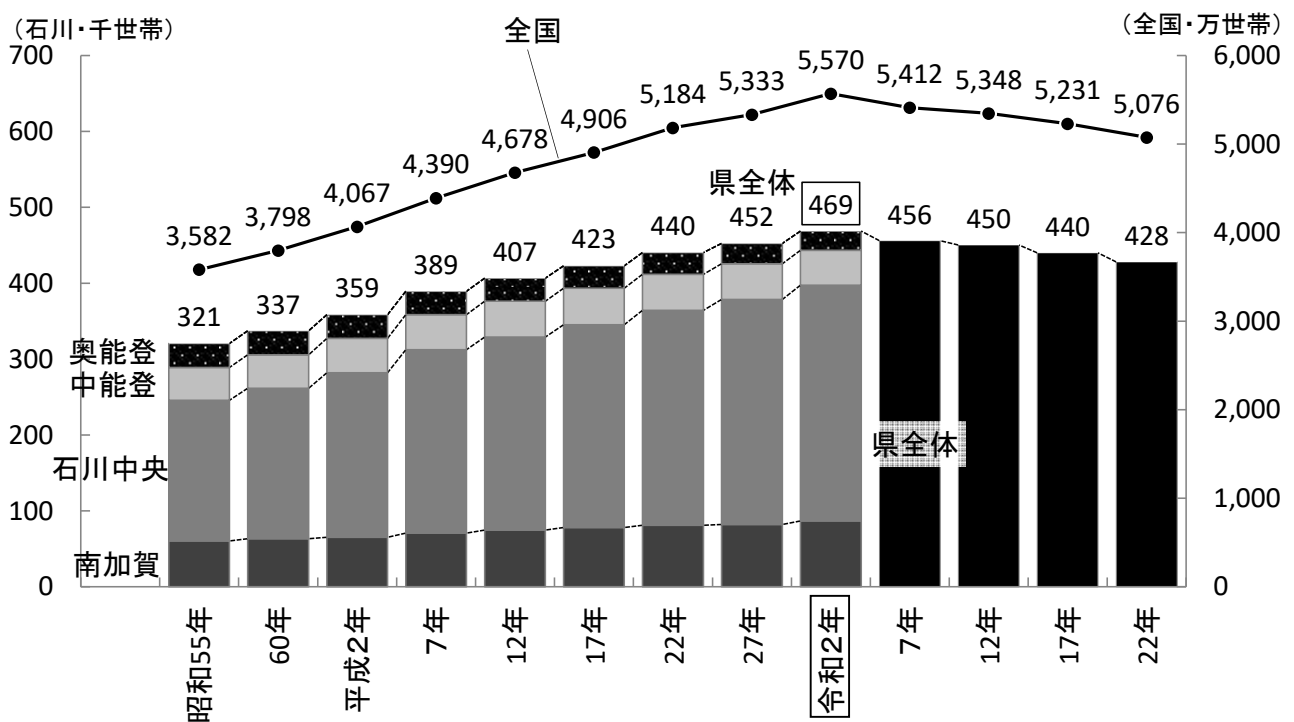
資料：令和 2 年までは国勢調査実績値（年齢不詳分は年齢区分の構成比で按分し、実績値を補正した）

令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成 30 年 3 月推計）

(3) 世帯数の推移

- ・ 県全体の世帯数は、令和2年(468,835世帯)頃をピークに減少に転じ、令和22年には427,911世帯になることが見込まれている。
- ・ 奥能登では、昭和55年以降、一貫して減少が続いている。
- ・ 中能登では、長期的には増加しているが、平成17年をピークに減少に転じている。
- ・ 石川中央、南加賀では着実に増加してきたが、近年は増加率が鈍くなっている。

図表 県全域及び圏域別の世帯数の推移（石川県・全国）



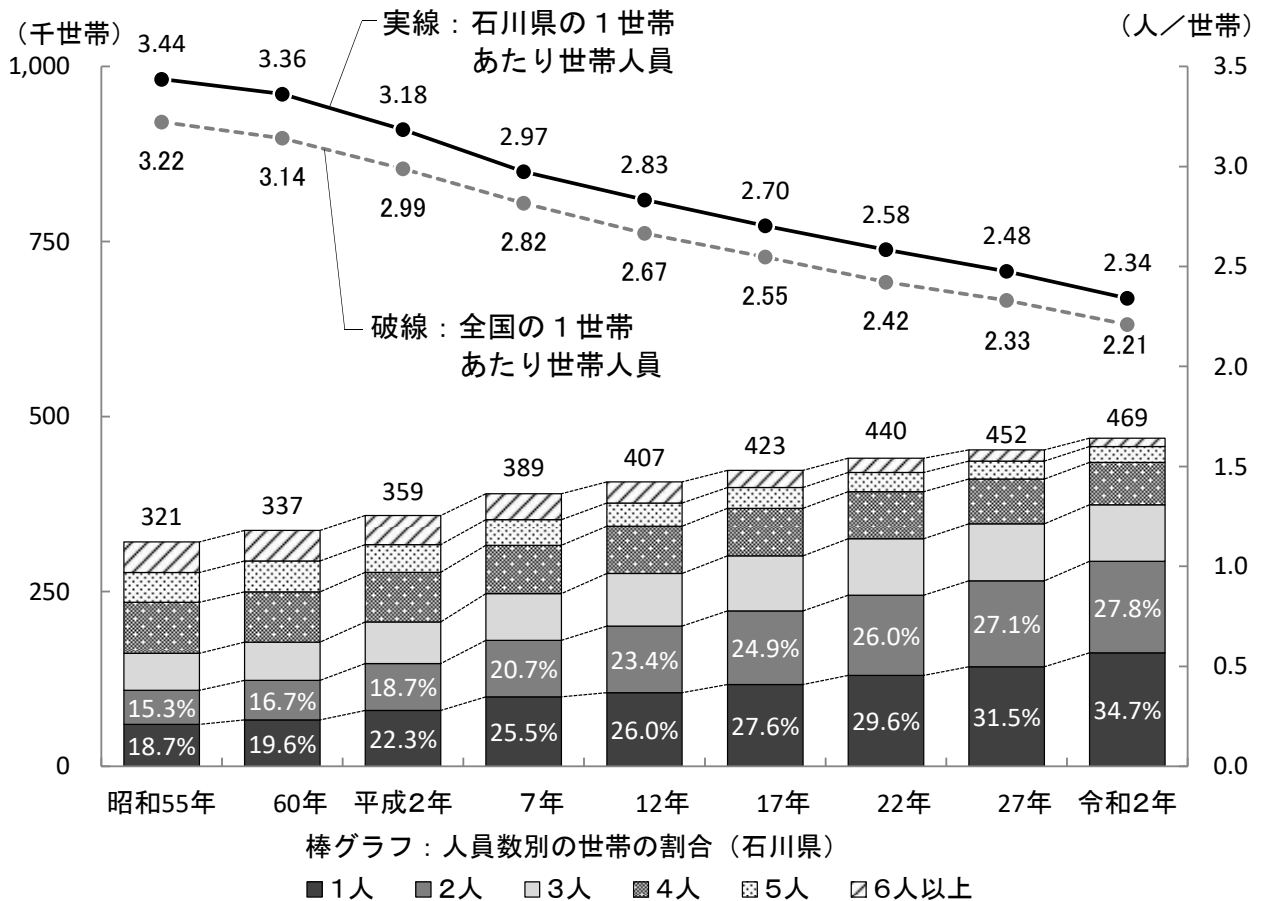
資料：令和2年までは国勢調査実績値、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成31年4月推計）なお、圏域区分は以下のとおり。

- ①奥能登…輪島市・珠洲市・鳳珠郡
- ②中能登…七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡
- ③石川中央…金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡
- ④南加賀…小松市・加賀市・能美市・能美郡

(4) 世帯人員の推移

- ・ 本県の1世帯あたりの世帯人員は、全国水準を若干上回っているものの、全国と同様の傾向で減少傾向が続いている。
- ・ 本県では、昭和55年以降、1人世帯、2人世帯の割合が増加していることから、1世帯あたりの世帯人員は減少し、令和2年時点で2.34人/世帯となっている。
- ・ 令和2年時点で、1人世帯は34.7%、2人世帯は27.8%であり、世帯人員が2名以下の世帯が全体の半数以上(62.5%)を占めている。単身世帯の増加に加え、世帯分離が進んでいることが推察できる。

図表 世帯人員の推移（石川県・全国）

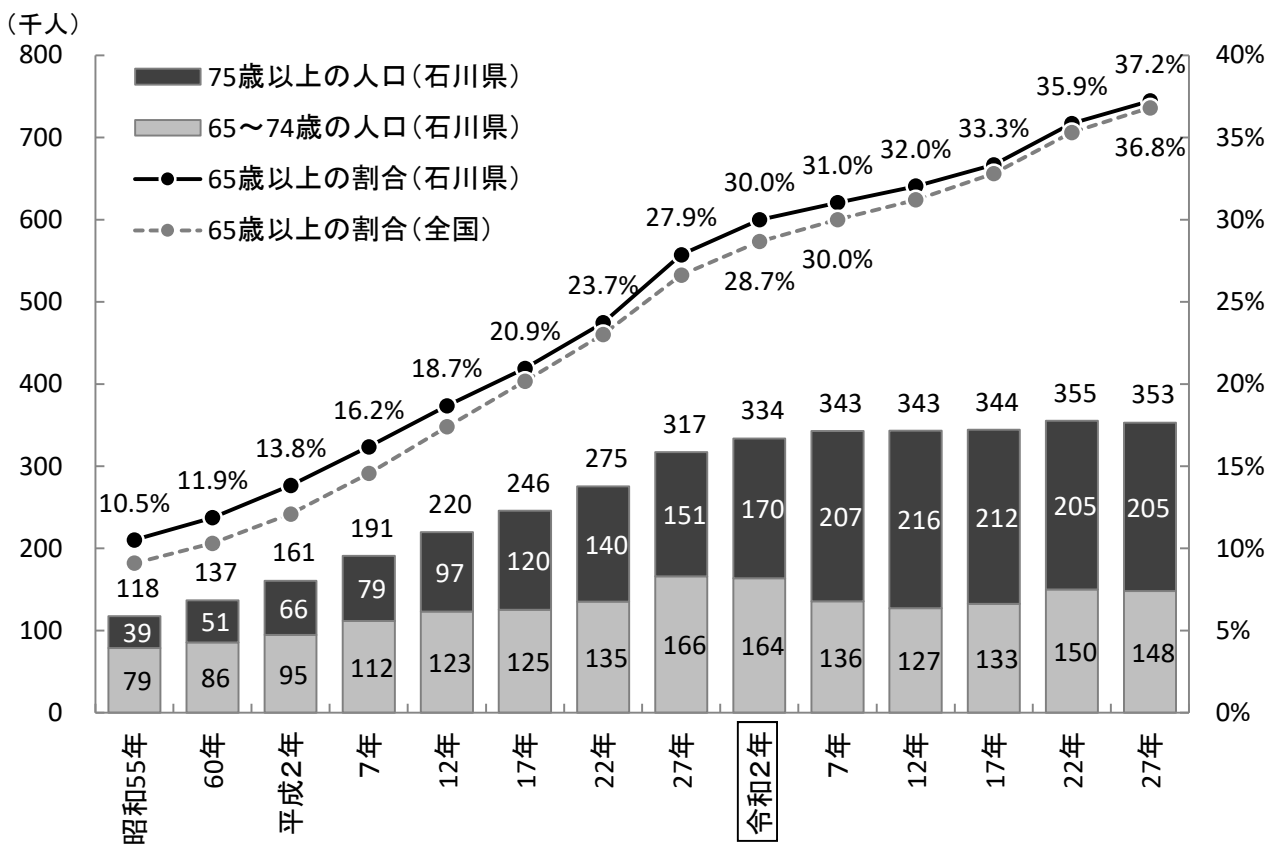


資料：国勢調査

(5) 65歳以上人口の推移

- ・ 人口に占める65歳以上人口の割合は、令和2年時点で30.0%であり、令和27年には37.2%になることが推計されており、全国より高い水準で推移することが見込まれる。
- ・ 65歳以上人口に占める75歳以上(後期高齢者)人口の割合は、年々増加しており、令和2年で半数を越え、令和7年以降は6割を越えて推移する見込みだが、令和17年以降は微減となることが見込まれる。

図表 65歳以上人口と割合の推移(石川県・全国)



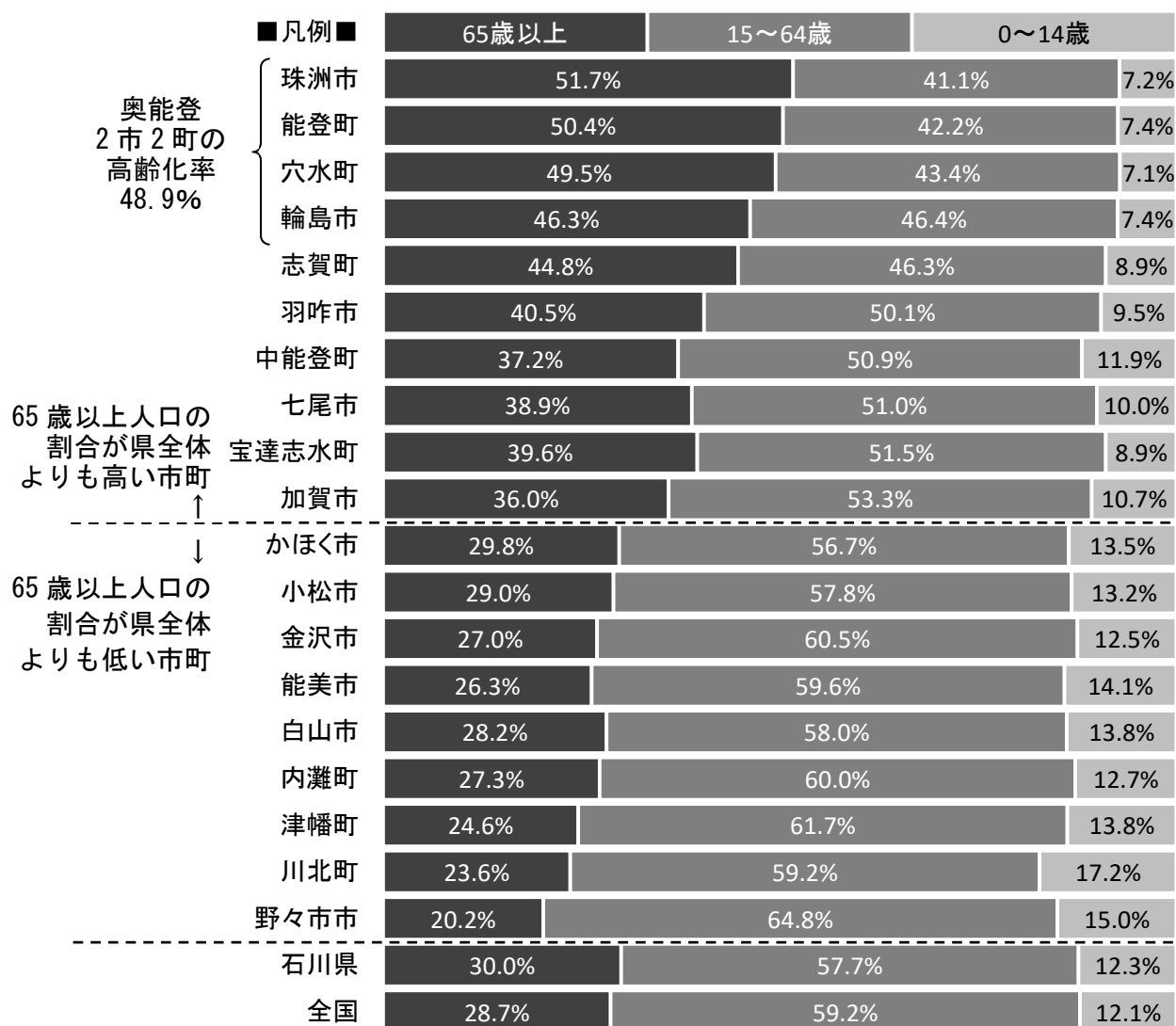
資料：令和2年までは国勢調査実績値

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値(平成30年3月推計)

(6) 市町別の高齢化率の状況

- ・ 令和2年時点で、本県で最も高齢化率が高いのは珠洲市の51.7%である。
- ・ 奥能登の高齢化率は48.9%であり、2市2町の高齢化率は、いずれも45%を超えている。
- ・ 奥能登及び中能登のすべての市町において、県全体の高齢化率（30.0%）を上回っており、能登地方の深刻な高齢化の状況を顕著に示している。
- ・ 高齢化率が最も低いのは野々市市の20.2%であり、高齢化率が最も高い珠洲市との差は31.5ポイントである。

図表 市町別の年齢別人口の構成比（令和2年）



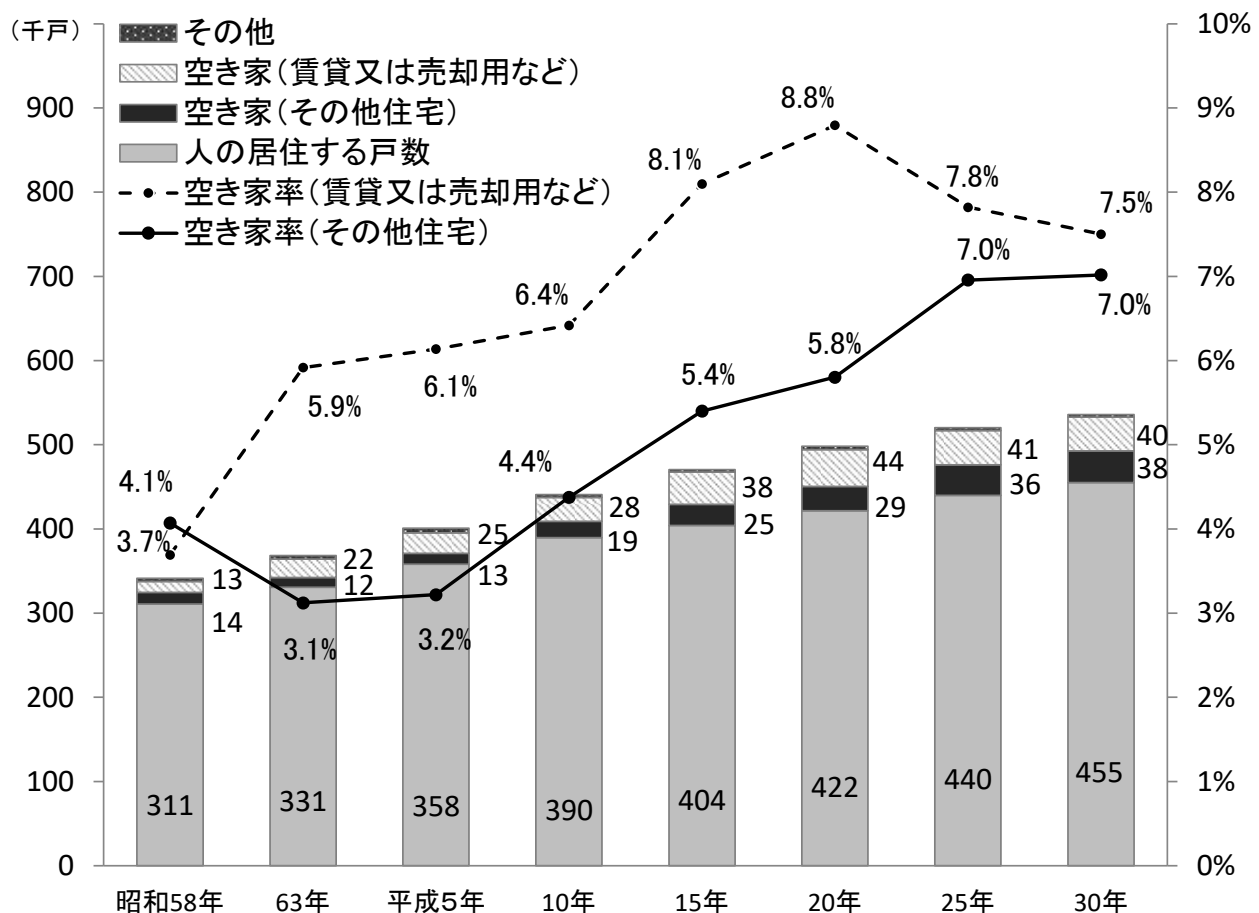
資料：国勢調査（令和2年）（年齢不詳分は年齢区分の構成比で按分し、実績値を補正した）

2. 住宅ストック及び住宅フローの状況

(1) 空き家数と空き家率の推移

- 平成30年時点で、賃貸又は売却用などの空き家は、40,200戸、空き家率は7.5%であり5年前と比べ減少している。
- 賃貸又は売却用などを除く「その他の住宅」の空き家は、37,600戸、空き家率は7.0%で、これまで一貫して上昇していた空き家率は、この5年間では横ばいとなった。しかしながら、空き家数そのものは増加しており、昭和63年から数は約3倍、割合は2倍に上昇している。ただし、空き家数については、平成25年までの年間1,000戸程度の増加から、平成30年までの5年間では年間500戸程度の増加となり、増加ペースの鈍化がみられる。
- 平成20年以降、「賃貸又は売却用など」の空き家率が減少し、「その他の住宅」の空き家率が増加している。これは全国的な傾向と同様であり、住み手がつかないまま放置される可能性のある空き家が増えている傾向がみられる。

図表 空き家数と空き家率の推移（石川県）

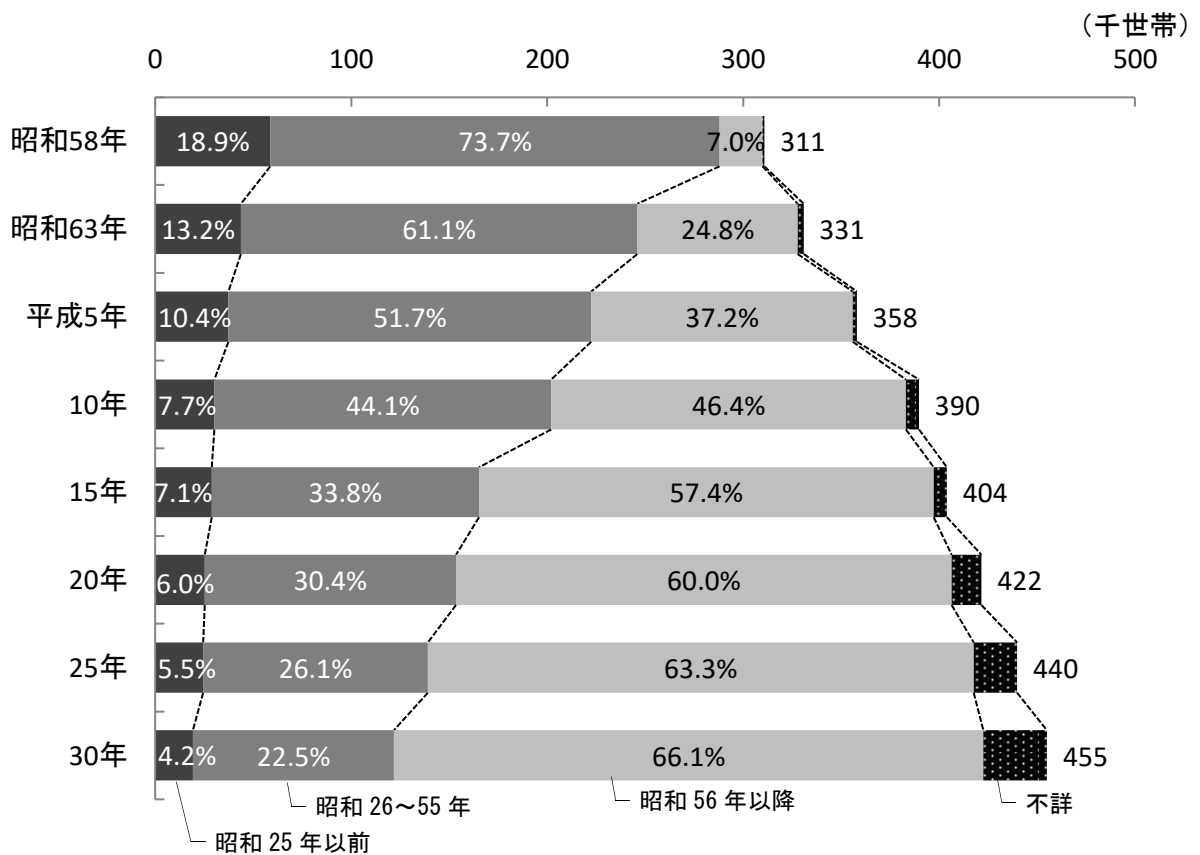


資料：住宅・土地統計調査

(2) 建設時期別の住宅数

- ・ 本県では、平成 30 年時点で居住する住宅のうち 26.7%が昭和 55 年以前に建設されたものである。
- ・ また、平成 30 年時点で町家や古民家などの昭和 25 年以前に建てられた住宅に住んでいる世帯は 4.2%であり、昭和 58 年以降一貫して減少が続いている。
- ・ 旧耐震基準で建設された住宅の割合は年々減少しており、直近では 26.7%となっている。

図表 建設時期別の住宅数（石川県）

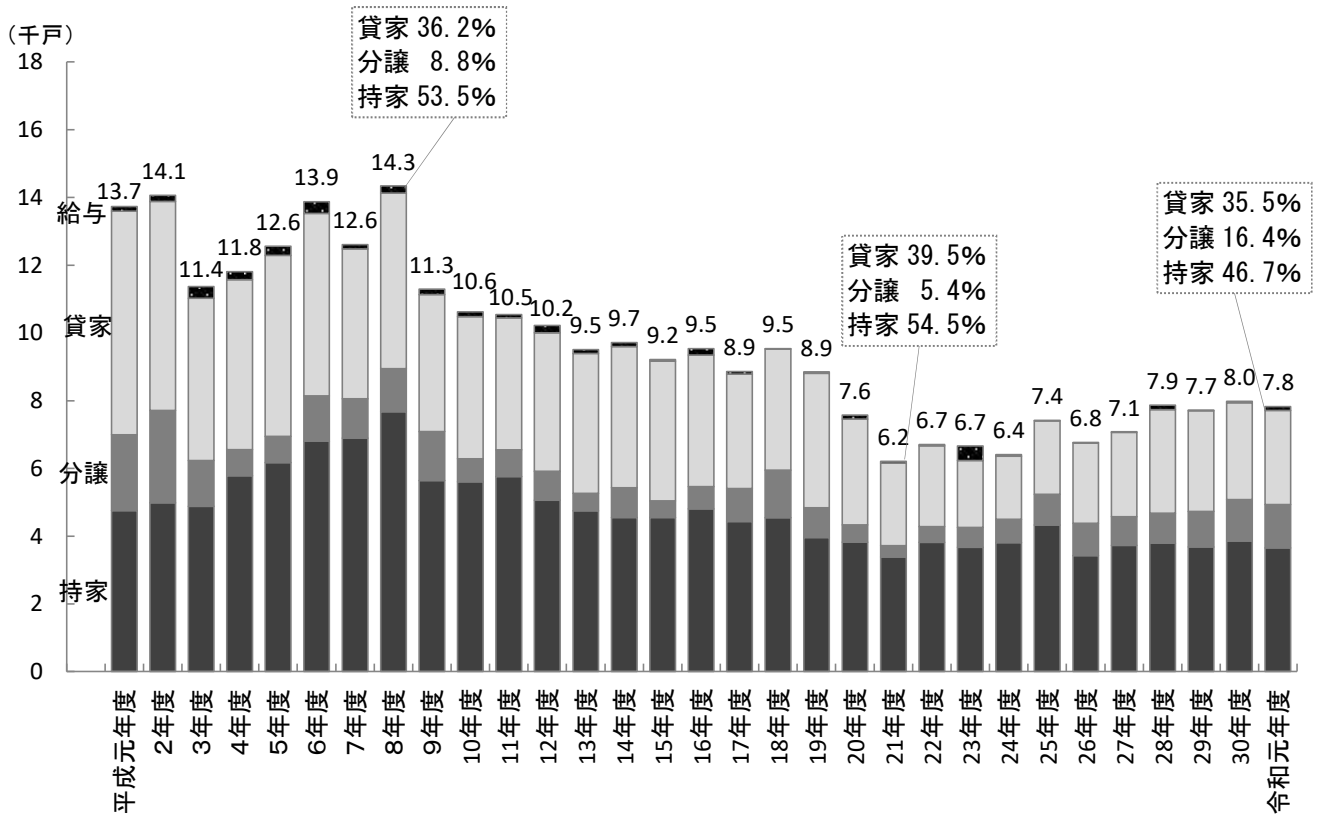


資料：住宅・土地統計調査

(3) 利用関係別の住宅着工戸数

- ・ 令和元年度の新設住宅着工数は 7,825 戸であり、平成 8 年度・14,338 戸の 5 割程度の水準となっている。
- ・ 令和元年度の利用関係別の割合は、持家 46.7%、分譲 16.4%、貸家 35.5%であり、平成 21 年度の持家 54.5%、分譲 5.4%、貸家 39.5%と比較すると、近年は持家の割合が低下し分譲の割合が増加している。

図表 利用関係別の新設住宅着工戸数の推移（石川県）

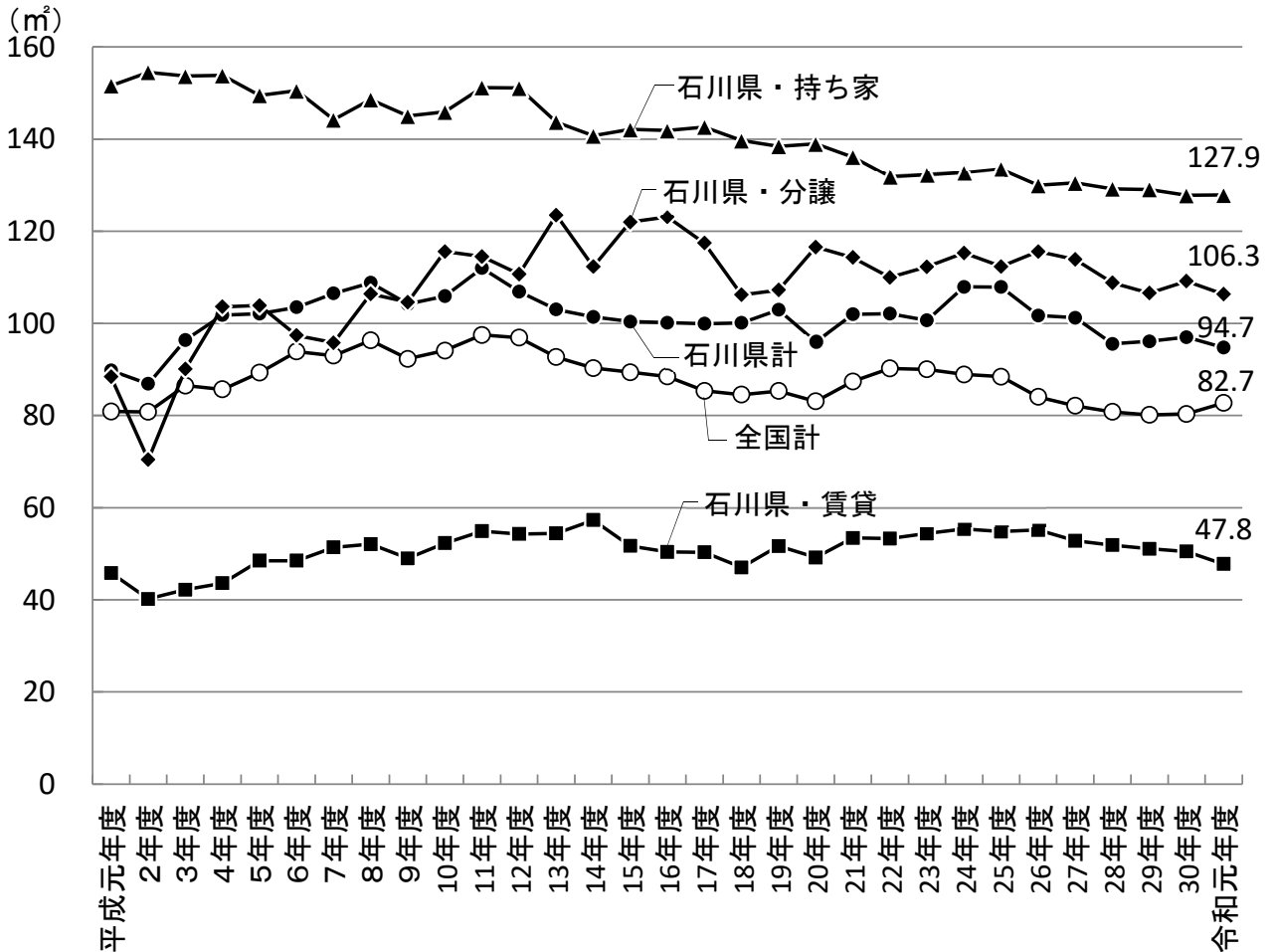


資料：住宅着工統計

(4) 利用関係別の新設住宅の戸当たり床面積

- ・ 令和元年度時点の新設住宅の戸当たり床面積は、持ち家が127.9㎡、分譲が106.3㎡、貸家が47.8㎡であり、持ち家が最も広がっている。
- ・ 長期的にみると、持ち家は縮小、分譲が拡大、貸家は横ばいとなっている。
- ・ 貸家の戸当たり床面積は直近30年間では50㎡前後で推移している。直近では、全体の平均と約47㎡の差があり、持ち家・分譲と比べ貸家の居住水準は低い状況が続いていることがわかる。

図表 利用関係別の新設住宅の戸当たり床面積（石川県・全国）



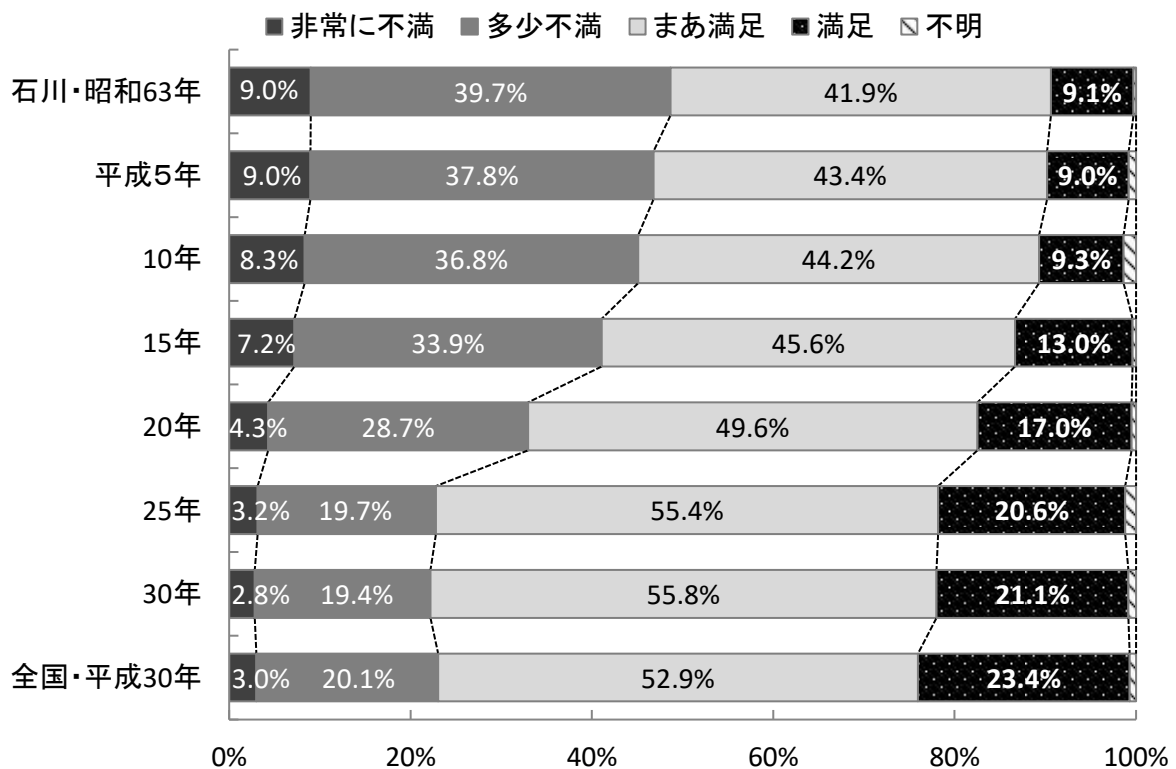
資料：住宅着工統計

3. 住宅・住環境の満足度

(1) 住宅に対する総合的な評価

- ・ 本県では、平成 30 年時点で住宅に不満を感じる世帯の割合が 22.2%（「非常に不満」＋「多少不満」）となっており、昭和 63 年以降で最少であり、一貫して減少が続いているが、平成 25 年と平成 30 年では大きな変化は見られない。
- ・ 本県の不満率は、全国と比較して 0.9 ポイント下回っているものの、「満足」の割合は全国と比較して 2.3 ポイント下回っている。
- ・ 本県では、「まあ満足」の割合が最も高く、全国と比較して 2.9 ポイント高くなっている。

図表 住宅に対する総合的な評価の推移（石川県・全国）

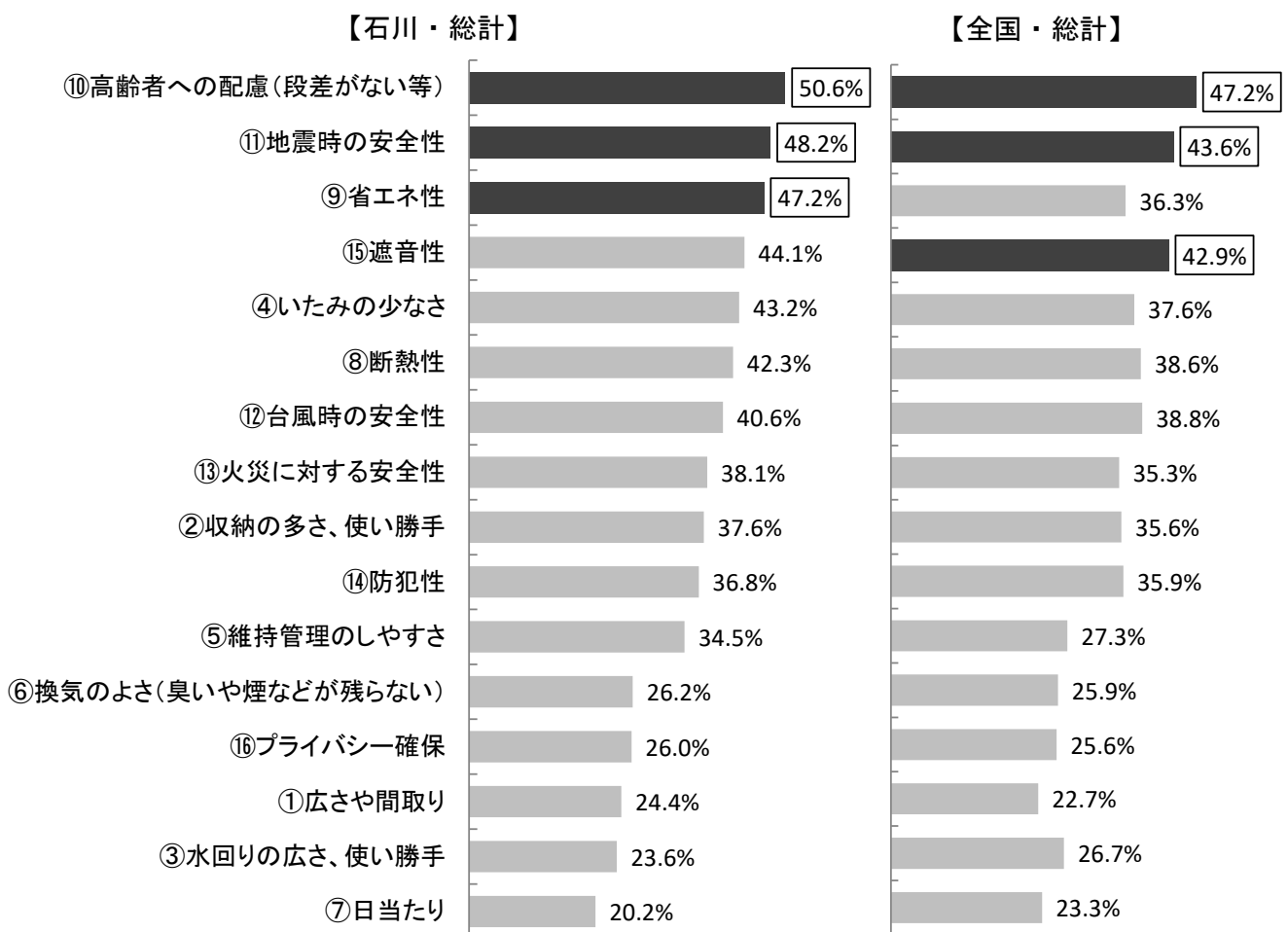


資料：住生活総合調査

(2) 住宅の個別要素に対する評価

- ・ 本県では、「高齢者への配慮（段差がない等）」の不満率が 50.6%と最も高く、ついで、「地震時の安全性」（48.2%）、「省エネ性」（47.2%）の順となっている。
- ・ 全国では、「高齢者への配慮（段差がない等）」の不満率が 47.2%と最も高く、ついで、「地震時の安全性」（43.6%）、「遮音性」（42.9%）の順となっている。
- ・ 全国と比較して、特に省エネ性の不満率が高くなっている。

図表 住宅の個別要素に対する不満率（平成 30 年）

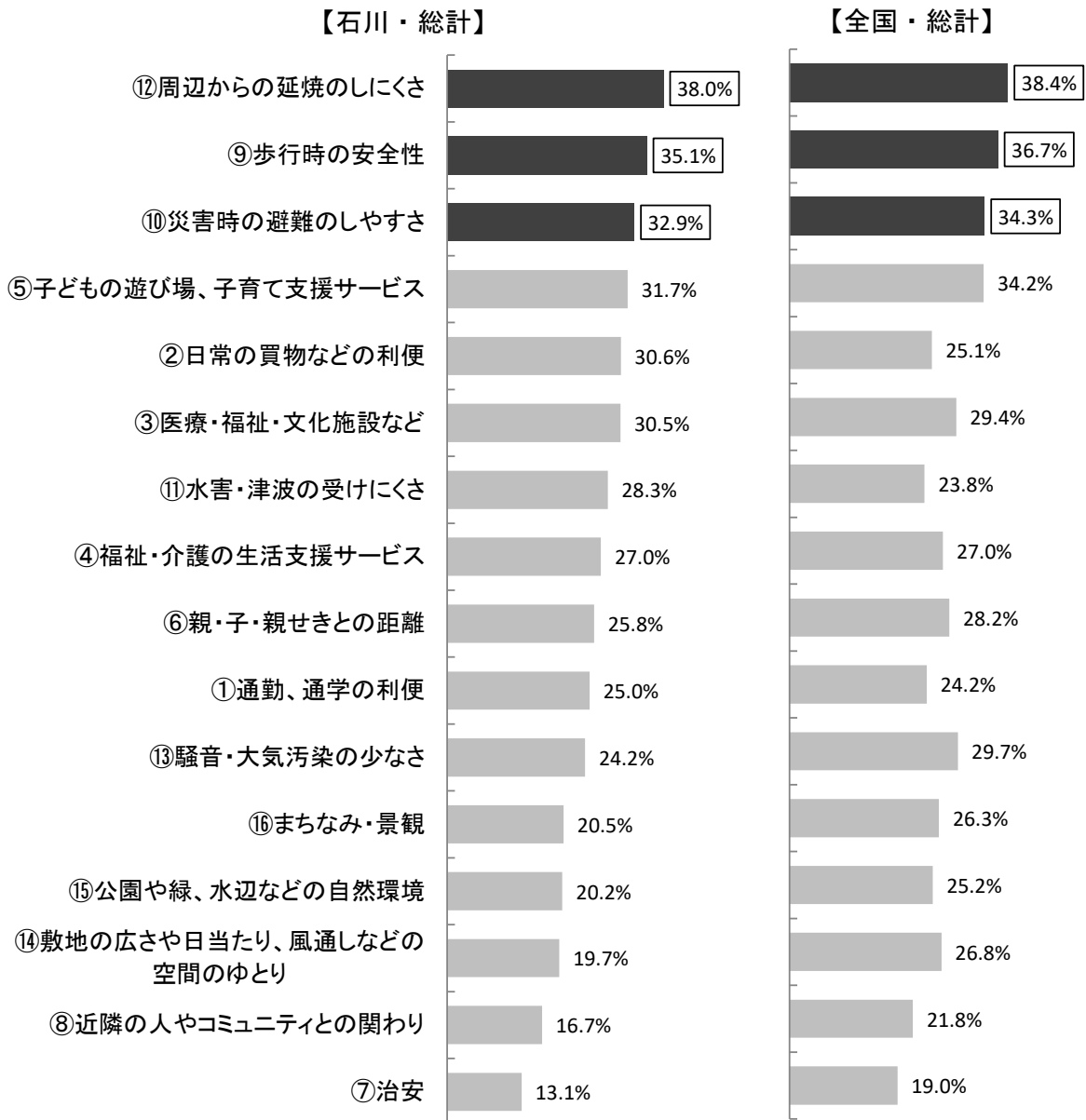


資料：住生活総合調査（平成 30 年）

(3) 住環境の個別要素に対する評価

- ・ 本県では、「周辺からの延焼のしにくさ」の不満率が 38.0%と最も高く、ついで、「歩行時の安全性」(35.1%)、「災害時の避難のしやすさ」(32.9%) となっており、全国と同様に安全性に関する要素への不満率が高い。
- ・ 全国と比較して不満率の高い項目は、「日常の買い物などの利便」「水害・津波の受けにくさ」となっている。一方で、「治安」「近隣の人やコミュニティとの関わり」「敷地の広さや日当たり、風通しなどの空間のゆとり」は全国と比較して不満率が低い。

図表 住環境の個別要素に対する不満率（平成 30 年）

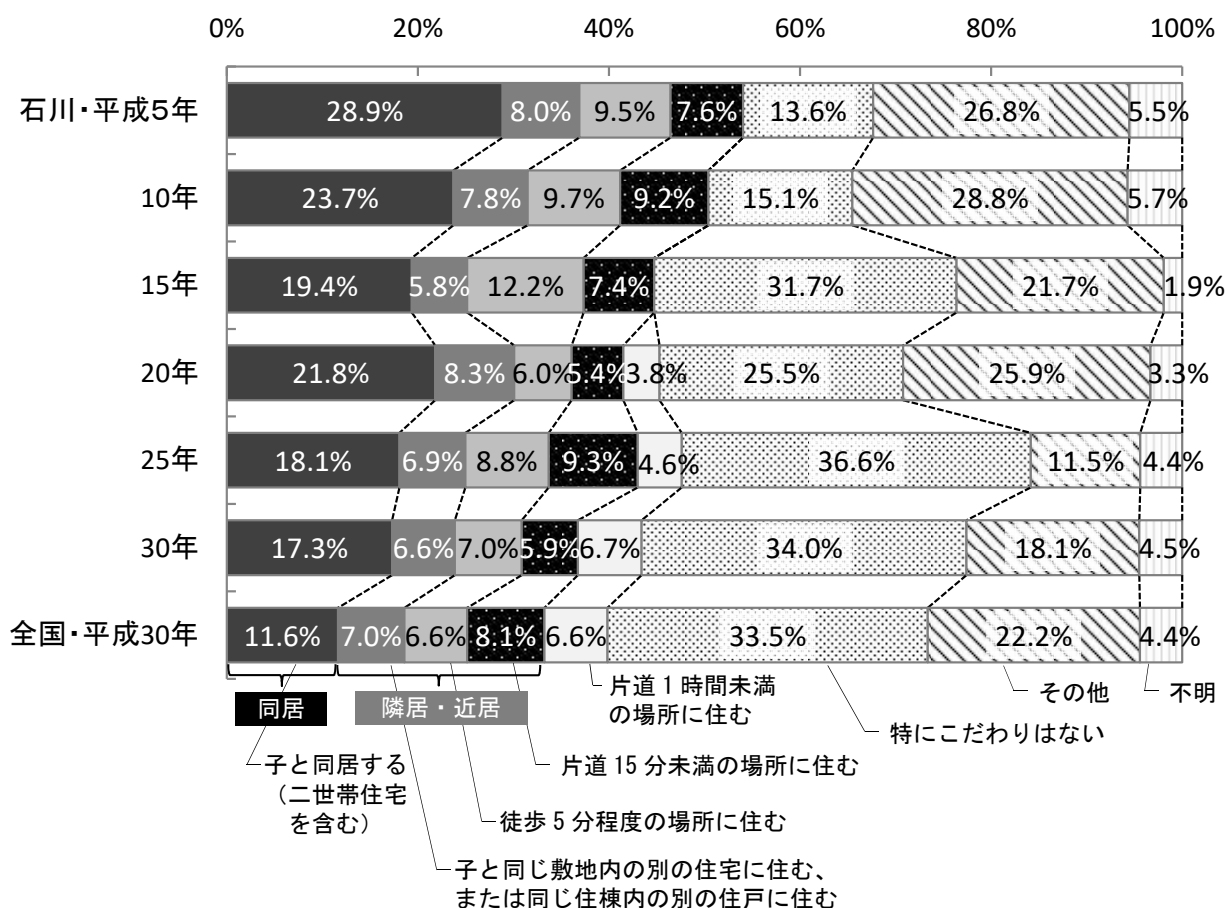


資料：住生活総合調査（平成 30 年）

(4) 高齢期における子世帯との住まい方（距離）の希望

- ・ 高齢期に、子世帯との同居を希望する世帯が 17.3%、隣居・近居を希望する世帯が 19.5%となっており、36.8%が子世帯との同居・隣居・近居を希望しており、平成 25 年と比較して、6.3 ポイント低下している。
- ・ 平成 30 年時点で、本県における子世帯との同居を希望する世帯の割合は、全国と比較して 5.7 ポイント上回っている。一方で、隣居・近居を希望する世帯は全国と比較して 2.2 ポイント下回っており、本県では同居を希望する世帯が全国と比較して多いことが特徴である。

図表 高齢期における子世帯との住まい方（距離）の希望（石川県・全国）

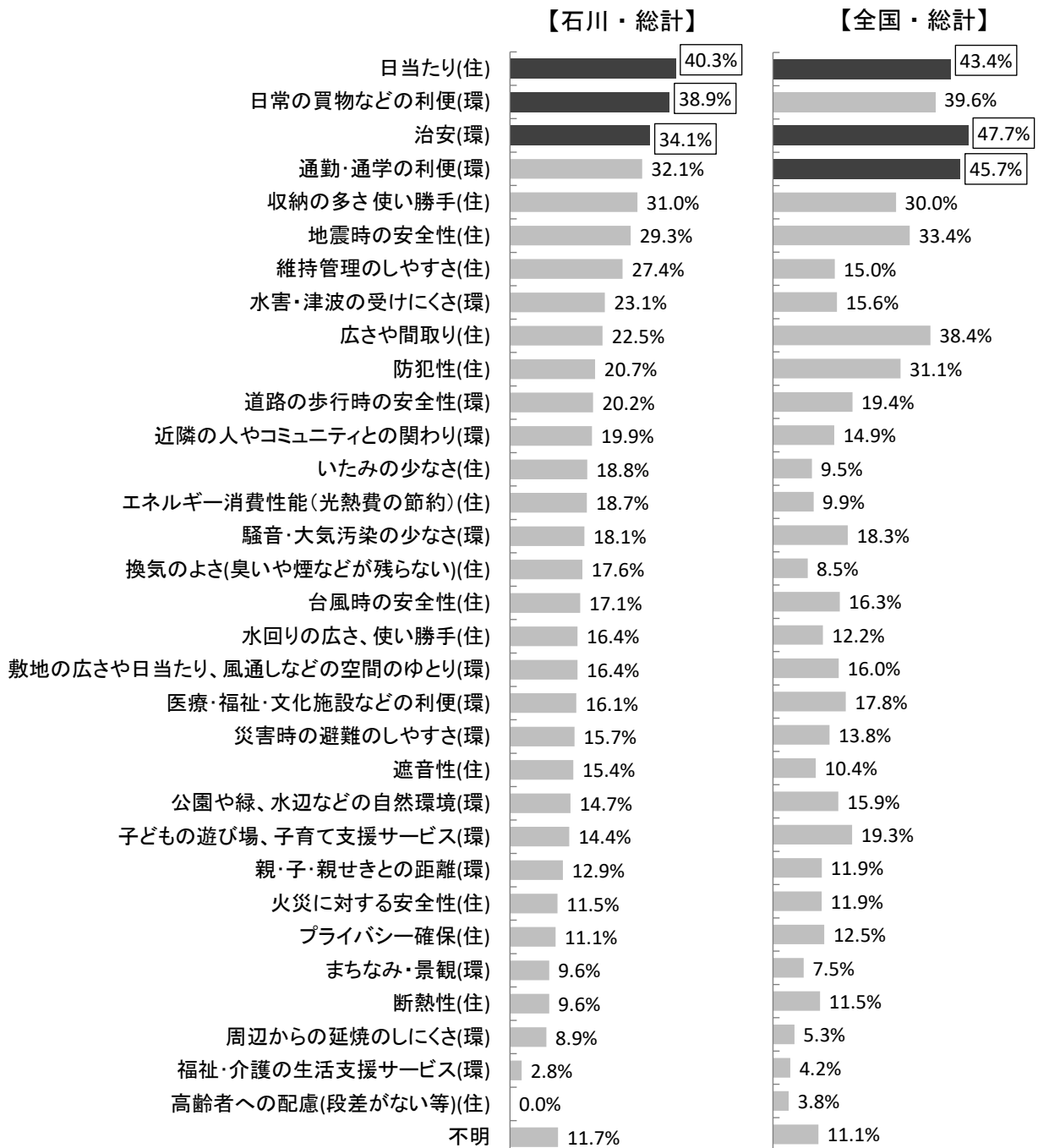


資料：住生活総合調査

(5) 住宅及び住環境に関して子育てのために最も重要であると思う項目

- ・ 住宅及び住環境に関して子育てのために最も重要と思う項目は、「日当たり」(40.3%)、「日常の買い物などの利便」(38.9%)、「治安」(34.1%)の順となっている。全国と同様、日当たりや治安を重視している傾向が見られる。
- ・ 一方、全国と比較して「維持管理のしやすさ」(本県：27.4% 全国：15.0%)、「水害・津波の受けにくさ」(本県：23.1% 全国 15.6%) を重視している傾向が見られる。

図表 子育てのために最も重要であると思う項目 (平成 30 年) ※複数回答



資料：住生活総合調査 (平成 30 年)

4. 住宅政策を取り巻く現状と課題

「ひと」の視点

(1) 少子高齢化のさらなる進展

- ・ 本県の人口は、平成 12 年をピークに減少に転じており、今後も人口減少と少子高齢化の進展が見込まれている。特に、能登地域（羽咋市・羽咋郡以北）で深刻な高齢化の状況がみられる。
- ・ 平成 12 年以降、本県の出生数は減少が続いており、合計特殊出生率は微増傾向にあるものの、今後も少子化傾向が続くものとみられる。
- ・ 少子高齢化に対応するため、子どもを産み育てやすい住環境を確保することや、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、居住福祉環境の実現が求められる。

(2) 単身世帯・少人数世帯の増加

- ・ 本県では、1 世帯あたりの構成人員が減少し、世帯が縮小している。特に、高齢化に伴い、高齢単身者や高齢夫婦のみ世帯が増加しており、これらの世帯が居住人数からみて広い住宅に居住する割合が高まっており、世帯の型と居住面積のミスマッチが進展している。また、ライフスタイルの多様化に伴い、世帯の構成や住まいに対するニーズも変化している。
- ・ 高齢者や障害者など住宅確保要配慮者に対して、重層的な住宅セーフティネットを構築することが求められる。

「住まい」の視点

(3) 耐震性・居住性などが低い既存住宅の存在

- ・ 既存住宅は、建築基準法が求める耐震性を有していない場合や、断熱性能が低い・バリアフリー化が図られていない場合など、耐震性・居住性の面で劣る場合が多い。
- ・ 耐震性・居住性などが低い既存住宅については、耐震改修や総合的なリフォームの実施、建替えによる更新などによって、その解消を図るとともに、将来にわたり長く居住できる構造・性能を有するように誘導していくことが求められる。
- ・ 賃貸住宅（貸家）については、持ち家と戸当たり床面積の格差が大きく、賃貸住宅の面積

水準の向上が求められている。

- ・ 本県における住宅に対する総合的な満足度は高まっているものの、高齢者への配慮、地震時の安全性、省エネ性能に対しては約半数が不満を抱えており、新築・改修による質の高い住宅の供給を推進する必要がある。

(4) カーボンニュートラルを目指した住宅の省エネ化

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物における省エネルギー対策・環境負荷軽減に向けた取り組みを一層強化する必要がある。
- ・ 2025(令和7)年度に原則全ての新築建築物の省エネルギー基準への適合義務化、遅くとも2030(令和12)年度までに省エネルギー基準の段階的な水準の引上げが予定されていることから、事業者・県民への周知・普及が求められる。
- ・ 既存住宅には省エネルギー性の低いものが多く存在しており、断熱性の向上や省エネルギー設備の導入を図るとともに、良質な住宅を長く大切に使う社会を実現していく必要がある。

(5) 多数存在する居住目的のない空き家

- ・ 賃貸・売却用の空き家は減少に転じたが、依然として、賃貸・売却用以外の居住目的のない空き家は増加を続けている。
- ・ 居住目的がなく管理が行き届いていない空き家は安全や衛生の面から周辺に悪影響を与える恐れがあるため、管理不十分な空き家の除却の推進や空き家を発生させないための取組みが求められる。
- ・ また、本県の移住相談件数は全国でも上位を占めており、移住先の住まいを求めるニーズがあることが考えられる。空き家を有効な社会ストックとして捉え、有効活用を促進する。

(6) 中古住宅の流通状況は横ばい

- ・ 中古住宅は有効な社会的ストックであるにも関わらず、住宅市場における中古住宅の流通状況は横ばいとなっている。
- ・ 中古住宅の売買成立件数のうち、中古マンションの占める割合が近年増加し、約3割を占めており、売買価格も戸建と同程度の水準となっている。
- ・ 本県の中古住宅の流通の約7割を占める戸建住宅については、中古住宅の有効活用・流

通促進に向けた取組みを推進するとともに、リフォームによる品質確保等がなされ、消費者が安心して購入できる仕組みづくりが求められる。

「まち・地域」の視点

(7) 多様な主体による住まい・まちづくりの展開

- ・ 県内各地において、地域住民やNPOなどによる、良好な住環境の形成、高齢者福祉、子育て支援、伝統文化の継承など、多様な住まい・まちづくり活動が展開されている。
- ・ 多様な主体による住まい・まちづくり活動を支援し、地域の魅力を高めるとともに、定住促進・住み替え促進・観光振興の一助としていくことが求められる。

(8) 自然災害の頻発・激甚化

- ・ 近年、震災や豪雨水害など、大規模な自然災害が相次いで発生しており、住まい・まちの安全性の確保に総合的に取り組んでいく必要がある。
- ・ 本県では、全国と比較して「水害・津波の受けにくさ」に対する不満率が高くなっている。特に水害は、近年全国各地で頻発していることから、浸水への対応や住宅立地の安全性確保に向けた取組みが求められている。
- ・ 住宅・建築物の安全性向上に向けた取組みをこれまで以上に推進するとともに、市街地全体の安全性の確保や、ハード・ソフト両面から、地域の防災力を強化することが求められる。

(9) 景観形成やまちなみ保全に対する取組みの拡大

- ・ 「能登の里山里海」の保全や、全国最多を誇る重要伝統的建造物群保存地区の選定、地域住民が主体となった景観まちづくり活動など、良好な景観やまちなみ保全に対する取組みが拡大している。
- ・ 「能登の里山里海」に代表される良好な景観やまちなみ、その構成要素である町家や古民家などの歴史的建造物、暮らしの中で培われてきた住文化や伝統的な建築技術など、貴重な地域資源を守り、活かし、次世代に継承していくことが求められる。

(10) 都市の活力低下や能登地域における深刻な人口減少・高齢化

- ・ 能登地域（羽咋市・羽咋郡以北）の高齢化率は約40%となっており、今後の人口減少と高齢化の状況はさらに深刻化することが見込まれる。
- ・ 持続可能で賑わいのある集約型のまちづくりを推進することや、いしかわの強みや地域資源等を活かしたまちづくり・地域づくりを通じて、交流人口の拡大、移住・定住の促進等を行っていく必要がある。

(11) デジタル化の進展や新たな日常

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、在宅ワークや複数地域での居住など新しい住まい方への関心が高まっている。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住まいに対する従来とは異なるニーズが生じている。
- ・ デジタル化の急速な進展や新たな日常に対応し、住宅・建築分野における新技術の活用や、利便性の一層の向上を図っていく必要がある。

第3章 住宅政策の推進方針

1. 住宅政策の基本理念及び視点と目標

(1) 住宅政策の基本理念

安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して

～いしかわの豊かな住生活を次世代へつなぐ～

住宅は、自然環境や災害から人の生命や財産を守り、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であることから、長期間にわたり安心して快適に住み続けることができるよう、質や性能を確保することが求められる。

また、住宅は市街地や都市環境を形成する基本的な社会的資産としての役割も担うことから、地域の安全性や防犯性を確保し、良好なまちなみや景観を形作るとともに、社会生活や地域コミュニティ活動を支える拠点となることが求められる。

近年、人口減少・少子高齢社会が進展する中で、自然災害の頻発・激甚化への対策、脱炭素社会の実現に向けての対応、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新しい生活様式」への転換が必要となるなど、社会状況は大きな変革の時期を迎えており、住宅やそれを取り巻く居住環境に求められる役割はますます大きくなっている。

今後の本県の住宅政策においては、住宅の質をより一層高め、様々な属性の多様な居住ニーズに対応するとともに、ゆとりある居住環境、美しいまちなみや里山里海景観、地域に根ざした住文化等の魅力をさらに磨き上げ、その輝きを未来の世代に着実に継承していくことを目指すこととする。

以上より、「安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して ～いしかわの豊かな住生活を次世代へつなぐ～」を本計画の基本理念に位置づけ、県民・事業者・行政等の各主体が一丸となって理想的な住生活の実現に向けて取り組むこととする。

(2) 住宅政策の視点と目標

基本理念を実現していくため、本計画では「視点」ごとに「目標」を設定し、それぞれの目標に向けて総合的な取り組みを推進する。計画は、3つの視点と4つの目標で構成する。

「ひと」の視点

【目標1】誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

県の人口は平成12年をピークに減少が続いており、年代別では少年人口（0～14歳）の減少、高齢人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が顕著となっている。また、世帯数も今後減少すると推計されているが、高齢者単身世帯は今後も増加する見込みである。

本格的な少子高齢社会において、子どもを生き育てやすい住宅・住環境の確保や高齢者・障害者等の住まいを含む全ての住宅のバリアフリー化が不可欠である。

また、子育て世帯、高齢者世帯など住宅確保要配慮者の居住の安定を確保することも重要であり、基本的な住宅セーフティネットとして公営住宅等を活用するとともに、住宅セーフティネット法に基づく登録住宅の普及・啓発を進め、民間賃貸住宅も含めた住宅セーフティネットの構築を図る。

【目標の考え方】

少子高齢化が進展する中、県民が安心して暮らせる社会づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。県では、安心して子育てができる様々な環境の整備や、高齢者が健康で豊かな生活を送ることができる環境の整備に努めているところであるが、住宅政策においては少子化対策分野や高齢者福祉分野と密接に連携し、物理的な環境と制度的な環境の両面からの一体的な施策を実施していく。

住宅においては、かつてのような広さ（面積）に対する価値は相対的に小さくなり、人のつながりや高齢者の居場所、多世代が交流できる場など、豊かなコミュニティ機能が求められる時代となっている。このような機能もまた住環境の一部ととらえ、個々の住宅や建築のみにとらわれない施策の実施に努めていく。

「住まい」の視点

【目標2】次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進

頻発する災害等から県民の生命・財産を守るため、耐震、防火、防犯、健康などの要素に関し、各種指針を踏まえた住宅の新築・改修により、良質な資産の形成を推進する。

脱炭素社会に向けては、省エネ・創エネや省資源の視点からの住宅づくりを推進する。

良質な住宅ストックを次世代に継承していくため、長期間活用可能な住宅の供給や適切な維持管理を推進するとともに、住まい手の多様なニーズに応じた住宅の選択が可能となるよう、既存ストックの質の向上と流通市場の活性化を図る。

【目標の考え方】

住宅は県民の生活の基盤であり、かつ資産として、様々な質が要求されるものである。安全性や快適性などの質がそれぞれの住宅において確保されることで、地域、ひいてはまち全体の質が高まるものといえる。また、カーボンニュートラルを目指した省エネ化やクリーンエネルギーの導入は国際的な課題であり、住宅分野においても積極的な取り組みを行う必要がある。

このように質の良い住宅をつくり、適切に維持し、長く大切に使うことで、個々の住まい手としても、社会としても、豊かな住生活の構築につなげていく。

【目標3】空き家活用の推進と住宅市場の活性化

空き家は年々増加を続けており、老朽化による損傷、破損による防災性能の低下や、衛生面や景観面での悪化など、近隣住環境へ与える影響が大きいため、空き家の状況に応じて適正な管理・活用と計画的な除却が必要である。

具体的には、空き家情報バンク等による情報提供、点検・改修の履歴の蓄積、住宅の再生やリノベーション等を推進し、空き家の管理・除却・利活用を一体的に進める。

【目標の考え方】

空き家は全国的に増加しており、管理が行き届いていない場合は安全面や衛生面で問題となるものであるが、社会において住宅の量が充足し、子世代が親世代の住宅に住み続けられないことが一般的となっている現在では、空き家は今後も増加していくものと考えられる。

このような状況の下、単に老朽化した空き家を撤去するのみではなく、空き家の発生の予防や利活用といった、価値向上型の方策も必要であり、情報提供・流通促進・マッチング支援などの各種の取り組みを、住宅政策に関わる各主体が連携して実施していく。

「まち・地域」の視点

【目標4】安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり

誇りと愛着の持てる魅力ある地域づくりのためには、県民の意識向上、事業者の育成を図るとともに、まちや住宅が地域を形づくる基本的な社会資本であることを認識し、各地域の美しい街なみや景観を保全・形成し、地域の住文化を継承していくことが重要である。

また、近年、自然災害が頻発・激甚化しており、安全な住まいづくり・まちづくりのためには、防災・減災に向けた総合的な取り組みが必要である。住宅の耐震化に加えて、狭あい道路の解消、空地の確保、災害後の円滑な体制づくりなど、安全性の確保に向けた取り組みを推進する。

【目標の考え方】

本県は、全国トップクラスの暮らしやすさや充実した子育て環境を魅力としており、住宅政策においてもこのような特徴をより高めていくことを目指す。全国の平均と比較し、敷地や住宅の面積が大きいことを活かした、ワークスペース設置など住まいの機能向上や、緑化・園庭による豊かな外部空間の構築は、本県の住環境の魅力向上に資するものと考えられる。

また、北陸新幹線開業に伴う交流人口の拡大や、近年の移住・定住への関心の高まり、企業の地方移転など、様々な社会の変化が起こっているところであるが、全国的に見ると、北陸地方は防災や物流面では太平洋側地域の代替的な機能を有しており、地理的なメリットはますます高まっていると考えられる。このような状況を前向きにとらえ、本県の魅力や価値をさらに高めていくという考えの下、住宅政策を実施していく。

2. 施策効果を把握するための成果指標

(1) 成果指標の見直しの基本的考え方

- ・ 「石川県住生活基本計画 2016」では、住宅政策の施策効果を定量的かつ定期的に把握・分析・評価するために、12 項目の成果指標を設定し、目標値の達成に向けて各種の施策を推進してきた。
- ・ 今回、5 年間の社会情勢の変化に加え、新たな住生活基本計画（全国計画・令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）における住宅政策の方針や、成果指標の見直し状況、本県の住宅政策の実績や進捗状況等を勘案し、成果指標の見直しを行った。
- ・ 12 指標の見直しの結果、7 指標を継続、2 指標を見直し、3 指標を廃止（観測指標に移行）、3 指標を新たに追加することとした。

(2) 前計画(石川県住生活基本計画 2016)における成果指標の進捗等

- ・ 本計画の見直し前の石川県住生活基本計画（平成 29 年 3 月策定）で定めた成果指標の現況値は次表のとおりであり、全国との比較も踏まえると、進捗は概ね良好となっている。
- ・ なお、以下の 4 指標は数値が改善されておらず、今後さらなる取組が必要である。

(4)最低居住面積水準未満率

総合的な居住支援が重要であり、住宅施策と、生活困窮者自立支援制度等の福祉施策とのさらなる連携を図る。

(7)新築住宅における認定長期優良住宅の割合

本県は在来木造住宅の比率が全国的に高いが、小規模な工務店等においては長期優良住宅を標準仕様としていない場合が多い。制度のさらなる周知を図ることが重要である。

(8)住宅のリフォーム実施戸数の比率

本県の現状値は 5 年前より低下したものの、全国値(H30 : 3.6%)を上回っている状況にあり、リフォームへの意欲は高い。今後も、補助制度の活用等によりリフォームを推進する。

(10)既存住宅の流通シェア

本県の既存住宅流通の約 7 割を占める戸建住宅について、各種支援制度や普及啓発によりストック活用を推進する。

石川県住生活基本計画 2016				現況値 (集計年)
目標	成果指標 (見直し後)	策定時 (集計年)	目標値 (目標年)	
目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	(1)子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	59.5% (H25)	70% (R7)	59.8% (H30)
	(2)高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の割合	75% (H26)	90% (R7)	85.5% (R2)
	(3)住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	53.1% (H25)	75% (R7)	52.7% (H30)
	(4)最低居住面積水準未満率	2.0% (H25)	早期に 解消	2.8% (H30)
目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	(5)耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 ※1	76% (H25)	95% (R7)	82.0% (H30)
	(6)住宅のリフォーム実施戸数の比率	5.5% (H25)	7% (R7)	4.4% (H30)
	(7)省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	33.6% (H25)	50% (R7)	37.6% (H30)
	(8)新築住宅における認定長期優良住宅の割合	10.5% (H26)	20% (R7)	9.8% (R2)
目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	(9)空家等対策計画を策定した市町の割合	0割 (H26)	概ね8割 (R7)	10割 (R2)
	(10)既存住宅の流通シェア	15.9% (H25)	30% (R7)	13.5% (H30)
目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上	(11)街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数 ※2	137 地区 (H26)	190 地区 (R7)	199 地区 (R2)
	(12)まちづくり活動団体数 ※3	222 団体 (H26)	300 団体 (R7)	271 地区 (R2)

※1 「石川県耐震改修促進計画」より引用

※2 「石川県長期構想」より引用(市町のまちづくり条例等に基づくまちづくり協定締結地区、街なみ環境整備事業実施地区、地域連携沿道環境創出事業実施地区等の合計)

※3 「石川県長期構想」より引用(まちづくり活動を行うNPO法人、まちづくり協議会、地域づくりのボランティア活動を行っている団体等の合計)

(3) 成果指標の見直し状況

目標	見直しの区分	成果指標 (見直し前)	成果指標 (見直し後)
目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	【廃止】 (観測指標に移行)	(1)子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	豊かな住生活は、必ずしも面積のみで評価するものではないことから、観測指標に移行する。
	【追加】		[1]子育て世帯における住宅及び居住環境に対する満足度
	【見直し】	(2)高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の割合 高齢者を含む住宅確保要配慮者の多様なニーズを踏まえ、施設の併設のみでは評価が難しいため見直し。	[3]居住支援体制を構築した市町の人口カバー率 (法定の居住支援協議会の設立、住生活基本計画への支援体制の位置付け等)
	【継続】	(3)住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	[2]住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)
	【廃止】 (観測指標に移行)	(4)最低居住面積水準未満率	豊かな住生活は、必ずしも面積のみで評価するものではないことから、観測指標に移行する。
目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	【継続】	(5)耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 ※1	[4]耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率
	【継続】	(6)住宅のリフォーム実施戸数の比率	[7]住宅のリフォーム実施戸数の比率
	【継続】	(7)省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	[5]省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)
	【継続】	(8)新築住宅における認定長期優良住宅の割合	[6]新築住宅における認定長期優良住宅の割合
目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	【見直し】	(9)空家等対策計画を策定した市町の割合 全ての市町で計画を策定したため、空家の実態を表す指標に見直し。	[8]居住目的のない空き家数
	【継続】	(10)既存住宅の流通シェア	[9]既存住宅の流通シェア

目標	見直しの区分	成果指標 (見直し前)	成果指標 (見直し後)
目標4 安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり	【廃止】 (観測指標に移行)	(11)街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数 ※2	目標値を超えたため、観測指標に移行する。
	【継続】	(12)まちづくり活動団体数 ※3	[10]まちづくり活動団体数
	【追加】		[11]住宅の災害時の安全性に対する満足度(地震時の安全性・台風時の安全性)
	【追加】		[12]住環境の災害時の安全性に対する満足度(災害時の避難のしやすさ、水害・津波の受けにくさ)

※1 「石川県耐震改修促進計画」より引用

※2 「石川県長期構想」より引用(市町のまちづくり条例等に基づくまちづくり協定締結地区、街なみ環境整備事業実施地区、地域連携沿道環境創出事業実施地区等の合計)

※3 「石川県長期構想」より引用(まちづくり活動を行うNPO法人、まちづくり協議会、地域づくりのボランティア活動を行っている団体等の合計)

見直し後の成果指標[1][11][12]については、県民の満足度を指標としている。これらは施策効果を客観的・具体的に示すものとして十分とはいえないものの、国土交通省の住生活総合調査を出典としており継続的な観測が可能であること、全国や他都道府県の数値との比較が可能であることから、施策効果を総合的に示すものとして採用している。

成果指標の設定にあたっては、現行の統計調査(住宅・土地統計調査、住生活総合調査等)により得られるデータに限界があること、目標の達成度を定量的に示す考え方が確立していないことなどの課題がある。施策効果をよりの確に把握するための充実した成果指標の設定が可能となるよう、今後の計画の見直しに向けて、国・市町等と連携して必要なデータの充実、定量化の検討等を行うことが重要である。

(4) 成果指標の目標値

目標	指標の区分	成果指標 (見直し後)	現状値 (集計年)	目標値 (目標年)
目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	子育て支援	[1]子育て世帯における住宅及び居住環境に対する満足度	81% (H30)	向上 (R12)
	バリアフリー	[2]住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	52.7% (H30)	75% (R12)
	セーフティネット	[3]居住支援体制を構築した市町の人口カバー率 (法定の居住支援協議会の設立、住生活基本計画への支援体制の位置付け等)	—	50% (R12)
目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	耐震化	[4]耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	82% (H30)	95% ※1 (R7)
	脱炭素化	[5]省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	37.6% (H30)	50% (R12)
	長寿命化	[6]新築住宅における認定長期優良住宅の割合	9.8% (R2)	20% (R12)
	ストック活用	[7]住宅のリフォーム実施戸数の比率	4.4% (H30)	7% (R12)
目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	空き家	[8]居住目的のない空き家数	37,600戸 (H30)	4万戸程度におさえる (R12)
	流通促進	[9]既存住宅の流通シェア	13.5% (H30)	20% (R12)
目標4 安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり	まちづくり	[10]まちづくり活動団体数	271団体 (R2)	300団体 ※2 (R7)
	住宅の防災	[11]住宅の災害時の安全性に対する満足度(地震時の安全性・台風時の安全性)	51% (H30)	向上 (R12)
	地域の防災	[12]住環境の災害時の安全性に対する満足度(災害時の避難のしやすさ、水害・津波の受けにくさ)	62% (H30)	向上 (R12)

※1 「石川県耐震改修促進計画」より引用

※2 「石川県長期構想」より引用(まちづくり活動を行うNPO法人、まちづくり協議会、地域づくりのボランティア活動を行っている団体等の合計)

なお、上記計画の見直し等により成果指標に変更があった場合は、本計画においても同様の変更があったものとみなす。

(5) 観測指標及び関連する目標

観測指標

目標	指標の区分	観測指標	現状値 (集計年)
目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域 社会の実現	子育て 支援	子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	59.8% (H30)
	セーフティ ネット	最低居住面積水準未満率	2.8% (H30)
目標3 空き家活用の推進と 住宅市場の活性化	空き家	居住目的のない空き家の比率	7.0% (H30)
目標4 安全で魅力ある住まい づくり・まちづくり	まち づくり	街並み景観形成のための「まちづくり協定 等」を締結した地区数	199 地区 (R2)

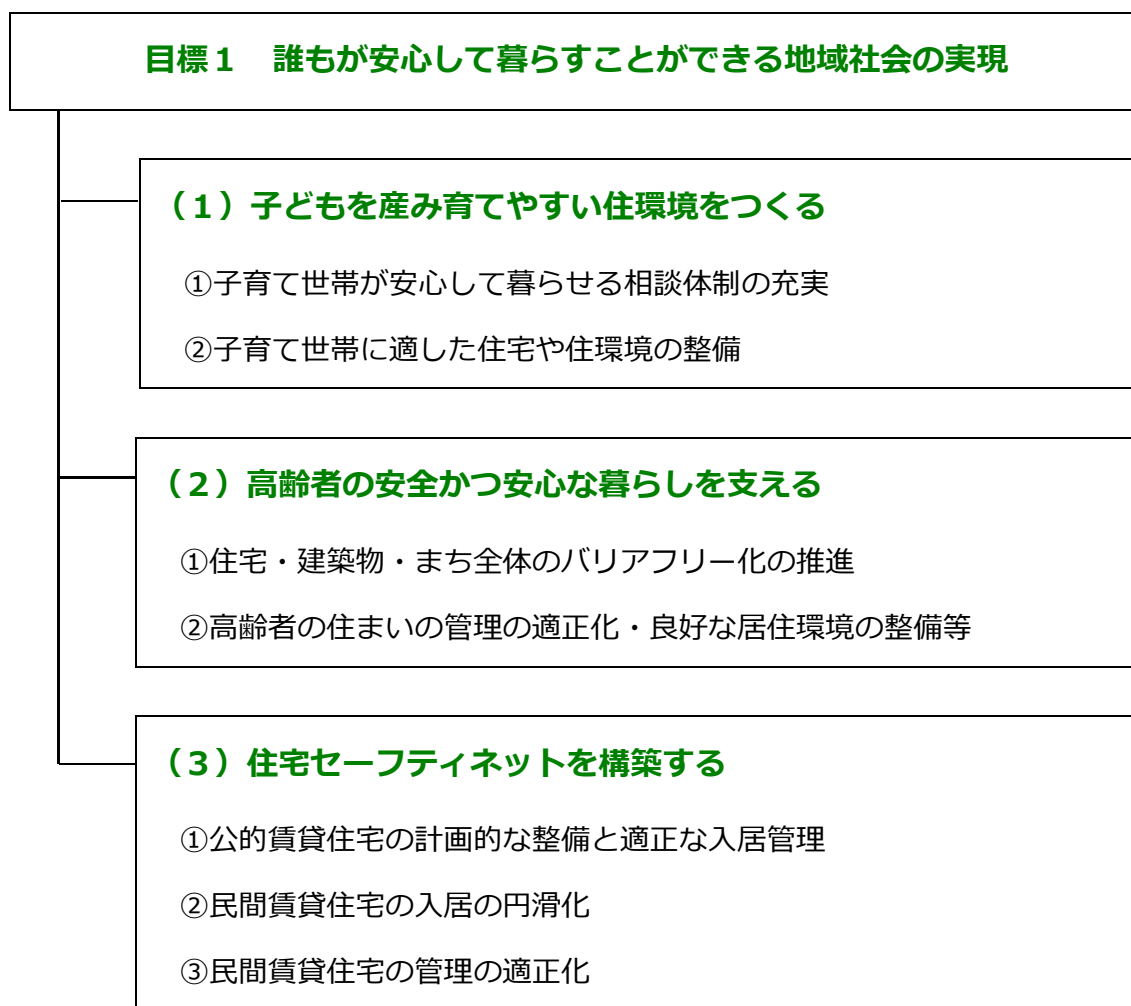
関連指標

老人ホームの整備目標については石川県長寿社会プラン 2021 に定めるとおりとし、当該計画の見直しにより整備目標に変更があった場合は、本計画においても同様の変更があったものとみなす。

3. 基本の方針と施策

目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

◆施策構成



注)

- ・本文中に「」で記載されているものの一部は、「本県の取組み事項」を詳述しています
- ・本文に関連する内容について、コラムを掲載しています

(1) 子どもを産み育てやすい住環境をつくる

■ 基本の方針

少子化の進行は様々な要因が絡み合っており、その対策には多分野からのアプローチが必要である。住宅政策の担う役割は、子どもを産み育てやすい居住環境を提供することであり、具体的には、出産・子どもの成長・親との同居など、様々なライフステージの居住環境に対応するための情報提供や相談体制の充実、住み替え支援等を推進する。

■ 施策

(1)-①

子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実

- ・ 子育てに適した住宅（対面キッチン、ゆとりある間取り、遮音性、広い浴室、物干しスペースの確保、間取りを容易に変更できる可変性等）の新築・取得・リフォームなどに関する相談に対して、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による相談体制のさらなる充実を図る。
- ・ 子育て世帯の賃貸住宅への入居や住み替えがしやすくなるよう、住宅セーフティネット制度の普及を図るとともに、セーフティネット住宅の登録を推進する。
- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅やセーフティネット住宅の情報提供を継続する。
- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町が中心となって、三世帯同居・近居に関する相談体制の充実を図る。

(1)-②

子育て世帯に適した住宅や住環境の整備

- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町が中心となって、三世帯同居・近居に必要なリフォームや住み替えに対する支援を行う。
- ・ 「プレミアム・パスポート事業」等により、住宅関連事業者の協力のもと、子育て世帯が行う住宅改修・新築費用・不動産仲介手数料の割引等を推進する。

セーフティネット

「安全のための網」のことで、社会生活、健康、経済など様々な分野において、損失の回避や救済のための仕組みを意味する言葉として用いられる。

セーフティネット住宅

高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された賃貸住宅

住宅確保要配慮者

高齢者、障害者など住宅の確保に配慮を要する者

- ・ 公営住宅における機関保証制度の導入を促進し、子育て世帯等の入居の円滑化を図る。
- ・ 公営住宅におけるひとり親世帯等の優先入居や未就学児がいる世帯の収入基準の緩和を継続し、子育て世帯を支援する。
- ・ 石川県防犯まちづくり条例に基づく指針の普及により、防犯に配慮した子育てしやすい住まい・まちづくりの普及・啓発を図る。
- ・ 公的賃貸住宅団地の集会所を活用した、団地内外の地域住民の交流活動や、高齢者・子ども等の各世代の交流活動を推進する。



本県の取組み事項

いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

県内の住宅相談を行っている主な機関と行政により構成する組織で、県民からの住宅相談に迅速で的確な対応と総合的な住情報の提供ができるよう、各機関の情報交換、相談内容に適した機関への相談の受け渡し等の連携、相談能力向上のための研修を実施している。H15年設立。

プレミアム・パスポート事業

子育てを社会全体で支えることを目的に、妊娠中の子を含めて2人以上の子ども(満18歳未満)がいる県内の家族を協賛企業が支援する制度。プレミアム・パスポートを協賛企業の店舗において提示することで割引等の特典が受けられる。対象となる協賛企業の店舗は約3,000。

石川県防犯まちづくり条例に基づく指針

石川県防犯まちづくり条例に基づく、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する指針のこと。敷地内の配置・動線や、玄関、窓、バルコニー等の配慮事項について示している。

公的賃貸住宅の集会場を活用した交流活動

これまで、県営住宅の集会場において、こども食堂や高齢者向けサロン等の活動が実施されており、団地内外の各世代の交流がなされている。

(2) 高齢者の安全かつ安心な暮らしを支える（石川県高齢者居住安定確保計画）

※本項を含め、本計画における高齢者の居住の安定確保に係る部分は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく「石川県高齢者居住安定確保計画」として位置づける。

■ 基本の方針

高齢社会にあっては、高齢期の生活を前提とした居住環境づくりが必要不可欠である。

物理的環境の面からは、住まいにおける障害（バリア）を解消するため、新築段階からのバリアフリー化と、既存住宅のバリアフリー改修の2つの視点から取り組みを行う。制度の面からは、住宅部局と福祉部局が連携し、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの供給促進を図るなど、「住宅」から「施設」まで、高齢者の要支援・要介護状況に応じた多様な住まいの供給などにより、切れ目のない居住福祉体制を構築し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる居住環境の確保を図る。

また、多世代の支え合いや共生、高齢者の社会参加の観点から、相談体制の充実や公共施設を含むまち全体のバリアフリー化を推進する。

■ 施策

(2)-①

住宅・建築物・まち全体のバリアフリー化の推進

◆ バリアフリー化の推進・徹底

- ・ 将来、高齢や介護が必要な状態になっても住み慣れた住宅で安心した生活が営めるよう、「石川県住宅整備基準」等を活用し、バリアフリーに配慮した住宅の建設を推進する。
- ・ 高齢期の健康で快適な暮らしのため、ヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境に配慮した住宅の建設を推進する。[P51、52 コラム参照]
- ・ 「在宅支援型住宅リフォーム推進事業」等を活用し、既存住宅のバリアフリー化を推進する。
- ・ 「石川県バリアフリーアドバイザー」派遣制度により、住宅・公益的施設やまち全体のバリアフリー状況の確認や改善案作成のアドバイスを実施する。
- ・ バリアフリー改修に対する相談体制の充実等により、元気なうちの将来を見据えたりフォームを推進する。

バリアフリー

社会生活を営む上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。住宅・建築分野においては、特に、段差の解消や手すりの設置など高齢者・障害者にとっても利用しやすくなるような措置のことをいう。

ヒートショック

急激な温度の変化によって血圧が上下に変動することで起こる、心筋梗塞、脳梗塞などの健康被害

- ・ 石川県バリアフリー条例に基づく届出制度により、建築物のバリアフリー対応状況について、審査・指導を徹底する。
- ・ 石川県バリアフリー条例による整備基準に基づき、公益的施設（建築物・道路・公園等）のバリアフリー化を徹底する。
- ・ 石川県バリアフリー条例に基づく整備基準に適合していることを証する適合証の交付制度の普及により、公益的施設のバリアフリー化の推進を図る。

◆バリアフリー化の促進に向けた人材育成

- ・ 新築住宅のバリアフリー化や既存住宅のバリアフリー改修に関する相談に対して、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による相談体制を充実させる。
- ・ バリアフリー改修の設計・施工についての専門的知識を有する「石川県バリアフリーアドバイザー」「バリアフリー住宅改修事業者」の育成・登録を行う。
- ・ 「バリアフリー住宅改修事業者講習会」を開催し、リフォーム事業者等の資質向上を図る。

(2)－②

高齢者の住まいの管理の適正化・良好な居住環境の整備等

◆高齢者向け住宅等の供給促進と管理の適正化

- ・ 福祉部局と連携し、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け居住施設の供給を推進する。
- ・ 介護が必要な状態となっても安心して生活できるよう、福祉施設と連携した居住環境の構築を推進する。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅における、生活支援サービスの内容等の運営情報の開示や管理の適正化を推進する。
- ・ 高齢者向け住宅に入居する高齢者に対して、契約・入居・生活支援サービス等に関する正しい説明・周知を図るため、説明会等を通じて不動産事業者等の高齢者向け住宅に対する理解を深める。
- ・ 高齢者が居住する住宅の耐震改修について、段階的な改修等を促進する。
- ・ 公営住宅における機関保証制度の導入を促進し、高齢者等の入居の円滑化を図る。
- ・ 公的賃貸住宅団地の集会所を活用した、団地内外の地域住民、高齢者、子ども等の各世代の交流活動を推進する。【再掲：1・(1)－②】

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリーなど一定のハード面の基準を満たし、かつ、見守りなどの生活サービスを提供している高齢者向けの賃貸住宅

- ・ 高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護などのサービスの基盤整備を推進する。
- ・ 計画圏単位を基本として、それぞれの地域の状況に応じて特別養護老人ホームなどの整備を計画的に進める。
- ・ 介護保険施設や軽費老人ホーム等の生活環境について、できる限り自宅での暮らしに近づけるとともに、個人の尊厳を確保する観点から、個室ユニット型を基本としつつ地域の実情を踏まえて整備を進める。

◆住宅相談体制の充実

- ・ 高齢期の住み替えや所有資産（住宅・土地）の活用、円滑な相続等による空き家発生の予防、リバースモーゲージを利用したリフォームなど、高齢期における住まいの悩みに関する相談体制の充実を図る。
- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町が中心となって、三世帯同居・近居に関する相談体制の充実を図るとともに、必要なリフォームや住み替えに対する支援を行う。【再掲：1・(1)－①②】
- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、セーフティネット住宅の情報提供を継続する。【再掲：1・(1)－①】

リバースモーゲージ

高齢者等が自己の居住する住宅を担保として融資を受け、当該高齢者等の死亡時に住宅を処分すること等により一括返済するローンのこと



本県の取組み事項

石川県住宅整備基準

石川県バリアフリー条例に基づく、高齢者、障害者等が安全かつ快適に居住するために必要な住宅の整備に係る基準を定めたもの。室構成や耐久性・耐候性、健康維持増進等について定めた「全体計画基準」と、各室スペース寸法や設備について定めた「各部仕様基準」により構成されている。H11 策定。

在宅支援型住宅リフォーム推進事業

介護を要する状態にある高齢者や障害者が、自宅において安全で快適な生活を営むことができるよう手摺りの設置、段差の解消等、住宅のリフォーム費用に対して助成する事業(県から市町への間接補助)。R2 年度実績：28 件

石川県バリアフリーアドバイザー

県が建築士、福祉関係者などの専門家を無料で派遣し、住宅改修、公益的施設やまちづくりのバリアフリー上の問題や改善点などのアドバイスを実施する制度。累計派遣件数(H14～R2 年度)：647 件

バリアフリー住宅改修事業者

住宅改修事業者を対象とした講習会を受講し審査に合格した事業者を、「バリアフリー住宅改修事業者」として登録し、一方で、市町による介護保険に係る住宅改修費の支給等における代理受領制度の適用を登録事業者に限定することにより、高齢者・障害者等の身体状況に応じた的確なバリアフリーの住宅改修を推進している。H15 年度より実施。登録業務主任者数：175 人、登録事業者数：145 社(R3.4 現在)

(3) 住宅セーフティネットを構築する（石川県賃貸住宅供給促進計画）

※本項を含め、本計画における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に係る部分は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条に基づく「石川県賃貸住宅供給促進計画」として位置づける。

■ 基本の方針

高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの基本的施策として、引き続き地方公共団体による公営住宅の直接供給を推進する。施設面からは、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替えや長寿命化改善などの確な更新・維持管理を行っていく。管理運営面からは、高額所得者への明け渡し請求の徹底や、住宅確保要配慮者に対するきめ細かな対応を行っていく。

また、関係団体等との連携を強化し、セーフティネット住宅の供給促進を図るなど、民間賃貸住宅も含め住宅確保要配慮者が安心して生活することができる居住環境を構築する。

■ 施策

(3)-①

公的賃貸住宅の計画的な整備と適正な入居管理

◆ 計画的な整備や的確な維持管理

- ・ 公的賃貸住宅の長期的な活用計画及び長寿命化計画に基づいて、計画的な建替えや修繕、的確な維持管理を行う。
- ・ 建替えや新規建設の際には、PPP/PFIも含め民間事業者の様々なノウハウや資金、技術の活用を検討する。
- ・ 建替えや新規建設の際には、住宅と併せて、にぎわい創出施設・高齢者支援施設・子育て支援施設・コミュニティ施設等の整備・併設を検討する。
- ・ 建替えや新規建設の際には、子育て世帯に適した住宅（対面キッチン、ゆとりある間取り、遮音性、広い浴室、物干しスペースの確保、間取りを容易に変更できる可変性等）の供給を検討する。

◆ 適正な管理運営

- ・ 管理事務においてマイナンバーを活用し、入居者の手続きの負担軽減を図る。

PPP/PFI (PPP:Public Private Partnership、PFI: Private Finance Initiative)

- ・ PPPとは、官民連携事業の総称。下記のPFI以外にも、指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸出しなどを含む。
- ・ PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと

- ・ デジタル回覧板を活用した、入居者の自治活動の円滑化について検討・試行する。
- ・ 高額所得者への明け渡し請求の強化を継続し、適正な入居者管理を実施する。
- ・ 家賃滞納解消を徹底するとともに、家賃を滞納したまま公営賃貸住宅を退去した者、いわゆる退去滞納者など悪質な事例の解決に向けた対策を引き続き強化する。

◆住宅確保要配慮者等の支援

- ・ 当選確率の優遇措置の実施など、真に住宅に困窮する世帯が公営住宅に入居しやすい選考方法の見直し・検討を引き続き行う。
- ・ ひとり親世帯等の優先入居や未就学児がいる世帯の収入基準の緩和を継続し、子育て世帯を支援する。【再掲：1・(1)－②】
- ・ 家賃債務保証事業者を活用した機関保証制度の導入を促進する。【再掲：1・(1)－②】
- ・ 子どもの成長に合わせた住み替え支援（子の成長や世帯員の増加により間取りが不一致となった場合に住み替えを可能とする）を継続する。
- ・ 高齢者の身体状況に合わせた住み替え支援（中高層階に住んでいる高齢者が希望する場合には低層階への住み替えを可能とする等）を継続し、適切な入居状態の確保を図る。
- ・ 介護等を目的とした親世帯・子世帯の同居・近居・隣居のための住み替え支援（親族の住戸近くへの住み替えを可能とする）を継続し、高齢者の住み慣れた住宅での生活を支える。
- ・ 高齢化率が高い団地でのシルバーハウジング・プロジェクトを継続する。
- ・ 駐車場が不足している団地において、居宅介護事業者の訪問等に対応するため、介護事業者専用の駐車区画の設置を検討する。
- ・ 市町の福祉部局・地域包括支援センター等と連携し、きめ細かな入居者対応を実施する。
- ・ 指定管理者と連携し、公営住宅モデル団地（平和町団地）での高齢者に対する見守り訪問を継続する。
- ・ 指定管理者と連携し、団地内の集会所を活用した高齢者等のサロンの開催、高齢者の見守り活動、入居者間の親睦活動（花いっぱい県住事業）等を継続する。
- ・ 団地の集会所を活用した団地内外の地域住民の交流活動や、高齢者・子ども等の各世代の交流活動を推進する。【再掲：1・(1)－②】

デジタル回覧板

電子回覧板ともいう。スマートフォンアプリ等を活用して、町会行事や配布物の情報共有等を行うもの。従来の紙による回覧と比較すると、即時性(会員に一斉送信可能)、双方向性(既読判定機能やイベント出欠確認等)、非接触性(ペーパーレスでの情報提供)等が特徴。

シルバーハウジング・プロジェクト

住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化、緊急通報装置の設置がなされた公営住宅等の供給と、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を行う制度

(3)－②**民間賃貸住宅の入居の円滑化**

- ・ 住宅確保要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県内各地域におけるセーフティネット住宅の登録を推進する。
- ・ 居住支援法人等が実施する、住宅確保要配慮者の入居に協力的な不動産事業者や賃貸住宅の情報収集、不動産業者への同行、入居申込みのサポート等のきめ細やかな居住支援を推進し、賃貸住宅への入居の円滑化を図る。
- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、セーフティネット住宅の情報提供を継続する。【再掲：1・(1)－①、1・(2)－②】
- ・ 「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」や居住支援法人・居住支援協議会・自立相談支援機関による、住宅確保要配慮者向けの相談体制の充実を図る。
- ・ 居住支援協議会や居住支援法人と連携し、関係者間（社会福祉法人・医療法人等）での情報共有による適切な入居者支援や、生活相談・見守り等の入居後のサポートを継続する。

(3)－③**民間賃貸住宅の管理の適正化**

- ・ セミナーやパンフレットにより、賃貸住宅の家主や一般県民の住宅確保要配慮者に対する理解を深め、意識啓発を図る。
- ・ セミナーやパンフレットにより、賃貸住宅の家主に対して、セーフティネット住宅の登録制度や居住支援法人の活動などの支援制度の周知を図る。
- ・ 国の定める「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「残置物の処理等に関するモデル契約条項」等の周知により、賃貸住宅の管理における様々な問題の適正化を推進する。
- ・ 住宅の計画的な修繕や適正な維持管理について、事業者向けセミナー等による普及・啓発により、民間賃貸住宅ストックの質の維持・向上を図る。

居住支援法人

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証の提供、賃貸住宅の情報提供、相談などの支援を行う法人

居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係者等が連携して組織する協議会で、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等を行う。

民間賃貸住宅の入居の円滑化のために定める事項

住宅セーフティネット法施行規則第3条第11号の規定により、住宅確保要配慮者として都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める者は次のとおりとする。

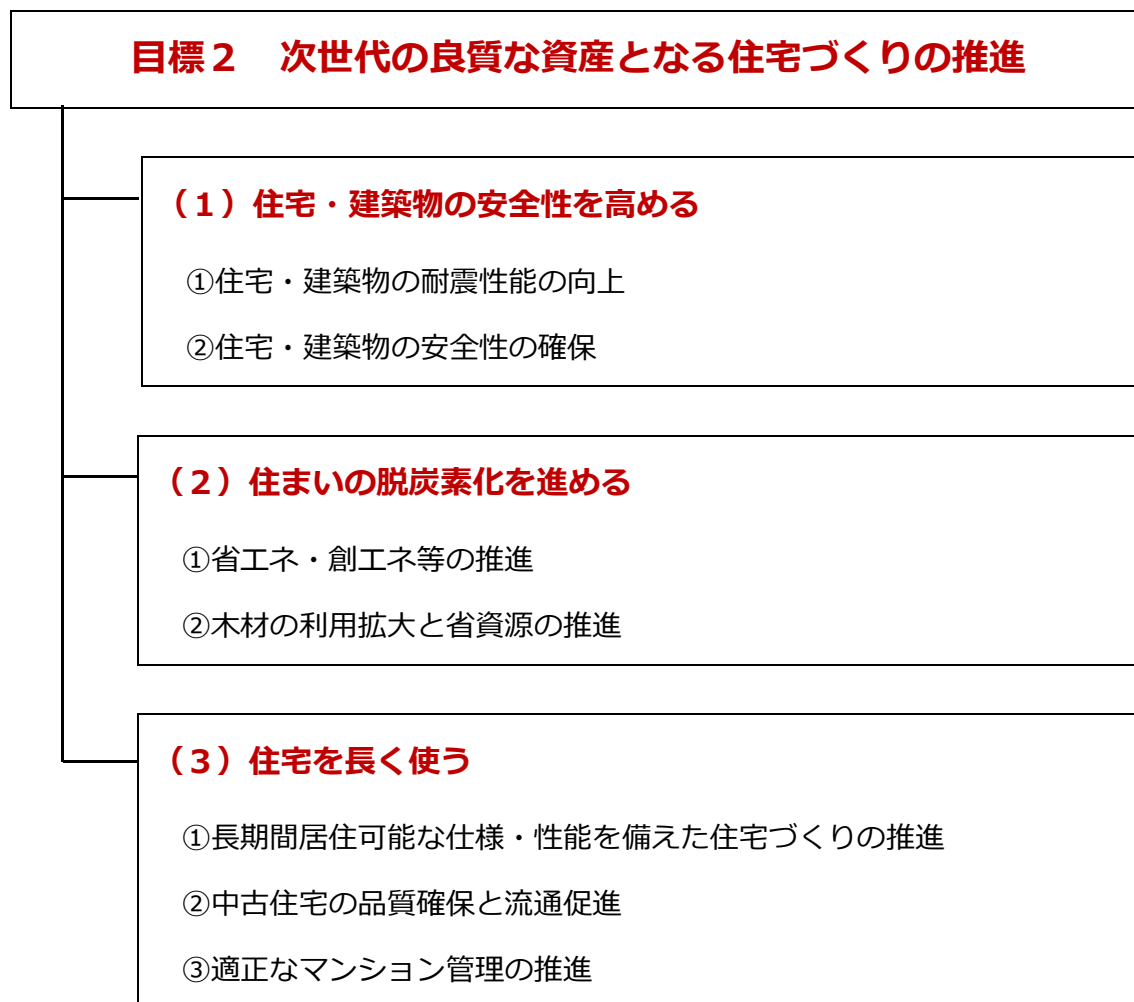
- [1] 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（平成29年10月25日国土交通省告示第965号）－1（2）において、住宅確保要配慮者に含まれ得る者として例示されている者
- [2] 妊婦及び妊婦と同居している者（しようとする者を含む。）
- [3] 災害その他の事情により住宅の確保に配慮を要する者として知事が指定する者

成果指標

(1) 子育て世帯における住宅及び居住環境に対する満足度	81% (H30)	→	向上 (R12)
(2) 住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	52.7% (H30)	→	75% (R12)
(3) 居住支援体制を構築した市町の人口カバー率 (法定の居住支援協議会の設立、住生活基本計画への支援体制の位置付け等の支援体制)	—	→	50% (R12)

目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進

◆施策構成



(1) 住宅・建築物の安全性を高める

■ 基本の方針

県民の生命・財産を守るためには、住宅・建築物が安全なものでなければならない。これまでに発生した地震災害を教訓とし、石川県耐震改修促進計画に基づき、住宅や避難所、防災拠点施設等の耐震化の取り組みを継続する。

また、建築基準法の適正な運用等により、地震・火災等に対する安全性、健康安全性など、建築物に必要な安全性の確保を徹底していく。

■ 施策

(1)-①

住宅・建築物の耐震性能の向上

◆ 既存住宅等の耐震化促進

- ・ 「石川県耐震改修促進計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）に基づき、住宅及び建築物の総合的な耐震化を促進する。
- ・ 「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」により、県・市町・事業者が連携して住まいの耐震化を推進する。
- ・ 市町と連携して全国トップクラスの充実した補助制度を継続し、県民の耐震改修を支援する。
- ・ 効率的に耐震化を進めるための具体的手法（段階的な改修、低コスト工法など）の周知により、住宅所有者の実情に応じた耐震化を推進する。

◆ 人材育成・意識啓発

- ・ 相談会・セミナーの開催、戸別訪問等を通じて、耐震化に関する県民意識の啓発を図る。
- ・ 「いしかわの住宅耐震事業者リスト」の公開により、県民が住宅の耐震化を検討する際の工事の相談や事業者選定を支援する。
- ・ 石川県建築士事務所協会による「木造住宅耐震診断士講習会」の開催により、住宅の耐震診断を担う建築士を育成する。
- ・ いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会等による事業者向け講習会「耐震リフォーム達人塾」の開催により、耐震化の技術・工法の普及を図る。

◆建築規制の実効性の確保

- ・ 「石川県建築行政マネジメント計画」に基づく施策の的確な実行により、違反建築物防止対策や建築物の維持・管理に努めるとともに、計画内容を定期的にフォローアップする。
- ・ 完了検査・中間検査制度の周知及び受検督促等を継続する。
- ・ 指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査等を実施し、法を順守した確実な建築確認を担保する。
- ・ 建築士事務所への立入調査や講習会等の開催により、建築士による重要事項説明や契約・工事監理報告書等に関して指導し、適正な業務の遂行を徹底する。
- ・ 現場巡回パトロールにより、違反建築物の早期発見及び未然防止を図る。
- ・ 建築基準法に基づく建築物定期調査報告制度について、未報告建築物に対する督促強化及び適切な是正指導を実施する。
- ・ 防災査察や定期調査報告の際に、建築物の所有者に対して既存不適格建築物の危険性や適正な維持保全について周知を図る。

◆住宅・建築物における健康被害の防止

- ・ 既存建築物のデータベースを活用し、アスベスト対策が未実施の建築物に対する除去や改修等の指導を徹底する。
- ・ 建設リサイクル法等に基づき、アスベストの分別解体・適正処分の徹底のための指導や定期的なパトロールを継続する。
- ・ 講習会等を通じて、ヒートショック対策やシックハウス対策、カビ・結露の防止などの周知を行い、住宅・建築物における健康被害の防止を図る。

◆住宅における火災対策の徹底

- ・ 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理に関する県民への周知・啓発を継続する。

◆雪に強い住環境の形成

- ・ 豪雪地等において、雪下ろしの負担・危険性を軽減するため、屋根融雪装置の普及等により住宅の克雪化を推進する。
- ・ 「雪に強い住まいづくりまちづくり」マニュアルを活用し、雪に強い住宅の設計指針、雪を活かすまちづくり活動、学生等と連携した雪かきのための住民組織づくり等の普及・啓発を図る。



本県の取組み事項

いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会

住宅の耐震改修の普及啓発を図るため、県、市町、事業者団体等により設立された協議会。工事費 150 万円までを全額補助する制度の周知、県民向け耐震相談会・セミナーの開催、低コスト工法の普及、いしかわ住宅耐震事業者リストの公開等を行っている。H30 設立。

いしかわ住宅耐震事業者リスト

県民が住まいの耐震化を検討するにあたり、「誰に頼んでよいか分からない」という状況を解消するため、県といしかわ住宅耐震ネットワーク協議会が連携し、耐震化に取り組む建築士事務所・工務店等をまとめたリストをホームページで公開している。リスト掲載数(R3.12 時点)：建築士事務所 80 者、工務店 83 者の計 163 者。

耐震リフォーム達人塾

耐震改修の低コスト工法や診断技術の知識の習得、耐震診断ソフトの演習、木造軸組を使用した施工体験等を行う、設計・改修事業者向けの実践的な講習会。H30 より年 2～3 回程度開催。

石川県建築行政マネジメント計画

県、県内特定行政庁等からなる「石川県建築行政連絡会議」が策定する計画であり、県民が安全で安心して生活できる環境を促進するため、「建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保」「違反建築物防止対策の総合的な推進」等を重点事項とし、官民一体となって推進する施策を位置づけている。現行計画の計画期間は R2～6 年度。

(2) 住まいの脱炭素化を進める

■ 基本的方針

2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、住宅・建築物における省エネ対策の強化や再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、二酸化炭素の吸収源対策としての木材利用や、建設過程における資源消費・廃棄物の抑制に努める必要がある。

具体的には、住宅・建築物の外皮の高断熱化や高効率な省エネルギー設備機器の採用、自然エネルギーの利用を推進する。また、炭素貯蔵効果の高い木材の利用を拡大するとともに、リサイクル材の活用や住宅の長寿命化による建設・解体サイクルの延伸を図る。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出について、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること

■ 施策

(2)-①

省エネ・創エネ等の推進

◆ 省エネ・創エネ等の推進 [P53、54 コラム参照]

- ・ 事業者向け講習会や国の支援制度の周知により、ZEHやZEH水準省エネ住宅の普及、建築物外皮の断熱性能向上、省エネルギー設備の設置を推進する。
- ・ 市町が中心となり太陽光発電設備や蓄電設備、家庭用ごみ処理装置など、省エネ・創エネに資する設備の設置を支援する。
- ・ 住宅の省エネ基準への適合義務化に向け、講習会やパンフレットの配布により事業者に対して改正法令や技術基準を周知する。
- ・ 建築物省エネ法に基づく届出制度により、建築物のエネルギー消費性能に関する審査・指導を徹底する。
- ・ 「いしかわエコリビング賞」の実施により、県民や事業者による住宅の省エネルギー化の取り組みを推進する。
- ・ 公的賃貸住宅の建替えや新規建設の際には、省エネルギー化や自然エネルギーの利用を推進する。

◆ 人材育成・意識啓発

- ・ 「石川県エコ住宅アドバイザー認定制度」を通じて、エコ住宅の建設や既存住宅の省エネ改修の設計・工事監理を的確に実施できる建築士を育成する。
- ・ 「いしかわエコハウス」を活用し、省エネルギーに資する構造・設備に関する技術の普及や、住まい方についての意識啓発を図る。
- ・ 「いしかわ流エコリビングのすすめ」や「いしかわ版エコ住宅改修マニュアル」の周知により、住宅の省エネルギー化に対する意識啓発を図る。

ZEH（ゼッチ/Net Zero Energy House）

住宅の省エネ基準よりもさらに高度な省エネ対策を行い、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入し、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅のこと

ZEH水準省エネ住宅

省エネルギー性能がZEH水準である住宅のことで、外皮の断熱性能等と創エネを考慮しない一時エネルギー消費量がZEHの基準を満たすもの

住宅の省エネ基準

建築物省エネ法において、省エネ性能に関して住宅が備えるべきとされている基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準が定められている。

住宅の省エネ化 ～断熱リフォーム～

「ペアガラス」や「断熱」といった言葉をよく聞くようになりました。かつての日本の住宅は断熱性能が低く、特に冬は、暖房を止めると部屋がすぐに寒くなる、廊下やトイレがまるで屋外のように寒い、といったことが一般的でした。最近、外壁や屋根の断熱化、ペアガラス・断熱サッシの普及、冷暖房設備の効率化などにより、省エネ化が進み温熱環境も改善してきています。

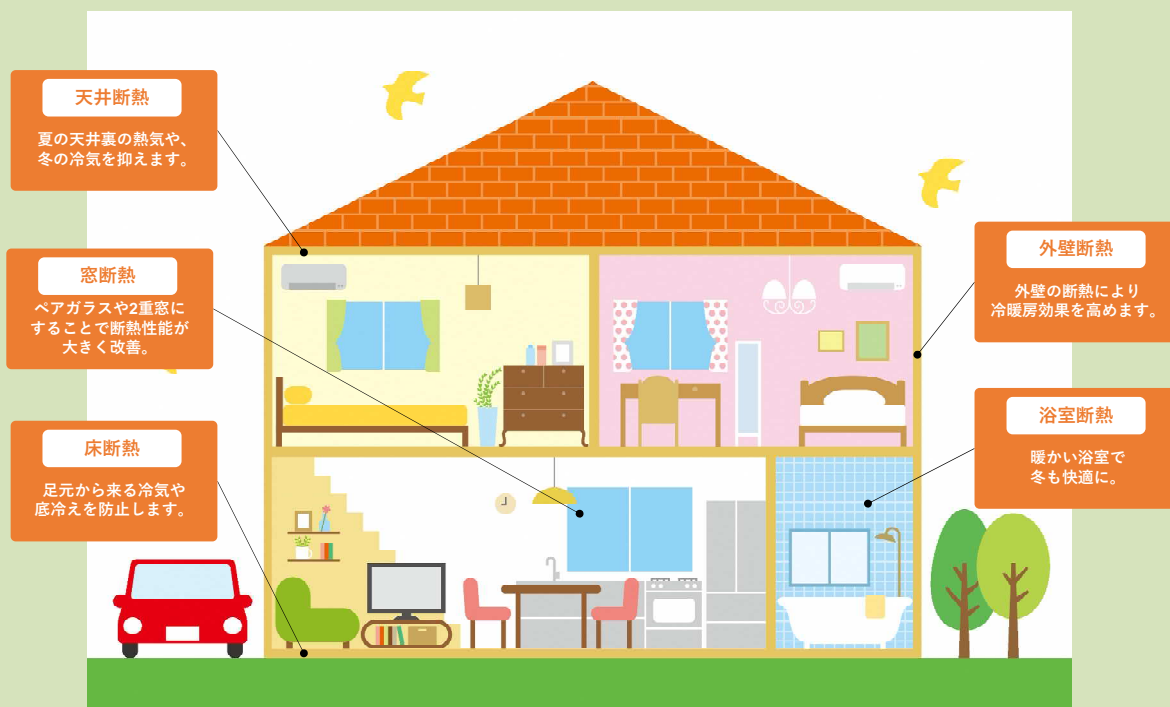
このような住宅の品質・環境改善には、2つの大きな効果があります。

1つは、省エネルギー化による地球環境への貢献です。2050年カーボンニュートラルの実現のためには、住宅・建築物における省エネ対策は必須であり、省エネに関する基準についても強化される方向にあります。

もう1つは、快適性の向上や健康被害の防止といった住まい手自身のメリットです。断熱性能の向上等により、室内における不愉快な気流や窓に発生する結露、夏場の2階の暑さや、冬場の浴室の寒さなどを改善することができます。

新築住宅の省エネ化はもちろんのこと、断熱リフォームや、屋根への太陽光パネルの設置など、住宅の省エネ化には様々な方法があります。省エネに関する技術や事例、また住まい方の工夫などについて、一層の普及が図られることが重要です。

【断熱リフォームの種類】



住宅の省エネ化

～健康被害の防止・省エネ機器・エコな住まい方～

健康被害の防止

脱衣室と浴室～浴槽等の激しい温度変化により、血圧が急変動し心筋梗塞や脳梗塞が起こる、いわゆる「ヒートショック」によって、年間1万人以上の方が亡くなっていると言われています。また、浴室だけでなく、例えば寝室の温度が低いことにより、起床時には心臓に大きな負担がかかるとも言われています。このようなことから、住宅の断熱性を高めることは、住まい手の健康の維持に大きく貢献すると言われています。

様々な省エネ機器

最近、技術の向上により高効率で省エネな設備機器が多く開発されています。例えば給湯器では、空気の熱を利用する「エコキュート」や、ガスの排熱を再利用する「エコジョーズ」などが有名です。エアコンや冷蔵庫には、省エネ性能を星（★）の数で表す「省エネルギーラベル」が付されていますので、購入の際に参考とするとよいでしょう。照明器具については、蛍光灯に比べ寿命の長いLEDが大きく普及してきました。当初は、光の色味などに課題ありましたが、最近はおしゃれで光色も良いものが増え、一般的になっています。

エコな住まい方

住宅や設備だけでなく、住まい方にも、省エネのための様々な工夫があります。例えば、照明や冷暖房、お湯などは、出しっぱなし・付けっぱなしに気を付けるだけでも省エネになります。カーテンやじゅうたんなど備品による遮熱対策も可能ですし、庭の緑化やグリーンカーテンの設置は、省エネだけでなく暮らしの豊かさにもつながるものです。住まいの様々なシーンにおいて、実践できそうなことから始めることが大切です。



- ・ 炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及や、CLT（直交集成板）等の活用を図る。
- ・ 公的賃貸住宅の建替え事業や公共建築物の整備等において、木材の利用を推進する。
- ・ 木造建築に関する助言を行うアドバイザーの設置等を通じて、公共建築物や民間非住宅建築物への木材の利用を推進する。
- ・ 公的賃貸住宅の建替え事業や公共事業において、「石川県エコ・リサイクル認定製品」の使用を推進する。
- ・ 建設リサイクル法に基づく届出等により、住宅・建築物の分別解体を徹底する。
- ・ 講習会等により、「石川県エコ・リサイクル認定製品」の紹介や住宅の長寿命化に対する意識啓発を図る。



本県の取組み事項

いしかわエコリビング賞

今後の地球温暖化対策を進めるうえで重要である住宅におけるエネルギー消費に着目し、省エネ性能等に優れた住宅と日々の暮らしにおける省エネの工夫を普及させるため、これらに優れた取組みを表彰している。累計表彰実績(H21～R3 年度)：127 件

石川県エコ住宅アドバイザー認定制度

エコ住宅の普及を図るため、エコ住宅の建設及び省エネ改修に係る設計及び工事が適切に実施されるよう、それらの知識・経験を有する建築士を「石川県エコ住宅アドバイザー」として県が認定する制度。定期的な講習会受講を更新の要件としている。H22 年度創設。アドバイザー数(R3.4 現在)：226 名

いしかわエコハウス

環境省の21世紀環境共生型住宅、いわゆるエコハウスのモデル整備事業として、工業試験場敷地内に建設したモデルハウス。H21 年度建設。累計来場者数(H22～R2 年度)：61,425 人

いしかわ流エコリビングのすすめ

住宅の省エネ化を推進するため、断熱性能・気密性能の向上、高効率危機の導入、住まい方の工夫に関するポイントや、省エネに配慮した新築・改修事例を紹介する冊子。R1 年度作成。

いしかわ版エコ住宅改修マニュアル

リフォームを機会に「エコに配慮した住宅」とし、快適で長く住み続けるための県民向け改修マニュアル。エコ改修のポイントや、部位別の断熱改修工事の手法や特徴、改修モデル例等について記載。H24 年度作成。

石川県エコ・リサイクル認定製品

県内で発生した循環資源をできるだけ県内で利用する地域完結型リサイクル社会の構築のため、品質・安全性・再生資源の配合率等を審査し、一定の基準に適合する製品を県が認定する制度。屋根瓦をリサイクルした舗装材など、79 製品が認定されている(R3.11 現在)。

CLT（直交集成板）（Cross Laminated Timber）

ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネルのこと。鉄筋コンクリート造などと比べてコンクリートの養生期間が不要であるため、工期の短縮が期待できることや、建物の重量が軽くなり、基礎工事の簡素化が図れること等の利点がある。

(3) 住宅を長く使う

■ 基本の方針

住宅を長く使うためには、長期間居住可能な仕様・性能としての確に維持管理していくとともに、中古住宅の流通促進によりストックを社会全体で活用していくことが必要である。そのため、住宅の品質向上施策と中古住宅市場の活性化施策を、一体的に進めていくことが重要である。

長期的な使用のため、長期優良住宅の普及等による履歴情報の保存・活用や、今後、大規模な修繕や更新時期を迎えるマンションストックについて、良好な居住環境の維持に必要な適正なマンション管理を推進する。

■ 施策

(3)-①

長期間居住可能な仕様・性能を備えた住宅づくりの推進

- ・ 講習会やパンフレットによる周知を通じて、長期優良住宅の供給を推進するとともに、住宅の長寿命化に対する意識啓発を図る。
- ・ 住宅性能表示制度や住宅瑕疵担保履行法の的確な運用により、住宅の質の向上及び欠陥住宅の発生の予防を図る。
- ・ 内装・設備等の改修を容易とするためスケルトン・インフィル（S I）の理念を普及するとともに、公的賃貸住宅の建替えや新規建設の際にはS Iの理念に基づく整備を基本とする。
- ・ 公的賃貸住宅の長期的な活用計画及び長寿命化計画に基づいて、計画的な建替えや修繕、的確な維持管理を行う。【再掲：1・(3)-①】

ストック

ある時点における資本の数量のことをいい、住宅においては既に建築されている住宅を指す。

長期優良住宅

劣化対策、耐震性、維持管理の容易性など、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅

R4.2より、下記の住宅性能評価書の交付を受けることで、長期優良住宅の認定における審査が省略されることとなった。

住宅性能表示制度

耐震性や省エネ性など住宅の基本的な性能・水準について、共通のルールにより第三者機関（登録住宅性能評価機関）が評価し、住宅性能評価書が交付される制度

住宅瑕疵担保履行法

新築住宅を供給する事業者は、欠陥があった場合に備えて住宅瑕疵担保責任保険への加入が義務付けられている。住宅に瑕疵があった場合には、補修等を行った事業者に保険金が支払われる。

(3)-②

中古住宅の品質確保と流通促進

- ・ 耐震改修補助制度と他の補助制度をパッケージ化したPRを行うなど、住宅リフォームに関する支援制度等の普及啓発により、既存住宅の品質を向上させる一体的なリフォーム(耐震・省エネ・バリアフリー・居住性向上等)を推進する。
- ・ 「石川県バリアフリー社会推進賞」や「いしかわエコリビング賞」等による良質なリフォーム事例や改修手法等について、広く県民に広報する。
- ・ 消費者が安心して中古住宅を取得できるよう、「安心R住宅」の普及を図る。
- ・ 「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の活用等により、建物状況調査(インスペクション)を推進し、中古住宅の流通促進を図る。
- ・ 不動産関係団体等と連携し、中古住宅の取得や売買に関する相談体制の充実を図る。
- ・ 不動産関係団体等に対してリフォーム制度のさらなる周知を行い、販売前の段階での総合的なリフォーム等による物件の魅力向上を図る。

(3)-③

適正なマンション管理の推進

- ・ 分譲マンションの棟数、建築年度、マンション管理組合の設置状況等の把握やデータベース化を検討する。
- ・ マンション管理士を活用した分譲マンションの適正管理などを支援する施策を検討する。
- ・ マンション管理に従事する者向けの講習会を開催し、マンション管理組合や管理業を営む事業者の資質向上を図る。
- ・ マンション関連団体と連携し、管理組合の組織化や育成を推進する。



本県の取組み事項

石川県バリアフリー社会推進賞

バリアフリー社会の実現に向けて、県内で先駆的・模範的なバリアフリー社会づくりへの取組や活動を行っている個人や団体を、「施設部門」「活動部門」「福祉用具部門」において県が表彰するもの。累計表彰実績：359件(H11～R3年度)。

安心R住宅

耐震性があり、雨漏りが認められないなど、一定の条件を満たした中古住宅に、国の登録を受けた事業者団体の構成員が「安心R住宅」のロゴマークを付けて広告できる制度

建物状況調査(インスペクション)

既存住宅の構造上主要な部分等の状況について、既存住宅状況調査技術者講習を修了した技術者(既存住宅状況調査技術者)が既存住宅状況調査方法基準に従って実施する調査

成果指標

(4) 耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅 ストックの比率	82.0% (H30)	→	95% ※ (R7)
(5) 省エネルギー対策を講じた住宅の比率 (二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	37.6% (H30)	→	50% (R12)
(6) 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	9.8% (R2)	→	20% (R12)
(7) 住宅のリフォーム実施戸数の比率	4.4% (H30)	→	7% (R12)

※「石川県耐震改修促進計画」より引用

目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化

◆施策構成

目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化

(1) 空き家の適正管理・活用を進める

- ① 空き家の適正管理の推進
- ② 老朽危険空き家対策の推進
- ③ 空き家発生の予防や多様な利活用の推進

(2) 既存住宅の流通を進める

- ① 安心して中古住宅を取得できる仕組みの普及
- ② 空き家や移住に関する情報提供の充実
- ③ 古民家の再生・活用の推進

(1) 空き家の適正管理・活用を進める

■ 基本の方針

空き家問題への対策として、空き家の適正管理、老朽化による危険な空き家の除却、空き家の多様な利活用を一体的に進めていく必要がある。

空き家の適正管理については、住宅所有者や管理者による適切な維持保全を推進する。危険な空き家については、市町の「空家等対策計画」に基づき、保安上・衛生上有害な空き家の除却を行う。また、空き家の多様な利活用としては、中古住宅市場の活性化や、各地域での空き家情報の提供・充実、関係団体や移住政策と連携した活用を推進する。

■ 施策

(1)-① 空き家の適正管理の推進

- ・ 空き家対策の主体である市町に対し、金沢弁護士会等と連携した「空家等対策連絡会議」の開催等により情報提供や連絡調整を継続する。
- ・ 市町による空き家実態調査や空き家管理条例の制定等について、情報提供や技術的支援を継続する。
- ・ 空き家の所有者や管理者に対し、適正管理の重要性や管理上のポイント、管理代行サービス等について周知・意識啓発を図る。
- ・ 関係団体等と連携し、中古住宅や空き家に関する相談体制の充実を図る。
- ・ 地域住民が主体となっていく空き家の管理や空き地の除草・小公園的な利用などの活動（エリアマネジメント等）に対する支援を検討する。

(1)-② 老朽危険空き家対策の推進

- ・ 老朽化した危険な空き家について、空家等対策特別措置法及び「空家等対策計画」に基づく計画的な除却を推進する。
- ・ 市町が実施する老朽化した危険な空き家の除却への取り組みについて、技術的支援を継続する。
- ・ 「空き家再生等推進事業」を活用し、老朽化した危険な空き家解体後の空き地の公共的利用を推進する。

空き家管理代行サービス

空き家となっている住宅について、所有者に代わって、定期的な郵便物の確認や室内の換気、除草などを行うサービス

- ・ 空き家の所有者や、親の住宅を相続する可能性のある子世代等に対し、空き家の適正管理や活用 [P62 コラム参照]、円滑な相続等について意識啓発を図る。
- ・ 市町による空き家情報バンクの充実により、空き家を活用しやすい環境づくりを推進する。
- ・ ホームページやパンフレット、相談窓口により、古民家（町家・農家等）を含めた空き家情報の充実を図る。
- ・ 体験居住や週末居住、U I J ターンなど、移住・定住政策と連携した空き家の活用を推進する。
- ・ 市町が実施する空き家を再生・活用した公共施設・商業施設・コミュニティ施設等の整備や、空き家の除却跡地を活用した地域活性化のための取り組みを推進する。
- ・ 事業者向け講習会等を通じて、空き家の賃貸化や用途変更に関する制度、法令上の制限について周知を図り、適切な空き家活用を推進する。
- ・ 専門団体や地域づくり団体等と連携した空き家活用のマッチングや除却に向けてのコーディネートを支援する取り組みについて検討する。



本県の取り組み事項

空家等対策計画

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村が空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために策定する計画。県内では R 元年度末までに全ての市町が策定済。

空家等対策連絡会議

県と市町が参画する会議であり、空き家対策に対する国の施策や先進事例の紹介、市町相互の意見交換を実施。H27 年度設置。

UIJ ターン

進学や就職等による人の移住を、U ターンや J ターンと呼ぶことがある。U ターンとは主に、地方から都市部へ移住した人が、就職等で再び出身地へ戻ることをいう。J ターンとは、地方部から都市部へ移住した人が、出身地とは別の地域へ移住することをいい、人の移動をアルファベットの「J」の字に見立てている。また、I ターンとは、主に都市部から地方部への人の移住のことをいう。これらを総称し、UIJ ターンと呼んでいる。

空き家の管理・利活用

平成30年の住宅・土地統計調査によれば、居住目的の無い空き家（賃貸の空き物件等ではない、いわゆる「空き家」）の数は、全国で約350万戸、石川県内では約3万8千戸となっています。空き家の数は年々増加しており、今後もその傾向は続くと考えられます。

空き家は、実は誰にとっても身近な問題です。核家族化や世帯の少人数化が進み、親と離れて生活することが当たり前となった現在、高齢となった親の施設入所や死亡などにより、誰もが空き家を相続・所有する当事者となりうるのです。

相談窓口の活用

石川県宅地建物取引業協会や各市町において、空き家相談窓口が開設されています。除草・清掃など日常の管理のことや、相続・登記など法律関係、また空き家を所有したり、将来相続することへの不安など、様々な相談を受け付けています。空き家について、どのようにしたらよいか分からない、誰に相談すればよいか分からない、といった悩みをお持ちの場合は、相談窓口を活用しましょう。

空き家管理代行サービス

最近、空き家の管理を代行するサービスが県内の様々な団体や企業により提供されてきています。主なものを見てみると、建物の点検・確認（傷みや雨漏りなど）や、定期的な通風・換気、水道の通水、庭の除草や樹木の剪定、郵便物の確認・ポストの整理などがあります。

また、一部の市町では、ふるさと納税の返礼品として空き家管理代行サービスを選択することができます。現時点ではこれらのサービスの利用者はそれほど多くないようですが、建物は人の手が入らないと、どんどん傷んでしまいますので、遠方に住んでいたり仕事が忙しかったりと、空き家の管理が難しい場合は、サービスの活用が有効です。



空き家の利活用

空き家を適正に管理したり除却するだけでなく、新たな価値を持たせて利活用することも大変有意義なことです。空き家や古民家を登録する物件バンクの取り組みは各地でなされており、移住者のための住まいとして、あるいは宿泊施設や、地域の交流施設として利活用する事例も生まれています。石川県でも「いしかわ暮らし情報ひろば」や市町のホームページにおいて空き家の情報を紹介しており、様々な利活用の取り組みが進められています。

(2) 既存住宅の流通を進める

■ 基本の方針

安心して中古住宅を取得できる仕組みの普及を図るとともに、住宅の点検・改修等の履歴情報の蓄積の推進、空き家情報の充実等により、中古住宅の流通促進を図っていく。また本県では、地域資源としても貴重な「古民家」(能登、金沢、加賀の地域性を反映した町家・農家など)が多数残っており、ストック活用の象徴的な取り組みとしても、これらの再生・活用を推進する。

■ 施策

(2)-①

安心して中古住宅を取得できる仕組みの普及

- ・ 消費者が既存住宅の性能を評価できるよう、不動産関係団体等と連携し、建物状況調査（インスペクション）を推進する。
- ・ 中古住宅が取得しやすくなる仕組みとして「安心R住宅」の普及を推進する。
- ・ 長期優良住宅の供給推進を通じて、住まいの維持保全の状況に関する記録の作成・保存を推進する。
- ・ 住宅の所有者に対し、点検・改修等の履歴情報の蓄積の重要性について周知・啓発を図る。
- ・ 講習会等を通じて、既存住宅の調査方法基準や「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の周知により、的確かつ中立な立場で調査を実施できる人材（インスペクター）の育成及び調査の質の向上を図る。

(2)-②

空き家や移住に関する情報提供の充実

- ・ 市町による活用可能な空き家の発掘や空き家バンク登録物件の充実を図る。
- ・ 移住支援ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」を活用した、住まいや移住に関する情報提供の充実を図る。

(2)-③

古民家の再生・活用の推進

- ・ 改修・リノベーションや用途変更について、事例の紹介や制度の周知により、古民家（町家・農家等）の再生・活用を図る。
- ・ 歴史的建造物の保存・活用に対する専門家の派遣や活用を図る。

リノベーション

リフォームという言葉が、単なる改修や更新を表すことが多いのに対し、リノベーションとは大規模な改修や用途・使い方の変更を伴い、建物に新たな価値・機能を持たせるものを言うことが多い



本県の取組み事項

いしかわ暮らし情報ひろば

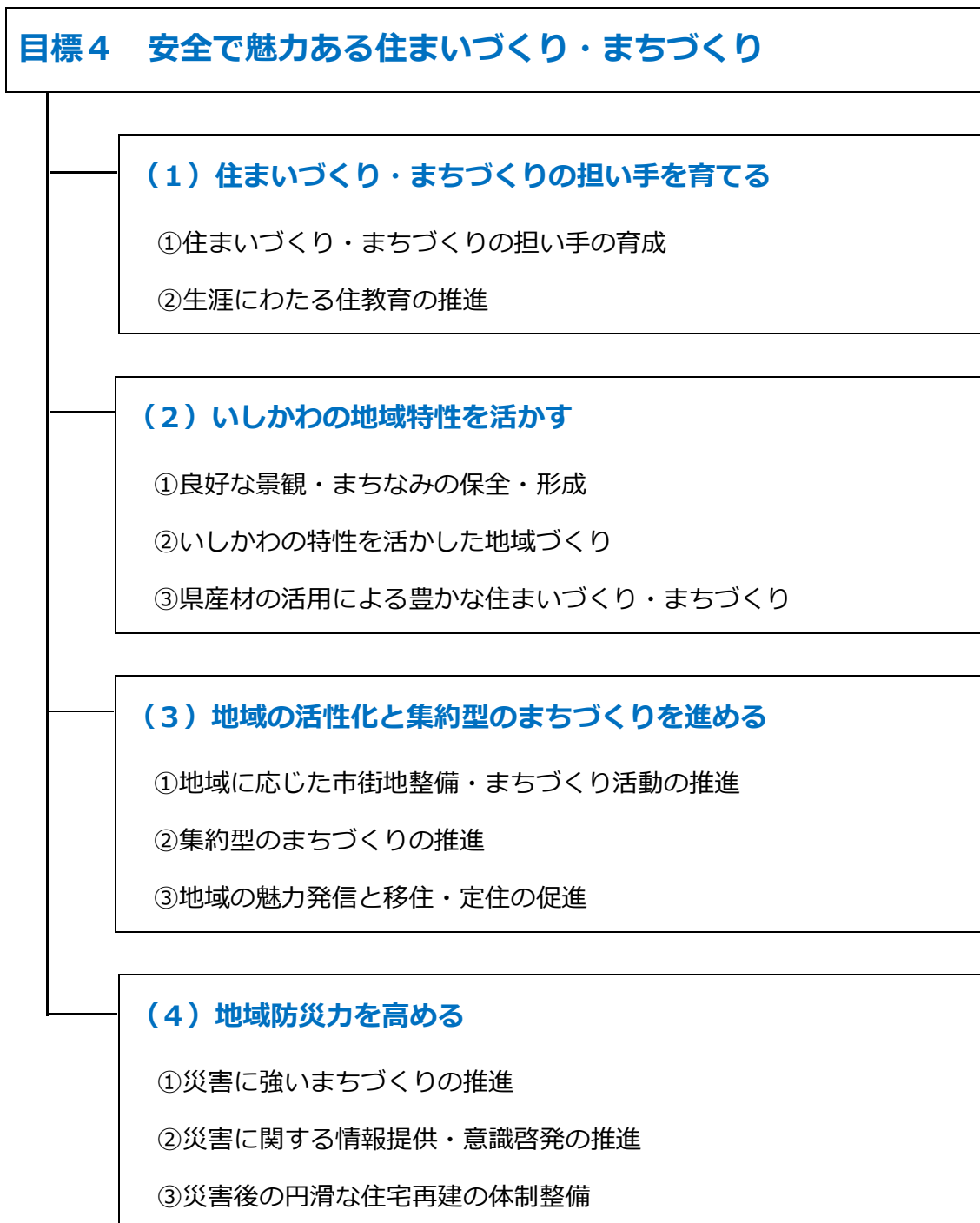
石川県へUIターン・移住したい人のためのポータルサイト。移住のためのポイントや暮らし・仕事に関する情報のほか、各市町の「空き家バンク」に登録された物件情報をデータベース化し情報提供を行っている。

成果指標

(8) 居住目的のない空き家数	37,600戸 (H30)	→	4万戸程度 におさえる (R12)
(9) 既存住宅の流通シェア	13.5% (H30)	→	20% (R12)

目標4 安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり

◆施策構成



(1) 住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる

■ 基本の方針

良好な住まいやまちをつくり、豊かな住生活を維持していくためには、居住する住まい手や住宅をつくる担い手、まちづくりに関わる地域住民や専門家等の様々な主体の育成・意識の向上が重要である。これらの「人づくり」となる施策を推進し、あらゆる世代に対して様々な場面で、住生活への関心の高揚、技能見識の向上を図る。

■ 施策

(1)-①

住まいづくり・まちづくりの担い手の育成

- ・ 住宅の耐震化や省エネルギー化、まちなみ・景観づくり、空き家の活用やマッチングなど、住宅・まちづくり分野における様々な専門家の育成と活動の支援を継続する。
- ・ 県や関連団体の主催による講習会等を通じて、住宅・建築に関する専門技術者の育成やアドバイザー派遣体制の強化を図る。
- ・ 「石川県ハウジングスクール」や建築現場における研修を通じて、これからの住まいづくり・まちづくりを担う若手技術者の育成を図る。
- ・ DXの進展を踏まえ、BIMやIoTなど建築分野における新技術の周知等により、県内住宅産業の活性化を促進する。
- ・ 伝統的建造物に関する情報収集・記録保存等を行い、伝統技術の継承を図る。

(1)-②

生涯にわたる住教育の推進

- ・ 新しい住まい方 [P72、73 コラム参照]やDXなど、社会の変化に対応した各種情報の発信により、県民の住生活の向上を図る。
- ・ 子ども達の住まいに対する関心や良好な住生活への意識を育むため、住まいに関する絵画コンクールを実施する。

DX (Digital Transformation)

デジタル化によって人間の生活のあらゆる面で起こってくる変化のことを言い、狭義には、デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出や組織・業務の変革をいう。

IoT (Internet of Things)

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語

BIM (Building Information Modeling)

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステムのこと

- ・ 「いしかわエコハウス」の活用等により、カーボンニュートラルを目指した住まいや住まい方について意識啓発を図る。
- ・ 県民向けセミナーや相談会の開催により、住まいに関する様々な疑問や悩みの解決をサポートする。
- ・ 地域へのお出前講座により、各種の情報提供を行うとともに、住まいやまち・地域に対する関心の向上を図る。



本県の取組み事項

石川県ハウジングスクール

県内の住宅建設関係者等を対象として、多様化する住まいへのニーズに対応した最新技術情報の提供・普及等による技術力向上を目的として、住宅関係団体等で組織する「いしかわ 21 世紀住まいづくり協議会」が年 5 回程度開催している講習会。累計実績(H8～R2 年度)：171 回開催、延べ 9,299 名受講

(2) いしかわの地域特性を活かす

■ 基本の方針

南北に長い本県には、変化に富む地形・風景や、それぞれの地域の歴史に基づくまちなみなど、多くの地域資源が存在している。また、金沢都市圏を中心としながらも田園や農村まで様々な地域を有することや、住宅の面積が広いこと、在来木造住宅の比率が高く、その建設に杉や能登ヒバ等の県産材が活用されていることなども、本県の特徴である。

これらの地域性や景観資源を強みとした住まいづくり・まちづくりを展開していくことで、地域の魅力を一層向上させ、県民の豊かな住生活の構築を目指す。

■ 施策

(2)-①

良好な景観・まちなみの保全・形成

- ・ 石川県景観計画をはじめ、各市町の景観計画、各地域で締結されているまちづくり協定などに基づく、形態・色彩の規制・誘導や補助制度を活用して、景観形成に寄与する住まい・まちづくりを推進する。
- ・ 公共施設整備を行う場合には、「石川県公共事業景観形成指針」や「石川県公共事業景観形成ガイドライン」等に従い、整備を通じて、県が率先して良好な景観の創出を図る。

景観計画

景観法に基づき、地方公共団体が地域の良好な景観形成を図るために策定する計画。重点的に景観を保全する区域の設定や、建築物の形態・色彩等の制限を行うことができる。

- ・ 「いしかわ景観絵画コンクール」や「いしかわ景観教室」の開催等により、地域への愛着を深め、景観づくりへの意識啓発を図る。

(2)－②

いしかわの特性を活かした地域づくり

- ・ 住宅や土地の広さを活かした、ゆとりと潤いのある住環境づくりを推進する。
- ・ 町家や農家などの再生・活用による、いしかわらしい魅力的な住まいづくりを推進するとともに、改修・利活用の事例紹介により、同様の取り組みの広がりを推進する。
- ・ ホームページやパンフレット、相談窓口により、古民家（町家・農家等）を含めた空き家情報の充実を図る。【再掲：3・(1)－③】
- ・ 里山里海景観や歴史的なまちなみの保全による、地域全体の魅力の向上を図る。
- ・ 県内の近代建築や現代建築などの地域資源の紹介・PRにより、観光振興・地域振興を図る。

(2)－③

県産材の活用による豊かな住まいづくり・まちづくり

- ・ 住宅・建築分野における県産の建築材料（木材・石材・瓦・漆・伝統的工芸品等）の使用を推進する。
- ・ 「いしかわの森で作る住宅推進事業」や「いしかわの木づかい表彰」制度等を通じて、県産材の利用促進や木の良さを活かした住まいづくりを推進する。
- ・ 木造建築に関する助言を行うアドバイザー設置等を通じて、公共建築物や民間非住宅建築物等への県産材利用を促進する。【再掲：2・(2)－②】
- ・ 公的賃貸住宅の建替え事業や公共建築物の整備等において、木材の利用を推進する。【再掲：2・(2)－②】
- ・ 林業事業者、木材関連事業者、住宅供給事業者等が連携した県産材の利用促進に向けた体制づくりを進める。



本県の取組み事項

石川県公共事業景観形成指針

石川県景観総合条例に基づく、公共事業等による良好な景観の保全・創出を図るための目指すべき方針や整備指針等を定めたもの。対象施設は、道路、橋梁、公共建築物等。H21 策定。

石川県公共事業景観形成ガイドライン

石川県公共事業景観形成指針の解説書として策定されたもので、整備指針の具体的な配慮事項を図や事例写真を用いて提示するとともに、計画・設計から施工、維持管理、増築・修繕等の各段階における運用方法等について定めたもの。H21 策定。

いしかわ景観絵画コンクール

景観形成の普及啓発の一環として、小学生を対象とした「私が好きないしかわの風景」をテーマとした絵画コンクール。H21 より毎年開催。

いしかわ景観教室

子ども達が身近な景観について学ぶことで、そのよさに気づき、感じ、自ら考えることを目指した小学校高学年向けの体験学習。景観やデザインの専門家等を講師として、まちなみや眺望等をテーマとした現地探検、グループ討議・発表等を行っている。応募のあった小学校から例年2～3校程度を対象として実施。

いしかわの森で作る住宅推進事業

県産材の利用を促進するため、県産材を一定量以上使用した住宅や県産材を使用した外交部(塀・柵・ウッドデッキ)に対して県が補助する制度。

いしかわの木づかい表彰

建築分野における県産材の利用に顕著な貢献のあった者や、他の模範となる県産材を利用した施設、優れた県産材使用製品などを紹介し、普及啓発することを目的とした県の表彰制度。R1 創設。

(3) 地域の活性化と集約型のまちづくりを進める

■ 基本の方針

再開発事業等による都市機能の合理化や、まちなみ修復型の再整備、コミュニティ拠点の整備など、地域の実情に応じた様々な手法により、まち・地域の機能向上を図るとともに、持続可能でにぎわいのある集約型のまちづくりを推進する。また、まちや地域の魅力を積極的に発信することで、移住・定住を促進し、にぎわいと活力の維持を目指していく。

■ 施策

(3)-①

地域に応じた市街地整備・まちづくり活動の推進

- ・ 都市中心部において「市街地再開発事業」や「住宅市街地総合整備事業」による都市機能の更新を推進する。
- ・ 「街なみ環境整備事業」等により、狭あいな道路の解消や景観の改善など良好な住宅地形成を

推進する。

- ・ いしかわまちづくり技術センターや石川県NPO活動支援センター等の関係機関と連携し、まちづくり組織の立上げや住民主体のまちづくり活動をきめ細かく支援する。
- ・ 公共施設の再整備において、PPPやPFIなどの様々なノウハウの活用により、地域活力の向上を図る。
- ・ 石川県防犯まちづくり条例に基づく指針の普及により、防犯に配慮した住まい・まちづくりの普及啓発を図る。

(3)-②

集約型のまちづくりの推進

- ・ 市町が策定する立地適正化計画等に基づき、都市の中心拠点や生活拠点に医療・福祉・子育て支援・商業等の機能を集約するとともに、一定のエリアに居住を誘導し、持続可能でにぎわいのある集約型まちづくりを推進する。
- ・ 市町が主体となり、居住を誘導する区域における住宅建設や住み替えに対する支援を継続する。
- ・ 市町が主体となり、居住を誘導する区域において、空き家の利活用等により定住の受け皿となる住宅や生活利便施設の整備を推進する。
- ・ 公共交通の利便性向上や歩行環境の充実、自転車通行空間の確保に取り組む。
- ・ 郊外住宅地においては、空き地を小公園・緑地とするなどゆとりある居住環境の形成を推進する。

(3)-③

地域の魅力発信と移住・定住の促進

- ・ 移住支援ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」をはじめ、インターネットを通じた情報発信により、県外からの住み替え・移住を推進する。【再掲：3・(2)-②】
- ・ 市町が主体となり、地域優良賃貸住宅の建設、個人の住宅建設や購入に対する支援、若年層のUIJターンの受け入れ等を行い、移住・定住の促進を図る。
- ・ 体験居住や週末居住、UIJターンなど移住・定住政策と連携した空き家の活用を推進する。【再掲：3・(1)-③】
- ・ 二地域居住やシェアハウスなど、新しい生活スタイルや働き方と親和する住まい方について情報提供や事例紹介を推進する。

立地適正化計画

人口減少社会において、コンパクトなまちづくりを推進するため、市町村が定める計画。居住を誘導する区域や、福祉・商業等の都市機能を誘導する区域を設定する。



本県の取組み事項

地域優良賃貸住宅

国の地域優良賃貸住宅制度要綱(H19 制定)に基づき整備された、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けの賃貸住宅。民間供給型、公共供給型等に区分されるが、県内で整備されたものは全てが市町による公共供給型である。県内管理戸数(R4.3 現在)：計 60 戸(小松市 18 戸、白山市 6 戸、野々市市 16 戸、志賀町 20 戸)

新しい住まい方

～サブスクリプション型居住・シェアハウス～

昨今のコロナ禍を契機として、人々の生活に大きな変化が起こっています。

令和3年3月に改訂された住生活基本計画（全国計画）においても、働き方や住まい方の変化、二地域居住や地方居住、テレワークを活用した地方・郊外での居住などについて、新たに言及がなされました。実際に、多くの方々が、家庭や職場・学校などにおいて、様々な物事のオンライン化や非接触の取り組み、テレワークなどを体験したのではないのでしょうか。

住まいにおいては、在宅で仕事ができる環境や、手洗い・換気設備の充実といった機能が求められるようになったり、家族との距離感の作り方や、出勤や外出ができなくても外部とのつながりが感じられるような庭や外部空間の充実など、これまでとは異なる観点にも、意識を向けるようになりました。

また、コロナ以前からも見られていた、シェアハウスでの生活や、サブスクリプション型居住サービスといった、旧来の一般的な住まい方とは異なる新たな住まい方を志向する動きも、少しずつ広がってきているようです。これらは、単なる住まいの形態の変化だけでなく、新しい住まい方を通して、同居人や隣人とのつながりや、地域の人々とのコミュニケーションを生んでいるようです。

住宅・建築関係者や行政は、このような社会の変化の中で、新たなサービスや制度の構築・普及を図り、人々の多様で豊かな住生活を実現していくことが必要であると考えられます。

サブスクリプション型の居住

定額の月額料金等で、全国の宿泊施設や居住施設に利用することができるサブスクリプション型の居住サービスが広がりを見せています。

複数の拠点で生活したい、様々な地域の人と交流したい、豊かな自然の中で働きたい、などの新しい住まい方や働き方との親和性が高く、また「所有から利用へ」という消費形態の変化が、住まうことにも現れているようです。

シェアハウス

家族ではない人同士が、1つの住宅で共同で生活する「シェアハウス」が近年注目されています。一般的には、リビングやキッチン、トイレなどが共用で、その他に個人の部屋が設けられている形態が多いようです。

リビングやキッチンが広めで充実していることや、共同での調理や団らんなど入居者間の交流が持てるのが、これまでの賃貸住宅とは違った魅力となっています。空き家を改修し、シェアハウスとして活用することは、空き家対策としても期待されています。

新しい住まい方

～在宅勤務・コワーキングスペース・サテライトオフィス～

在宅勤務・コワーキングスペース・サテライトオフィス

テレワークの普及により、様々な場所が仕事の場になっています。住宅においては、仕事に集中できるスペースが必要となったり、仕事と生活の境界があいまいになるといった変化が起こっています。住宅にはこれまで以上に、多様な機能が求められていくでしょう。

また、共同で仕事をする場であるコワーキングスペースを利用する人もいるようです。企業が本社ではないところにサテライトオフィスを設ける事例も出てきています。現在、人口減少や空き家の増加といった状況にありますが、例えば空き家をシェアオフィス等に転用することにより、まち・地域に新たな豊かさをもたらすことができるのではないのでしょうか。

【コワーキングスペースの一例】



金沢未来のまち創造館 コワーキングスペース

(4) 地域防災力を高める

■ 基本の方針

激甚化・頻発化している自然災害の状況を踏まえ、個々の住宅及び建築物の対策に加えて、狭あい道路の解消、公開空地の確保など、災害に強いまちづくりを引き続き推進する。

また、液状化の恐れなどの地盤の状況、津波や大雨による浸水の可能性、崩壊の恐れのある盛土造成地の存在など、地域の安全性に関する情報提供や意識啓発を継続し、長期的な視点でより安全性の高いエリアへの居住誘導を図る。

■ 施策

(4)-①

災害に強いまちづくりの推進

◆ 住宅・宅地の安全性確保

- ・ 市町と連携して全国トップクラスの充実した耐震改修支援制度を継続し、住宅の耐震化を支援する。【再掲：2・(1)-②】
- ・ 瓦屋根の緊結方法に関する建築基準法の告示基準の普及啓発等により、暴風に強い住まいづくりを推進する。
- ・ テレワークや在宅学習のためのワークスペース設置や、宅配ボックスや自動水栓等の非接触型設備の重要性の周知等により、感染症の拡大防止等に対応した住まいの普及を図る。
- ・ まちづくり部局の浸水被害・土砂災害被害等低減のためのハード対策と連携し、地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくりを推進する。
- ・ 市町が策定する立地適正化計画等に基づき、浸水、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、安全性の高いエリアへの居住の誘導を推進する。
- ・ 浸水が想定される区域における雨水貯留浸透施設の設置や、宅地のかさ上げ、防水板の設置に係る支援等により、住宅・住宅地の浸水対策を推進する。
- ・ 浸水や土砂災害など、様々な災害に関する情報提供により、個々の住宅における総合的な取り組みを推進する。
- ・ 建築基準法上の道路台帳に基づき、狭あい道路の解消に向けた取り組みを進める。
- ・ 大規模盛土造成地の現状把握と安全性確保のための対策を推進する。

◆ 市街地の安全性確保

- ・ 市町の地域防災計画等に基づき、木造住宅が密集した市街地に立地する耐震性の低い住宅の改修・建替え・除却を推進するとともに、面的な改善整備や消防設備の充実等により、防災性の向上を図る。

- ・ 市町の地域防災計画等に基づき、避難地や避難道路等に隣接する老朽建築物の防火性能・耐震性能の向上を図る。
- ・ 市町が指定する避難所のうち、老朽化した施設や耐震性の低い施設については、国の補助制度等を利用して、建替えや改修により、耐震性・居住性・バリアフリー性能等を確保する。
- ・ 地震発生時の避難ルートを確保するため、道路・路地等に面するブロック塀やよう壁の改修・撤去や、ブロック塀の板塀化・生垣化等を推進する。

(4)－②

災害に関する情報提供・意識啓発の推進

- ・ 市町や県で作成・公表済みのハザードマップ（地震防災危険度マップ、津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等）を活用し、県民に対して居住地域の安全性や災害時に発生するコスト等の情報提供を行い、防災に対する意識啓発を図る。
- ・ ハウジングスクールや出前講座を通じて、住宅の安全性の確保はもとより、日常における備えなど様々な取り組みについて周知・意識啓発を図る。
- ・ 耐震改修に関する相談会等の各種住まい相談会や出前講座等の中で、地震・浸水・土砂災害等に対する総合的な災害対策について周知・意識啓発を図る。
- ・ 公的賃貸住宅団地においてハザードマップ配布や防災訓練を継続し、防災に対する意識啓発を図る。
- ・ 公的賃貸住宅団地の中高層階における、災害時の垂直避難スペースの設置について検討する。
- ・ がけ地近接地からの移転や、まちなかへの移転など、移転・住み替えに対する支援を継続する。

(4)－③

災害後の円滑な住宅再建の体制整備

◆早期の住宅提供体制・復興体制の構築

- ・ 「石川県応急仮設住宅建設マニュアル」の的確な運用と、市町と連携した建設候補地の確保を継続する。
- ・ 協定締結団体との平時からの連携等により、迅速な応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅を活用した仮設住宅（みなし仮設）の提供、住宅相談窓口の開設などの実施体制を継続する。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図を、一般的にハザードマップと呼んでいる。防災マップ、被害予測図、被害想定図などの名称になっている場合もある。

- ・ 災害時の体制強化のため、住宅関係事業者等と連携した木造による応急仮設住宅の供給について検討する。

◆建築物・宅地の安全性の円滑な判定体制

- ・ 被災建築物の応急危険度判定に関して、中部圏の9県1市で締結している「災害応援に関する協定書」を継続し、広域的な協力・支援体制を継続する。
- ・ 県と市町による「石川県応急危険度判定協議会」により、災害時における速やかな判定士の派遣を行う。
- ・ 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士に対する講習会・訓練の実施や学生サポーターの育成・登録により、判定士の能力の維持・向上を図る。



本県の取組み事項

石川県応急仮設住宅建設マニュアル

災害発生後に円滑な応急仮設住宅の提供を図るため、平常時からの準備、災害時における対応、入居者の募集・選定、各種手続きにおける参考様式等についてあらかじめ定めたもの。H25年度策定(応急仮設住宅の建設候補地については毎年度更新)。

成果指標

(10) 住宅の災害時の安全性に対する満足度 (地震時の安全性・台風時の安全性)	51% (H30)	→	向上
(11) 居住環境の災害時の安全性に対する満足度 (災害時の避難のしやすさ、水害・津波の受けにくさ)	62% (H30)	→	向上
(12) まちづくり活動団体数	271 団体 (R2)	→	300 団体※ (R7)

※「石川県長期構想」より引用

被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建築物について、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などのおそれを判定し、結果をわかりやすく表示することにより、二次災害の防止を図るもの

被災宅地危険度判定

被災した宅地について、擁壁の亀裂の幅や傾き状況の調査等により宅地の被災状況や危険性を判定し、結果を表示することで二次災害の防止を図るもの

4. 公的賃貸住宅の供給方針

(1) 公的賃貸住宅の役割

① 公的賃貸住宅の役割

公的賃貸住宅とは、公営住宅、地域優良賃貸住宅(旧特定公共賃貸住宅等を含む)、その他公的主体により供給される賃貸住宅及び交付金等の公的な支援を受け供給される民間賃貸住宅をいう。

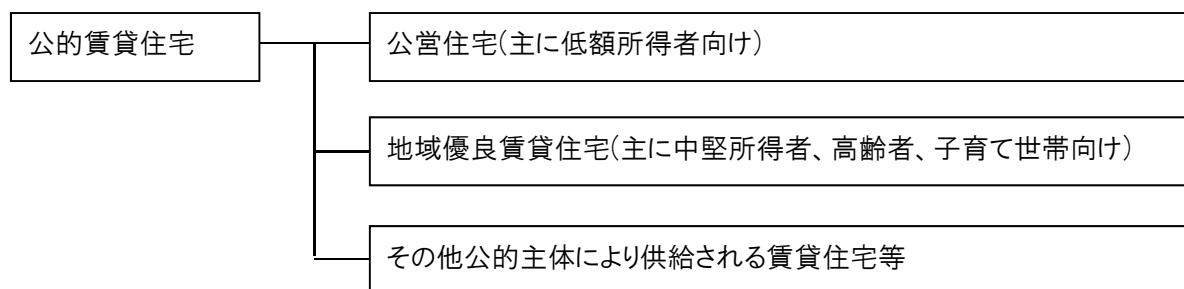


図 4-1 公的賃貸住宅の分類

賃貸住宅は、県民それぞれのライフサイクルにおける、年齢や家族構成の変化、生活環境の変化等、多様なライフステージに対応した豊かな住生活を実現するために必要なものである。多様化・高度化する居住ニーズに応えるためには、まずは民間市場による対応が効果的であり、県民一人一人が自らにとって適正な賃貸住宅を選択・利用することを基本とする。

県及び市町等は、市場が円滑かつ適切に機能するための誘導や、住宅関連事業者への支援を行い、関係者との連携を図るものとする。

これと同時に、市場において適切な規模・構造等の住宅を確保することが困難な事情等を有する住宅確保要配慮者に対しては、以下のとおり対応を行い、重層的な住宅セーフティネットの構築を図る。

②公的賃貸住宅が対象とする世帯

ア. 市場において適切な水準の住宅を確保することが困難な世帯への対応

<低額所得世帯>

市場において自力では適切な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難な低額所得世帯について、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、低廉な家賃で賃貸できるよう、公営住宅を供給する。

イ. 市場においては十分な量が確保されにくい住宅を必要とする世帯への対応

<高齢者、障害者、子育て世帯等>

高齢者世帯・障害者世帯が円滑に生活できる十分なバリアフリー性能を備えた住宅や、子育て世帯等向けの比較的規模の大きい住宅は、民間賃貸住宅市場では供給されにくい傾向にある。また、地域の状況によっては、若年世帯等が定住するための住宅が不足している場合がある。これらの状況に対応するため、市場の適切な誘導を行うとともに、市場を補完する必要がある場合には公的賃貸住宅を供給する。

また、高齢者や身体障害者、精神障害者、小さな子どもがいる世帯等は、民間賃貸住宅では入居制限を受ける場合があり、セーフティネット住宅の普及の推進など賃貸住宅市場の適切な誘導や環境整備を行うとともに、市場を補完する必要がある場合には公的賃貸住宅を供給する。

ウ. 緊急に住宅を確保することが必要な世帯への対応

<被災者、DV被害者等>

地震・水害等の被災者や、DV被害者、犯罪被害等、様々な理由により緊急に住宅を確保する必要がある者に対しては、公営住宅が住宅セーフティネットとしての役割を果たす必要がある。

また、災害によって大規模な被害が発生した場合は、復興期等の緊急時においては、必要な住宅の供給を民間住宅市場のみで対応することが困難であるため、市場を補完する観点から公営住宅を供給する。

(2) 今後の公営住宅のあり方

公営住宅は、住宅セーフティネットの中心的役割を担うものであり、県及び市町は地域における需要に的確に応えていくものとする。

①公営住宅ストックの供給方針

人口減少社会においても、少子高齢化が進行し、住宅確保要配慮者が多様化する状況の下、公営住宅の果たす役割は依然として重要である。

県内においては、今後も現状の管理戸数を概ね維持するものとし、必要に応じて団地の集約化や県営住宅の市町への移管等について検討しつつ、地域の需要に応じた適切な供給を行うとともに、供給戸数の目標を設定し、以下の方針に従い住宅のセーフティネットとしての機能を果たしていく。

②公営住宅整備の基本的方針

厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を行う必要があることから、中長期的な観点を踏まえた「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建替えを行うとともに、耐震性やバリアフリー性能等、基本的性能が確保されたものとして維持管理されるよう、状況に応じて、改修、計画的な修繕、維持補修等の措置を適切に実施する。

ア. 適切な性能・規模の確保

公営住宅の新規の建設、買取、建替、既存ストックの改修及び民間住宅等の借上にあたっては、耐震性の確保はもとより、脱炭素社会の実現に向けた ZEH 水準の省エネルギー性能、バリアフリー性能、耐久性、防犯性等の確保や、まちなみとの調和、県産材の活用にも努めるとともに、世帯人数や身体状況等に応じた規模及び設備を備えた公営住宅の供給に努める。

イ. 多様な住戸タイプの供給

地域の多様な住宅に対するニーズに応え、世代間の交流を促進するため、多様な住戸タイプの供給に努める。

ウ. 各種サービスとの連携

公営住宅の整備は、子育ての支援、高齢者の居住の安定、まちなみ・景観の向上、地域における定住の促進、地域活力の維持・向上等、総合的な視点に基づき、地域住民の団体、NPO法人、民間事業者等との連携を図りながら、各種サービスの提供も併せて進めることが重要である。

③公営住宅の入居者管理の基本的方針

真に住宅に困窮する世帯の入居が阻害されることのないよう、入居者管理のより一層の適正化を図っていく。また、公営住宅団地及び地域の環境をより質の高いものにするため、入居者が積極的に地域活動等に参加できる環境づくりに努めていく。

ア. 適正な入居者選考の実施

入居者選考における住宅困窮度の的確な反映や定期借家制度の導入、高齢者世帯や障害者世帯の優先入居、地域の実情を踏まえた優先入居等について検討、実施する。なお、定期借家制度については、当初の入居者資格を満たさなくなった者を一定期間ごとに点検する観点からも、その活用のあり方について検討する。

イ. 入居機会の確保と入居者の負担軽減

連帯保証人を確保できないことで公営住宅への入居に支障が生じないように、家賃債務保証事業者を活用した機関保証制度の導入を促進する。また、管理事務においてマイナンバーを活用し、入居者の手続きの負担軽減を図る。

ウ. 世帯の状況に応じた住み替えの推進

適切な入居状況の確保のため、中高層階に居住する高齢者の低層階への住み替えや、世帯人員に応じた適切な広さの住戸への住み替え、公営住宅内での同居・近居・隣居の実現等、世帯の状況に応じた住み替えを推進する。

エ. 家賃滞納解消、高額所得者・収入超過者対策の徹底

電話等による督促、戸別訪問、悪質滞納者の提訴等により、家賃滞納の解消を引き続き徹底し、不公平感の解消を図る。

また、高額所得者への明渡し請求等による退去の徹底、収入超過者への退去勧告の強化等により、適正な入居者管理を実施する。

オ. 団地内外のコミュニティ活動の促進

公営住宅に入居する高齢者世帯の増加等により、団地内の活力が停滞しつつあることから、団地自治会等のコミュニティ活動の活性化を図る。

コミュニティバランスを考慮した型別供給の実施、多子世帯の優先入居、収入基準の緩和による未就学児がいる世帯の入居の促進、高齢者の見守り活動の実施、高齢者・子育て世帯等の活動の場・地域との交流の場としての集会場の活用、団地の美化・緑化活動の促進などを引き続き実

施する。また、子育て世帯が入居しやすい基準について検討を行う。

④ 県と市町の役割分担

県と市町が連携・協力することにより、住宅セーフティネットとしての公営住宅の的確な供給を行う。

地域の住宅事情や住宅需要に対応したきめ細やかな公営住宅の供給は、基本的に地域住民の生活に密着した地方公共団体である市町が主体となって進めるべきものである。市町営公営住宅には老朽化したものが多く存在しており、逼迫した財政状況の下ではあるが、その建て替え等を適切に実施していかなければならない。また、民間賃貸住宅が不足している等の理由により、公営住宅の果たす役割が特に大きい地域においては、市町が住宅需要を的確にとらえ、それに応えていく必要がある。

県では、各地域の人口動態、住宅需要を踏まえ、県全体を見据えた広域的・補完的な観点から公営住宅を供給することとするが、当面は、浴室がないなど社会的に陳腐化したものの建て替えを優先的に行い、既存ストックの有効活用および居住環境の向上を図るとともに、各地域の今後の住宅需要、団地の立地条件などを考慮して、管理戸数の見直しを行う。

⑤ 公営住宅の供給の目標量

- 公営住宅の供給の目標量は、既存公営住宅の空家募集戸数、建て替えによる建て替え後の戸数、新規建設戸数を合計した、公営住宅に入居する世帯の目標数である。
- 令和3～12年度の10年間における公営住宅の供給の目標量を約7,500世帯(戸)と設定する。
- 前述の方針に基づき、県と市町がそれぞれ連携しつつ目標の達成を目指すこととする。

表 4-1 公営住宅の供給の目標量

民間賃貸住宅等に居住している世帯のうち、低額所得者で、自力では住宅を確保することが困難であり、公的な支援が必要とされる世帯	約 7,100 世帯
既存公営住宅の老朽化等に伴う建て替えにより、既存公営住宅から建て替え後公営住宅へ住み替える世帯数	約 400 世帯
<u>公営住宅に入居する世帯の目標数（公営住宅の供給の目標量）</u>	<u>約 7,500 世帯</u> (戸)

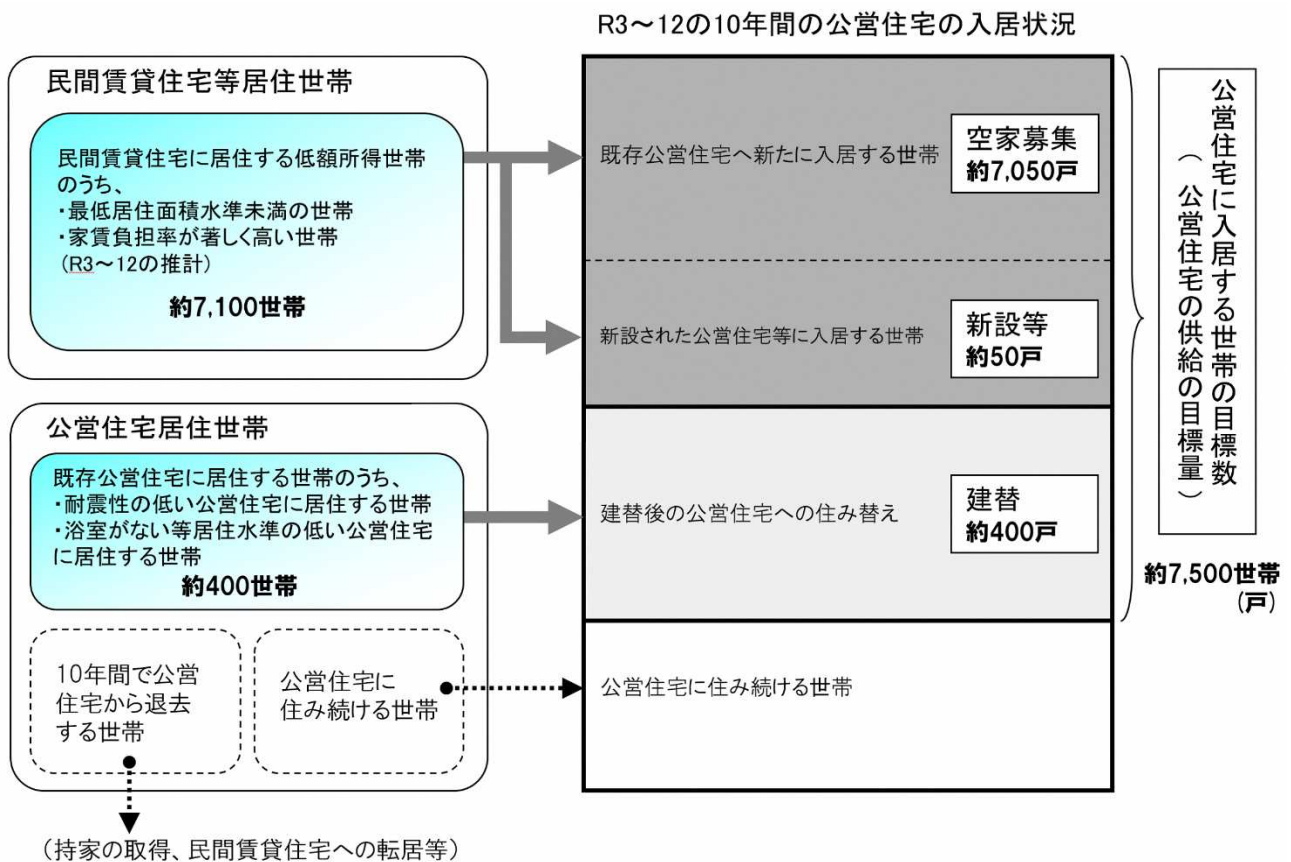
※公営住宅の供給の目標量設定の考え方

石川県における住宅確保要配慮者の状況、民間賃貸住宅の需給、家賃等の市場の状況等の住宅事情を分析し、民間借家等に居住する世帯のうち、市場において自力では適正な水準の住宅を適正な家賃負担で確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定を図るべき世帯の数を把握する。民間借家等から既存公営住宅へ新たに入居する戸数と、新設された公営住宅及び建て替えに伴い増加した住戸等へ新たに入居することが可能な戸数を設定する。

さらに、公営住宅に居住する世帯のうち、社会的に陳腐化（浴室または浴槽がない、浴室・洗面室・台所の3ヶ所に給湯が出来ない等）、老朽化しているなど、居住水準の低い住戸に居住しており、住み替えを計画的に行うべき世帯の数を把握し、公営住宅の建て替えにより計画期間内に住み替えを行うことができる戸数を設定する。

以上を合計し、公営住宅の供給の目標量として設定する。

また、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅も、低額所得者の住まいの選択肢となっている。



5. 施策の総合的かつ計画的な推進

(1) 施策の実施主体（県、市町、住宅関連事業者等）

第1章3節「住宅政策に関わる各主体の役割」で整理したとおり、石川県の住宅政策を推進していくためには、下表に示した（1）県民、（2）住民組織、（3）住宅関連事業者、（4）住宅関連団体、（5）市町、（6）石川県が、それぞれ役割を分担し、連携及び協力していくことが重要である。

また、本計画に基づく施策を推進するための、それぞれの施策内容に応じて、施策を実施すべき主体を○印で、その中で中心となるべき主体を☆印で示している。

表 4-2 施策の実施主体

実施主体	主体の構成者
(1) 県民	
(2) 住民組織	自治会などの住民組織、まちづくり協議会、各種NPO法人 等
(3) 住宅関連事業者	建設事業者、不動産事業者、社会福祉法人 等
(4) 住宅関連団体	(一財)石川県建築住宅センター、(一社)石川県建設業協会、(一社)石川県木造住宅協会、(一社)石川県建築組合連合会、(公社)石川県宅地建物取引業協会、(一社)石川県建築士会、(一社)石川県建築士事務所協会、(独)住宅金融支援機構、NPO 法人バリアフリー総合研究所 等
(5) 市町	11市8町
(6) 石川県	建築住宅課、関係課室

表 4-3 実施主体の役割

凡例	役割
☆印	施策を実施する上で中心となるべき主体
○印	施策を実施する上で連携すべき主体

(2) 他分野（福祉、環境、防災等）の施策との連携

住宅政策が対象としている施策内容は、高齢者福祉、子育て支援、環境保全、防犯・防災、まちづくり、景観形成など多岐にわたることから、施策内容に応じて、関連する他分野の施策との連携や協働が必要である。

目標 1 誰もが安心して暮らすことができる 地域社会の実現	県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	石川県	
						建築住宅課	関係部局課
(1) 子どもを産み育てやすい住環境をつくる							
(1)-①子育て世帯が安心して暮らせる 相談体制の充実			○	☆	☆	☆	少子化対策監室
(1)-②子育て世帯に適した住宅や住環境の整備	○	○	○	○	☆	☆	少子化対策監室 生活安全課
(2) 高齢者の安全かつ安心な暮らしを支える							
(2)-①住宅・建築物・まち全体のバリアフリー化の推進							
◆バリアフリー化の推進・徹底	☆		☆		☆	☆	厚生政策課 障害保健福祉課 温暖化・里山対策室 道路建設課 道路整備課 都市計画課 公園緑地課 営繕課
◆バリアフリー化の促進に向けた人材育成			○	☆	○	☆	
(2)-②高齢者の住まいの管理の適正化・ 良好な居住環境の整備等							
◆高齢者向け住宅等の供給促進と管理の適正化	○		☆	○	○	☆	長寿社会課
◆住宅相談体制の充実			○	☆	○	☆	少子化対策監室 長寿社会課
(3) 住宅セーフティネットを構築する							
(3)-①公的賃貸住宅の計画的な整備と適正な入居管理							
◆計画的な整備や的確な維持管理					☆	☆	長寿社会課 少子化対策監室
◆適正な管理運営		○			☆	☆	
◆住宅確保要配慮者等の支援	○	○			☆	☆	長寿社会課
(3)-②民間賃貸住宅の入居の円滑化							
			☆	☆	○	☆	厚生政策課 長寿社会課 障害保健福祉課 少子化対策監室 国際交流課
(3)-③民間賃貸住宅の管理の適正化							
			☆	☆	○	☆	厚生政策課 長寿社会課 障害保健福祉課 少子化対策監室 国際交流課

目標 2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	石川県	
						建築住宅課	関係部局課
						☆印: 施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印: 施策を実施する上で連携すべき主体	
(1) 住宅・建築物の安全性を高める							
(1)-①住宅・建築物の耐震性能の向上							
◆既存住宅等の耐震化促進	○		☆	☆	☆	☆	
◆人材育成・意識啓発	☆		☆	☆	☆	☆	
(1)-②住宅・建築物の安全性の確保							
◆建築規制の実効性の確保	○		☆	☆	☆	☆	
◆住宅・建築物における健康被害の防止	○		○		☆	☆	環境政策課 温暖化・里山対策室 資源循環推進課
◆住宅における火災対策の徹底	○		○		○	○	消防保安課
◆雪に強い住環境の形成	○	○		○	☆	☆	
(2) 住まいの脱炭素化を進める							
(2)-①省エネ・創エネ等の推進							
◆省エネ・創エネ等の推進	☆		☆	○	☆	☆	温暖化・里山対策室 営繕課
◆人材育成・意識啓発	☆		○	○	○	☆	温暖化・里山対策室
(2)-②木材の利用拡大と省資源の推進	○		○	○	☆	☆	資源循環推進課 森林管理課 営繕課
(3) 住宅を長く使う							
(3)-①長期間居住可能な仕様・性能を備えた住宅づくりの推進	○		○	○	○	☆	
(3)-②中古住宅の品質確保と流通促進	○		○	○	○	☆	厚生政策課 温暖化・里山対策室
(3)-③適正なマンション管理の推進	○	○	○	☆		☆	

目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	石川県	
						建築住宅課	関係部局課
						☆印: 施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印: 施策を実施する上で連携すべき主体	
(1) 空き家の適正管理・活用を進める							
(1)-①空き家の適正管理の推進	☆	○	○	○	☆	☆	
(1)-②老朽危険空き家対策の推進				○	☆	☆	
(1)-③空き家発生の予防や多様な利活用の推進	○	○	○	☆	☆	○	地域振興課 里山振興室
(2) 既存住宅の流通を進める							
(2)-①安心して中古住宅を取得できる仕組みの普及	☆		○	○		☆	
(2)-②空き家や移住に関する情報提供の充実	○			○	☆	○	地域振興課
(2)-③古民家の再生・活用の推進	○		○	☆	☆	○	文化財課

目標4 安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり	県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	石川県	
						建築住宅課	関係部局課
						☆印: 施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印: 施策を実施する上で連携すべき主体	
(1) 住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる							
(1)-①住まいづくり・まちづくりの担い手の育成			○	☆		☆	労働企画課 温暖化・里山対策室 都市計画課 文化財課
(1)-②生涯にわたる住教育の推進	☆	○		☆	○	☆	温暖化・里山対策室 生涯学習課
(2) いしかわの地域特性を活かす							
(2)-①良好な景観・まちなみの保全・形成	○	○	○		☆	☆	都市計画課
(2)-②いしかわの特性を活かした地域づくり	○	○	○	○	☆	☆	里山振興室 都市計画課 文化財課
(2)-③県産材の活用による 豊かな住まいづくり・まちづくり	○		○	☆	☆	☆	伝統産業振興室 森林管理課 営繕課
(3) 地域の活性化と集約型のまちづくりを進める							
(3)-①地域に応じた市街地整備・ まちづくり活動の推進	○	○	○	○	☆	○	都市計画課 生活安全課
(3)-②集約型のまちづくりの推進					☆		都市計画課
(3)-③地域の魅力発信と移住・定住の促進	○	○			☆	○	地域振興課
(4) 地域防災力を高める							
(4)-①災害に強いまちづくりの推進							
◆住宅・宅地の安全性確保	☆	○	○		☆	☆	危機対策課 河川課 砂防課 都市計画課
◆市街地の安全性確保	☆	○			☆	☆	危機対策課 都市計画課
(4)-②災害に関する情報提供・意識啓発の推進	☆	☆		○	☆	☆	危機対策課 河川課 砂防課
(4)-③災害後の円滑な住宅再建の体制整備							
◆早期の住宅提供体制・復興体制の構築	○			☆	☆	☆	危機対策課
◆建築物・宅地の安全性の円滑な判定体制				○	☆	☆	危機対策課

別紙 石川県における住宅の水準

石川県における住宅に関する水準を、以下の 3 点に分類して位置づける。下記の水準に基づき、石川県の住宅性能、居住環境の向上および適正な面積の確保を図る。

- I. 住宅性能水準・・・個々の住宅の性能に関する水準
- II. 居住環境水準・・・住宅の集合体としての居住環境に関する水準
- III. 居住面積水準・・・・・・個々の住宅の面積に関する水準
 - III-1. 誘導居住面積水準
 - III-2. 最低居住面積水準

I. 住宅性能水準

住宅性能水準は、居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針となるものであり、その内容は以下のとおりとする。

1. 基本的機能

(1) 居住室の構成等

- ①各居住室の構成及び規模は、個人のプライバシー、家庭の団らん、接客、余暇活動等に配慮して、適正な水準を確保する。ただし、都市部における共同住宅等において都市における利便性を考慮する場合は、個人のプライバシー、家庭の団らん等に配慮して、適正な水準を確保する。
- ②専用の台所その他の家事スペース、便所（原則として水洗便所）、洗面所及び浴室を確保する。ただし、適切な規模の共用の台所及び浴室を備えた場合は、各個室には専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所を確保すれば足りる。
- ③物干スペース、ワークスペースの確保に努める。
- ④世帯構成に対応した適正な規模の収納スペースを確保する。また、除雪用器具等の保管スペースの確保に努める。
- ⑤世帯構成に対応した適正な規模の駐車・駐輪スペースを確保する。ただし、都市部等においては近隣の共同駐車場を確保すれば足りる。

(2) 共同住宅における共同施設

- ①中高層住宅については、原則としてエレベーターを設置する。
- ②バルコニー、玄関まわり、共用廊下等の適正な広さを確保する。
- ③道路から各住戸の入口までのバリアフリー化に努める。
- ④集会所、子供の遊び場等の設置及び駐車場の確保に努める。
- ⑤自転車置場、ゴミ収集スペース等を確保する。

2. 居住機能

(1) 耐震性等

想定される大規模地震・暴風等による荷重・外力に対し、構造躯体が倒壊等に至らないように、耐震性能を含む構造強度について、適正な水準を確保する。

(2) 克雪性・耐雪性

冬期の降雪に対応するため、構造強度、屋根の形状、融雪設備等について配慮するとともに、敷地内の雪処理を円滑にするための適正なスペースや設備を備える。

(3) 防火性

火災に対して安全であるように、延焼防止及び覚知・避難のしやすさについて、適正な水準を確保する。

(4) 防犯性

外部からの侵入を防止するため、出入口や窓等の侵入防止対策等について、適正な水準を確保する。

(5) 耐久性

長期の安定した居住を可能とする耐久性を有するように、構造躯体の劣化防止について、適正な水準を確保する。

(6) 維持管理等への配慮

設備配管等の維持管理・修繕等の容易性について、適正な水準を確保する。また、増改築、改装及び模様替えの容易性について、適正な水準を確保する。

(7) 断熱性等

快適な温熱環境の確保が図られるように、結露の防止等に配慮しつつ、断熱性、気密性等について、適正な水準を確保する。また、住戸内の室温差が小さくなるよう、適正な水準を確保する。

(8) 室内空気環境

清浄な空気環境を保つため、内装材等からの化学物質、石綿等の汚染物質発生防止、換気等について、適正な水準を確保する。

(9) 採光等

窓等の外壁の開口部からの採光等について、適正な水準を確保する。

(10) 遮音性

隣接住戸、上階住戸からの音等が日常生活に支障とならないように、居室の界床及び界壁並びに外壁の開口部の遮音について、適正な水準を確保する。

(11) 高齢者等への配慮

加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合にも基本的にはそのまま住み続けることができるように、住戸内、共同住宅の共用部分等について、段差の解消、手すりの設置、廊下幅の確保、便所の配置等に関し、日常生活の安全性及び介助行為の容易性について、適正な水準を確保する。

(12) その他

家具等の転倒の防止、落下物の防止、ガス漏れ・燃焼排ガスによる事故の防止、防水性、設備等の使いやすさ等について、適正な水準を確保する。

3. 外部性能

(1) 環境性能

自然エネルギーの利用、断熱性の向上やエネルギー効率の高い設備機器の使用などエネルギーの使用の合理化、断熱材のノンフロン化等について、適切な水準を確保する。また、建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用、雨水・雑排水の処理・有効利用、敷地内の緑化等について、適切な水準を確保する。

(2) 外観・外構等

地域の自然、歴史・文化を踏まえ、外壁、屋根、門塀、設備機器、植栽、駐車スペース等の色彩、形状および配置は、周辺と調和し、まちなみ景観の向上に資するための適切な水準を確保する。また、敷地の緑化・園庭の整備等による豊かな屋外空間について、適切な水準を確保する。

II. 居住環境水準

居住環境水準は、地域の実情に応じた良好な居住環境の確保のための指針となるものであり、それぞれの項目が、地域における居住環境の現状、課題等を把握し、整備、誘導等の方向性を示すための要素となる。

居住環境水準の内容は、以下のとおりとする。

1. 居住環境水準の項目

(1) 安全・安心

①地震・大規模な火災に対する安全性

地震による住宅の倒壊及び大規模な火災に対して安全であること。

②積雪に対する安全性等

冬期の積雪に対して安全であり、かつ快適に生活できるものであること。

③自然災害に対する安全性

津波、高潮、出水、暴風、がけの崩壊等の自然災害に対して安全であること。

④日常生活の安全性

生活道路の安全な通行及び犯罪発生の防止に配慮されていること。

⑤環境阻害の防止

騒音、振動、大気汚染、悪臭等による居住環境の阻害がないこと。

(2) 美しさ・豊かさ

①緑

緑等の自然を確保し、自然環境に関する快適性を享受することができること。

②市街地の空間のゆとり・景観

住戸及び住棟の隣棟間隔、空地等を有し、日照、採光、眺望、プライバシー等が立地条件等に応じて適切に確保されていること。また、地域の気候・風土、歴史、文化等に即して、良好な景観を享受することができること。

(3) サステナビリティ

① 良好なコミュニティ及び市街地の持続性

バランスのとれた地域の良好なコミュニティの維持、空き住宅・空き施設の有効活用、住宅の適切な建替え等により良好な居住環境が維持できること。

② 環境負荷への配慮

環境への負荷の低減に配慮したまちの構成であること。

(4) 日常生活を支えるサービスへのアクセスのしやすさ

① 高齢者、子育て世帯等の各種生活サービスへのアクセスのしやすさ

高齢者、子育て世帯等が日常生活を支える各種サービスに容易にアクセスできること。

② ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者をはじめとする多様な者の円滑な移動の経路が確保されていること。

Ⅲ－1. 誘導居住面積水準

誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、【I. 住宅性能水準】の基本的機能を充たすことを前提に、以下のとおりとする。

(1) 一般型誘導居住面積水準

① 単身者 55㎡

② 2人以上の世帯 $25\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 25\text{㎡}$

(2) 都市居住型誘導居住面積水準

① 単身者 40㎡

② 2人以上の世帯 $20\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 15\text{㎡}$

注1) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注2) 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の

面積から5%を控除する。

注3) 次の場合には、上記の面積によらないことができる。

- ①単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ②適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

Ⅲ－２．最低居住面積水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、【Ⅰ．住宅性能水準】の基本的機能を充たすことを前提に、以下のとおりとする。

(1) 単身者 25㎡

(2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人員+10㎡

注1) 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注2) 世帯人数（注1の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注3) 次の場合には、上記の面積によらないことができる。

- ①単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ②適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合
- ③既存住宅を活用する場合などで、地域における住宅事情を勘案して地方公共団体が住生活基本計画等に定める面積が確保されている場合

参考資料1 石川県の住生活に関するデータ

1. 人口及び世帯数の状況

95

1-1. 人口・世帯数・年齢構成等

95

- (1) 人口の推移
- (2) 人口の増減率
- (3) 年齢別人口の構成比の推移
- (4) 世帯数の推移
- (5) 世帯数の増減率
- (6) 世帯人員の推移
- (7) 圏域別の1世帯あたり世帯人員の推移

1-2. 高齢者の状況

102

- (1) 65歳以上人口の推移
- (2) 高齢単身世帯及び高齢夫婦のみ世帯の状況
- (3) 市町別の高齢化率の状況
- (4) 人口ピラミッドの構造変化

1-3. 少子化の状況

106

- (1) 出生数及び合計特殊出生率の推移

2. 住宅及び住環境を取り巻く状況

107

2-1. 住宅ストックの状況

107

- (1) 世帯数及び住宅数の推移
- (2) 空き家数と空き家率の推移
- (3) 住宅の持ち家率と借家率
- (4) 世帯主の年齢階級別の持ち家率
- (5) 高齢者のいる世帯の住宅の建て方・所有関係の状況
- (6) 建設時期別の住宅数
- (7) 建て方別・建設時期別の住宅数
- (8) 構造別・建設時期別の住宅数
- (9) 滅失住宅の平均築後年数及び住宅の滅失率
- (10) 構造別の住宅数の割合
- (11) 建て方別の住宅数の割合
- (12) 借家の平均家賃月額（1畳当たり）

- (13) 借家に住む世帯の年収と居住面積の関係
- (14) 1住宅当たりの広さ（延床面積・居室数）
- (15) 最低居住面積水準の未達成状況
- (16) 最低居住面積水準未達成率の推移
- (17) 誘導居住面積水準の未達成状況
- (18) 誘導居住面積水準未達成率の推移
- (19) 世帯の型と居住面積のミスマッチ状況
- (20) 既存住宅の流通動向（中古戸建、中古マンション）
- (21) 住宅のリフォーム・リニューアル市場の動向
- (22) 住宅地地価の動向

2-2. 住宅フローの状況

132

- (1) 利用関係別の住宅着工戸数
- (2) 構造別の住宅着工戸数
- (3) 利用関係別の新設住宅の戸当たり床面積
- (4) 構造別の新設住宅の戸当たり床面積
- (5) 居住専用住宅等の床面積及び工事予定額
- (6) 長期優良住宅の認定率

3. 住宅・住環境の満足度

139

- (1) 住宅に対する総合的な評価
- (2) 住宅の個別要素に対する評価
- (3) 住環境に対する総合的な評価
- (4) 住環境の個別要素に対する評価
- (5) 住宅の住み替えや改善意向の有無
- (6) 住宅の住み替え・改善の実現時期
- (7) 住宅の住み替え・改善計画のない理由
- (8) 借家に住む世帯の相続できる住宅の有無及び利活用の意向
- (9) 高齢期における子世帯との住まい方（距離）の希望
- (10) 高齢期における住み替え後の望ましい居住形態
- (11) 住宅及び住環境に関して子育てのために最も重要であると思う項目

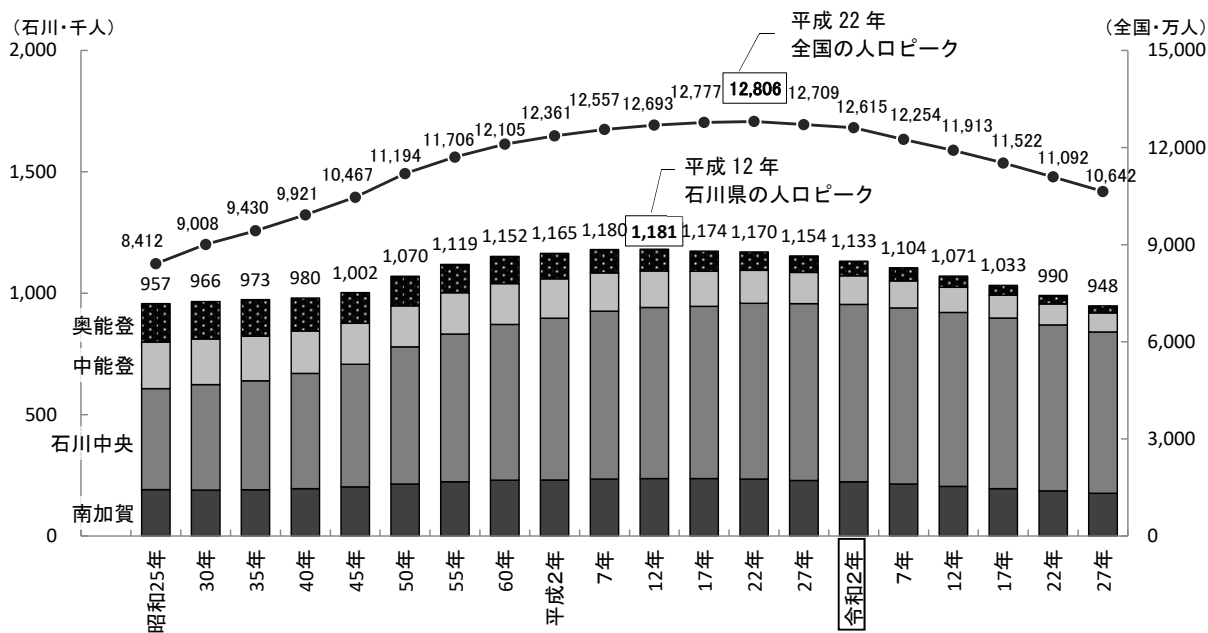
1. 人口及び世帯数の状況

1-1. 人口・世帯数・年齢構成等

(1) 人口の推移

- ・ 全国の人口は、平成 22 年（12,806 万人）をピークとして、以降は減少が続いていく。
- ・ 県全体の人口は、平成 12 年（1,180,977 人）をピークに減少に転じ、令和 27 年には、947,918 人にまで減少することが見込まれている。
- ・ 能登地域では、昭和 25 年以降人口減少が続いており、令和 27 年の人口は令和 2 年比で、奥能登は約 5 割減、中能登は約 3 割減と大きく落ち込む。
- ・ 石川中央では、令和 7 年には人口減少に転じると予想されるが、人口減少率は他の圏域よりも低い水準で推移する。（1 割減）
- ・ 南加賀では、石川県全域と同様に、平成 12 年をピークとして減少に転じている。

図表 1-1 県全域及び圏域別の人口推移（石川県・全国）



(単位：人、%)

年号(西暦)	区分	人口(人)				前回に対する増減率(%)					
		石川県	南加賀	石川中央	中能登	石川県	南加賀	石川中央	中能登	奥能登	
昭和25年(1950)	実績値	957,279	191,500	415,711	192,208	157,860	—	—	—	—	
30年(1955)		966,187	189,375	434,514	187,870	154,428	0.93	△ 1.11	4.52	△ 2.26	△ 2.17
35年(1960)		973,418	190,971	448,398	183,521	150,528	0.75	0.84	3.20	△ 2.31	△ 2.53
40年(1965)		980,499	195,315	474,093	175,016	136,075	0.73	2.27	5.73	△ 4.63	△ 9.60
45年(1970)		1,002,420	202,548	505,358	168,444	126,070	2.24	3.70	6.59	△ 3.76	△ 7.35
50年(1975)		1,069,872	214,253	564,982	168,944	121,693	6.73	5.78	11.80	0.30	△ 3.47
55年(1980)		1,119,304	223,173	609,389	168,955	117,787	4.62	4.16	7.86	0.01	△ 3.21
60年(1985)		1,152,325	230,250	641,143	167,896	113,036	2.95	3.17	5.21	△ 0.63	△ 4.03
平成2年(1990)		1,164,628	231,277	666,109	162,566	104,676	1.07	0.45	3.89	△ 3.17	△ 7.40
7年(1995)		1,180,068	234,845	691,907	156,960	96,356	1.33	1.54	3.87	△ 3.45	△ 7.95
12年(2000)		1,180,977	237,184	704,530	149,940	89,323	0.08	1.00	1.82	△ 4.47	△ 7.30
17年(2005)		1,174,026	236,950	709,489	144,373	83,214	△ 0.59	△ 0.10	0.70	△ 3.71	△ 6.84
22年(2010)		1,169,788	235,147	723,223	135,960	75,458	△ 0.36	△ 0.76	1.94	△ 5.83	△ 9.32
27年(2015)		1,154,008	229,333	728,259	128,221	68,195	△ 1.35	△ 2.47	0.70	△ 5.69	△ 9.63
令和2年(2020)		1,132,526	224,094	729,320	117,998	61,114	△ 1.86	△ 2.28	0.15	△ 7.97	△ 10.38
7年(2025)		1,104,368	214,209	725,503	111,521	53,135	△ 2.49	△ 4.41	△ 0.52	△ 5.49	△ 13.06
12年(2030)	1,070,727	205,138	716,139	102,998	46,452	△ 3.05	△ 4.23	△ 1.29	△ 7.64	△ 12.58	
17年(2035)	1,032,500	195,492	702,244	94,500	40,264	△ 3.57	△ 4.70	△ 1.94	△ 8.25	△ 13.32	
22年(2040)	990,439	185,615	684,427	85,907	34,490	△ 4.07	△ 5.05	△ 2.54	△ 9.09	△ 14.34	
27年(2045)	947,918	176,200	664,595	77,839	29,284	△ 4.29	△ 5.07	△ 2.90	△ 9.39	△ 15.09	

注1) 実績値は国勢調査報告

注2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』(平成 30 年 3 月推計)

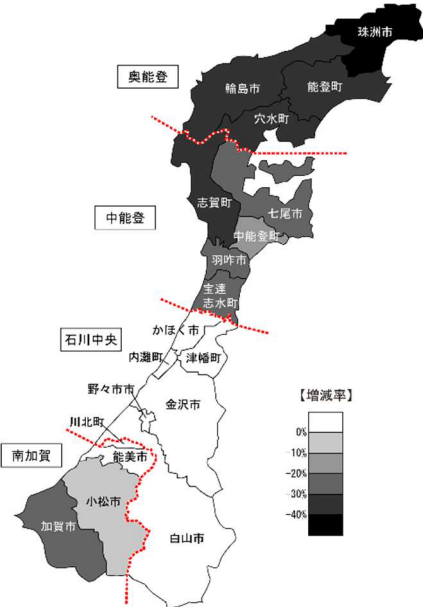
注3) 圏域区分は以下のとおり。①奥能登…輪島市・珠洲市・鳳珠郡、②中能登…七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡、③石川中央…金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡、④南加賀…小松市・加賀市・能美市・能美郡

(2) 人口の増減率（平成7年～令和2年の実績値及び令和2年～27年までの推計値）

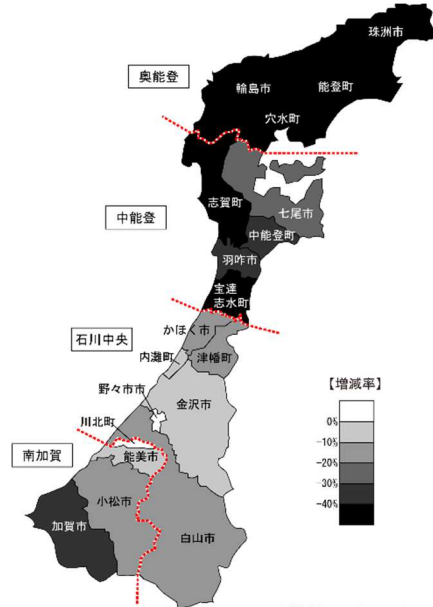
- ・ 県全体の人口は、過去25年間（平成7年～令和2年）で約5万人減少し、今後の25年間（令和2～令和27年）で約18万人の減少が見込まれる。
- ・ 奥能登と中能登では人口減少が深刻であり、今後25年間の人口増減率は、奥能登で▲52.08%、中能登で▲34.03%と見込まれる。
- ・ 今後25年間では、4圏域のすべてで人口減少が見込まれているが、市町別では、野々市市と川北町で人口増加が見込まれている。

図表 1-2 県全域・圏域別・市町別の人口増減率

■平成7年～令和2年の増減率（実績）



■令和2年～27年の増減率（見込み）



（単位：人，％）

地域	令和2年 実績値	平成7年 実績値	平成7年～令和2年の 人口の増減	
			実数	率
石川 県	1,132,526	1,180,068	△ 47,542	△ 4.03
加賀 地域	953,414	926,752	26,662	2.88
能登 地域	179,112	253,316	△ 74,204	△ 29.29
南加賀	224,094	234,845	△ 10,751	△ 4.58
石川中央	729,320	691,907	37,413	5.41
中能登	117,998	156,960	△ 38,962	△ 24.82
奥能登	61,114	96,356	△ 35,242	△ 36.57
金沢市	463,254	453,975	9,279	2.04
七尾市	50,300	67,368	△ 17,068	△ 25.34
小松市	106,216	107,965	△ 1,749	△ 1.62
輪島市	24,608	37,133	△ 12,525	△ 33.73
珠洲市	12,929	21,580	△ 8,651	△ 40.09
加賀市	63,220	80,333	△ 17,113	△ 21.30
羽咋市	20,407	26,502	△ 6,095	△ 23.00
かほく市	34,889	34,722	167	0.48
白山市	110,408	103,580	6,828	6.59
能美市	48,523	42,033	6,490	15.44
野々市市	57,238	42,945	14,293	33.28
川北町	6,135	4,514	1,621	35.91
津幡町	36,957	30,318	6,639	21.90
内灘町	26,574	26,367	207	0.79
志賀町	18,630	26,965	△ 8,335	△ 30.91
宝達志水町	12,121	16,409	△ 4,288	△ 26.13
中能登町	16,540	19,716	△ 3,176	△ 16.11
穴水町	7,890	12,053	△ 4,163	△ 34.54
能登町	15,687	25,590	△ 9,903	△ 38.70

地域	令和2年 実績値	令和27年 推計値	令和2年～令和27年の 人口の増減	
			実数	率
石川 県	1,132,526	947,918	△ 184,608	△ 16.30
加賀 地域	953,414	840,795	△ 112,619	△ 11.81
能登 地域	179,112	107,123	△ 71,989	△ 40.19
南加賀	224,094	176,200	△ 47,894	△ 21.37
石川中央	729,320	664,595	△ 64,725	△ 8.87
中能登	117,998	77,839	△ 40,159	△ 34.03
奥能登	61,114	29,284	△ 31,830	△ 52.08
金沢市	463,254	429,826	△ 33,428	△ 7.22
七尾市	50,300	36,580	△ 13,720	△ 27.28
小松市	106,216	87,757	△ 18,459	△ 17.38
輪島市	24,608	12,241	△ 12,367	△ 50.26
珠洲市	12,929	6,112	△ 6,817	△ 52.73
加賀市	63,220	38,195	△ 25,025	△ 39.58
羽咋市	20,407	12,962	△ 7,445	△ 36.48
かほく市	34,889	28,130	△ 6,759	△ 19.37
白山市	110,408	89,546	△ 20,862	△ 18.90
能美市	48,523	43,872	△ 4,651	△ 9.59
野々市市	57,238	60,880	3,642	6.36
川北町	6,135	6,376	241	3.93
津幡町	36,957	32,103	△ 4,854	△ 13.13
内灘町	26,574	24,110	△ 2,464	△ 9.27
志賀町	18,630	10,524	△ 8,106	△ 43.51
宝達志水町	12,121	6,696	△ 5,425	△ 44.76
中能登町	16,540	11,077	△ 5,463	△ 33.03
穴水町	7,890	3,672	△ 4,218	△ 53.46
能登町	15,687	7,259	△ 8,428	△ 53.73

注1) 実績値は国勢調査報告

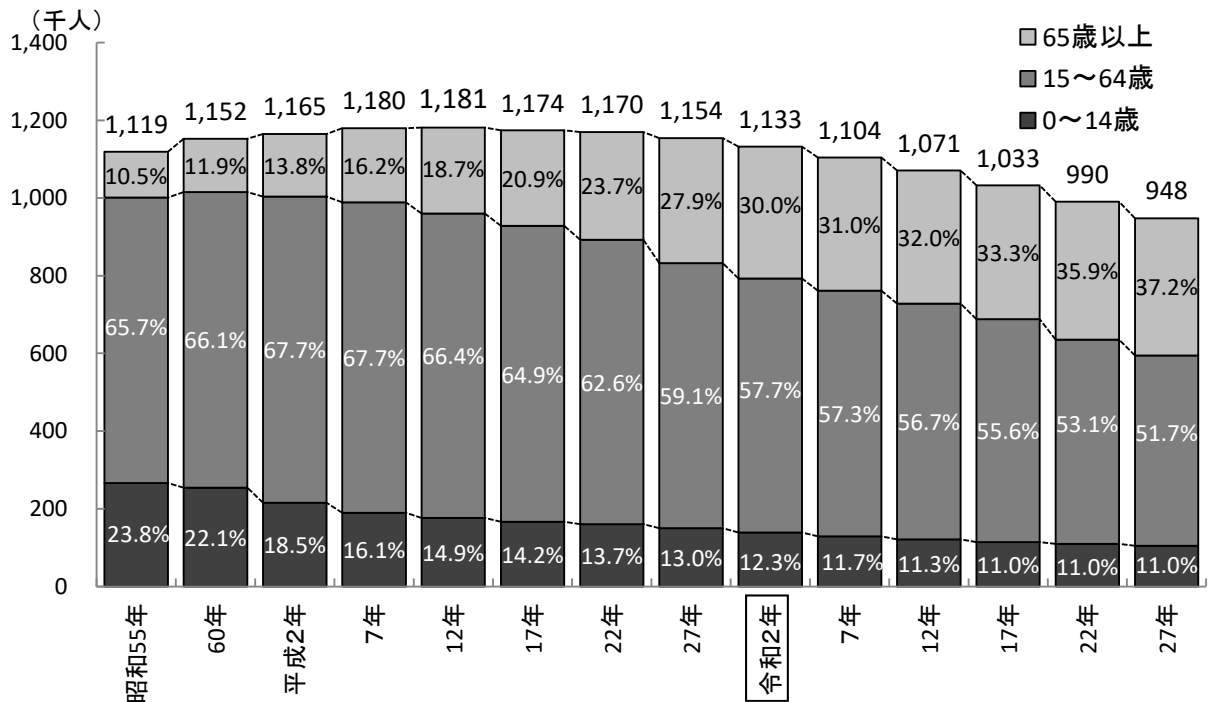
注2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計）

注3) 圏域区分は以下のとおり。①奥能登…輪島市・珠洲市・鳳珠郡、②中能登…七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡、③石川中央…金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡、④南加賀…小松市・加賀市・能美市・能美郡

(3) 年齢別人口の構成比の推移

- ・ 県全体では、年少人口(0～14歳)が減少、高齢人口(65歳以上)が増加する少子高齢化の傾向が顕著となっている。
- ・ 高齢人口は今後も増加が続き、令和2年に30%を超え、令和27年には37.2%になることが見込まれる。
- ・ 年少人口は減少が続き、令和17年以降、11%程度で横ばいになることが見込まれる。

図表 1-3 年齢別人口の構成比の推移 (石川県)



(単位: 人, %)

年号 (西暦)	区分	人口			構成比		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和55年 (1980)	実績値	266,124	735,530	117,649	23.8%	65.7%	10.5%
60年 (1985)		254,169	761,352	136,804	22.1%	66.1%	11.9%
平成2年 (1990)		215,613	787,993	161,022	18.5%	67.7%	13.8%
7年 (1995)		189,755	799,395	190,919	16.1%	67.7%	16.2%
12年 (2000)		176,256	784,195	220,526	14.9%	66.4%	18.7%
17年 (2005)		166,296	761,812	245,918	14.2%	64.9%	20.9%
22年 (2010)		160,548	731,716	277,524	13.7%	62.6%	23.7%
27年 (2015)		150,454	681,952	321,602	13.0%	59.1%	27.9%
令和2年 (2020)		139,609	653,140	339,776	12.3%	57.7%	30.0%
7年 (2025)	推計値	129,265	632,363	342,740	11.7%	57.3%	31.0%
12年 (2030)		121,098	606,643	342,986	11.3%	56.7%	32.0%
17年 (2035)		113,993	574,403	344,104	11.0%	55.6%	33.3%
22年 (2040)		109,431	525,905	355,103	11.0%	53.1%	35.9%
27年 (2045)		104,730	490,392	352,796	11.0%	51.7%	37.2%

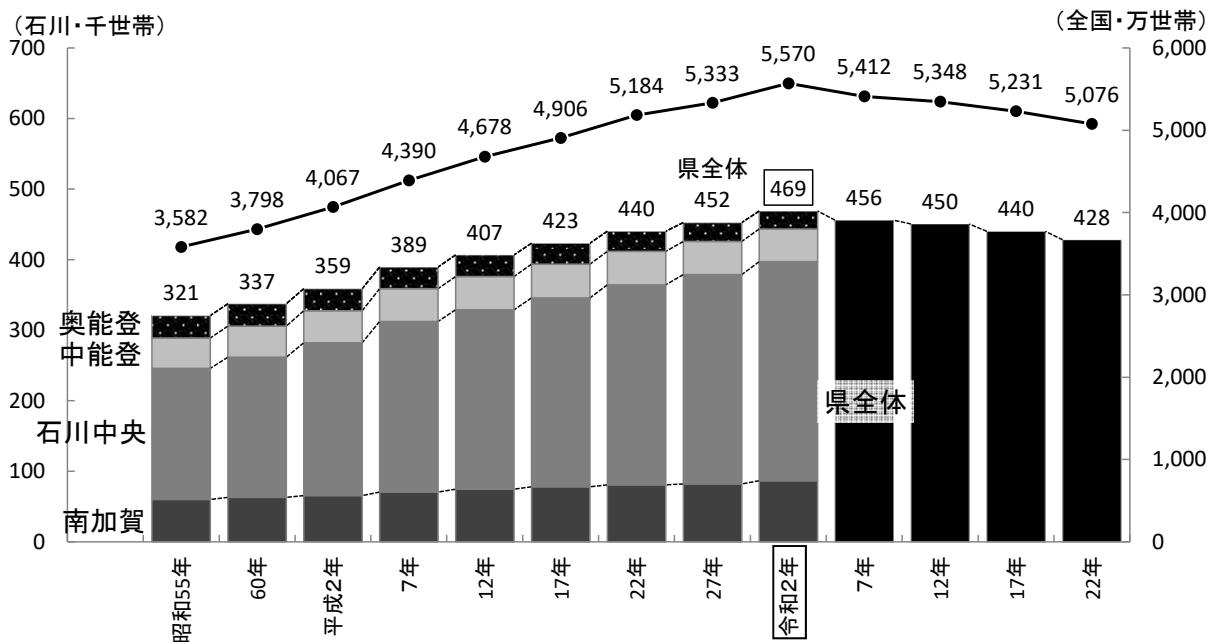
注1) 実績値は国勢調査報告 (年齢不詳分は年齢区分の構成比で按分し、実績値を補正した)

注2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』(平成30年3月推計)

(4) 世帯数の推移

- ・ 全国の世帯数は、令和2年（5,570万世帯）にピークに達し、以降は減少することが見込まれている。
- ・ 県全体の世帯数は、令和2年(468,835世帯)頃をピークに減少に転じ、令和22年には427,911世帯になることが見込まれている。
- ・ 奥能登では、昭和55年以降、一貫して減少が続いている。
- ・ 中能登では、長期的には増加しているが、平成17年をピークに減少に転じている。
- ・ 石川中央、南加賀では着実に増加してきたが、近年は増加率が鈍くなっている。

図表 1-4 県全域及び圏域別の世帯数の推移（石川県・全国）



(単位：世帯、%)

年号(西暦)	区分	一般世帯数					前回に対する増減率				
		石川県	南加賀	石川中央	中能登	奥能登	石川県	南加賀	石川中央	中能登	奥能登
昭和55年(1980)	実績値	320,696	60,190	185,424	43,242	31,840	—	—	—	—	—
60年(1985)		337,267	63,159	198,617	43,921	31,570	5.17	4.93	7.12	1.57	△ 0.85
平成2年(1990)		358,678	65,384	216,549	45,512	31,233	6.35	3.52	9.03	3.62	△ 1.07
7年(1995)		389,435	70,633	241,581	46,449	30,772	8.58	8.03	11.56	2.06	△ 1.48
12年(2000)		406,618	74,634	254,286	47,357	30,341	4.41	5.66	5.26	1.95	△ 1.40
17年(2005)		423,157	78,047	267,420	47,920	29,770	4.07	4.57	5.17	1.19	△ 1.88
22年(2010)		440,247	80,898	283,363	47,456	28,530	4.04	3.65	5.96	△ 0.97	△ 4.17
27年(2015)		452,355	82,025	296,805	46,768	26,757	2.75	1.39	4.74	△ 1.45	△ 6.21
令和2年(2020)		468,835	86,472	310,804	46,207	25,352	3.64	5.42	4.72	△ 1.20	△ 5.25
7年(2025)		推計値	455,976					△ 2.74			
12年(2030)	450,352						△ 1.23				
17年(2035)	439,943						△ 2.31				
22年(2040)	427,911						△ 2.73				

注1) 実績値は国勢調査報告

注2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(平成31年4月推計)

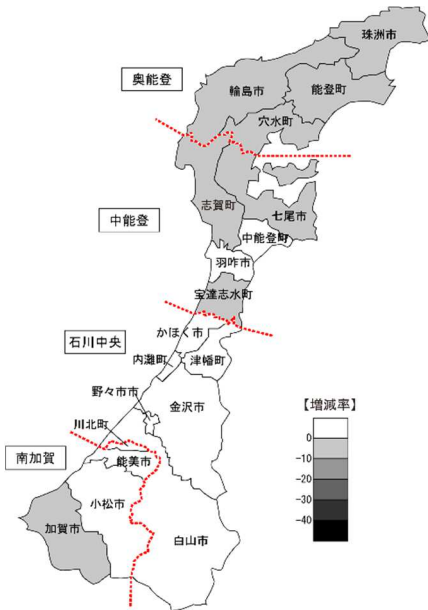
注3) 圏域区分は以下のとおり。①奥能登…輪島市・珠洲市・鳳珠郡、②中能登…七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡、③石川中央…金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡、④南加賀…小松市・加賀市・能美市・能美郡

(5) 世帯数の増減率 (平成12年～22年及び平成22～令和2年の実績値)

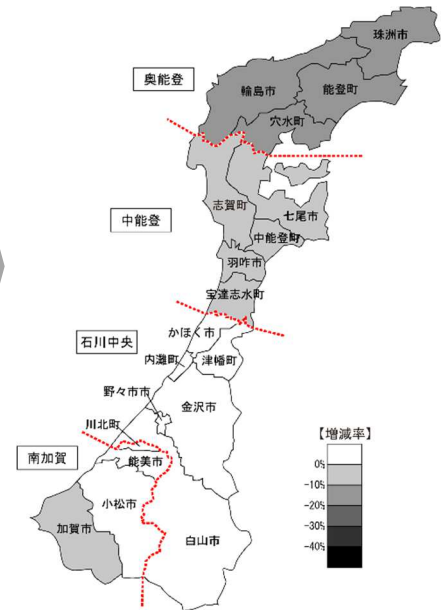
- ・ 県全体の世帯数は、過去20年間で増加しているが、直近10年間では増加率が鈍っている。
- ・ 奥能登では減少が続き、直近10年間で減少率が約2倍増 (▲5.97%→▲11.14%) となっている。
- ・ 中能登では、平成12年～22年までは0.21%の増となっていたが、直近10年間では2.63%の減となっている。
- ・ 石川中央、南加賀では、増加率が微増している。

図表 1-5 県全域・圏域別・市町別の世帯の増減率

■平成12年～平成22年の増減率 (実績)



■平成22年～令和2年の増減率 (実績)



(単位：世帯, %)

地域	平成22年 実績値	平成12年 実績値	平成12年～22年の 世帯数の増減	
			実数	率
石川県	440,247	406,618	33,629	8.27
加賀地域	364,261	328,920	35,341	10.74
能登地域	75,986	77,698	△1,712	△2.20
南加賀	80,898	74,634	6,264	8.39
石川中央	283,363	254,286	29,077	11.43
中能登	47,456	47,357	99	0.21
奥能登	28,530	30,341	△1,811	△5.97
金沢市	190,871	174,888	15,983	9.14
七尾市	20,885	20,968	△83	△0.40
小松市	37,378	33,934	3,444	10.15
輪島市	11,338	12,089	△751	△6.21
珠洲市	6,216	6,760	△544	△8.05
加賀市	25,907	26,116	△209	△0.80
羽咋市	8,072	7,943	129	1.62
かほく市	11,062	9,805	1,257	12.82
白山市	36,518	31,986	4,532	14.17
能美市	15,894	13,344	2,550	19.11
野々市市	22,993	18,492	4,501	24.34
川北町	1,719	1,240	479	38.63
津幡町	11,918	10,070	1,848	18.35
内灘町	10,001	9,045	956	10.57
志賀町	7,827	8,130	△303	△3.73
宝達志水町	4,546	4,566	△20	△0.44
中能登町	6,126	5,750	376	6.54
穴水町	3,637	3,752	△115	△3.07
能登町	7,339	7,740	△401	△5.18

地域	令和2年 実績値	平成22年 実績値	平成22年～令和2年の 世帯数の増減	
			実数	率
石川県	468,835	440,247	28,588	6.49
加賀地域	397,276	364,261	33,015	9.06
能登地域	71,559	75,986	△4,427	△5.83
南加賀	86,472	80,898	5,574	6.89
石川中央	310,804	283,363	27,441	9.68
中能登	46,207	47,456	△1,249	△2.63
奥能登	25,352	28,530	△3,178	△11.14
金沢市	207,119	190,871	16,248	8.51
七尾市	20,253	20,885	△632	△3.03
小松市	41,217	37,378	3,839	10.27
輪島市	10,172	11,338	△1,166	△10.28
珠洲市	5,490	6,216	△726	△11.68
加賀市	25,184	25,907	△723	△2.79
羽咋市	8,023	8,072	△49	△0.61
かほく市	12,497	11,062	1,435	12.97
白山市	40,888	36,518	4,370	11.97
能美市	18,158	15,894	2,264	14.24
野々市市	26,159	22,993	3,166	13.77
川北町	1,913	1,719	194	11.29
津幡町	13,361	11,918	1,443	12.11
内灘町	10,780	10,001	779	7.79
志賀町	7,427	7,827	△400	△5.11
宝達志水町	4,411	4,546	△135	△2.97
中能登町	6,093	6,126	△33	△0.54
穴水町	3,267	3,637	△370	△10.17
能登町	6,423	7,339	△916	△12.48

注1) 実績値は国勢調査報告

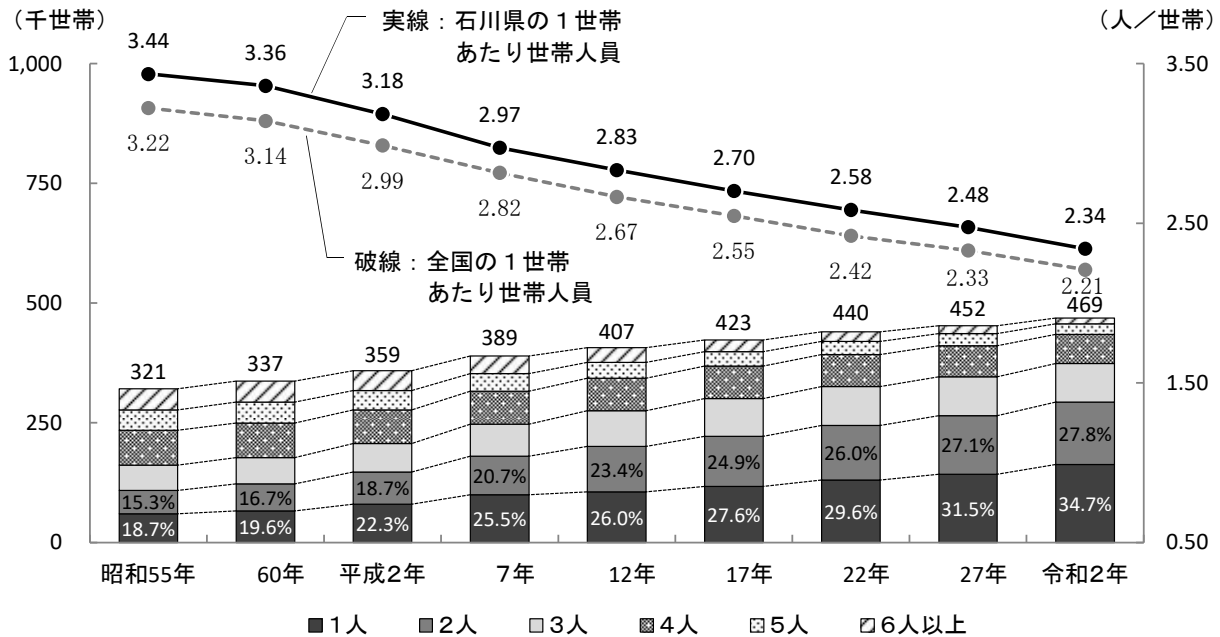
注2) 圏域区分は以下のとおり。①奥能登…輪島市・珠洲市・鳳珠郡、②中能登…七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡、

③石川中央…金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡、④南加賀…小松市・加賀市・能美市・能美郡

(6) 世帯人員の推移

- ・ 本県の1世帯あたりの世帯人員は、全国水準を若干上回っているものの、全国と同様の傾向で減少傾向が続いている。
- ・ 本県では、昭和55年以降、1人世帯、2人世帯の割合が増加していることから、1世帯当たりの世帯人員は減少し、令和2年時点で2.34人/世帯となっている。
- ・ 令和2年時点で、1人世帯は34.7%、2人世帯は27.8%であり、世帯人員が2名以下の世帯が全体の半数以上(62.5%)を占めている。

図表 1-6 世帯人員の推移 (石川県・全国)



(単位：世帯、%)

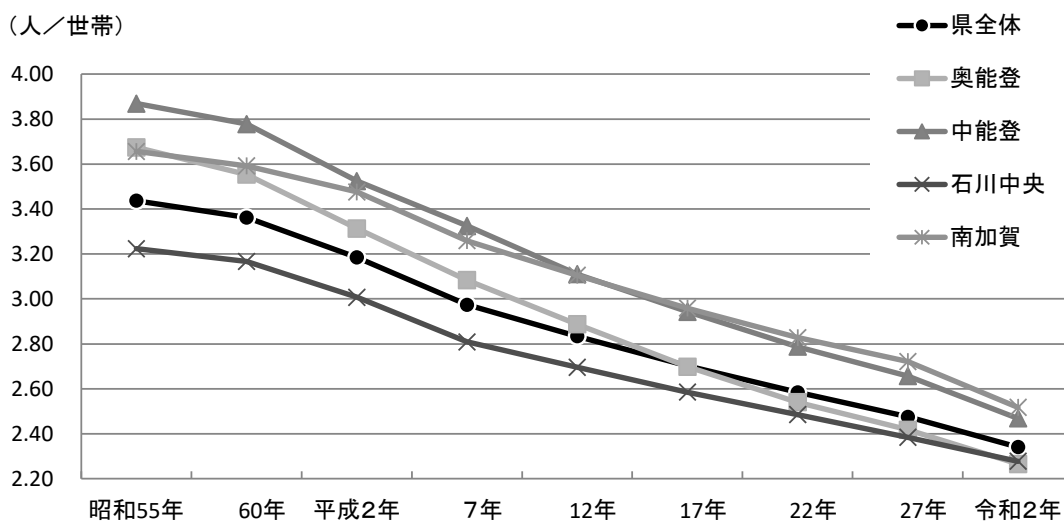
年号 (西暦)	一般世帯の世帯数	一般世帯の世帯人員	1世帯当たりの人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
昭和55年 (1980)	320,696	1,102,084	3.44	59,872 (18.7)	48,931 (15.3)	52,690 (16.4)	73,089 (22.8)	42,438 (13.2)	43,676 (13.6)
60年 (1985)	337,267	1,133,936	3.36	66,242 (19.6)	56,404 (16.7)	54,853 (16.3)	71,873 (21.3)	44,043 (13.1)	43,852 (13.0)
平成2年 (1990)	358,678	1,142,304	3.18	80,122 (22.3)	67,023 (18.7)	59,452 (16.6)	70,634 (19.7)	39,795 (11.1)	41,652 (11.6)
7年 (1995)	389,435	1,158,075	2.97	99,423 (25.5)	80,666 (20.7)	66,775 (17.1)	69,195 (17.8)	36,508 (9.4)	36,868 (9.5)
12年 (2000)	406,618	1,152,171	2.83	105,651 (26.0)	95,059 (23.4)	74,787 (18.4)	67,760 (16.7)	32,934 (8.1)	30,427 (7.5)
17年 (2005)	423,157	1,143,759	2.70	116,844 (27.6)	105,159 (24.9)	78,560 (18.6)	68,068 (16.1)	29,752 (7.0)	24,774 (5.9)
22年 (2010)	440,247	1,137,793	2.58	130,150 (29.6)	114,577 (26.0)	80,772 (18.3)	66,929 (15.2)	27,653 (6.3)	20,166 (4.6)
27年 (2015)	452,355	1,119,870	2.48	142,523 (31.5)	122,613 (27.1)	81,273 (18.0)	64,432 (14.2)	25,493 (5.6)	16,021 (3.5)
令和2年 (2020)	468,835	1,097,311	2.34	162,531 (34.7)	130,489 (27.8)	80,946 (17.3)	60,357 (12.9)	22,586 (4.8)	11,926 (2.5)

資料：国勢調査報告

(7) 圏域別の1世帯当たり世帯人員の推移

- ・ 本県の4圏域の1世帯当たりの世帯人員の推移をみると、すべての圏域で世帯人員が減少しており、県全体で世帯が縮小していることがわかる。
- ・ 令和2年時点で、1世帯当たりの世帯人員が最も大きいのは南加賀の2.52人/世帯であり、次いで、中能登(2.47人/世帯)、石川中央(2.28人/世帯)、奥能登(2.27人/世帯)、の順となっている。

図表 1-7 圏域別の1世帯当たり世帯人員の推移（石川県）



(単位：人/世帯)

年号 (西暦)	県全体	奥能登	中能登	石川中央	南加賀
昭和55年 (1980)	3.44	3.67	3.87	3.22	3.66
60年 (1985)	3.36	3.55	3.78	3.17	3.59
平成2年 (1990)	3.18	3.31	3.52	3.01	3.48
7年 (1995)	2.97	3.08	3.33	2.81	3.26
12年 (2000)	2.83	2.89	3.11	2.70	3.10
17年 (2005)	2.70	2.70	2.94	2.59	2.96
22年 (2010)	2.58	2.54	2.79	2.49	2.83
27年 (2015)	2.48	2.42	2.66	2.38	2.72
令和2年 (2020)	2.34	2.27	2.47	2.28	2.52

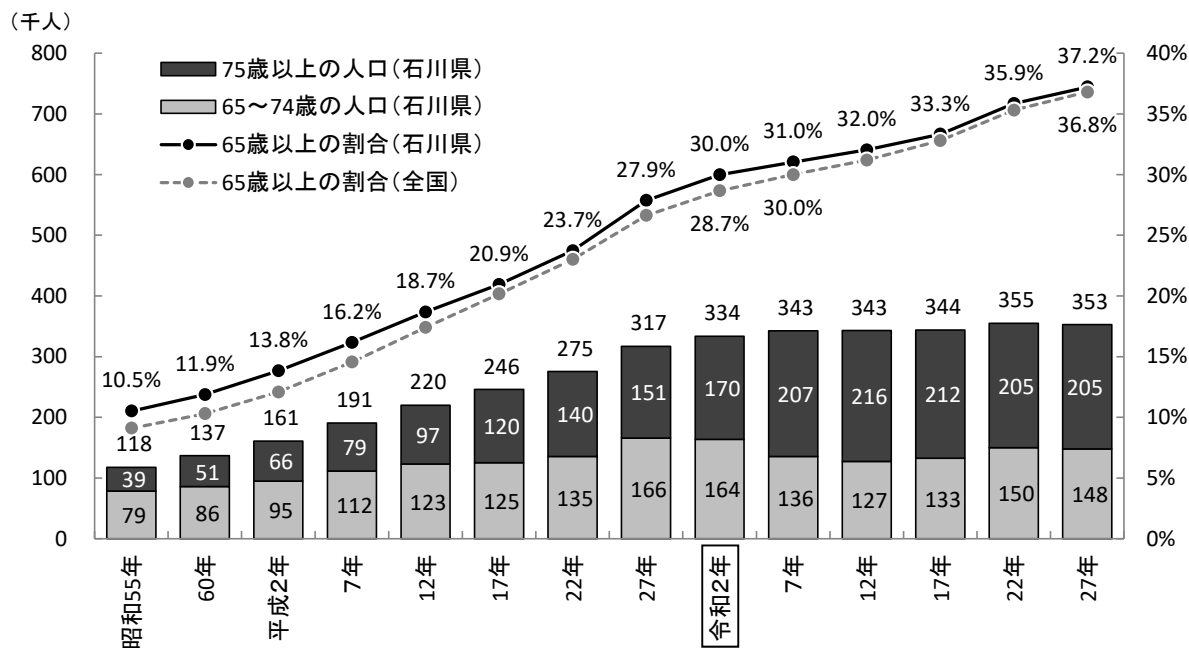
資料：国勢調査報告

1-2. 高齢者の状況

(1) 65歳以上人口の推移

- ・ 本県では、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、令和2年には333,660人になり、以降は令和12年までには34万人を前後に横ばいで推移する見込みだが、令和22年には35万人を超える見込みである。
- ・ 県全体の人口に占める65歳以上人口の割合は、平成2年から令和2年までの30年間で、13.8%から30.0%に増加しており、今後も増加が続き、令和7年には31.0%、令和27年には37.2%になることが見込まれる。
- ・ 65歳以上人口に占める75歳以上(後期高齢者)人口の割合は、年々増加しており、令和2年で51.0%と半数を占め、令和12年には62.9%に達する見込みだが、令和17年以降は微減となるが見込まれる。

図表 1-8 65歳以上人口と割合の推移(石川県・全国)



(単位：人、%)

年号(西暦)	区分	総人口	65歳以上人口(年齢不詳除く)			65歳以上の割合(年齢不詳含む)		
			【合計】	65~74歳人口	75歳以上人口	総人口に占める65歳以上の割合	65歳以上人口に占める65~74歳の割合	65歳以上人口に占める75歳以上の割合
昭和55年(1980)	実績値	1,119,304	117,580	78,639	38,941	10.5%	66.9%	33.1%
60年(1985)		1,152,325	136,772	85,644	51,128	11.9%	62.6%	37.4%
平成2年(1990)		1,164,628	160,692	94,687	66,005	13.8%	58.9%	41.1%
7年(1995)		1,180,068	190,905	111,574	79,331	16.2%	58.4%	41.6%
12年(2000)		1,180,977	219,666	123,125	96,541	18.7%	56.1%	43.9%
17年(2005)		1,174,026	245,739	125,307	120,432	20.9%	51.0%	49.0%
22年(2010)		1,169,788	275,337	135,314	140,023	23.7%	49.1%	50.9%
27年(2015)		1,154,008	317,151	165,951	151,200	27.9%	52.3%	47.7%
令和2年(2020)	1,132,526	333,660	163,542	170,118	30.0%	49.0%	51.0%	
7年(2025)	推計値	1,104,368	342,740	135,508	207,232	31.0%	39.5%	60.5%
12年(2030)		1,070,727	342,986	127,214	215,772	32.0%	37.1%	62.9%
17年(2035)		1,032,500	344,104	132,521	211,583	33.3%	38.5%	61.5%
22年(2040)		990,439	355,103	149,878	205,225	35.9%	42.2%	57.8%
27年(2045)		947,918	352,796	148,031	204,765	37.2%	42.0%	58.0%

注1) 実績値は国勢調査報告(65歳以上の割合は、年齢不詳分を年齢区分の構成比で按分し、実績値を補正した)

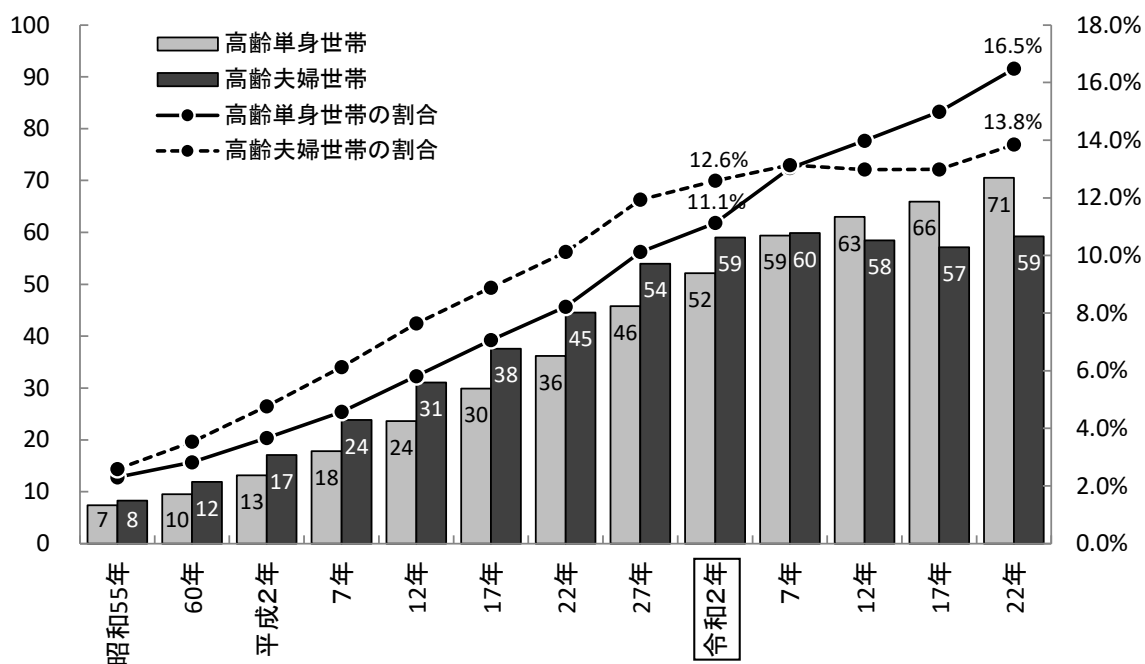
注2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』(平成30年3月推計)

(2) 高齢単身世帯及び高齢夫婦のみ世帯の状況

- ・ 本県の高齢単身世帯の割合は、令和2年時点で11.1%であり、今後も増加を続け、令和22年には16.5%になると見込まれている。
- ・ 本県の高齢夫婦のみ世帯の割合は、令和2年時点で12.6%であり、令和7年以降は横ばいとなるが、令和22年には13.8%になると見込まれている。
- ・ 将来推計によれば本県では、令和12年には、高齢単身世帯の割合が高齢夫婦のみ世帯の割合を上回ることが予想されている。

図表 1-9 世帯全体に占める高齢単身世帯及び高齢夫婦のみ世帯の割合（石川県）

(千世帯)



(単位：世帯，%)

年号 (西暦)	区分	世帯数					割合 (%)			
		【A】 一般世帯数	【B】 高齢親族の いる世帯	【C】 高齢単身	【D】 高齢夫婦	【E】 その他	高齢親族 のいる世帯 の割合 (B/A)	高齢単身 の割合 (C/A)	高齢夫婦 の割合 (D/A)	その他 の割合 (E/A)
昭和55年 (1980)	実績値	320,696	89,950	7,394	8,297	74,259	28.0%	2.3%	2.6%	23.2%
60年 (1985)		337,267	102,161	9,523	11,913	80,725	30.3%	2.8%	3.5%	23.9%
平成2年 (1990)		358,678	115,623	13,154	17,091	85,378	32.2%	3.7%	4.8%	23.8%
7年 (1995)		389,435	132,127	17,804	23,858	90,465	33.9%	4.6%	6.1%	23.2%
12年 (2000)		406,618	147,568	23,627	31,062	92,879	36.3%	5.8%	7.6%	22.8%
17年 (2005)		423,157	161,065	29,872	37,580	93,613	38.1%	7.1%	8.9%	22.1%
22年 (2010)		440,247	177,181	36,198	44,548	96,435	40.2%	8.2%	10.1%	21.9%
27年 (2015)		452,355	198,773	45,787	53,993	98,993	43.9%	10.1%	11.9%	21.9%
令和2年 (2020)		468,835	206,122	52,169	59,024	94,929	44.0%	11.1%	12.6%	20.2%
7年 (2025)	推計値	455,976		59,404	59,887			13.0%	13.1%	
12年 (2030)		450,352		62,975	58,466			14.0%	13.0%	
17年 (2035)		439,943		65,930	57,126			15.0%	13.0%	
22年 (2040)		427,911		70,509	59,251			16.5%	13.8%	

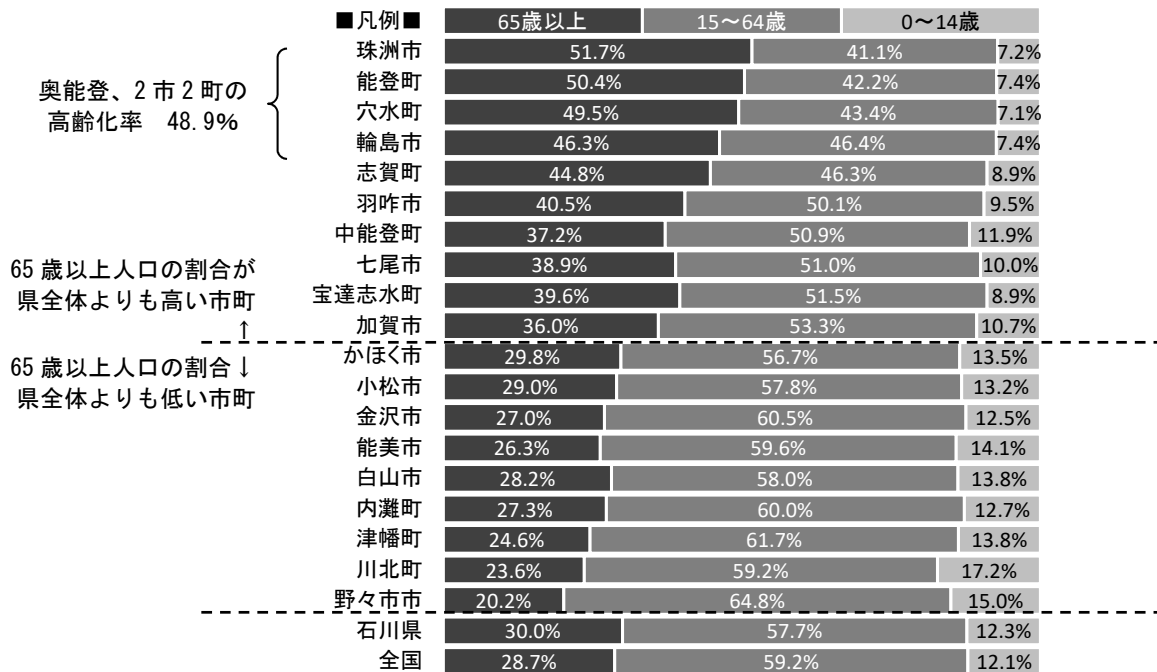
注1) 実績値は国勢調査報告

注2) 推計値は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』(平成31年4月推計)

(3) 市町別の高齢化率の状況

- ・ 令和2年時点で、本県で最も高齢化率が高いのは珠洲市の51.7%である。
- ・ 奥能登の高齢化率は48.9%であり、2市2町の高齢化率は、いずれも45%を超えている。
- ・ 奥能登及び中能登のすべての市町において、県全体の高齢化率（30.0%）を上回っており、能登地方の深刻な高齢化の状況を顕著に示している。
- ・ 高齢化率が最も低いのは野々市市の20.2%であり、珠洲市との差は31.5ポイントである。

図表 1-10 市町別の年齢別人口の構成比（令和2年）



(単位：人、%)

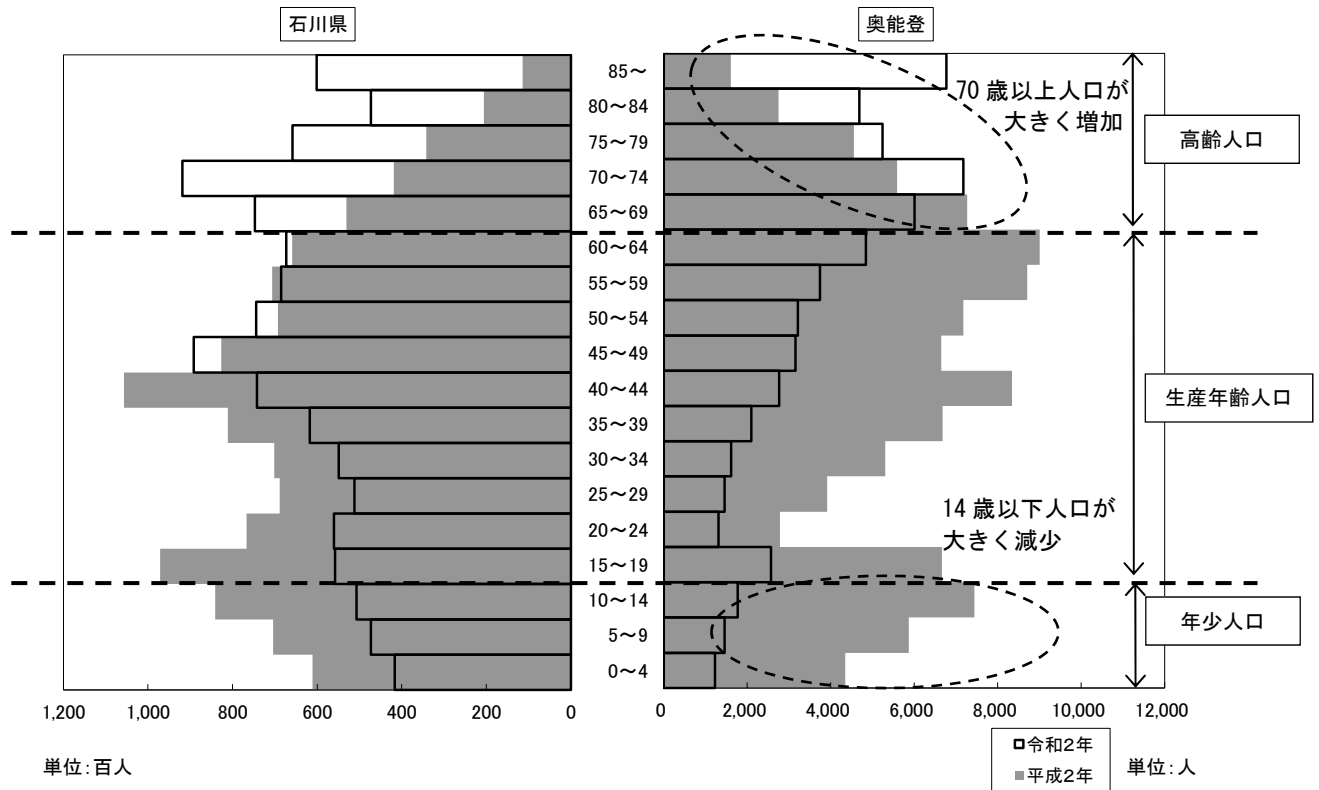
市町	人口			構成比		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
石川県	139,609	653,140	339,776	12.3%	57.7%	30.0%
奥能登	4,457	26,775	29,882	7.3%	43.8%	48.9%
中能登	11,696	59,182	47,120	9.9%	50.2%	39.9%
石川中央	94,874	440,020	194,426	13.0%	60.3%	26.7%
南加賀	28,654	127,635	67,804	12.8%	57.0%	30.3%
金沢市	57,844	280,360	125,050	12.5%	60.5%	27.0%
七尾市	5,051	25,670	19,579	10.0%	51.0%	38.9%
小松市	14,013	61,367	30,836	13.2%	57.8%	29.0%
輪島市	1,816	11,408	11,384	7.4%	46.4%	46.3%
珠洲市	928	5,318	6,684	7.2%	41.1%	51.7%
加賀市	6,740	33,714	22,766	10.7%	53.3%	36.0%
羽咋市	1,934	10,219	8,255	9.5%	50.1%	40.5%
かほく市	4,726	19,783	10,380	13.5%	56.7%	29.8%
白山市	15,254	64,051	31,103	13.8%	58.0%	28.2%
能美市	6,844	28,924	12,754	14.1%	59.6%	26.3%
野々市市	8,582	37,103	11,553	15.0%	64.8%	20.2%
川北町	1,057	3,630	1,448	17.2%	59.2%	23.6%
津幡町	5,082	22,789	9,085	13.8%	61.7%	24.6%
内灘町	3,386	15,934	7,254	12.7%	60.0%	27.3%
志賀町	1,661	8,631	8,338	8.9%	46.3%	44.8%
宝達志水町	1,082	6,241	4,799	8.9%	51.5%	39.6%
中能登町	1,969	8,422	6,150	11.9%	50.9%	37.2%
穴水町	559	3,427	3,903	7.1%	43.4%	49.5%
能登町	1,154	6,622	7,911	7.4%	42.2%	50.4%

注) 実績値は国勢調査報告(年齢不詳分は年齢区分の構成比で按分し、実績値を補正した)

(4) 人口ピラミッドの構造変化

- 県全体と奥能登の平成2年と令和2年の人口ピラミッドを比較すると、奥能登では、年少人口、生産年齢人口が大きく減少する一方で、高齢人口が大きく増加しており、少子高齢化の状況が非常に顕著であることがわかる。

図表 1-11 石川県と奥能登圏域の人口ピラミッド



(単位: 人)

年齢階級	区分	石川県		奥能登	
		平成2年	令和2年	平成2年	令和2年
0～4歳	年少人口	61,120	41,670	4,350	1,229
5～9		70,391	47,301	5,869	1,458
10～14		84,101	50,638	7,440	1,770
15～19		97,112	55,724	6,668	2,572
20～24	生産年齢人口	76,708	56,053	2,783	1,311
25～29		68,870	51,150	3,911	1,455
30～34		70,128	54,919	5,308	1,617
35～39		81,094	61,720	6,676	2,101
40～44		105,659	74,187	8,345	2,764
45～49		82,679	89,153	6,651	3,158
50～54		69,281	74,406	7,179	3,211
55～59	70,592	68,488	8,707	3,740	
60～64	高年齢人口	65,870	67,340	9,005	4,846
65～69		53,043	74,691	7,275	6,006
70～74		41,839	91,849	5,596	7,177
75～79		34,168	65,852	4,557	5,244
80～84		20,575	47,283	2,747	4,685
85歳以上		11,397	60,101	1,610	6,771
合計		1,164,628	1,132,526	104,676	61,114

注1) 年齢不詳分は年齢区分で按分し、補正した
注2) 奥能登は輪島市・珠洲市・鳳珠郡の2市2町

資料: 国勢調査報告

1-3. 少子化の状況

(1) 出生数及び合計特殊出生率の推移

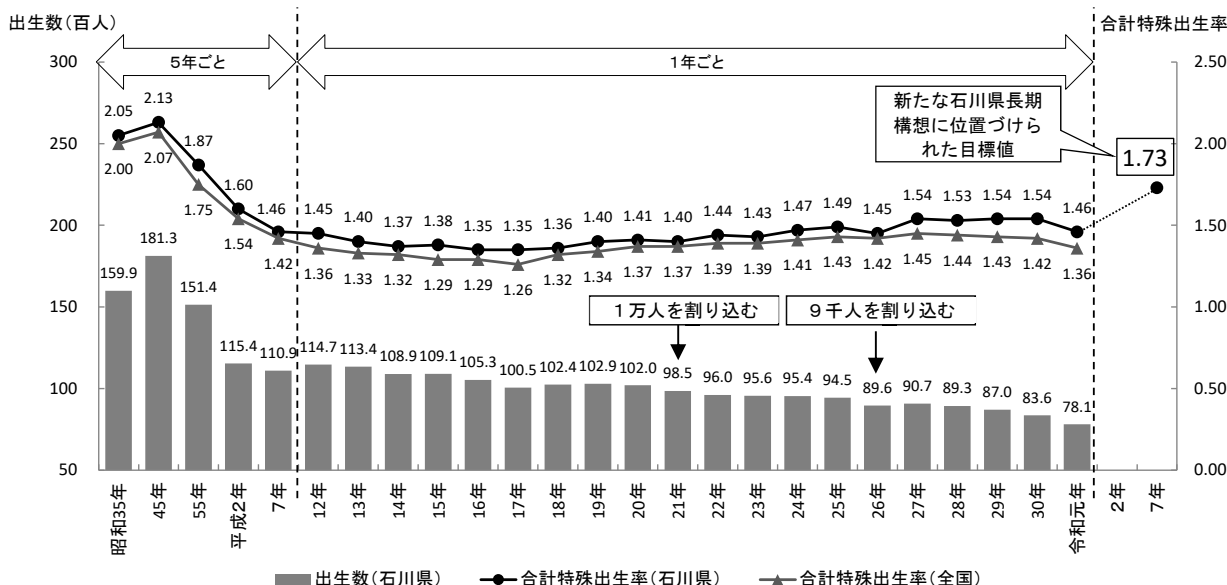
- ・ 本県の年間の出生数は、平成2年以降、10,000人から11,000人程度を維持し、横ばいに推移してきたが、平成21年に1万人を割り込み、令和元年には7,808人と過去最低となった。
- ・ 合計特殊出生率※は、全国平均と比べて若干高い水準で推移しており、平成14年から平成18年には1.40を割る水準で推移していたが、平成19年以降は微増傾向がみられる。しかし、人口置換水準（人口が安定的に維持される水準）の2.07（平成24年、国立社会保障・人口問題研究所が算出）を下回る状況となっている。
- ・ このような状況のなか、本県では、新たな石川県長期構想（平成28年3月）において、令和7年までに合計特殊出生率を1.73まで引き上げることを目標として掲げている。

図表 1-12 出生数と合計特殊出生率の推移

年号	(西暦)	石川県		全国
		出生数(人)	合計特殊出生率	合計特殊出生率
昭和35年	(1960)	15,990	2.05	2.00
45年	(1970)	18,125	2.13	2.07
55年	(1980)	15,138	1.87	1.75
平成2年	(1990)	11,535	1.60	1.54
7年	(1995)	11,093	1.46	1.42
12年	(2000)	11,467	1.45	1.36
13年	(2001)	11,342	1.40	1.33
14年	(2002)	10,886	1.37	1.32
15年	(2003)	10,906	1.38	1.29
16年	(2004)	10,528	1.35	1.29
17年	(2005)	10,049	1.35	1.26
18年	(2006)	10,235	1.36	1.32
19年	(2007)	10,294	1.40	1.34
20年	(2008)	10,199	1.41	1.37
21年	(2009)	9,849	1.40	1.37
22年	(2010)	9,602	1.44	1.39
23年	(2011)	9,555	1.43	1.39
24年	(2012)	9,544	1.47	1.41
25年	(2013)	9,449	1.49	1.43
26年	(2014)	8,961	1.45	1.42
27年	(2015)	9,072	1.54	1.45
28年	(2016)	8,927	1.53	1.44
29年	(2017)	8,696	1.54	1.43
30年	(2018)	8,359	1.54	1.42
令和元年	(2019)	7,808	1.46	1.36

資料：厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。(厚生労働省HPより抜粋)」



2. 住宅及び住環境を取り巻く状況

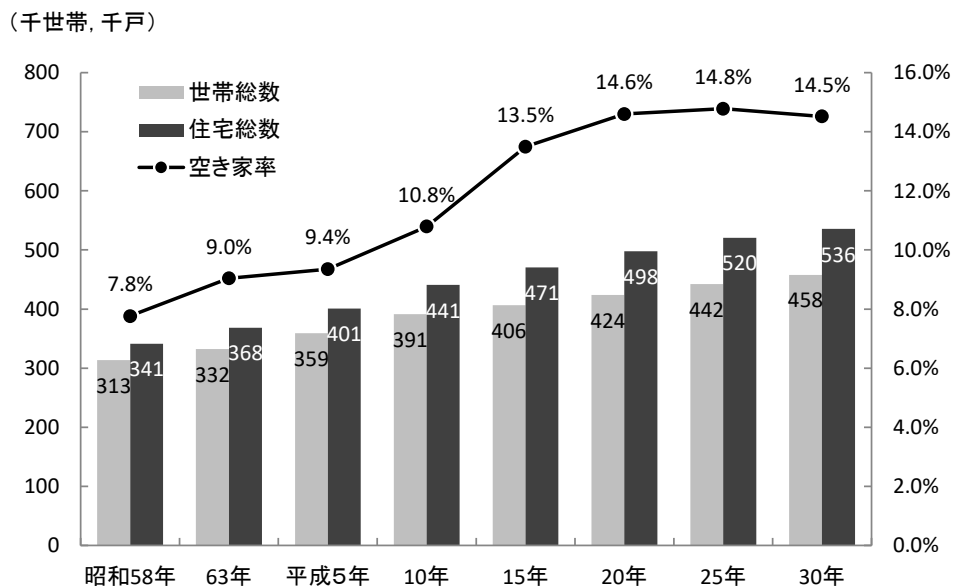
2-1. 住宅ストックの状況

(1) 世帯数及び住宅数の推移

○世帯数に対して、住宅の量的な拡大・充足が継続

- ・ 本県の世帯総数と住宅総数は昭和 58 年以降増加し、平成 30 年時点で、総世帯数は 457,900 世帯、住宅総数は 535,800 戸となっている。
- ・ 昭和 58 年には、住宅総数が世帯総数を 28,000 戸上回っていたものが、平成 30 年には約 80,000 戸上回る状況となっている。
- ・ 住宅の量的拡大が続いている中、空き家も増加しており、空き家率は昭和 58 年と比較して平成 30 年には約 2 倍となっている。

図表 2-1 世帯数及び住宅数の推移（石川県）



区分・年号	(西暦)	世帯総数(世帯)			住宅総数(戸)		空き家(戸)	
		総数	主世帯数	同居世帯又は住宅以外に居住する世帯	総数	1世帯当り住宅数	総数	空き家率
石川・昭和58年	(1983)	313,400	310,900	2,500	341,400	1.09	26,500	7.8%
63年	(1988)	332,300	330,900	1,400	368,400	1.11	33,300	9.0%
平成5年	(1993)	359,300	358,100	1,200	400,900	1.12	37,500	9.4%
10年	(1998)	391,100	389,700	1,400	441,000	1.13	47,600	10.8%
15年	(2003)	406,200	404,000	2,200	470,500	1.16	63,500	13.5%
20年	(2008)	423,800	421,600	2,200	498,000	1.18	72,700	14.6%
25年	(2013)	442,400	439,900	2,400	520,400	1.18	76,900	14.8%
30年	(2018)	457,900	455,000	2,900	535,800	1.17	77,800	14.5%
富山・平成30年	(2018)	394,000	390,900	3,100	452,600	1.15	60,000	13.3%
福井・平成30年	(2018)	280,800	279,300	1,500	325,400	1.16	45,000	13.8%
全国・平成30年	(2018)	54,001,400	53,616,300	385,100	62,407,400	1.16	8,488,600	13.6%

注1) 1住宅に1世帯が住んでいる場合、その世帯を「主世帯」とする

注2) 1住宅に2世帯以上が住んでいる場合、主な世帯(家の持ち主や借り主)を「主世帯」とし、その他の世帯を「同居世帯」とする

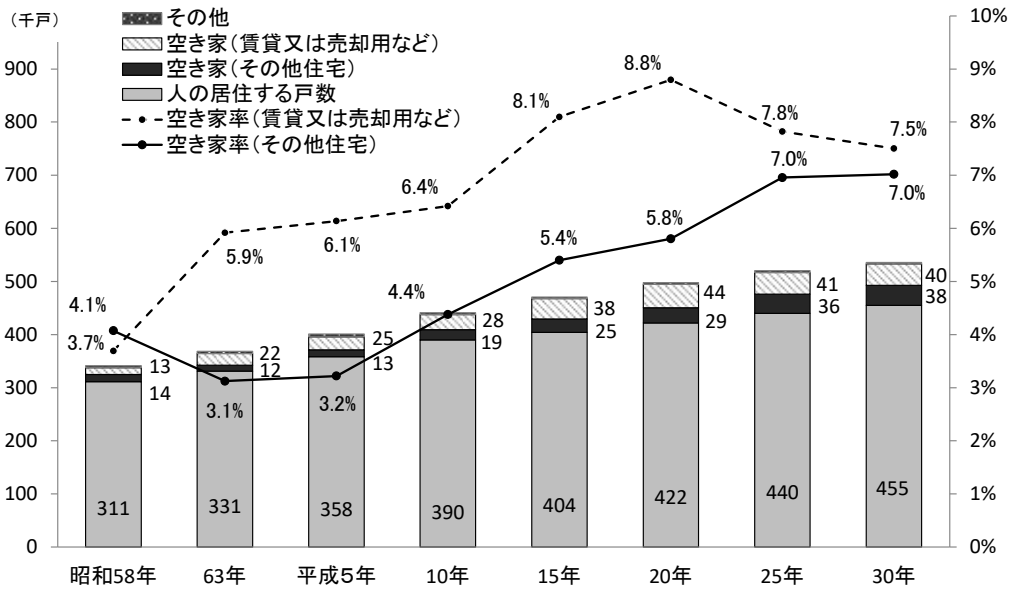
※資料：住宅・土地統計調査

(2) 空き家数と空き家率の推移

○空き家は年々増加（賃貸等を除く）

- ・平成30年時点で、賃貸又は売却用などの空き家は、40,200戸、空き家率は7.5%であり5年前と比べ減少している。
- ・賃貸又は売却用などを除く「その他の住宅」の空き家は、37,600戸、空き家率は7.0%で、昭和63年から数は約3倍、割合は2倍に上昇している。
- ・本県の賃貸又は売却用などの空き家率は、富山県・福井県と比較して高い水準であるが、賃貸又は売却用などを除く其他住宅の空き家率は、同等である。

図表 2-2 空き家数と空き家率の推移（石川県）



(単位：戸)

区分・年号	(西暦)	住宅総数	人の居住する戸数	空き家数		その他
				賃貸又は売却用など	その他の住宅	
石川・昭和58年	(1983)	341,400	310,900	26,500	12,600	4,000
63年	(1988)	368,400	330,900	33,300	21,800	4,200
平成5年	(1993)	400,900	358,100	37,500	24,600	5,300
10年	(1998)	441,000	389,700	47,600	28,300	3,700
15年	(2003)	470,500	404,000	63,500	38,100	3,000
20年	(2008)	498,000	421,600	72,700	43,800	3,700
25年	(2013)	520,400	439,900	76,900	40,700	3,600
30年	(2018)	535,800	455,000	77,800	40,200	3,000
富山・平成30年	(2018)	452,600	390,900	60,000	27,800	1,700
福井・平成30年	(2018)	325,400	279,300	45,000	21,200	1,100
全国・平成30年	(2018)	62,407,400	53,616,300	8,488,600	5,001,400	302,500
石川・昭和58年	(1983)	341,400	91.1%	7.8%	3.7%	4.1%
63年	(1988)	368,400	89.8%	9.0%	5.9%	3.1%
平成5年	(1993)	400,900	89.3%	9.4%	6.1%	3.2%
10年	(1998)	441,000	88.4%	10.8%	6.4%	4.4%
15年	(2003)	470,500	85.9%	13.5%	8.1%	5.4%
20年	(2008)	498,000	84.7%	14.6%	8.8%	5.8%
25年	(2013)	520,400	84.5%	14.8%	7.8%	7.0%
30年	(2018)	535,800	84.9%	14.5%	7.5%	7.0%
富山・平成30年	(2018)	452,600	86.4%	13.3%	6.1%	7.1%
福井・平成30年	(2018)	325,400	85.8%	13.8%	6.5%	7.3%
全国・平成30年	(2018)	62,407,400	85.9%	13.6%	8.0%	5.6%

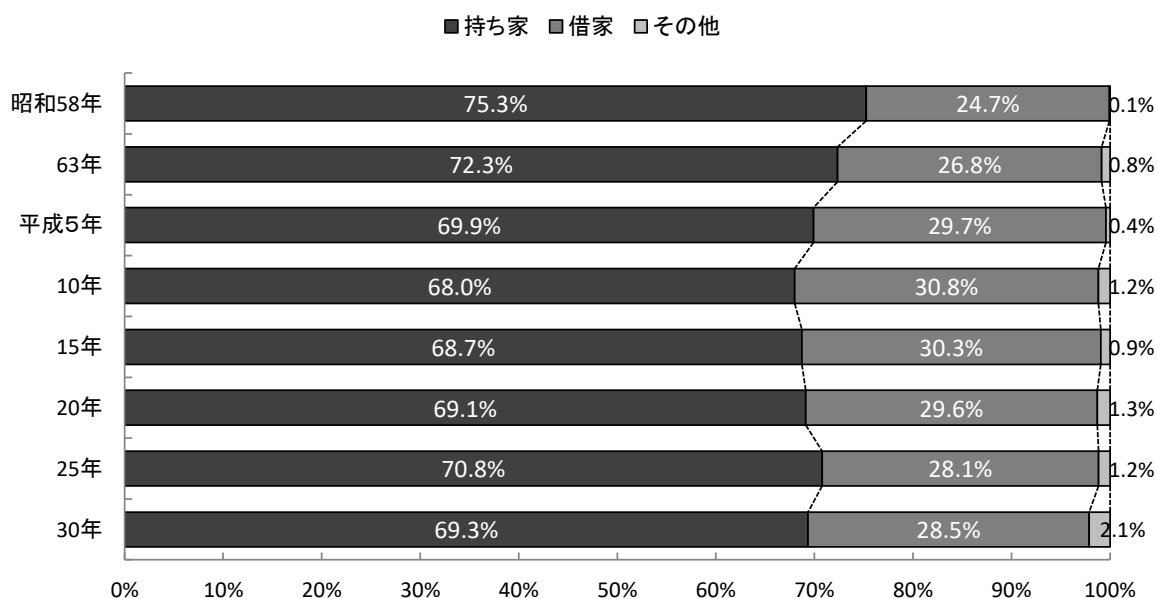
※資料：住宅・土地統計調査

(3) 住宅の持ち家率と借家率

○石川県内の持ち家率は、北陸3県で最も低い

- ・ 本県の平成30年時点の持ち家率は69.3%、借家率は28.5%である。
- ・ 本県の持ち家率は、平成10年まで減少が続いていたが、平成10年以降は増加し、70%程度で推移しているが、富山県と福井県に比べると最も低い。
- ・ 本県の借家率は、平成10年の30.8%をピークに減少に転じ、平成30年時点で28.5%となっている。

図表 2-3 年齢別人口の構成比の推移（石川県）



(単位：世帯)

区分・年号	(西暦)	主世帯総数	持ち家	借家			その他	
				公的借家	民間借家	給与住宅		
石川・昭和58年	(1983)	310,900	234,000	76,700	10,800	54,400	11,500	200
63年	(1988)	330,900	239,400	88,700	14,500	64,600	9,600	2,800
平成5年	(1993)	358,100	250,400	106,200	14,700	77,500	14,000	1,500
10年	(1998)	389,700	265,000	120,100	12,200	92,600	15,300	4,600
15年	(2003)	404,000	277,600	122,600	13,600	95,600	13,300	3,800
20年	(2008)	421,600	291,400	124,700	12,900	100,600	11,200	5,500
25年	(2013)	439,900	311,400	123,400	9,000	107,200	7,200	5,100
30年	(2018)	455,000	315,500	129,900	10,100	110,200	9,700	9,600
富山・平成30年	(2018)	390,900	300,100	84,500	10,200	66,600	7,800	6,300
福井・平成30年	(2018)	279,300	209,200	63,700	7,600	49,500	6,600	6,400
全国・平成30年	(2018)	53,616,300	32,801,500	19,064,700	2,669,500	15,295,300	1,099,900	1,750,100
石川・昭和58年	(1983)	100.0%	75.3%	24.7%	3.5%	17.5%	3.7%	0.1%
63年	(1988)	100.0%	72.3%	26.8%	4.4%	19.5%	2.9%	0.8%
平成5年	(1993)	100.0%	69.9%	29.7%	4.1%	21.6%	3.9%	0.4%
10年	(1998)	100.0%	68.0%	30.8%	3.1%	23.8%	3.9%	1.2%
15年	(2003)	100.0%	68.7%	30.3%	3.4%	23.7%	3.3%	0.9%
20年	(2008)	100.0%	69.1%	29.6%	3.1%	23.9%	2.7%	1.3%
25年	(2013)	100.0%	70.8%	28.1%	2.0%	24.4%	1.6%	1.2%
30年	(2018)	100.0%	69.3%	28.5%	2.2%	24.2%	2.1%	2.1%
富山・平成30年	(2018)	100.0%	76.8%	21.6%	2.6%	17.0%	2.0%	1.6%
福井・平成30年	(2018)	100.0%	74.9%	22.8%	2.7%	17.7%	2.4%	2.3%
全国・平成30年	(2018)	100.0%	61.2%	35.6%	5.0%	28.5%	2.1%	3.3%

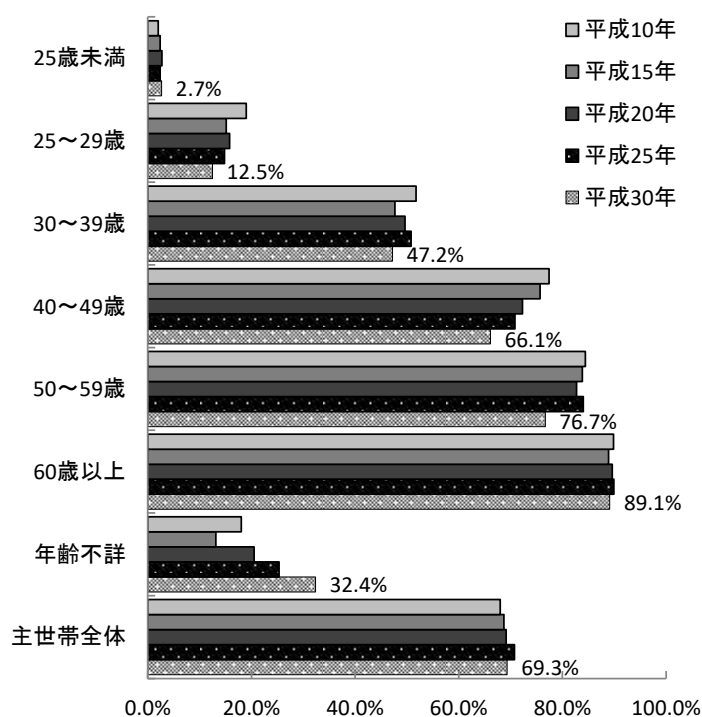
※資料：住宅・土地統計調査

(4) 世帯主の年齢階級別の持ち家率

○30歳代以降になると持ち家取得が活発化し、年齢とともに持ち家率が上昇

- ・ 本県の持ち家率を世帯主の年齢階級別にみると、世帯主の年齢が30歳代になると持ち家の取得が活発化し、年齢とともに持ち家率が上昇していく。
- ・ 本県の平成30年時点の世帯主の年齢階級別の持ち家率は、25～29歳で12.5%、30歳代が47.2%、40歳代が66.1%であり、50歳以上では75%を超えている。

図表 2-4 世帯主の年齢階級別の持ち家率（石川県）



(単位：世帯)

世帯主 年齢	主世帯 総数	持ち家	借家								
			総数	公的借家			民間借家			給与住宅	
25歳未満	22,400	600	2.7%	21,800	97.3%	100	0.4%	20,300	90.6%	1,400	6.3%
25～29歳	15,200	1,900	12.5%	13,300	87.5%	100	0.7%	11,600	76.3%	1,600	10.5%
30～39歳	42,800	20,200	47.2%	22,600	52.8%	800	1.9%	20,100	47.0%	1,700	4.0%
40～49歳	77,600	51,300	66.1%	26,200	33.8%	2,200	2.8%	21,900	28.2%	2,100	2.7%
50～59歳	74,600	57,200	76.7%	17,200	23.1%	1,200	1.6%	13,700	18.4%	2,200	2.9%
60歳以上	197,800	176,300	89.1%	21,400	10.8%	5,300	2.7%	15,600	7.9%	500	0.3%
年齢不詳	24,400	7,900	32.4%	7,400	30.3%	400	1.6%	7,000	28.7%	0	0.0%
合計	455,000	315,500	69.3%	129,900	28.5%	10,100	2.2%	110,200	24.2%	9,700	2.1%

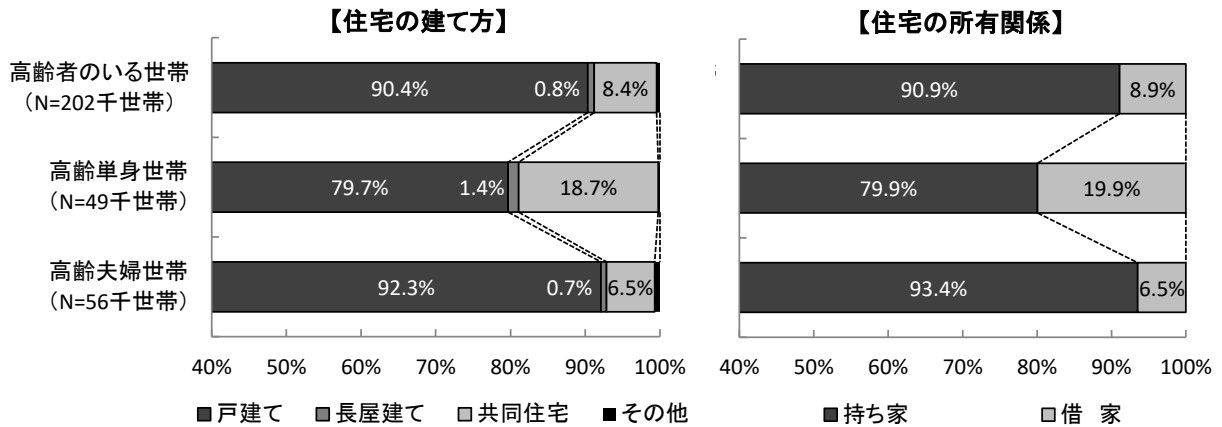
※資料：平成30年 住宅・土地統計調査

(5) 高齢者のいる世帯の住宅の建て方・所有関係の状況

○賃貸の共同住宅が高齢単身世帯の住まいの受け皿として一定の役割を担う

- ・ 本県の高齢者のいる世帯及び高齢夫婦世帯は、9割以上が持ち家に居住している。
- ・ 一方、高齢単身世帯は共同住宅の割合が2割程度と高くなり、持ち家は8割弱となっている。
- ・ また、高齢単身世帯が住む住宅のうち、18.7%が共同住宅、19.9%が借家であることから、賃貸の共同住宅が、高齢単身世帯の住まいの受け皿として一定の役割を担っていることがうかがえる。

図表 2-5 高齢者のいる世帯の住宅の建て方及び所有関係（石川県）



(単位：戸)

区分	主世帯数 (合計)	建て方別				所有関係別				
		戸建て	長屋建て	共同住宅	その他	持ち家	借家	公的借家	民営・給与	
65歳以上の 世帯員のいる 世帯	石川	201,800	182,400	1,700	16,900	900	183,500	18,000	5,200	12,900
	富山	199,400	187,200	1,100	10,500	600	187,500	11,700	4,600	7,100
	福井	142,300	132,400	1,100	8,200	500	130,500	11,500	3,400	8,100
	全国	22,533,600	16,585,100	471,000	5,404,500	73,000	18,489,300	4,008,900	1,454,300	2,554,600
65歳以上の 単身世帯	石川	48,700	38,800	700	9,100	100	38,900	9,700	3,000	6,800
	富山	39,600	32,900	400	6,200	100	32,500	6,900	2,700	4,200
	福井	28,900	22,700	700	5,400	100	21,900	6,900	2,100	4,800
	全国	6,381,100	3,684,700	207,800	2,469,800	18,000	4,224,900	2,136,500	738,200	1,398,200
高齢夫婦 世帯	石川	55,700	51,400	400	3,600	400	52,000	3,600	900	2,800
	富山	46,000	43,200	300	2,300	200	44,000	1,900	900	1,100
	福井	32,800	31,300	300	1,100	200	31,000	1,700	600	1,100
	全国	6,166,000	4,745,600	105,400	1,295,600	19,400	5,423,500	736,800	331,400	405,400
65歳以上の 世帯員のいる 世帯	石川	44.4%	90.4%	0.8%	8.4%	0.4%	90.9%	8.9%	2.6%	6.4%
	富山	51.0%	93.9%	0.6%	5.3%	0.3%	94.0%	5.9%	2.3%	3.6%
	福井	50.9%	93.0%	0.8%	5.8%	0.4%	91.7%	8.1%	2.4%	5.7%
	全国	42.0%	73.6%	2.1%	24.0%	0.3%	82.1%	17.8%	6.5%	11.3%
65歳以上の 単身世帯	石川	10.7%	79.7%	1.4%	18.7%	0.2%	79.9%	19.9%	6.2%	14.0%
	富山	10.1%	83.1%	1.0%	15.7%	0.3%	82.1%	17.4%	6.8%	10.6%
	福井	10.3%	78.5%	2.4%	18.7%	0.3%	75.8%	23.9%	7.3%	16.6%
	全国	11.9%	57.7%	3.3%	38.7%	0.3%	66.2%	33.5%	11.6%	21.9%
高齢夫婦 世帯	石川	12.2%	92.3%	0.7%	6.5%	0.7%	93.4%	6.5%	1.6%	5.0%
	富山	11.8%	93.9%	0.7%	5.0%	0.4%	95.7%	4.1%	2.0%	2.4%
	福井	11.7%	95.4%	0.9%	3.4%	0.6%	94.5%	5.2%	1.8%	3.4%
	全国	11.5%	77.0%	1.7%	21.0%	0.3%	88.0%	11.9%	5.4%	6.6%

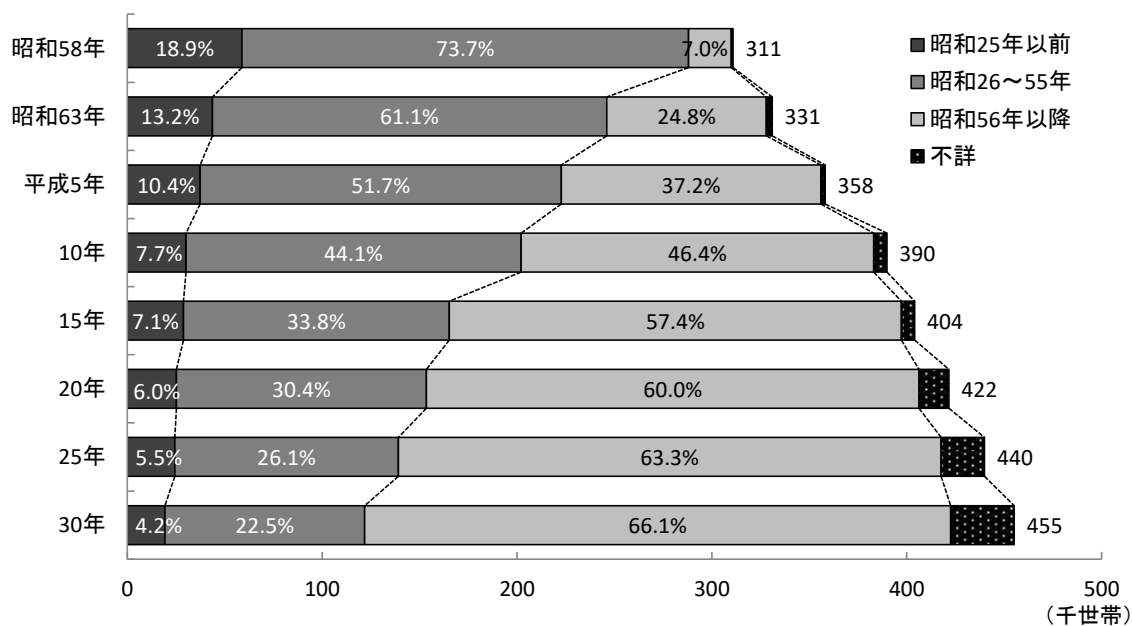
資料：平成30年住宅・土地統計調査

(6) 建設時期別の住宅数

○居住する住宅のうち、昭和55年以前に建設されたものが3割弱

- ・ 本県では、平成30年時点で居住する住宅のうち26.7%が昭和55年以前に建設されたものである。
- ・ また、町家や古民家などの昭和25年以前に建てられた住宅に住んでいる世帯は、わずか4.2%であり、昭和58年以降、減少が続いている。

図表 2-6 建設時期別の住宅数（石川県）



(単位：戸)

建築時期	平成30年 (2018)	平成25年 (2013)	平成20年 (2008)	平成15年 (2003)	平成10年 (1998)	平成5年 (1993)	昭和63年 (1988)	昭和58年 (1983)
総数	455,100	100.0%	439,900	421,600	404,000	389,700	330,900	310,900
昭和25年以前	19,300	4.2%	24,400	25,200	28,800	30,100	37,400	43,700
昭和26～45年	36,100	7.9%	42,900	52,200	53,400	68,500	77,800	85,500
昭和46～55年	66,300	14.6%	71,700	76,100	83,000	103,500	107,400	116,800
昭和56～平成2年	69,100	15.2%	77,000	78,500	98,000	94,200	100,500	81,900
平成3～7年	46,500	10.2%	50,400	46,000	51,900	57,000	—	—
平成8～12年	44,500	9.8%	45,800	55,500	58,300	29,700	—	—
平成13～17年	40,100	8.8%	43,100	50,300	23,800	—	—	—
平成18～22年	41,800	9.2%	44,300	22,500	—	—	—	—
平成23～27年	40,100	8.8%	18,000	—	—	—	—	—
平成28～30年9月	18,700	4.1%	—	—	—	—	—	—
不詳	32,600	7.2%	22,300	15,300	6,800	6,800	2,200	3,000

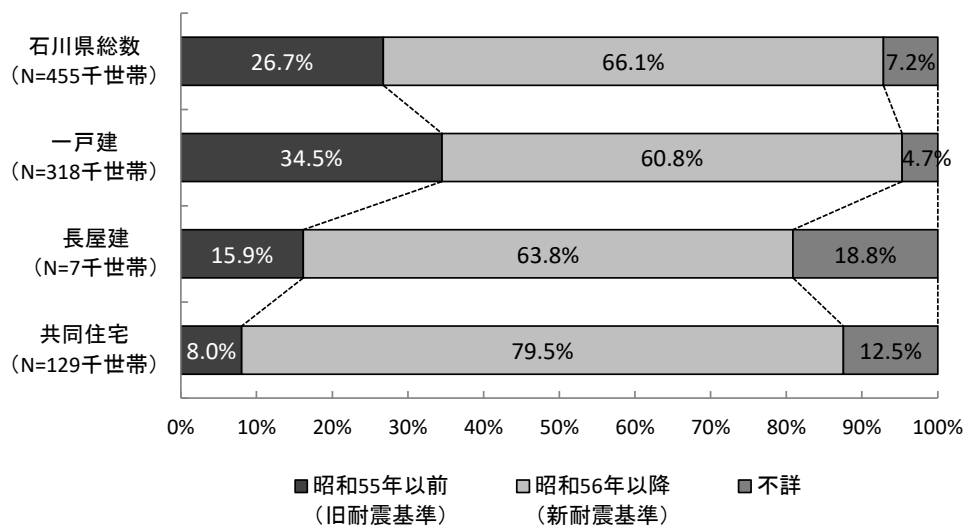
※資料：住宅・土地統計調査

(7) 建て方別・建設時期別の住宅数

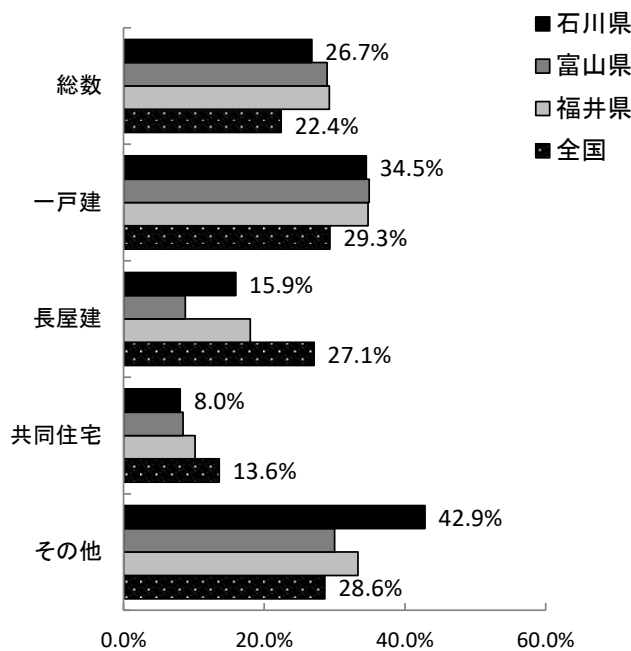
○居住する一戸建の住宅のうち、昭和 55 年以前に建設されたものが 4 割

- ・ 住宅の建て方別に昭和 55 年以前に建設されたものの割合をみると、本県では、平成 30 年時点で、一戸建では 34.5%、長屋建では 15.9%、共同住宅では 8.0%を占めており、長屋建・共同住宅に比べて、一戸建の割合が高くなっている。
- ・ 全国及び富山県・福井県と比較すると、住宅ストック全体及び一戸建では全国水準よりも高いが、北陸 3 県では最も低い水準となっている。

図表 2-7 建て方別・建設時期別の住宅数（石川県）（平成 30 年）



【住宅の建て方別の昭和 55 年以前ストック率】



(単位：世帯)

区分	建築時期	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
石川県	昭和55年以前	121,700	109,500	1,100	10,400	600
	昭和56年以降	300,800	193,000	4,400	102,700	600
	不詳	32,600	14,900	1,300	16,100	200
	合計	455,000	317,500	6,900	129,200	1,400
富山県	昭和55年以前	113,000	105,200	1,000	6,500	300
	昭和56年以降	252,800	178,600	8,900	64,900	400
	不詳	25,100	17,800	1,500	5,700	200
	合計	390,900	301,400	11,400	77,100	1,000
福井県	昭和55年以前	81,700	74,400	900	6,000	300
	昭和56年以降	175,000	126,300	3,000	45,600	300
	不詳	22,500	13,600	1,100	7,600	200
	合計	279,300	214,200	5,000	59,200	900
全国	昭和55年以前	12,011,400	8,428,300	370,600	3,173,600	38,900
	昭和56年以降	36,896,700	18,381,300	715,700	17,737,800	62,100
	不詳	4,708,100	1,949,100	282,800	2,441,300	34,900
	合計	53,616,300	28,758,600	1,369,200	23,352,700	135,900
石川県	昭和55年以前	26.7%	34.5%	15.9%	8.0%	42.9%
	昭和56年以降	66.1%	60.8%	63.8%	79.5%	42.9%
	不詳	7.2%	4.7%	18.8%	12.5%	14.3%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
富山県	昭和55年以前	28.9%	34.9%	8.8%	8.4%	30.0%
	昭和56年以降	64.7%	59.3%	78.1%	84.2%	40.0%
	不詳	6.4%	5.9%	13.2%	7.4%	20.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福井県	昭和55年以前	29.3%	34.7%	18.0%	10.1%	33.3%
	昭和56年以降	62.7%	59.0%	60.0%	77.0%	33.3%
	不詳	8.1%	6.3%	22.0%	12.8%	22.2%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全国	昭和55年以前	22.4%	29.3%	27.1%	13.6%	28.6%
	昭和56年以降	68.8%	63.9%	52.3%	76.0%	45.7%
	不詳	8.8%	6.8%	20.7%	10.5%	25.7%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

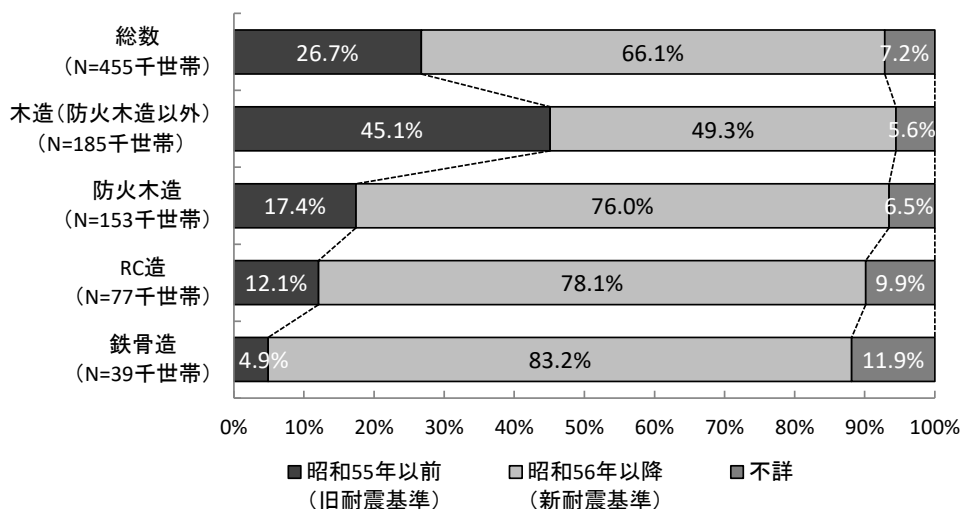
※資料：平成30年住宅・土地統計調査

(8) 構造別・建設時期別の住宅数

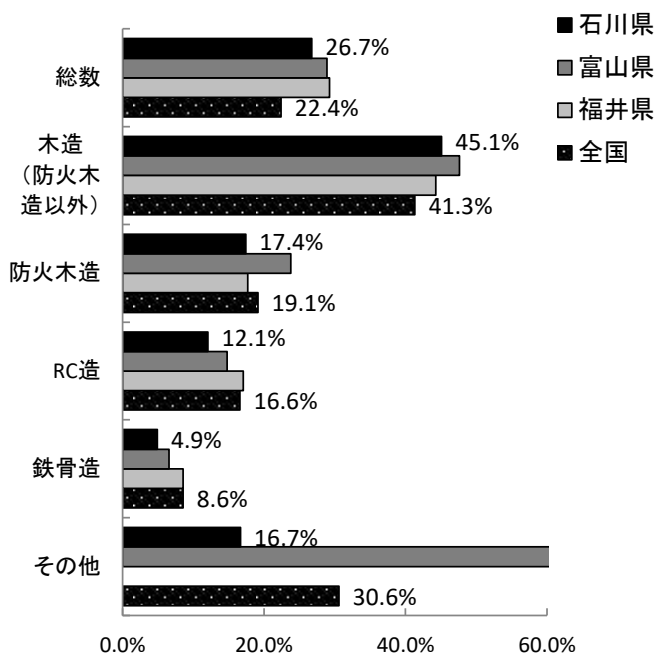
○居住する木造住宅のうち、昭和55年以前に建設されたものが5割弱

- ・住宅の構造別に、昭和55年以前に建設されたものの割合をみると、本県では、平成30年時点で、木造（防火木造以外）では45.1%、防火木造では17.4%、RC造（RC造+SRC造）では12.1%、鉄骨造では4.9%を占めており、木造の割合が突出して高くなっている。
- ・全国及び富山県・福井県と比較すると、住宅総数では全国水準よりも高いが、北陸3県では若干低い水準となっている。
- ・木造（防火木造以外）では、北陸3県はいずれも全国よりやや高い水準となっている。

図表 2-8 構造別・建設時期別の住宅数（石川県）



【住宅の構造別の昭和55年以前ストック率】



(単位：世帯)

区分	建築時期	総数	木造 (防火木造以外)	防火木造	RC造	鉄骨造	その他
石川県	昭和55年以前	121,700	83,600	26,700	9,300	1,900	100
	昭和56年以降	300,800	91,400	116,600	60,100	32,200	600
	不詳	32,600	10,300	10,000	7,600	4,600	0
	合計	455,000	185,300	153,400	77,000	38,700	600
富山県	昭和55年以前	113,000	59,100	43,500	7,800	2,000	600
	昭和56年以降	252,800	56,900	128,200	42,200	25,500	100
	不詳	25,100	8,100	11,300	2,800	2,900	0
	合計	390,900	124,100	182,900	52,800	30,500	800
福井県	昭和55年以前	81,700	57,300	14,800	7,700	1,800	0
	昭和56年以降	175,000	62,400	63,100	33,500	16,100	0
	不詳	22,500	9,600	5,800	3,900	3,100	100
	合計	279,300	129,400	83,600	45,100	21,000	200
全国	昭和55年以前	12,011,400	5,026,800	3,518,000	3,022,900	406,300	37,200
	昭和56年以降	36,896,700	6,038,200	13,192,000	13,962,800	3,634,900	68,700
	不詳	4,708,100	1,096,800	1,674,800	1,218,300	702,300	15,900
	合計	53,616,300	12,161,900	18,385,100	18,204,200	4,743,600	121,600
石川県	昭和55年以前	26.7%	45.1%	17.4%	12.1%	4.9%	16.7%
	昭和56年以降	66.1%	49.3%	76.0%	78.1%	83.2%	100.0%
	不詳	7.2%	5.6%	6.5%	9.9%	11.9%	0.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
富山県	昭和55年以前	28.9%	47.6%	23.8%	14.8%	6.6%	75.0%
	昭和56年以降	64.7%	45.9%	70.1%	79.9%	83.6%	12.5%
	不詳	6.4%	6.5%	6.2%	5.3%	9.5%	0.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福井県	昭和55年以前	29.3%	44.3%	17.7%	17.1%	8.6%	0.0%
	昭和56年以降	62.7%	48.2%	75.5%	74.3%	76.7%	0.0%
	不詳	8.1%	7.4%	6.9%	8.6%	14.8%	50.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全国	昭和55年以前	22.4%	41.3%	19.1%	16.6%	8.6%	30.6%
	昭和56年以降	68.8%	49.6%	71.8%	76.7%	76.6%	56.5%
	不詳	8.8%	9.0%	9.1%	6.7%	14.8%	13.1%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※資料：平成30年住宅・土地統計調査

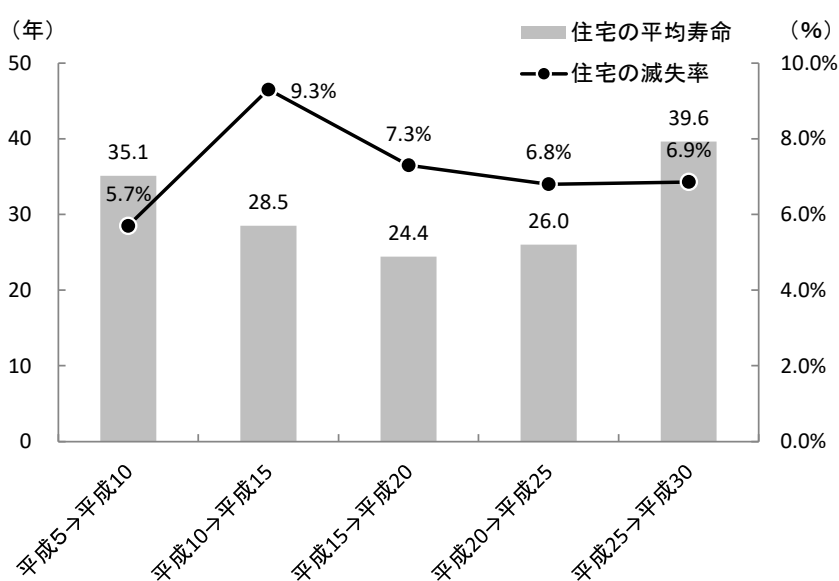
(9) 滅失住宅の平均築後年数及び住宅の滅失率

○滅失住宅の平均築後年数は延伸（H25：26.0年→H30：39.6年）、

住宅の滅失率は微増（H25：6.8%→H30：6.9%）

- ・ 本県における滅失住宅の平均築後年数は、平成30年時点で39.6年であり、平成25年（26.0年）と比べて13.6年延伸している。
- ・ 本県における住宅の滅失率は、平成30年時点で6.9%であり、平成25年（6.8%）と同等となっている。

図表 2-9 住宅の平均寿命と滅失率の推移（石川県）



時期	滅失戸数 (戸)	住宅の平均寿命 (年)	住宅の滅失率 (%)
平成5年度央 → 10年度央	22,781	35.1	5.7%
10年度央 → 15年度央	41,174	28.5	9.3%
15年度央 → 20年度央	34,511	24.4	7.3%
20年度央 → 25年度央	34,082	26.0	6.8%
25年度央 → 30年度央	36,737	39.6	6.9%

※資料：国交省による特別集計（住宅・土地統計調査ベース）

※25年度央→30年度央のデータについては石川県にて概算

※1) 滅失住宅の平均築後年数とは、一定期間内に滅失した住宅の建築時期別戸数に「一定期間」の中間年までの経過年数を乗じたものの総和（年・戸）を一定期間内に滅失した住宅の建築時期別戸数の総和（戸）で除したものをいう。

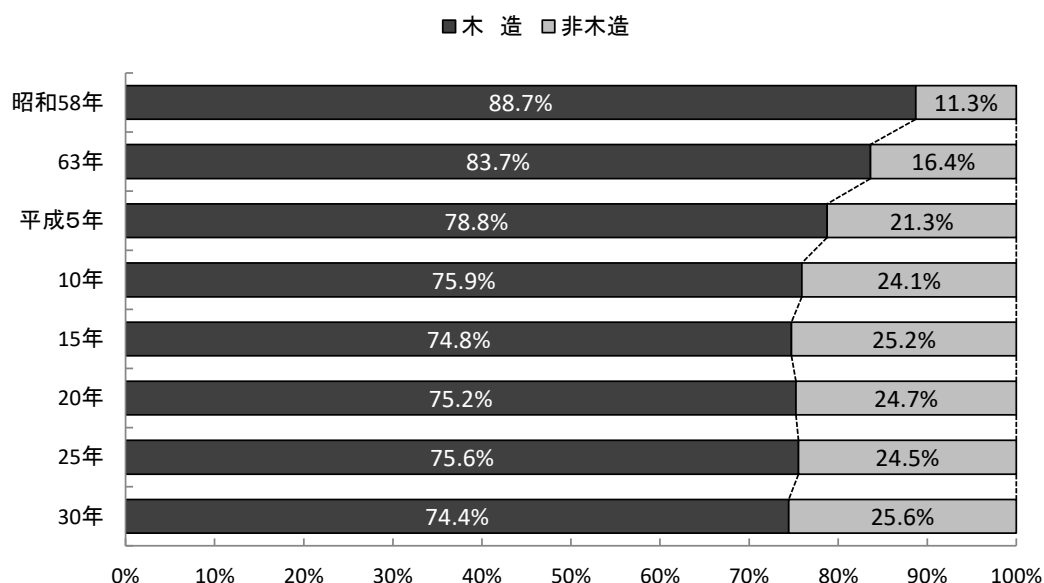
※2) 滅失率とは、一定期間内に滅失した住宅の建築時期別戸数の総和（戸）を「一定期間」の期間当初における住宅総戸数（戸）で除したものをいう。

(10) 構造別の住宅数の割合

○居住する住宅のうち、4戸に3戸が木造、4戸に1戸が非木造

- ・ 本県における住宅数に占める木造と非木造の割合の推移をみると、平成10年以降、木造は75%前後、非木造は25%前後で横ばいとなっており、平成30年時点で、木造は338,700戸・74.4%、非木造は116,300戸・25.6%である。
- ・ 本県の平成30年時点の木造住宅の割合は、富山県(78.5%)、福井県(76.3%)と比べて若干低い水準となっている。

図表 2-10 構造別の住宅数の推移 (石川県)



(単位：世帯)

区分・年号	(西暦)	総数		木造		非木造	
石川・昭和58年	(1983)	310,900	100.0%	275,800	88.7%	35,100	11.3%
63年	(1988)	330,900	100.0%	276,800	83.7%	54,200	16.4%
平成5年	(1993)	358,100	100.0%	282,100	78.8%	76,100	21.3%
10年	(1998)	389,700	100.0%	295,800	75.9%	93,900	24.1%
15年	(2003)	404,000	100.0%	302,000	74.8%	101,900	25.2%
20年	(2008)	421,600	100.0%	317,000	75.2%	104,300	24.7%
25年	(2013)	439,900	100.0%	332,400	75.6%	107,600	24.5%
30年	(2018)	455,000	100.0%	338,700	74.4%	116,300	25.6%
富山・平成30年	(2018)	390,900	100.0%	306,900	78.5%	84,000	21.5%
福井・平成30年	(2018)	279,300	100.0%	213,000	76.3%	66,300	23.7%
全国・平成30年	(2018)	53,616,300	100.0%	30,546,900	57.0%	23,069,400	43.0%

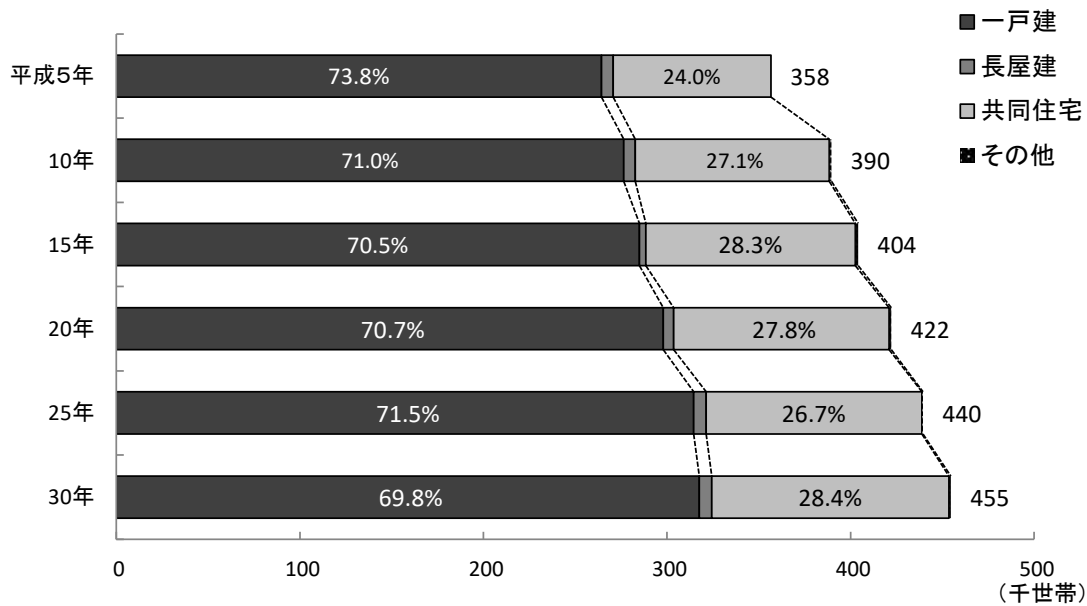
※資料：住宅・土地統計調査

(11) 建て方別の住宅数の割合

○居住する住宅のうち、4戸に1戸が共同住宅

- ・ 本県における住宅数に占める建て方別の割合の推移をみると、平成10年以降、一戸建は70%前後、共同住宅は27%前後で横ばいとなっており、平成30年時点で、一戸建は317,500戸・69.8%、共同住宅は129,200戸・28.4%である。
- ・ 本県の平成30年時点の共同住宅の割合は、富山県(19.7%)、福井県(21.2%)と比べて大幅に高い水準となっている。

図表 2-11 建て方別の住宅数の推移(石川県)



(単位：世帯)

区分・年号	(西暦)	総数	一戸建	長屋建	共同住宅			その他	
					総数	1~2階	3~5階		6階以上
石川・平成5年	(1993)	358,100	264,300	6,300	86,100	37,800	37,900	10,400	1,300
10年	(1998)	389,700	276,500	6,200	105,600	49,400	44,100	12,100	1,500
15年	(2003)	404,000	284,900	3,500	114,200	50,800	45,800	17,600	1,300
20年	(2008)	421,600	298,000	5,600	117,300	53,400	47,000	16,900	700
25年	(2013)	439,900	314,500	6,800	117,500	55,700	43,700	18,100	1,100
30年	(2018)	455,000	317,500	6,900	129,200	61,600	48,800	18,800	1,400
富山・平成30年	(2018)	390,900	301,400	11,400	77,100	31,900	34,900	10,300	1,000
福井・平成30年	(2018)	279,300	214,200	5,000	59,200	24,300	27,200	7,700	900
全国・平成30年	(2018)	53,616,300	28,758,600	1,369,200	23,352,700	6,237,000	8,849,100	8,266,500	135,900
石川・平成5年	(1993)	100.0%	73.8%	1.8%	24.0%	10.6%	10.6%	2.9%	0.4%
10年	(1998)	100.0%	71.0%	1.6%	27.1%	12.7%	11.3%	3.1%	0.4%
15年	(2003)	100.0%	70.5%	0.9%	28.3%	12.6%	11.3%	4.4%	0.3%
20年	(2008)	100.0%	70.7%	1.3%	27.8%	12.7%	11.1%	4.0%	0.2%
25年	(2013)	100.0%	71.5%	1.5%	26.7%	12.7%	9.9%	4.1%	0.3%
30年	(2018)	100.0%	69.8%	1.5%	28.4%	13.5%	10.7%	4.1%	0.3%
富山・平成30年	(2018)	100.0%	77.1%	2.9%	19.7%	8.2%	8.9%	2.6%	0.3%
福井・平成30年	(2018)	100.0%	76.7%	1.8%	21.2%	8.7%	9.7%	2.8%	0.3%
全国・平成30年	(2018)	100.0%	53.6%	2.6%	43.6%	11.6%	16.5%	15.4%	0.3%

※資料：住宅・土地統計調査

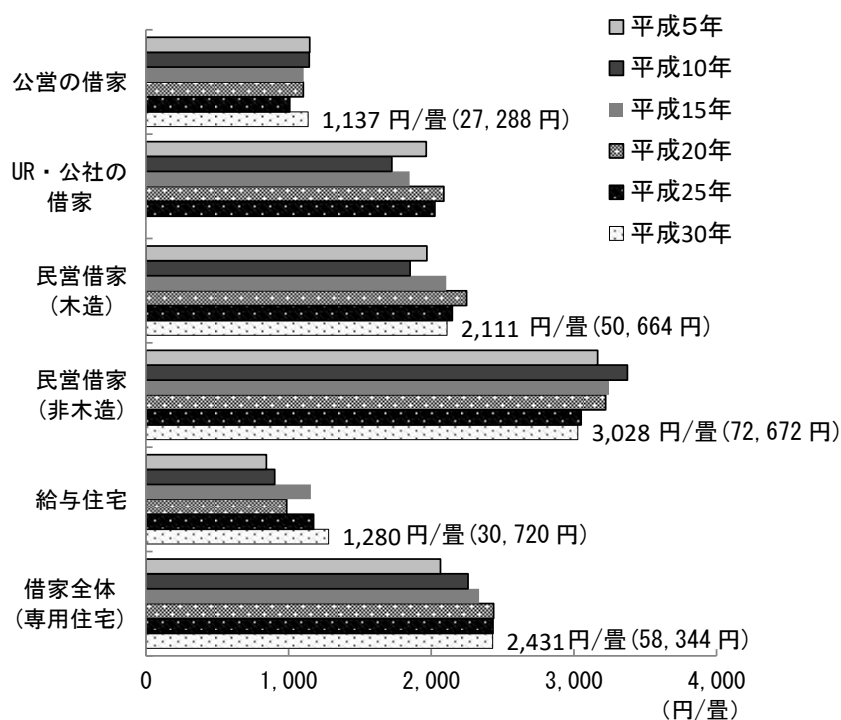
(12) 借家の平均家賃月額（1畳当たり）

○借家全体の平均家賃月額（1畳当たり）は5年前と比べて横ばい

- ・ 本県の平成30年時点の借家の平均家賃月額をみると、借家全体では、1畳当たり2,431円で、最近10年は横ばいとなっている。
- ・ 民営借家では、非木造は借家全体の家賃月額を上回り、木造は借家全体の家賃月額を若干下回っている。
- ・ 公営の借家は借家全体の家賃月額の半額程度である。UR・公社の借家は平成30年時点で本県には存在しない。

図表 2-12 借家の1畳当たり平均家賃月額及び2LDKに換算した場合の家賃月額（石川県）

※24畳(LDK10畳・洋室8畳・和室6畳)と想定



(単位：円/畳)

区分・年号	(西暦)	借家全体 (専用住宅)	公営の 借家	UR・公社 の借家	民営借家 (木造)	民営借家 (非木造)	給与住宅
石川・平成5年	(1993)	2,065	1,147	1,965	1,969	3,165	844
10年	(1998)	2,258	1,144	1,723	1,851	3,375	902
15年	(2003)	2,335	1,105	1,848	2,106	3,246	1,155
20年	(2008)	2,436	1,103	2,087	2,248	3,222	986
25年	(2013)	2,432	1,007	2,026	2,149	3,050	1,175
30年	(2018)	2,431	1,137	-	2,111	3,028	1,280
富山・平成30年	(2018)	2,350	1,152	2,090	2,192	2,906	1,532
福井・平成30年	(2018)	2,224	1,029	-	1,974	2,920	1,220
全国・平成30年	(2018)	3,074	1,156	3,526	2,580	3,832	1,699

注1) 共益費・管理費を含まない家賃

※資料：住宅・土地統計調査

(13) 借家に住む世帯の年収と居住面積の関係

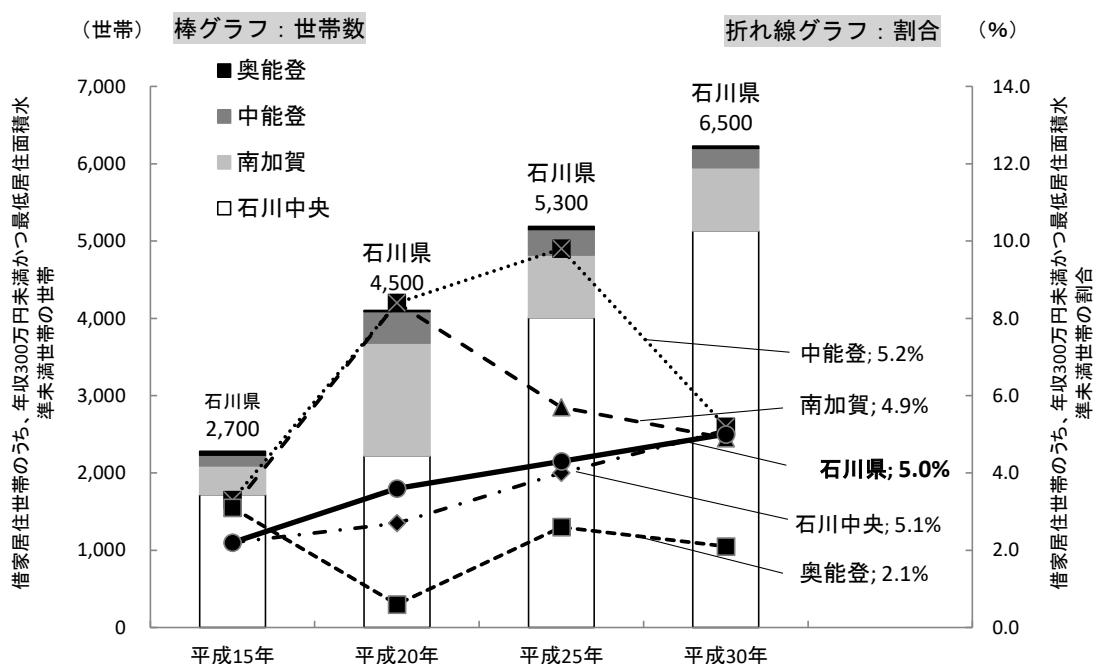
○借家に住む世帯のうち、5.0%が年収 300 万円未満かつ

最低居住面積水準未満であり、過去 10 年で増加傾向

- ・平成 30 年時点で、本県の借家に住む世帯のうち、年収 300 万円未満かつ最低居住面積水準未満の世帯が 6,500 世帯（借家に住む世帯の 5.0%）であり、平成 15 年以降、世帯数・割合ともに増加している。
- ・奥能登は 2.1%（30 世帯）であり、平成 15 年以降、長期的には減少している。
- ・中能登は 5.2%（250 世帯）であり、平成 15 年以降増加が続いていたが、直近 5 年で世帯数・割合ともに減少している。
- ・石川中央は 5.1%（5,130 世帯）であり、平成 15 年以降増加しており、世帯数は約 3 倍となっている。
- ・南加賀は 4.9%（820 世帯）であり、割合は平成 20 年以降減少している。

図表 2-13 借家に住む世帯のうち、年収 300 万円未満かつ最低居住面積水準未満の世帯の推移

（石川県）



※備考

奥能登：平成 15 年は、(旧) 輪島市と珠洲市の合計 / 平成 20・25・30 年は、輪島市と珠洲市の合計

中能登：平成 15 年は、(旧) 七尾市と羽咋市の合計 / 平成 20・25・30 年は、七尾市と羽咋市の合計

石川中央：平成 15 年は、金沢市、松任市の合計 / 平成 20 年は、金沢市、白山市、かほく市の合計 / 平成 25・30 年は、金沢市、白山市、かほく市、野々市市の合計

南加賀：平成 15 年は、小松市と(旧) 加賀市の合計 / 平成 20・25・30 年は、小松市、加賀市、能美市の合計

【石川県の借家居住世帯の年収と最低居住面積水準の達成状況の関係】

(単位：世帯)

石川県	平成15年			平成20年			平成25年			平成30年			
	総数	最低居住 水準以上 の世帯	最低居住 水準未満 の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	
借家(専用住宅)総数	121,000	110,600	5,400	123,600	110,000	13,600	122,600	108,300	14,300	129,100	112,000	17,100	
世帯の 収入階 級の 年間	300万円未満	60,800	57,800	2,700	56,500	52,000	4,500	58,500	53,200	5,300	56,200	49,700	6,500
	300～500	31,400	29,600	1,800	30,400	27,000	3,500	27,000	24,300	2,600	34,200	29,200	5,000
	500～700	13,700	13,000	700	13,200	12,000	1,100	12,200	11,000	1,200	16,300	14,100	2,200
	700～1000	7,500	7,300	200	7,400	6,800	600	6,400	5,700	700	9,600	8,900	800
	1000万円以上	3,000	2,900	100	2,500	2,400	100	2,100	2,000	100	3,000	2,800	100

※資料：住宅・土地統計調査

【奥能登の借家居住世帯の年収と最低居住面積水準の達成状況の関係】

(単位：世帯)

奥能登	平成15年			平成20年			平成25年			平成30年			
	総数	最低居住 水準以上 の世帯	最低居住 水準未満 の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	
借家(専用住宅)総数	1,630	1,500	130	1,540	1,480	70	1,530	1,440	80	1,420	1,310	110	
世帯の 収入階 級の 年間	300万円未満	700	650	50	750	740	10	900	860	40	750	720	30
	300～500	460	440	30	410	380	30	350	330	20	280	270	10
	500～700	220	180	30	270	250	20	150	130	20	220	180	30
	700～1000	190	170	20	90	80	10	90	90	0	30	30	0
	1000万円以上	60	60	0	20	20	0	30	30	0	40	40	0

※資料：住宅・土地統計調査

【中能登の借家居住世帯の年収と最低居住面積水準の達成状況の関係】

(単位：世帯)

中能登	平成15年			平成20年			平成25年			平成30年			
	総数	最低居住 水準以上 の世帯	最低居住 水準未満 の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	
借家(専用住宅)総数	4,240	3,930	290	4,900	3,930	970	3,380	2,720	670	4,790	4,240	550	
世帯の 収入階 級の 年間	300万円未満	1,890	1,740	140	2,330	1,920	410	1,680	1,340	330	2,300	2,060	250
	300～500	1,340	1,210	130	1,130	980	150	860	760	100	1,300	1,190	90
	500～700	470	460	10	700	640	50	360	330	40	600	450	150
	700～1000	360	350	10	140	120	20	270	160	110	130	120	20
	1000万円以上	180	170	10	130	130	0	50	50	0	100	100	0

※資料：住宅・土地統計調査

【石川中央の借家居住世帯の年収と最低居住面積水準の達成状況の関係】

(単位：世帯)

石川中央	平成15年			平成20年			平成25年			平成30年			
	総数	最低居住 水準以上 の世帯	最低居住 水準未満 の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	
借家(専用住宅)総数	79,570	72,510	3,370	82,390	74,780	7,610	99,020	87,950	11,060	100,100	86,740	13,370	
世帯の 収入階 級の 年間	300万円未満	39,310	37,350	1,720	38,090	35,870	2,220	46,820	42,810	4,010	43,150	38,010	5,130
	300～500	20,160	19,050	1,040	20,480	18,330	2,150	20,890	19,100	1,780	26,370	22,430	3,950
	500～700	9,390	8,880	470	8,090	7,460	640	9,840	8,970	870	12,310	10,750	1,560
	700～1000	5,330	5,210	120	5,160	4,720	440	4,980	4,570	430	7,980	7,490	480
	1000万円以上	2,040	2,020	30	1,840	1,810	30	1,920	1,820	100	2,310	2,220	100

※資料：住宅・土地統計調査

【南加賀の借家居住世帯の年収と最低居住面積水準の達成状況の関係】

(単位：世帯)

南加賀	平成15年			平成20年			平成25年			平成30年			
	総数	最低居住 水準以上 の世帯	最低居住 水準未満 の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	総数	最低居住 面積水準 以上の世帯	最低居住 面積水準 未満の世帯	
借家(専用住宅)総数	11,910	11,020	720	17,300	14,140	3,160	14,130	11,960	2,180	16,650	14,320	2,320	
世帯の 収入階 級の 年間	300万円未満	6,300	5,920	370	8,030	6,570	1,460	7,160	6,300	810	7,080	6,260	820
	300～500	3,090	2,860	230	4,760	3,900	850	3,630	3,060	580	4,560	3,820	730
	500～700	1,270	1,170	100	1,890	1,750	140	1,510	1,250	250	2,350	2,060	300
	700～1000	740	730	10	940	840	110	780	640	140	1,190	1,030	160
	1000万円以上	340	330	10	250	210	40	80	80	0	290	260	40

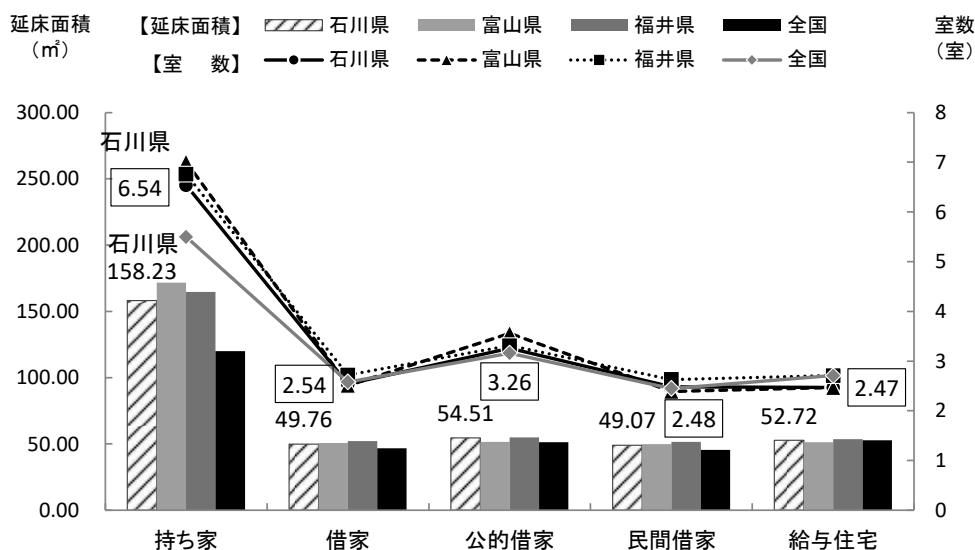
※資料：住宅・土地統計調査

(14) 1住宅当たりの広さ(延床面積・居住室数)

○持ち家・借家とも1住宅当たりの広さ(延床面積・居住室数)は、北陸3県で最小

- ・ 本県の平成30年時点の延床面積及び居住室数は、持ち家が158.23㎡・6.54室、借家が49.76㎡・2.54室であり、1住宅当たりの広さは、持ち家・借家ともに北陸3県で最も小さくなっている。
- ・ 本県の1住宅当たりの広さを持ち家と借家で比べると、借家に比べて持ち家は面積・室数ともに突出して大きくなっており、持ち家と借家の間で格差が大きいがわかる。

図表 2-14 1住宅当たりの広さ(延床面積・居住室数)



【1住宅当たりの広さ】

(単位: ㎡)

区分	(西暦)	総数	持ち家	借家			
				公的借家	民間借家	給与住宅	
石川・昭和58年	(1983)	126.87	152.19	49.59	43.86	48.36	60.80
63年	(1988)	130.86	161.05	49.37	47.84	47.38	65.24
平成5年	(1993)	130.43	164.25	50.69	55.17	48.06	60.51
10年	(1998)	129.76	166.11	49.55	49.70	47.92	59.29
15年	(2003)	129.84	165.82	48.36	49.43	46.72	52.83
20年	(2008)	128.91	163.42	48.23	48.03	46.53	58.23
25年	(2013)	130.21	162.51	48.73	39.64	47.56	61.72
30年	(2018)	126.60	158.23	49.76	54.51	49.07	52.72
富山・平成30年	(2018)	145.17	171.80	50.58	51.44	49.88	51.23
福井・平成30年	(2018)	138.43	164.69	52.21	55.06	51.59	53.59
全国・平成30年	(2018)	93.04	119.91	46.79	51.26	45.57	52.75

※資料: 住宅・土地統計調査

【1住宅当たりの居住室数】

(単位: 室)

区分	(西暦)	総数	持ち家	借家			
				公的借家	民間借家	給与住宅	
石川・昭和58年	(1983)	6.02	7.04	2.93	3.06	2.78	3.51
63年	(1988)	6.15	7.35	2.92	3.24	2.76	3.51
平成5年	(1993)	5.99	7.32	2.87	3.41	2.67	3.40
10年	(1998)	5.81	7.19	2.75	3.30	2.60	3.21
15年	(2003)	5.80	7.16	2.72	3.12	2.59	2.94
20年	(2008)	5.67	6.96	2.67	3.19	2.55	2.95
25年	(2013)	5.61	6.81	2.58	2.72	2.47	3.16
30年	(2018)	5.37	6.54	2.54	3.26	2.48	2.47
富山・平成30年	(2018)	6.02	7.01	2.51	3.56	2.39	2.47
福井・平成30年	(2018)	5.82	6.76	2.72	3.31	2.63	2.71
全国・平成30年	(2018)	4.42	5.50	2.58	3.16	2.45	2.71

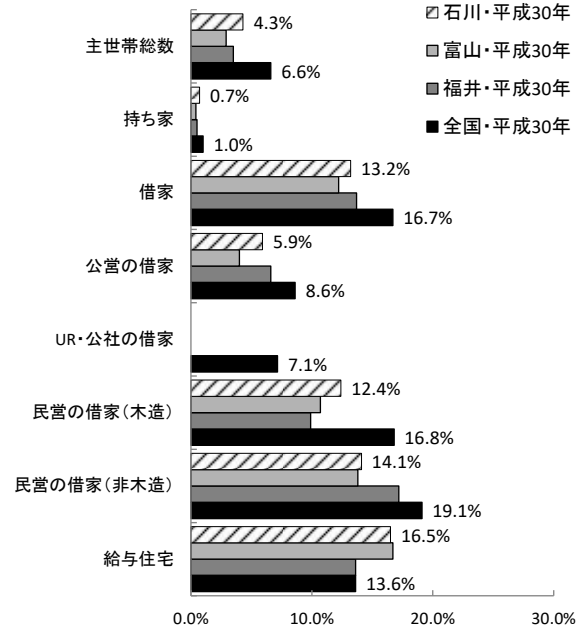
※資料: 住宅・土地統計調査

(15) 最低居住面積水準の未達成状況

○本県の主世帯のうち 4.3%が最低居住面積水準未滿

- 平成 30 年時点で、本県の主世帯のうち、4.3%が最低居住面積水準未滿であり、全国水準よりは低いが、北陸 3 県では最も高くなっている。
- 本県の持ち家に住む世帯では 0.7%が最低居住面積水準未滿であり、ほぼすべての世帯が水準を達成している。
- 本県の借家に住む世帯では 13.2%が最低居住面積水準未滿であり、全国に比べると低い水準であるが、富山県・福井県とは概ね同水準である。
- 本県の借家の所有関係別に最低居住面積水準未滿率をみると、公営の借家が 5.9%であり、ほかの借家に比べて低くなっている。

図表 2-15 最低居住面積水準の未滿率 (平成 30 年)



(単位：戸)

区分	主世帯総数	持ち家	借家	公営の借家	UR・公社の借家	民営借家(木造)	民営借家(非木造)	給与住宅	
				給与住宅	給与住宅	給与住宅	給与住宅		
石川・平成5年(1993)	主世帯数	358,100	250,400	106,200	11,100	3,600	34,600	42,900	14,000
	水準未滿	14,500	1,700	12,800	1,800	400	3,800	4,800	2,000
	世帯(率)	4.0%	0.7%	12.1%	16.2%	11.1%	11.0%	11.2%	14.3%
10年(1998)	主世帯数	389,700	265,000	120,100	11,600	500	39,700	52,900	15,300
	水準未滿	8,000	1,100	6,900	1,100	100	2,100	2,500	1,100
	世帯(率)	2.1%	0.4%	5.7%	9.5%	20.0%	5.3%	4.7%	7.2%
15年(2003)	主世帯数	404,000	277,600	122,600	11,900	1,700	35,300	60,300	13,300
	水準未滿	6,400	800	5,600	500	400	1,500	2,500	800
	世帯(率)	1.6%	0.3%	4.6%	4.2%	23.5%	4.2%	4.1%	6.0%
20年(2008)	主世帯数	421,600	291,400	124,700	11,100	1,800	37,000	63,600	11,200
	水準未滿	14,000	400	13,600	700	300	3,500	7,500	1,600
	世帯(率)	3.3%	0.1%	10.9%	6.3%	16.7%	9.5%	11.8%	14.3%
25年(2013)	主世帯数	439,900	311,400	123,400	9,000	0	37,300	69,800	7,200
	水準未滿	15,500	1,100	14,400	300	0	4,600	8,100	1,300
	世帯(率)	3.5%	0.4%	11.7%	3.3%	0.0%	12.3%	11.6%	18.1%
平成30年(2018)	主世帯数	455,000	315,500	129,900	10,100	0	34,800	75,400	9,700
	水準未滿	19,400	2,200	17,200	600	0	4,300	10,600	1,600
	世帯(率)	4.3%	0.7%	13.2%	5.9%	0.0%	12.4%	14.1%	16.5%
富山・平成30年(2018)	主世帯数	390,900	300,100	84,500	10,100	100	19,600	47,000	7,800
	水準未滿	11,500	1,100	10,300	400	0	2,100	6,500	1,300
	世帯(率)	2.9%	0.4%	12.2%	4.0%	0.0%	10.7%	13.8%	16.7%
福井・平成30年(2018)	主世帯数	279,300	209,200	63,700	7,600	0	15,100	34,400	6,600
	水準未滿	9,700	1,000	8,700	500	0	1,500	5,900	900
	世帯(率)	3.5%	0.5%	13.7%	6.6%	0.0%	9.9%	17.2%	13.6%
全国・平成30年(2018)	主世帯数	53,616,300	32,801,500	19,064,700	1,922,300	747,200	4,099,500	11,195,800	1,099,900
	水準未滿	3,531,900	338,800	3,193,100	164,400	52,800	689,900	2,135,700	150,100
	世帯(率)	6.6%	1.0%	16.7%	8.6%	7.1%	16.8%	19.1%	13.6%

注 1) 平成 15 年以前の調査では「最低居住水準」、平成 20 年以降の調査では「最低居住面積水準」である。 ※資料：住宅・土地統計調査

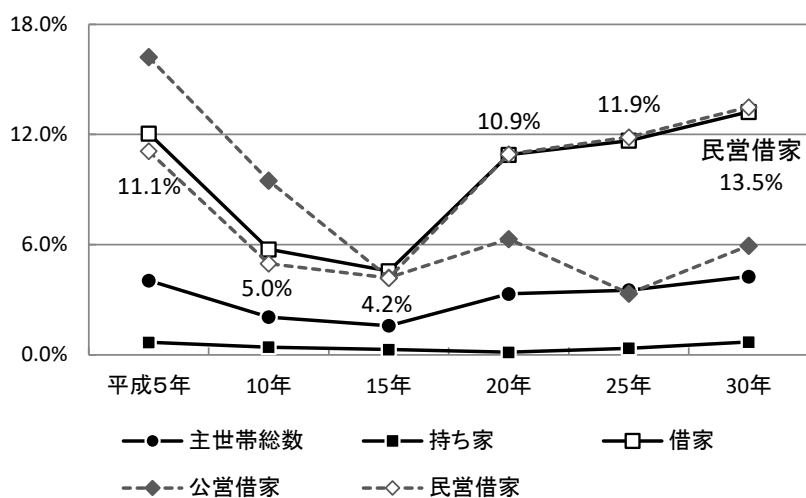
※ 1) 最低居住面積水準とは、健康で文化的な住生活を営むため必要不可欠なものとして、住生活基本計画(全国計画)で示されている面積水準のことで、単身世帯で 25 m²、4 人世帯で 50 m²等、世帯人員に応じて定められている。

(16) 最低居住面積水準未満率の推移

○ 民営借家の最低居住面積水準未満率が近年増加傾向

- ・ 本県の平成5年以降の最低居住面積水準未満率の推移をみると、主世帯総数、持ち家では大きな変化はないが、借家と民営借家は平成15年から増加している。
- ・ 本県の民営借家の最低居住面積水準未満率は、平成5年に11.1%だったものが、平成15年に4.2%まで減少したが、平成15年以降増加に転じ、平成20年で10.9%、直近の平成30年においては13.5%となっている。

図表 2-16 最低居住面積水準未満率の推移（石川県）



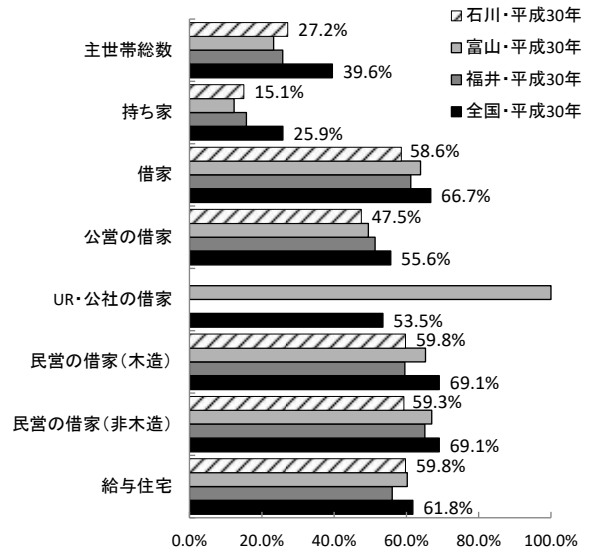
※注) 平成15年以前の調査では「最低居住水準」、平成20年以降の調査では「最低居住面積水準」である。

(17) 誘導居住面積水準の未達成状況

○本県の主世帯のうち 27.2%が誘導居住面積水準未達

- 平成 30 年時点で、本県の主世帯のうち、27.2%が誘導居住面積水準未達であり、全国水準よりは低いが、北陸 3 県では最も高くなっている。
- 本県では平成 30 年時点で、持ち家に住む世帯の 15.1%が、借家に住む世帯の 58.6%が誘導居住面積水準未達であり、いずれも全国水準よりも低くなっている。
- 誘導居住面積水準未達率は、持ち家と比べて借家で高くなっており、持ち家と借家の格差が大きい。

図表 2-17 誘導居住面積水準の未達率 (平成 30 年)



(単位：戸)

区分		主世帯総数	持ち家	借家	公営の借家	UR・公社の借家	民営借家(木造)	民営借家(非木造)	給与住宅
石川・平成30年(2018)	総数	455,000	315,500	129,900	10,100	-	34,800	75,400	9,700
	水準未達	123,600	47,500	76,100	4,800	-	20,800	44,700	5,800
	世帯(率)	27.2%	15.1%	58.6%	47.5%	-	59.8%	59.3%	59.8%
	都市型	123,200	10,400	112,700	8,400	-	21,700	73,700	8,700
	水準未達	69,700	1,900	67,700	3,700	-	14,900	43,600	5,400
	世帯(率)	56.6%	18.3%	60.1%	44.0%	-	68.7%	59.2%	62.1%
一般型	主世帯数	322,200	304,900	17,100	1,600	-	13,000	1,600	900
	水準未達	54,000	45,500	8,400	1,100	-	5,900	1,100	300
	世帯(率)	16.8%	14.9%	49.1%	68.8%	-	45.4%	68.8%	33.3%
富山・平成30年(2018)	総数	390,900	300,100	84,500	10,100	100	19,600	47,000	7,800
	水準未達	91,100	37,100	54,000	5,000	100	12,800	31,500	4,700
	世帯(率)	23.3%	12.4%	63.9%	49.5%	100.0%	65.3%	67.0%	60.3%
	都市型	74,200	5,700	68,400	9,300	100	10,000	42,200	6,800
	水準未達	44,300	700	43,500	4,300	100	7,200	27,700	4,200
	世帯(率)	59.7%	12.3%	63.6%	46.2%	100.0%	72.0%	65.6%	61.8%
一般型	主世帯数	310,500	294,400	16,100	800	-	9,500	4,800	900
	水準未達	46,800	36,300	10,500	600	-	5,500	3,800	500
	世帯(率)	15.1%	12.3%	65.2%	75.0%	-	57.9%	79.2%	55.6%
福井・平成30年(2018)	総数	279,300	209,200	63,700	7,600	-	15,100	34,400	6,600
	水準未達	72,000	33,000	39,000	3,900	-	9,000	22,400	3,700
	世帯(率)	25.8%	15.8%	61.2%	51.3%	-	59.6%	65.1%	56.1%
	都市型	54,800	3,800	51,000	6,500	-	6,000	33,000	5,600
	水準未達	32,500	800	31,700	3,100	-	4,100	21,400	3,200
	世帯(率)	59.3%	21.1%	62.2%	47.7%	-	68.3%	64.8%	57.1%
一般型	主世帯数	218,000	205,300	12,700	1,100	-	9,100	1,400	1,000
	水準未達	39,500	32,200	7,300	800	-	4,900	1,000	500
	世帯(率)	18.1%	15.7%	57.5%	72.7%	-	53.8%	71.4%	50.0%
全国・平成30年(2018)	総数	53,616,300	32,801,500	19,064,700	1,922,300	747,200	4,099,500	11,195,800	1,099,900
	水準未達	21,206,800	8,488,400	12,718,300	1,069,700	400,100	2,832,900	7,735,900	679,900
	世帯(率)	39.6%	25.9%	66.7%	55.6%	53.5%	69.1%	69.1%	61.8%
	都市型	22,343,700	5,705,200	16,638,500	1,687,000	746,700	2,350,700	10,890,300	963,900
	水準未達	12,763,500	1,676,600	11,086,900	879,300	399,600	1,696,700	7,501,400	609,900
	世帯(率)	57.1%	29.4%	66.6%	52.1%	53.5%	72.2%	68.9%	63.3%
一般型	主世帯数	29,522,500	27,096,300	2,426,200	235,300	600	1,748,800	305,500	136,000
	水準未達	8,443,300	6,811,800	1,631,500	190,300	500	1,136,200	234,500	69,900
	世帯(率)	28.6%	25.1%	67.2%	80.9%	83.3%	65.0%	76.8%	51.4%

注1) 「都市型」と「一般型」の主世帯総数は「水準以上世帯」と「水準未満世帯」の合計値 ※資料：平成 30 年 住宅・土地統計調査
 注2) 平成 15 年以前の調査では「最低居住水準」、平成 20 年以降の調査では「最低居住面積水準」である。

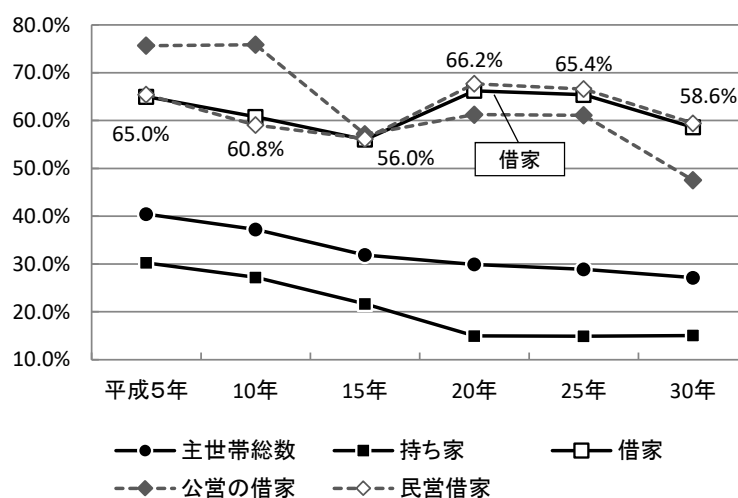
※ 1) 誘導居住面積水準とは、多様なライフスタイルに対応し豊かな住生活を実現するために必要なものとして、住生活基本計画(全国計画)で示されている面積水準のことで、都市居住型は単身世帯で 40 m²、4 人世帯で 95 m²、一般型は単身世帯で 55 m²、4 人世帯で 125 m²等、世帯人員に応じて定められている。

(18) 誘導居住面積水準未満率の推移

○借家の誘導居住面積水準未満率は近年若干減少傾向

- ・ 本県の平成5年以降の誘導居住面積水準未満率の推移をみると、住宅の所有関係に関わらず、長期的には減少傾向にある。
- ・ 借家の誘導居住面積水準未満率は、平成5年に65.0%だったものが、平成30年には58.6%となっている。

図表 2-18 誘導居住面積水準未満率の推移（石川県）



※平成15年以前の調査では「誘導居住水準」、平成20年以降の調査では「誘導居住面積水準」である。

（単位：戸）

区分			主世帯総数	持ち家	借家	借家			給与住宅	
						公営の借家	UR・公社の借家	民営借家(木造)		民営借家(非木造)
石川・平成5年(1993)	総数	主世帯数	358,100	250,400	106,200	11,100	3,600	34,600	42,900	14,000
		水準未満	144,800	75,800	69,000	8,400	1,600	22,900	27,800	8,400
		世帯(率)	40.4%	30.3%	65.0%	75.7%	44.4%	66.2%	64.8%	60.0%
10年(1998)	総数	主世帯数	389,700	265,000	120,100	11,600	500	39,700	52,900	15,300
		水準未満	145,100	72,100	73,000	8,800	400	23,800	30,900	9,100
		世帯(率)	37.2%	27.2%	60.8%	75.9%	80.0%	59.9%	58.4%	59.5%
15年(2003)	総数	主世帯数	404,000	277,600	122,600	11,900	1,700	35,300	60,300	13,300
		水準未満	128,900	60,200	68,700	6,800	1,000	21,400	32,300	7,300
		世帯(率)	31.9%	21.7%	56.0%	57.1%	58.8%	60.6%	53.6%	54.9%
20年(2008)	総数	主世帯数	421,600	291,400	124,700	11,100	1,800	37,000	63,600	11,200
		水準未満	126,200	43,600	82,600	6,800	1,700	24,000	44,100	6,000
		世帯(率)	29.9%	15.0%	66.2%	61.3%	94.4%	64.9%	69.3%	53.6%
25年(2013)	総数	主世帯数	439,900	311,400	123,400	9,000	0	37,300	69,800	7,200
		水準未満	127,100	46,400	80,700	5,500	0	24,700	46,600	3,900
		世帯(率)	28.9%	14.9%	65.4%	61.1%	0.0%	66.2%	66.8%	54.2%
30年(2018)	総数	主世帯数	455,000	315,500	129,900	10,100	-	34,800	75,400	9,700
		水準未満	123,600	47,500	76,100	4,800	-	20,800	44,700	5,800
		世帯(率)	27.2%	15.1%	58.6%	47.5%	-	59.8%	59.3%	59.8%

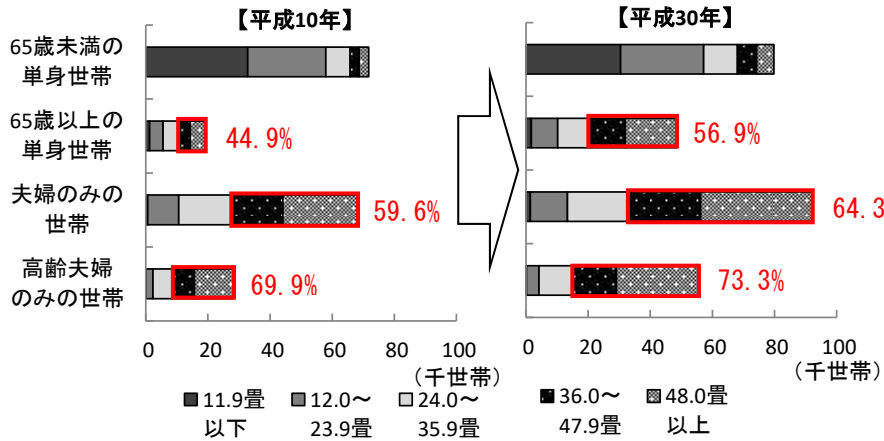
注1) 平成15年以前の調査では「誘導居住水準」、平成20年以降の調査では「誘導居住面積水準」である。 ※資料：住宅・土地統計調査

(19) 世帯の型と居住面積のミスマッチ状況

○高齢単身世帯・夫婦のみ世帯・高齢の夫婦のみ世帯が広い住宅に住んでいる割合が増加

- ・ 本県では、平成30年の主世帯総数（455,000）のうち54.5%（247,800）が、居住室の畳数が36畳以上の住宅に住んでいる。
- ・ また、高齢単身世帯の56.9%、夫婦のみ世帯の64.3%、高齢の夫婦のみ世帯の73.3%が居住室の畳数が36畳以上の住宅に住んでおり、平成10年と比べて、いずれも割合が増加している。
- ・ 世帯の型と居住面積の関係をみると、高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、高齢夫婦のみの世帯が居住人数からみて広い住宅に住んでいる傾向にある。

図表 2-19 世帯の型と住宅の居住面積（石川県）



世帯の型	年号	1世帯あたり居住室の畳数	世帯数（世帯）						構成比				
			主世帯総数	11.9畳以下	12.0～23.9畳	24.0～35.9畳	36.0～47.9畳	48.0畳以上	11.9畳以下	12.0～23.9畳	24.0～35.9畳	36.0～47.9畳	48.0畳以上
全世帯	平成30年	41.10	455,000	39,300	71,600	86,700	96,900	150,900	8.6%	15.7%	19.1%	21.3%	33.2%
65歳未満単身	平成10年	16.52	73,300	32,900	25,100	7,800	2,900	3,100	44.9%	34.2%	10.6%	4.0%	4.2%
	15年	16.52	73,600	31,000	25,900	8,400	4,300	4,100	42.1%	35.2%	11.4%	5.8%	5.6%
	20年	19.16	67,800	26,900	23,700	8,200	5,000	3,900	39.7%	35.0%	12.1%	7.4%	5.8%
	25年	20.33	69,500	26,600	23,400	8,800	4,900	5,700	38.3%	33.7%	12.7%	7.1%	8.2%
	30年	19.67	79,900	30,500	26,700	10,900	6,200	5,500	38.2%	33.4%	13.6%	7.8%	6.9%
65歳以上単身	平成10年	36.54	19,400	1,300	4,300	5,100	3,700	5,000	6.7%	22.2%	26.3%	19.1%	25.8%
	15年	39.04	25,500	900	5,400	5,600	5,700	7,900	3.5%	21.2%	22.0%	22.4%	31.0%
	20年	40.77	29,800	1,000	6,300	6,800	5,900	9,800	3.4%	21.1%	22.8%	19.8%	32.9%
	25年	40.41	40,400	1,900	7,800	8,800	9,000	12,800	4.7%	19.3%	21.8%	22.3%	31.7%
	30年	41.63	48,700	1,700	8,500	10,800	11,000	16,700	3.5%	17.5%	22.2%	22.6%	34.3%
夫婦のみ	平成10年	43.08	68,600	700	10,000	16,800	16,700	24,200	1.0%	14.6%	24.5%	24.3%	35.3%
	15年	45.93	75,000	700	10,400	16,100	17,400	30,400	0.9%	13.9%	21.5%	23.2%	40.5%
	20年	45.99	82,500	300	10,400	17,900	20,200	33,700	0.4%	12.6%	21.7%	24.5%	40.8%
	25年	46.23	87,800	600	10,700	17,700	23,100	35,400	0.7%	12.2%	20.2%	26.3%	40.3%
	30年	45.47	92,500	1,400	12,000	19,300	23,500	36,000	1.5%	13.0%	20.9%	25.4%	38.9%
高齢夫婦	平成10年	47.60	28,300	100	2,200	6,200	7,200	12,500	0.4%	7.8%	21.9%	25.4%	44.2%
	15年	51.12	35,000	200	2,600	6,500	8,300	17,400	0.6%	7.4%	18.6%	23.7%	49.7%
	20年	50.11	41,900	100	2,900	7,900	10,500	20,400	0.2%	6.9%	18.9%	25.1%	48.7%
	25年	51.07	48,900	200	3,200	8,300	13,300	24,000	0.4%	6.5%	17.0%	27.2%	49.1%
	30年	49.75	55,700	200	4,000	10,700	14,200	26,600	0.4%	7.2%	19.2%	25.5%	47.8%
3人世帯	平成10年	43.97	68,900	300	10,800	15,700	16,000	24,800	0.4%	15.7%	22.8%	23.2%	36.0%
	15年	46.10	75,100	300	9,900	15,700	18,200	30,400	0.4%	13.2%	20.9%	24.2%	40.5%
	20年	45.99	79,700	200	9,500	16,800	21,600	31,100	0.3%	11.9%	21.1%	27.1%	39.0%
	25年	46.78	80,800	300	7,700	16,600	23,100	31,700	0.4%	9.5%	20.5%	28.6%	39.2%
	30年	46.44	81,800	600	5,200	17,900	20,400	32,600	0.7%	6.4%	21.9%	24.9%	39.9%
4人世帯	平成10年	45.18	67,000	100	6,600	16,000	19,100	24,900	0.1%	9.9%	23.9%	28.5%	37.2%
	15年	47.50	62,200	200	5,200	12,700	18,100	25,800	0.3%	8.4%	20.4%	29.1%	41.5%
	20年	48.30	64,300	200	4,900	12,700	19,900	26,400	0.3%	7.6%	19.8%	30.9%	41.1%
	25年	48.13	63,300	200	3,700	12,500	21,300	25,600	0.3%	5.8%	19.7%	33.6%	40.4%
	30年	47.11	62,300	200	5,400	12,400	19,100	24,200	0.3%	8.7%	19.9%	30.7%	38.8%
5人以上世帯	平成10年	61.36	71,300	0	2,000	7,200	12,700	49,200	0.0%	2.8%	10.1%	17.8%	69.0%
	15年	63.74	63,600	0	1,600	5,300	11,300	45,400	0.0%	2.5%	8.3%	17.8%	71.4%
	20年	63.03	53,500	100	1,300	4,800	9,700	37,500	0.2%	2.4%	9.0%	18.1%	70.1%
	25年	61.21	47,900	0	1,200	4,600	11,000	31,300	0.0%	2.5%	9.6%	23.0%	65.3%
	30年	59.33	38,800	100	1,600	5,500	8,600	22,900	0.3%	4.1%	14.2%	22.2%	59.0%

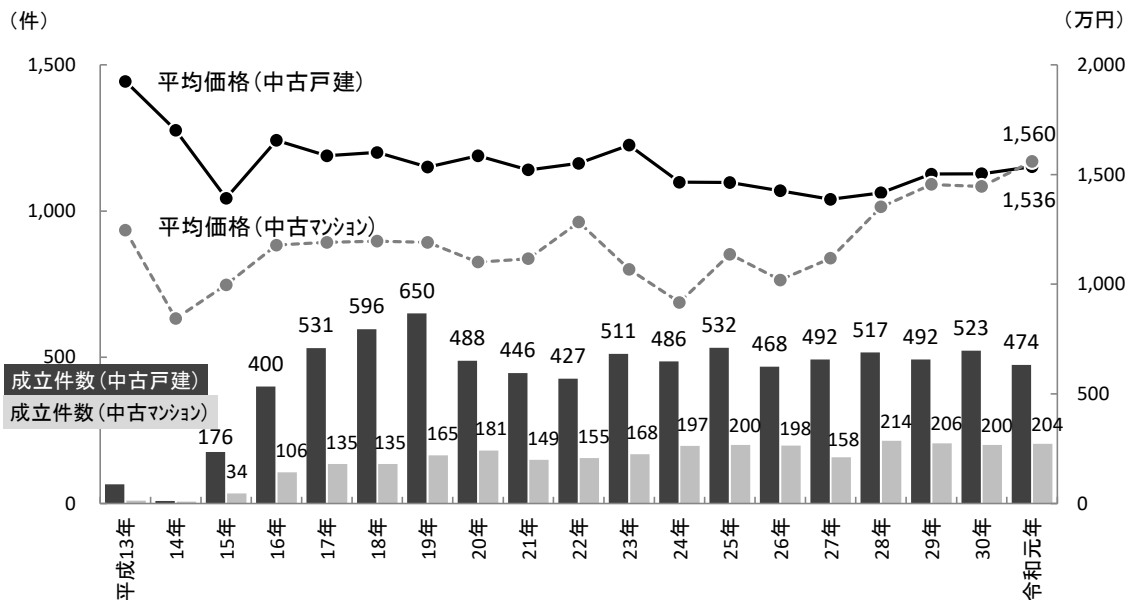
※資料：住宅・土地統計調査

(20) 既存住宅の流通動向（中古戸建、中古マンション）

○本県の中古住宅の売買成立件数のうち、3割が中古マンション

- ・ 令和元年時点の本県の中古住宅の売買成立件数は、中古戸建が474件、中古マンションが204件で合計678件となっている。
- ・ 売買成立件数をみると、中古戸建は平成19年の650件がピークであり、近年は500件前後で推移しており、中古マンションは平成28年の214件がピークとなっている。
- ・ 売買価格の平均価格は、令和元年時点で、中古戸建が1,536万円、中古マンションが1,560万円であり、令和元年では中古マンションの売買価格が中古戸建の売買価格を上回っている。
- ・ 成立件数全体に占める中古マンションの割合は、平成13年以降増加しており、令和元年には30.1%となっている。

図表 2-20 既存住宅の流通動向の例（石川県）



暦年	(西暦)	成立件数(件)			平均価格(万円)			
		合計	中古戸建	中古マンション	中古戸建	中古マンション		
平成13年	(2001)	75	65	86.7%	10	13.3%	1,925	1,246
14年	(2002)	15	9	60.0%	6	40.0%	1,702	843
15年	(2003)	210	176	83.8%	34	16.2%	1,392	997
16年	(2004)	506	400	79.1%	106	20.9%	1,656	1,178
17年	(2005)	666	531	79.7%	135	20.3%	1,586	1,191
18年	(2006)	731	596	81.5%	135	18.5%	1,601	1,196
19年	(2007)	815	650	79.8%	165	20.2%	1,534	1,191
20年	(2008)	669	488	72.9%	181	27.1%	1,586	1,101
21年	(2009)	595	446	75.0%	149	25.0%	1,521	1,116
22年	(2010)	582	427	73.4%	155	26.6%	1,551	1,283
23年	(2011)	679	511	75.3%	168	24.7%	1,634	1,068
24年	(2012)	683	486	71.2%	197	28.8%	1,465	917
25年	(2013)	732	532	72.7%	200	27.3%	1,464	1,136
26年	(2014)	666	468	70.3%	198	29.7%	1,426	1,019
27年	(2015)	650	492	75.7%	158	24.3%	1,387	1,118
28年	(2016)	731	517	70.7%	214	29.3%	1,417	1,353
29年	(2017)	698	492	70.5%	206	29.5%	1,502	1,455
30年	(2018)	723	523	72.3%	200	27.7%	1,504	1,446
令和元年	(2019)	678	474	69.9%	204	30.1%	1,536	1,560

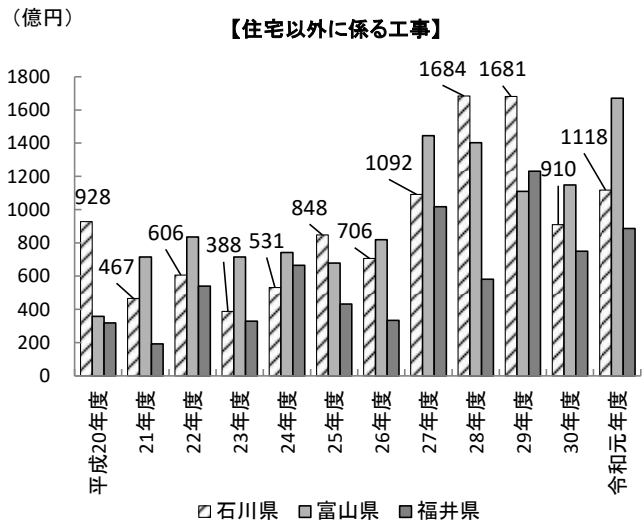
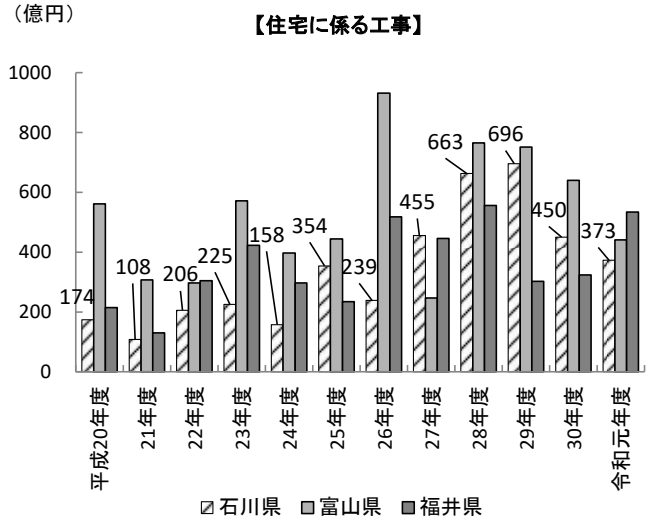
※資料：公益社団法人中部圏不動産流通機構

(21) 住宅のリフォーム・リニューアル市場の動向

○住宅のリフォーム・リニューアル市場は拡大傾向

- ・ 令和元年度の建設業者が受注した住宅に係るリフォーム・リニューアル工事の地域別の受注高をみると、石川県が373億円、富山県が441億円、福井県が534億円となっている。
- ・ 年度別の受注額にはバラつきがあるものの、長期的には増加傾向にあり、住宅に係るリフォーム・リニューアル市場は拡大していると考えられる。
- ・ また、令和元年度の全国での受注高は34,943億円となっており、全国に比して1%程度の規模となっている。

図表 2-21 建設業者が元請として受注した建築物のリフォーム・リニューアル工事の施工地域別の受注高



(単位：億円)

年号	(西暦)	住宅に係る工事			住宅以外に係る工事		
		石川県	富山県	福井県	石川県	富山県	福井県
平成20年度	(2008)	174	561	215	928	359	318
21年度	(2009)	108	307	130	467	716	193
22年度	(2010)	206	297	305	606	836	540
23年度	(2011)	225	572	423	388	716	329
24年度	(2012)	158	397	297	531	742	665
25年度	(2013)	354	444	235	848	679	433
26年度	(2014)	239	932	518	706	819	334
27年度	(2015)	455	247	446	1,092	1,446	1,018
28年度	(2016)	663	765	556	1,684	1,402	581
29年度	(2017)	696	751	302	1,681	1,110	1,232
30年度	(2018)	450	640	324	910	1,148	749
令和元年度	(2019)	373	441	534	1,118	1,670	886

注1) 「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」(国土交通省)をもとに年度毎に集計。

注2) 調査報告では、調査対象者を地域別に抽出していないため参考表であるとされている。

(22) 住宅地地価の動向

○金沢市の住宅地地価は平成 27 年に下げ止まり

- ・ バブル崩壊後、平成期の初頭には、本県でも地価が大きく下落した。
- ・ 全国では、平成 12 年以降、変動率が▲5.0%前後で推移し、平成 17～20 年にかけて 1.3%まで上昇したが、平成 20 年を境に再びマイナスに転じ、その後ゆるやかに上昇して平成 30 年から再びプラスに回復している。
- ・ 石川県では平成 15・16 年に▲8.7%、平成 22 年には▲6.4%を記録したが、近年は若干好転しており、令和元年以降はプラスに転じている。
- ・ また、金沢市では平成 27 年以降プラスとなっており、北陸新幹線の金沢開業が影響しているものとみられる。

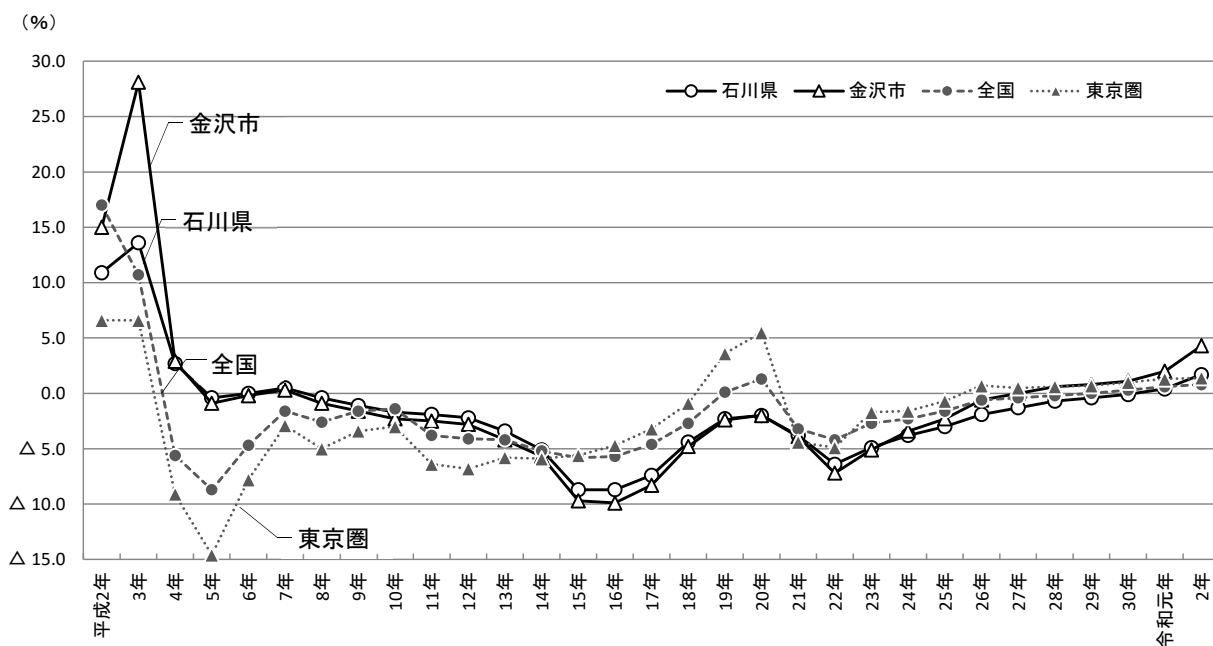
図表 2-22 住宅地地価の対前年変動率の推移

(単位：%)

公示年	石川県 (地価公示)	金沢市 (地価公示)	全国 (地価公示)	東京圏 (地価公示)
平成2年	10.9	15.0	17.0	6.6
3年	13.6	28.1	10.7	6.6
4年	2.7	2.9	△ 5.6	△ 9.1
5年	△ 0.4	△ 0.9	△ 8.7	△ 14.6
6年	0.0	△ 0.2	△ 4.7	△ 7.8
7年	0.5	0.3	△ 1.6	△ 2.9
8年	△ 0.4	△ 0.9	△ 2.6	△ 5.0
9年	△ 1.1	△ 1.6	△ 1.6	△ 3.4
10年	△ 1.7	△ 2.3	△ 1.4	△ 3.0
11年	△ 1.9	△ 2.5	△ 3.8	△ 6.4
12年	△ 2.2	△ 2.8	△ 4.1	△ 6.8
13年	△ 3.4	△ 4.2	△ 4.2	△ 5.8
14年	△ 5.1	△ 5.7	△ 5.2	△ 5.9
15年	△ 8.7	△ 9.7	△ 5.8	△ 5.6
16年	△ 8.7	△ 9.9	△ 5.7	△ 4.7
17年	△ 7.4	△ 8.3	△ 4.6	△ 3.2
18年	△ 4.4	△ 4.8	△ 2.7	△ 0.9
19年	△ 2.3	△ 2.4	0.1	3.6
20年	△ 2.0	△ 2.0	1.3	5.5
21年	△ 3.8	△ 3.9	△ 3.2	△ 4.4
22年	△ 6.4	△ 7.2	△ 4.2	△ 4.9
23年	△ 4.9	△ 5.1	△ 2.7	△ 1.7
24年	△ 3.8	△ 3.4	△ 2.3	△ 1.6
25年	△ 3.0	△ 2.3	△ 1.6	△ 0.7
26年	△ 1.9	△ 0.6	△ 0.6	0.7
27年	△ 1.3	0.0	△ 0.4	0.5
28年	△ 0.7	0.6	△ 0.2	0.6
29年	△ 0.4	0.8	0.0	0.7
30年	△ 0.1	1.1	0.3	1.0
令和元年	0.4	2.0	0.6	1.3
2年	1.7	4.3	0.8	1.4

※資料：国土交通省 HP「地価公示」

注)「東京圏」とは、首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町村の区域。



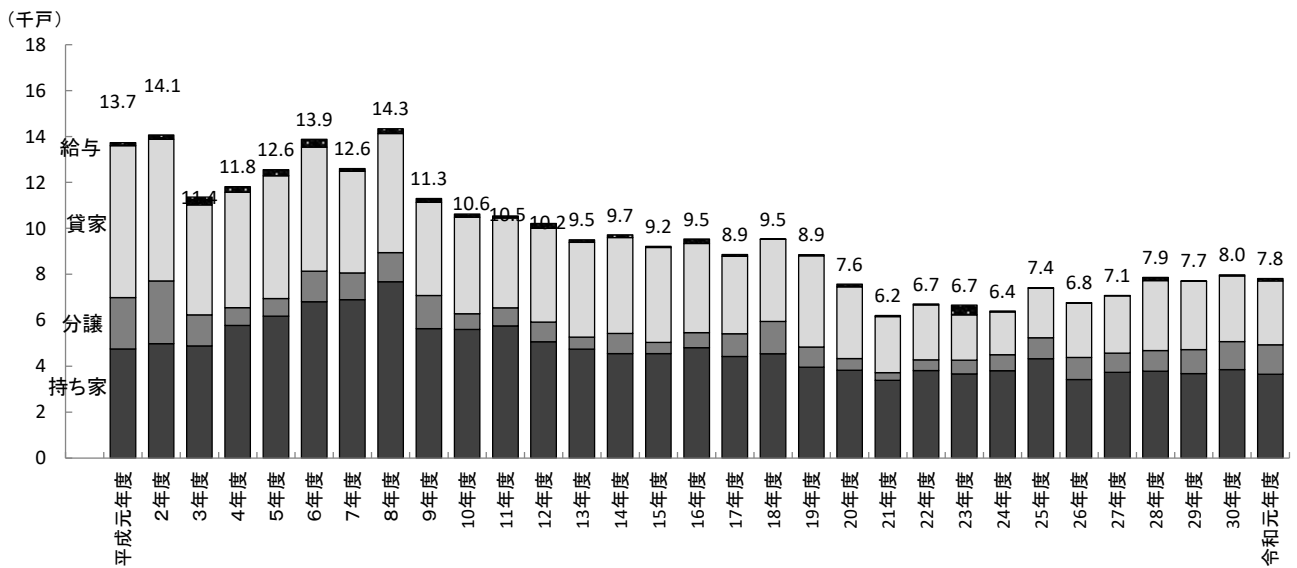
2-2. 住宅フローの状況

(1) 利用関係別の住宅着工戸数

○新設住宅の着工戸数はピーク時の4割程度に減少しているが、近年は増加傾向

- ・ 石川県の新設住宅着工数は減少しており、令和元年度の着工数は7,825戸であり、平成8年度・14,338戸の5割程度の水準となっているが、過去10年程度、ゆるやかに増加している。
- ・ 令和元年度の利用関係別の割合は、持ち家46.7%、貸家35.5%、分譲16.4%であり、近年は分譲の割合が高まっている。

図表 2-23 利用関係別の新設住宅着工戸数の推移（石川県）



(単位：戸)

年度	総数	持ち家	分譲	貸家	給与
平成元年度	13,732	4,758	2,231	6,612	131
2年度	14,059	4,987	2,726	6,167	179
3年度	11,365	4,881	1,354	4,785	345
4年度	11,814	5,780	774	5,018	242
5年度	12,560	6,175	772	5,344	269
6年度	13,877	6,807	1,330	5,393	347
7年度	12,604	6,897	1,161	4,423	123
8年度	14,338	7,675	1,265	5,189	209
9年度	11,294	5,639	1,447	4,046	162
10年度	10,627	5,601	683	4,199	144
11年度	10,544	5,763	782	3,901	98
12年度	10,216	5,061	859	4,085	211
13年度	9,504	4,749	517	4,125	113
14年度	9,717	4,550	883	4,165	119
15年度	9,213	4,552	487	4,131	43
16年度	9,538	4,807	655	3,886	190
17年度	8,857	4,429	980	3,380	68
18年度	9,537	4,541	1,410	3,581	5
19年度	8,851	3,960	880	3,965	46
20年度	7,579	3,825	508	3,126	120
21年度	6,210	3,383	338	2,441	48
22年度	6,706	3,817	467	2,386	36
23年度	6,658	3,673	588	1,973	424
24年度	6,407	3,807	693	1,862	45
25年度	7,421	4,327	910	2,165	19
26年度	6,766	3,426	951	2,372	17
27年度	7,083	3,729	846	2,490	18
28年度	7,867	3,791	890	3,052	134
29年度	7,716	3,681	1,050	2,970	15
30年度	7,980	3,854	1,221	2,859	46
令和元年度	7,825	3,652	1,286	2,775	112

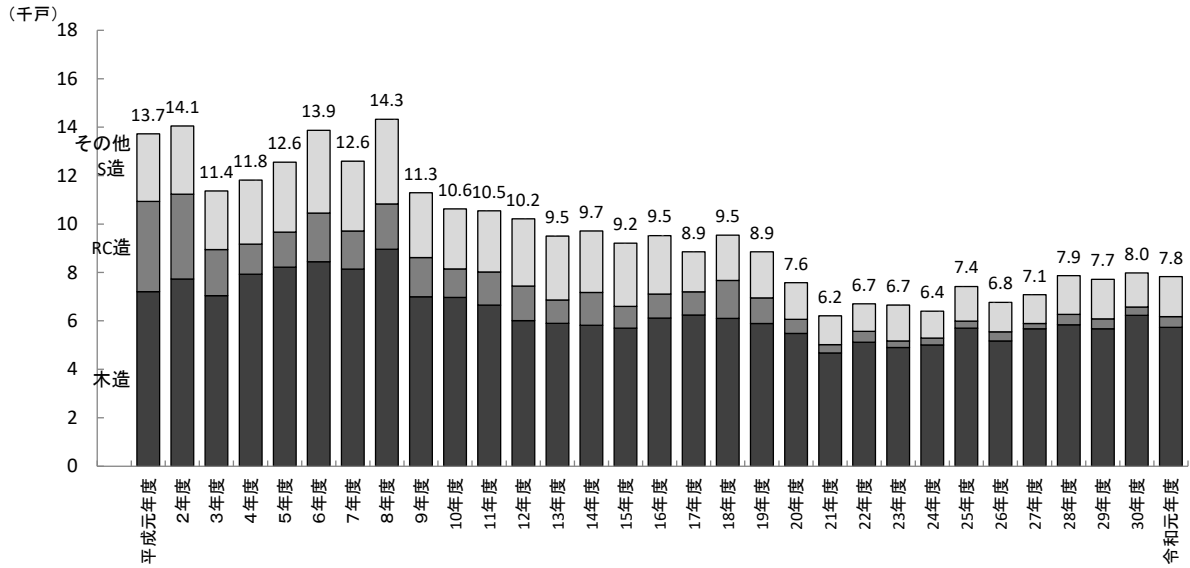
※資料：住宅着工統計

(2) 構造別の住宅着工戸数

○新規着工住宅のうち、4戸に3戸が木造住宅

- ・ 石川県の令和元年度の構造別の割合は、木造が73.2%、鉄骨造が21.1%、鉄筋コンクリート造が5.6%である。
- ・ 平成20年度に、鉄筋コンクリート造の割合が10%を下回り、木造が70%を超え、以降、鉄筋コンクリートは4~5%前後、木造は75%前後を横ばいに推移している。

図表 2-24 構造別の新設住宅着工戸数の推移（石川県）



(単位：戸)

年度	総数	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	その他				
平成元年度	13,732	7,214	52.5%	3,723	27.1%	2,793	20.3%	2	0.0%
2年度	14,059	7,728	55.0%	3,502	24.9%	2,817	20.0%	12	0.1%
3年度	11,365	7,043	62.0%	1,903	16.7%	2,417	21.3%	2	0.0%
4年度	11,814	7,935	67.2%	1,240	10.5%	2,638	22.3%	1	0.0%
5年度	12,560	8,221	65.5%	1,447	11.5%	2,887	23.0%	5	0.0%
6年度	13,877	8,440	60.8%	2,014	14.5%	3,422	24.7%	1	0.0%
7年度	12,604	8,143	64.6%	1,567	12.4%	2,890	22.9%	4	0.0%
8年度	14,338	8,952	62.4%	1,877	13.1%	3,499	24.4%	10	0.1%
9年度	11,294	6,990	61.9%	1,627	14.4%	2,675	23.7%	2	0.0%
10年度	10,627	6,966	65.6%	1,179	11.1%	2,481	23.3%	1	0.0%
11年度	10,544	6,650	63.1%	1,364	12.9%	2,529	24.0%	1	0.0%
12年度	10,216	6,014	58.9%	1,424	13.9%	2,776	27.2%	2	0.0%
13年度	9,504	5,896	62.0%	969	10.2%	2,636	27.7%	3	0.0%
14年度	9,717	5,824	59.9%	1,352	13.9%	2,539	26.1%	2	0.0%
15年度	9,213	5,696	61.8%	909	9.9%	2,606	28.3%	2	0.0%
16年度	9,538	6,116	64.1%	986	10.3%	2,420	25.4%	16	0.2%
17年度	8,857	6,248	70.5%	955	10.8%	1,652	18.7%	2	0.0%
18年度	9,537	6,106	64.0%	1,561	16.4%	1,870	19.6%	0	0.0%
19年度	8,851	5,893	66.6%	1,054	11.9%	1,904	21.5%	0	0.0%
20年度	7,579	5,479	72.3%	587	7.7%	1,508	19.9%	5	0.1%
21年度	6,210	4,669	75.2%	350	5.6%	1,189	19.1%	2	0.0%
22年度	6,706	5,119	76.3%	450	6.7%	1,137	17.0%	0	0.0%
23年度	6,658	4,895	73.5%	271	4.1%	1,491	22.4%	1	0.0%
24年度	6,407	5,006	78.1%	287	4.5%	1,113	17.4%	1	0.0%
25年度	7,421	5,694	76.7%	303	4.1%	1,423	19.2%	1	0.0%
26年度	6,766	5,172	76.4%	378	5.6%	1,215	18.0%	1	0.0%
27年度	7,083	5,671	80.1%	219	3.1%	1,192	16.8%	1	0.0%
28年度	7,867	5,840	74.2%	435	5.5%	1,592	20.2%	0	0.0%
29年度	7,716	5,672	73.5%	406	5.3%	1,638	21.2%	0	0.0%
30年度	7,980	6,228	78.0%	351	4.4%	1,401	17.6%	0	0.0%
令和元年度	7,825	5,731	73.2%	442	5.6%	1,650	21.1%	2	0.0%

※資料：住宅着工統計

(3) 利用関係別の新設住宅の戸当たり床面積

○新設される持ち家の戸当たり床面積は縮小傾向

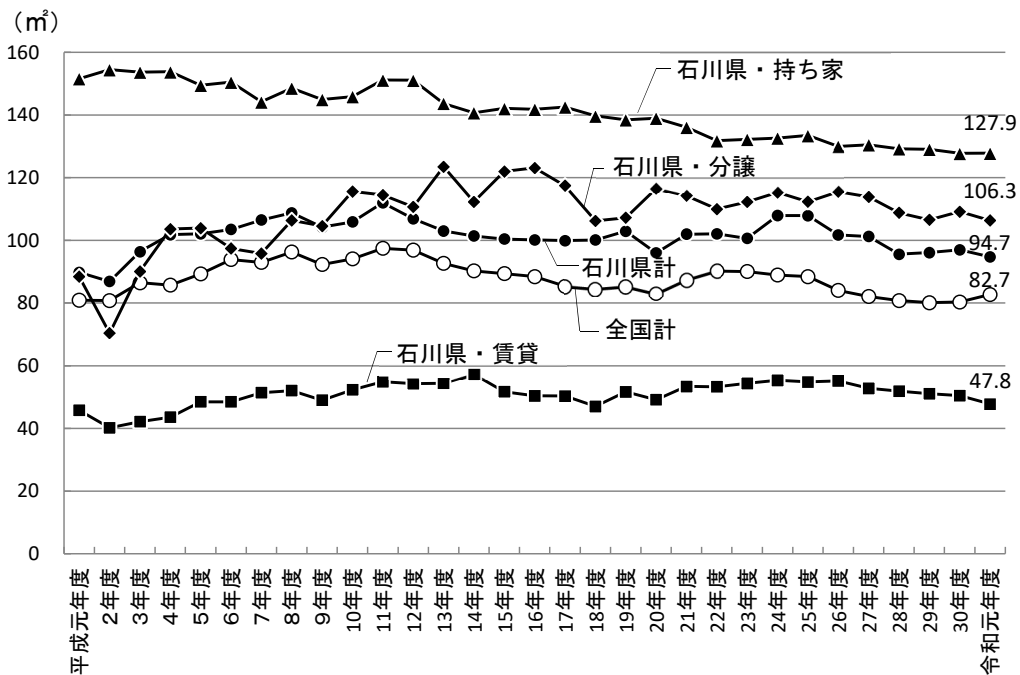
- ・ 本県の令和元年度時点の新設住宅の戸当たり床面積は、持ち家が127.9㎡、貸家が47.8㎡、分譲が106.3㎡であり、持ち家が最も広がっている。
- ・ 長期的にみると、持ち家は縮小、分譲が拡大、貸家は横ばいとなっている。

図表 2-25 利用関係別の新設住宅の戸当たり床面積 (石川県・全国)

(単位：㎡)

年度	全国	石川全体	持ち家	貸家	分譲
平成元年度	80.9	89.8	151.6	45.8	88.4
2年度	80.8	86.9	154.5	40.2	70.4
3年度	86.5	96.4	153.7	42.2	90.1
4年度	85.7	101.8	153.8	43.6	103.6
5年度	89.3	102.1	149.5	48.5	103.9
6年度	93.9	103.5	150.5	48.5	97.4
7年度	93.0	106.5	144.2	51.4	95.8
8年度	96.3	108.8	148.6	52.1	106.4
9年度	92.3	104.2	145.0	49.0	104.6
10年度	94.1	105.9	145.9	52.3	115.6
11年度	97.5	112.0	151.2	54.9	114.5
12年度	96.9	106.9	151.1	54.3	110.7
13年度	92.7	103.0	143.7	54.4	123.5
14年度	90.3	101.4	140.7	57.3	112.3
15年度	89.4	100.4	142.1	51.7	122.0
16年度	88.5	100.1	141.9	50.4	123.1
17年度	85.4	99.9	142.6	50.3	117.4
18年度	84.5	100.1	139.7	47.0	106.2
19年度	85.3	102.9	138.5	51.7	107.2
20年度	83.1	96.0	139.0	49.2	116.6
21年度	87.4	102.0	136.1	53.4	114.3
22年度	90.2	102.1	131.8	53.3	110.0
23年度	90.0	100.7	132.2	54.4	112.3
24年度	88.9	107.9	132.7	55.3	115.3
25年度	88.4	107.9	133.5	54.8	112.3
26年度	84.1	101.7	130.0	55.2	115.6
27年度	82.1	101.2	130.5	52.8	113.9
28年度	80.8	95.6	129.2	51.9	108.8
29年度	80.1	96.1	129.1	51.1	106.6
30年度	80.4	97.0	127.8	50.5	109.2
令和元年度	82.7	94.7	127.9	47.8	106.3

※資料：住宅着工統計



(4) 構造別の新設住宅の戸当たり床面積

○構造別では依然として木造の床面積が大きい

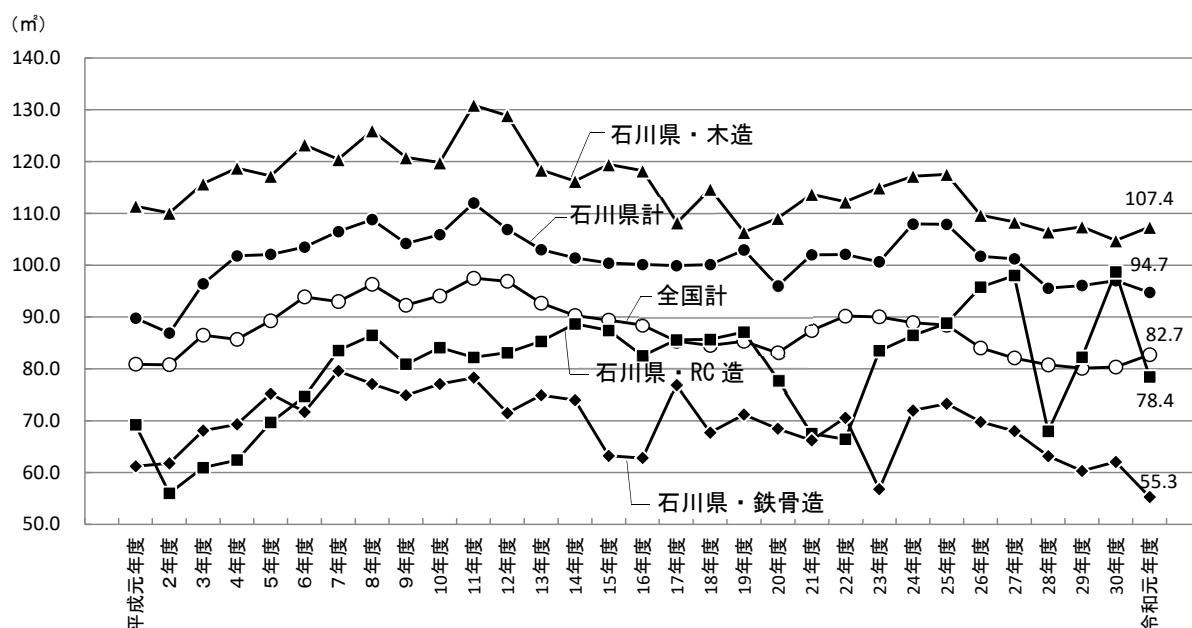
- ・ 本県の令和元年度時点の新設住宅の戸当たり床面積は、木造が107.4㎡、RC造が78.4㎡、鉄骨造が55.3㎡となっており、木造が最も広がっている。
- ・ RC造は、平成22年度には66.4㎡であったものが、平成27年度には98.0㎡まで大幅に拡大しているが、以降は年度によって床面積は増減を繰り返している。

図表 2-26 構造別の新設住宅の戸当たり床面積
(石川県・全国)

(単位：㎡)

年度	全国	石川全体	木造	RC造	鉄骨造	その他
平成元年度	80.9	89.8	111.4	69.2	61.2	126.0
2年度	80.8	86.9	110.1	56.0	61.8	24.8
3年度	86.5	96.4	115.7	60.9	68.1	139.0
4年度	85.7	101.8	118.8	62.4	69.3	162.0
5年度	89.3	102.1	117.2	69.7	75.2	69.2
6年度	93.9	103.5	123.2	74.7	71.7	84.0
7年度	93.0	106.5	120.4	83.6	79.6	130.5
8年度	96.3	108.8	126.0	86.5	77.1	66.4
9年度	92.3	104.2	120.8	80.9	74.9	135.5
10年度	94.1	105.9	119.8	84.1	77.1	163.0
11年度	97.5	112.0	130.9	82.2	78.3	228.0
12年度	96.9	106.9	128.9	83.1	71.5	171.0
13年度	92.7	103.0	118.4	85.3	74.9	116.0
14年度	90.3	101.4	116.2	88.7	74.0	131.0
15年度	89.4	100.4	119.5	87.4	63.2	145.5
16年度	88.5	100.1	118.2	82.5	62.8	23.9
17年度	85.4	99.9	108.3	85.6	76.9	105.0
18年度	84.5	100.1	114.7	85.7	67.7	0.0
19年度	85.3	102.9	106.4	87.1	71.2	0.0
20年度	83.1	96.0	109.1	77.7	68.4	202.2
21年度	87.4	102.0	113.7	67.5	66.2	115.0
22年度	90.2	102.1	112.2	66.4	70.6	-
23年度	90.0	100.7	115.0	83.5	56.8	106.0
24年度	88.9	107.9	117.2	86.4	72.0	17.0
25年度	88.4	107.9	117.5	88.8	73.3	208.0
26年度	84.1	101.7	109.7	95.8	69.8	121.0
27年度	82.1	101.2	108.3	98.0	68.0	147.0
28年度	80.8	95.6	106.5	68.0	63.2	-
29年度	80.1	96.1	107.4	82.3	60.3	-
30年度	80.4	97.0	104.8	98.7	62.1	-
令和元年度	82.7	94.7	107.4	78.4	55.3	109.5

※資料：住宅着工統計



(5) 居住専用住宅等の床面積 及び 工事予定額

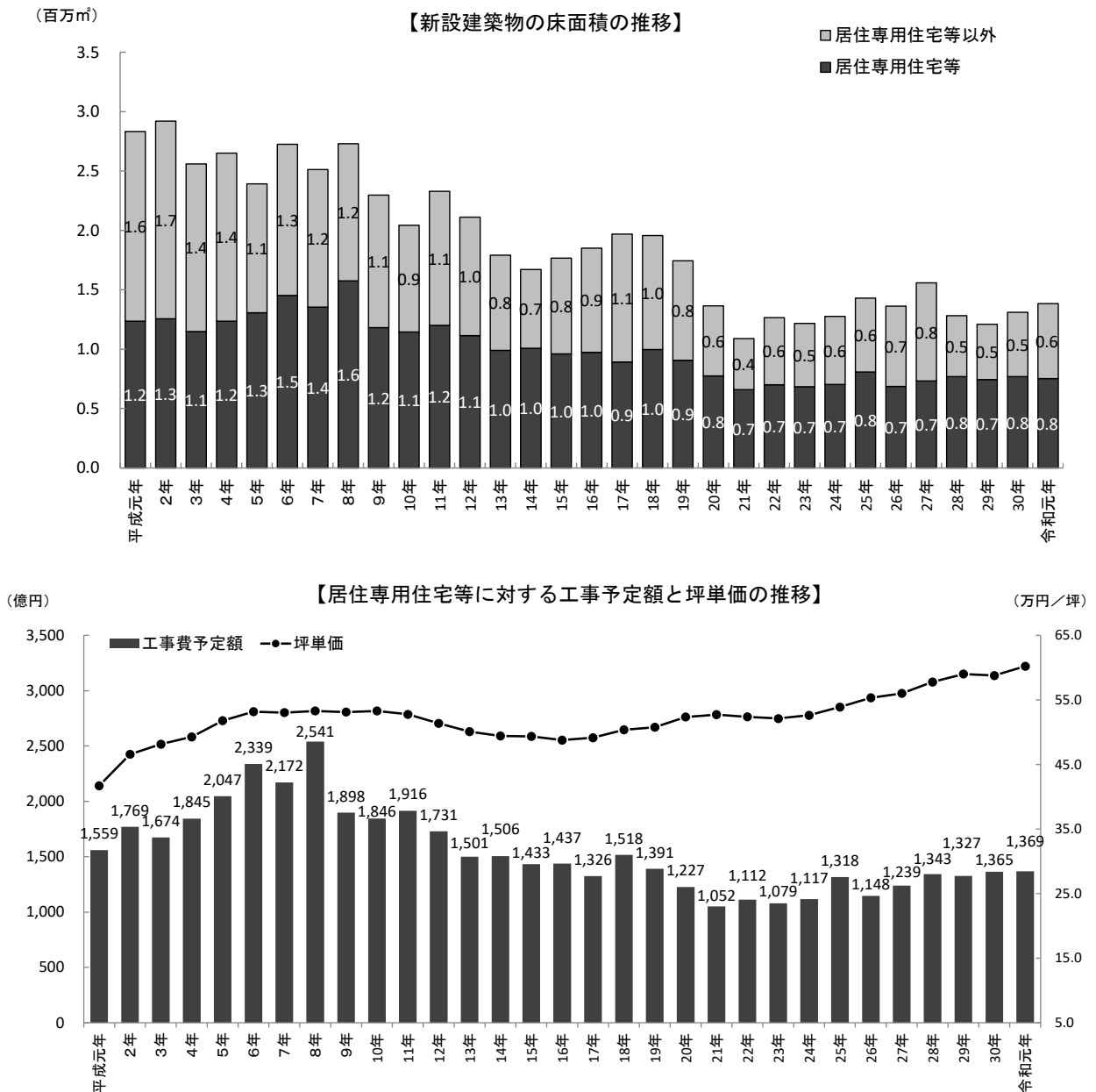
○居住専用住宅等の床面積はピーク時の半分以下に縮小

- ・ 本県の居住専用住宅等の床面積は、平成 26 年に 685 千㎡と 700 千㎡を割り込んだが、平成 27 年以降は 750 千㎡前後で推移している。
- ・ 床面積は平成 8 年度・1,575 千㎡に比べて、半分程度に縮小している。

○居住専用住宅等の工事予定額は近年増加傾向、坪単価は過去最高

- ・ 本県の居住専用住宅等の工事予定額は、平成 21 年度にはピーク時（平成 8 年度・2541 億円）の半額以下に縮小したが、その後ゆるやかな増加傾向で推移している。
- ・ 一方、坪単価は平成元年度以降長期的に上昇しており、令和元年度時点で 60.2 万円／坪であり、過去最高となっている。

図表 2-27 居住専用住宅等の床面積及び工事予定額の推移（石川県）



図表 2-27 居住専用住宅等の床面積及び工事予定額の推移（つづき）

年度	(西暦)	建築物総計			居住専用住宅+居住専用準住宅		
		床面積合計 (㎡)	工事費予定額 (万円)	坪単価 (万円/坪)	床面積合計 (㎡)	工事費予定額 (万円)	坪単価 (万円/坪)
平成元年	(1989)	2,833,393	37,375,043	43.6	1,235,393	15,594,759	41.7
2年	(1990)	2,919,897	44,819,041	50.7	1,255,396	17,693,832	46.6
3年	(1991)	2,560,122	38,355,719	49.5	1,149,143	16,741,551	48.2
4年	(1992)	2,650,434	42,221,859	52.7	1,236,930	18,445,164	49.3
5年	(1993)	2,391,878	38,154,423	52.7	1,306,515	20,471,062	51.8
6年	(1994)	2,725,193	44,864,524	54.4	1,453,437	23,386,665	53.2
7年	(1995)	2,511,736	38,968,765	51.3	1,353,515	21,721,031	53.1
8年	(1996)	2,730,397	42,375,111	51.3	1,575,525	25,405,556	53.3
9年	(1997)	2,297,991	34,354,619	49.4	1,181,264	18,984,003	53.1
10年	(1998)	2,042,731	34,546,259	55.9	1,144,903	18,459,305	53.3
11年	(1999)	2,329,143	42,163,554	59.8	1,200,006	19,158,416	52.8
12年	(2000)	2,112,322	32,128,550	50.3	1,113,791	17,309,105	51.4
13年	(2001)	1,791,925	27,560,937	50.8	990,497	15,012,608	50.1
14年	(2002)	1,670,135	25,351,223	50.2	1,007,242	15,058,961	49.4
15年	(2003)	1,766,643	27,578,851	51.6	960,004	14,334,344	49.4
16年	(2004)	1,850,650	26,800,445	47.9	974,011	14,372,648	48.8
17年	(2005)	1,969,095	26,693,990	44.8	891,827	13,261,274	49.2
18年	(2006)	1,956,529	26,683,799	45.1	995,958	15,179,741	50.4
19年	(2007)	1,743,469	24,941,296	47.3	905,360	13,908,671	50.8
20年	(2008)	1,365,327	21,238,153	51.4	774,284	12,265,567	52.4
21年	(2009)	1,088,322	17,569,790	53.4	659,308	10,518,101	52.7
22年	(2010)	1,266,018	19,932,495	52.0	701,416	11,118,516	52.4
23年	(2011)	1,216,047	19,651,717	53.4	684,134	10,786,272	52.1
24年	(2012)	1,275,618	21,197,015	54.9	701,747	11,174,784	52.6
25年	(2013)	1,429,805	23,901,903	55.3	808,279	13,180,429	53.9
26年	(2014)	1,361,641	24,554,215	59.6	685,415	11,475,372	55.3
27年	(2015)	1,557,728	33,184,743	70.4	731,239	12,392,553	56.0
28年	(2016)	1,282,495	24,898,815	64.2	768,210	13,429,652	57.8
29年	(2017)	1,210,100	24,200,605	66.1	743,384	13,272,103	59.0
30年	(2018)	1,310,302	25,235,330	63.7	767,947	13,654,436	58.8
令和元年	(2019)	1,382,613	26,931,781	64.4	751,235	13,686,049	60.2

注1) 居住専用住宅+居住専用準住宅は、平成15年以前の居住専用建築物に該当する

※資料：建築着工統計

※1) 居住専用住宅等とは、「居住専用住宅」と「居住専用準住宅」を合計したものとする。

※2) 「居住専用住宅」とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物。

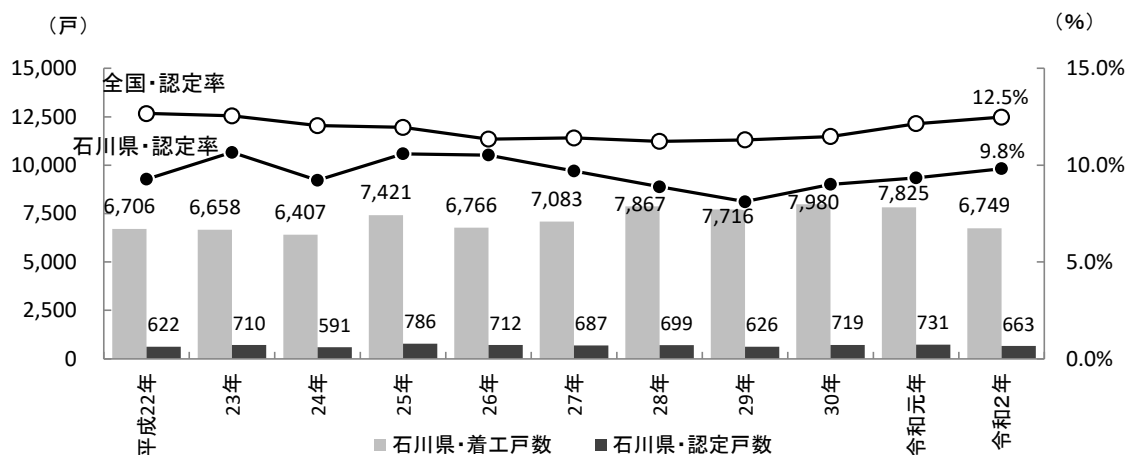
※3) 「居住専用準住宅」とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物。

(6) 長期優良住宅の認定率

○本県の長期優良住宅の認定率は年平均 10%弱であり、全国水準との差は横ばいで推移

- ・ 本県の長期優良住宅の認定率は、平成 21 年度に制度が発足し、平成 22 年度からの 11 年間の平均で 9.5%であり、年度別の認定率は横ばいで推移している。
- ・ 全国の認定率は平成 22 年度からの 11 年間の平均で 11.9%であり、これも横ばいで推移している。

図表 2-28 長期優良住宅の認定率の推移（石川県・全国）



(単位：戸)

区分・年号	(西暦)	新設住宅 着工戸数	長期優良住宅 の認定戸数	認定率
石川・平成22年	(2010)	6,706	622	9.3%
23年	(2011)	6,658	710	10.7%
24年	(2012)	6,407	591	9.2%
25年	(2013)	7,421	786	10.6%
26年	(2014)	6,766	712	10.5%
27年	(2015)	7,083	687	9.7%
28年	(2016)	7,867	699	8.9%
29年	(2017)	7,716	626	8.1%
30年	(2018)	7,980	719	9.0%
令和元年	(2019)	7,825	731	9.3%
令和2年	(2020)	6,749	663	9.8%
期間(計)		79,178	7,546	9.5%
全国・平成22年	(2010)	819,020	103,750	12.7%
23年	(2011)	841,246	105,552	12.5%
24年	(2012)	893,002	107,552	12.0%
25年	(2013)	987,254	117,990	12.0%
26年	(2014)	880,470	99,905	11.3%
27年	(2015)	920,537	105,001	11.4%
28年	(2016)	974,137	109,373	11.2%
29年	(2017)	946,396	107,020	11.3%
30年	(2018)	952,936	109,386	11.5%
令和元年	(2019)	883,687	107,646	12.2%
令和2年	(2020)	812,164	101,392	12.5%
期間(計)		9,910,849	1,174,567	11.9%

注1) 全国値のうち、着工戸数は「住宅着工統計」、認定戸数は「長期優良住宅建築等計画の認定実績」(国土交通省)

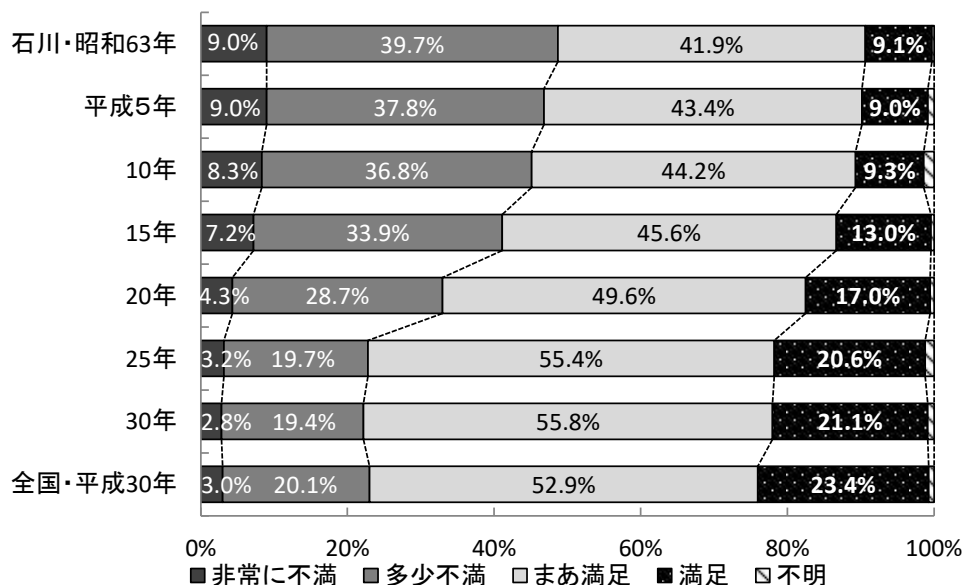
3. 住宅・住環境の満足度

(1) 住宅に対する総合的な評価

○住宅に不満を感じる世帯の減少が継続

- ・ 本県では、住宅に不満を感じる世帯の割合が 22.2%（「非常に不満」＋「多少不満」）であり、昭和 63 年以降で最少であり、一貫して減少が続いている。
- ・ 本県の不満率は、全国と比較して 0.9 ポイント下回っている。

図表 3-1 住宅に対する総合的な評価の推移（石川県・全国）



（単位：石川県：世帯／全国：千世帯）

区分・年号	(西暦)	非常に不満	多少不満	まあ満足	満足	不明	合計
石川・昭和63年	(1988)	29,027	128,288	135,499	29,347	952	323,113
平成5年	(1993)	33,110	139,782	160,246	33,260	3,037	369,435
10年	(1998)	33,860	149,562	179,623	37,925	5,587	406,557
15年	(2003)	33,499	157,620	211,931	60,224	1,775	465,049
20年	(2008)	18,202	121,485	209,953	71,960	2,116	423,293
25年	(2013)	13,937	86,864	244,755	91,079	5,244	441,879
30年	(2018)	12,877	88,780	255,528	96,823	3,897	457,904
全国・平成30年	(2018)	1,613	10,829	28,574	12,612	372	54,001
石川・昭和63年	(1988)	9.0%	39.7%	41.9%	9.1%	0.3%	100.0%
平成5年	(1993)	9.0%	37.8%	43.4%	9.0%	0.8%	100.0%
10年	(1998)	8.3%	36.8%	44.2%	9.3%	1.4%	100.0%
15年	(2003)	7.2%	33.9%	45.6%	13.0%	0.4%	100.0%
20年	(2008)	4.3%	28.7%	49.6%	17.0%	0.5%	100.0%
25年	(2013)	3.2%	19.7%	55.4%	20.6%	1.2%	100.0%
30年	(2018)	2.8%	19.4%	55.8%	21.1%	0.9%	100.0%
全国・平成30年	(2018)	3.0%	20.1%	52.9%	23.4%	0.7%	100.0%

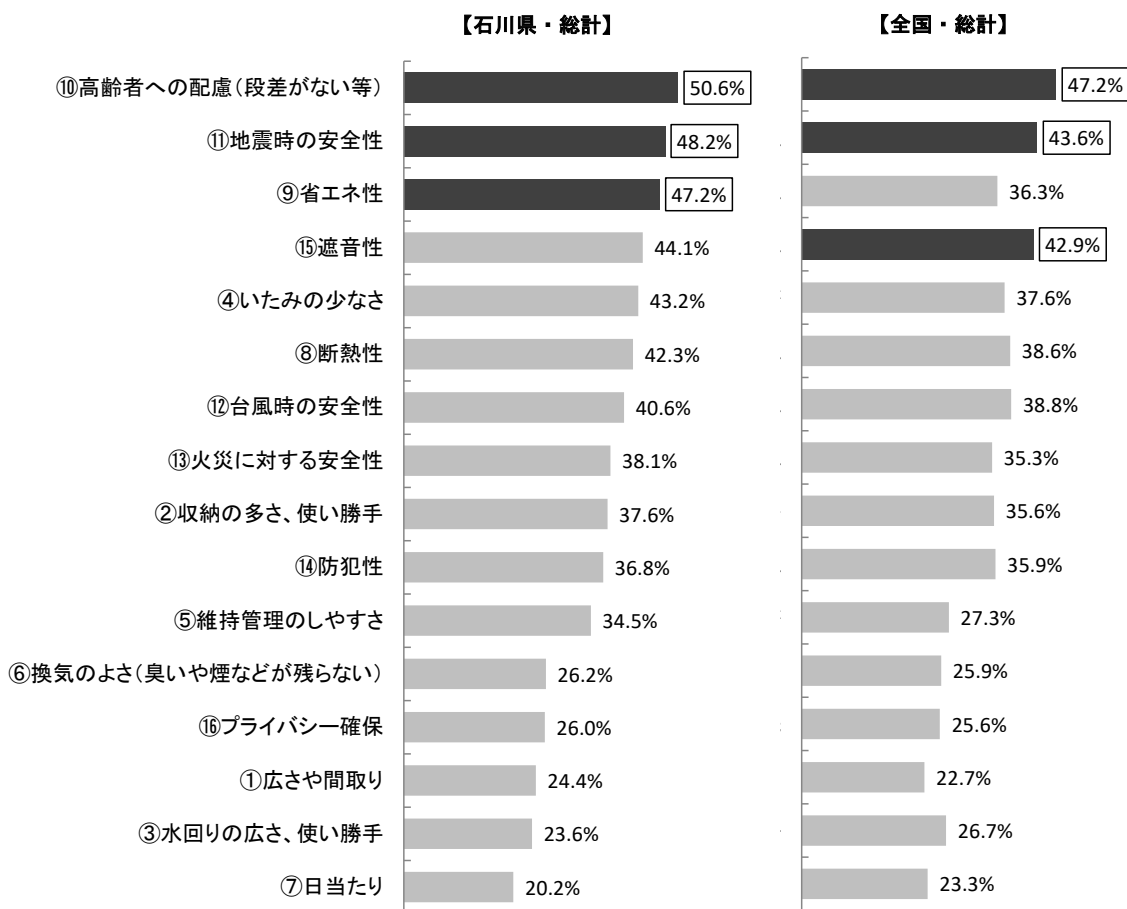
※資料：住生活総合調査

(2) 住宅の個別要素に対する評価

○本県では、高齢者などへの配慮に関して不満を持っている世帯がおよそ5割

- ・ 本県では、「高齢者への配慮（段差がない等）」の不満率が50.6%と最も高く、ついで、「地震時の安全性」（48.2%）、「省エネ性」（47.2%）の順となっている（H30年）。
- ・ 全国では、「高齢者への配慮（段差がない等）」の不満率が47.2%と最も高く、ついで、「地震時の安全性」（43.6%）、「遮音性」（42.9%）の順となっている（H30年）。
- ・ 全国と比較して、特に借家において省エネ性の不満率が高くなっている。

図表 3-2 住宅の個別要素に対する不満率（石川県・全国）（平成30年）



※資料：平成30年 住生活総合調査

【石川】

網かけは 50%以上のもの

評価項目	石川県・平成30年				
	総計	持ち家	借家	民営賃貸住宅	県・市町の借家
①広さや間取り	24.4%	23.1%	30.0%	31.9%	48.3%
②収納の多さ、使い勝手	37.6%	33.4%	56.1%	54.3%	66.8%
③水回りの広さ、使い勝手	23.6%	19.2%	43.1%	42.7%	76.6%
④いたみの少なさ	43.2%	45.8%	32.2%	29.5%	81.5%
⑤維持管理のしやすさ	34.5%	38.6%	17.1%	12.0%	76.6%
⑥換気よさ（臭いや煙などが残らない）	26.2%	25.4%	29.8%	26.0%	58.1%
⑦日当たり	20.2%	19.2%	24.6%	24.4%	37.7%
⑧断熱性	42.3%	44.0%	34.7%	34.2%	66.8%
⑨省エネ性	47.2%	44.5%	59.1%	60.1%	53.2%
⑩高齢者への配慮（段差がない等）	50.6%	49.8%	54.3%	57.8%	43.8%
⑪地震時の安全性	48.2%	51.1%	35.3%	33.6%	76.6%
⑫台風時の安全性	40.6%	42.4%	32.4%	29.7%	66.8%
⑬火災に対する安全性	38.1%	40.9%	25.5%	22.3%	71.7%
⑭防犯性	36.8%	38.9%	26.8%	24.9%	43.8%
⑮遮音性	44.1%	42.3%	52.0%	52.4%	43.8%
⑯プライバシー確保	26.0%	26.1%	25.7%	23.9%	38.9%

【全国】

網かけは 50%以上のもの

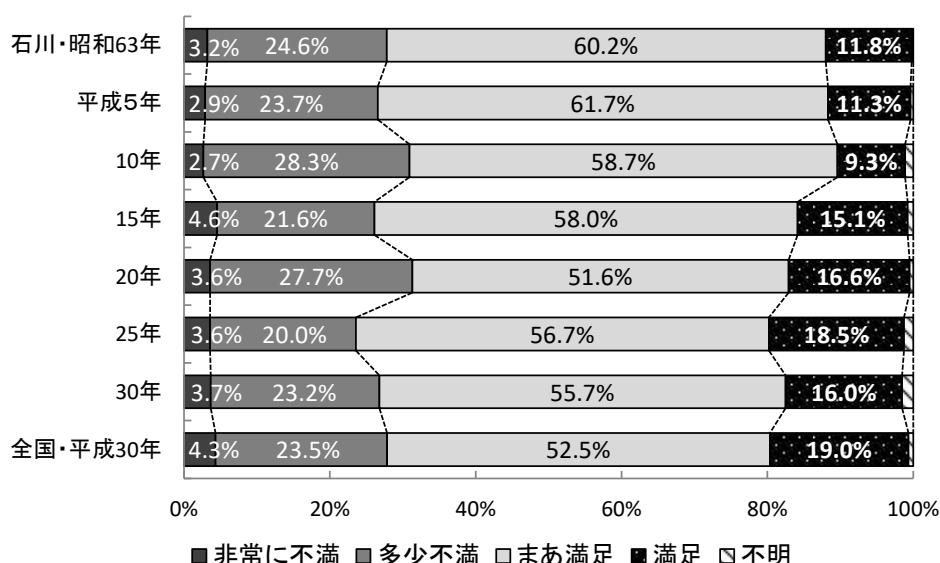
評価項目	全国・平成30年					
	総計	持ち家	借家	民営賃貸住宅	県・市町の借家	UR・公社の借家
①広さや間取り	22.7%	19.8%	29.9%	31.2%	26.1%	26.8%
②収納の多さ、使い勝手	35.6%	31.9%	44.4%	46.1%	36.5%	38.0%
③水回りの広さ、使い勝手	26.7%	20.1%	42.6%	43.1%	39.4%	40.9%
④いたみの少なさ	37.6%	36.5%	40.4%	38.2%	53.2%	48.5%
⑤維持管理のしやすさ	27.3%	27.6%	26.6%	25.5%	35.3%	26.7%
⑥換気よさ（臭いや煙などが残らない）	25.9%	21.2%	36.9%	36.0%	44.1%	36.7%
⑦日当たり	23.3%	22.1%	26.3%	28.1%	19.3%	15.8%
⑧断熱性	38.6%	36.7%	43.4%	43.8%	46.3%	37.6%
⑨省エネ性	36.3%	34.7%	40.0%	40.9%	36.8%	32.8%
⑩高齢者への配慮（段差がない等）	47.2%	44.9%	52.5%	53.7%	46.6%	50.6%
⑪地震時の安全性	43.6%	43.5%	44.3%	44.7%	44.6%	43.6%
⑫台風時の安全性	38.8%	39.1%	38.1%	39.0%	35.8%	31.7%
⑬火災に対する安全性	35.3%	34.4%	37.5%	38.3%	38.2%	34.4%
⑭防犯性	35.9%	33.5%	41.7%	42.3%	38.5%	44.1%
⑮遮音性	42.9%	36.8%	57.4%	58.6%	55.4%	56.1%
⑯プライバシー確保	25.6%	21.7%	35.0%	35.1%	37.3%	33.6%

※資料：平成30年 住生活総合調査

(3) 住環境に対する総合的な評価

- 住環境に満足している世帯がおおむね横ばい
- ・ 本県では、住環境に不満を感じる世帯の割合が26.9%（「非常に不満」＋「多少不満」）であり、平成25年と比較して、3.3ポイント上昇している。
 - ・ 住環境に「満足」していると回答した世帯は、平成30年では16.0%となっており、平成25年と比較して2.5ポイント低下している。
 - ・ 住環境に満足を感じる世帯の割合（「まあ満足」＋「満足」）は、全国と同水準である。

図表 3-3 住環境に対する総合的な評価の推移（石川県・全国）



（単位：石川県：世帯／全国：千世帯）

区分・年号	(西暦)	非常に不満	多少不満	まあ満足	満足	不明	合計
石川・昭和63年	(1988)	10,350	79,478	194,454	38,184	647	323,113
平成5年	(1993)	10,700	87,509	227,990	41,878	1,358	369,435
10年	(1998)	10,830	114,957	238,599	37,766	4,405	406,557
15年	(2003)	21,170	100,348	269,902	70,040	3,589	465,049
20年	(2008)	15,239	117,252	218,419	70,267	2,116	423,293
25年	(2013)	15,801	88,295	250,368	81,804	5,613	441,879
30年	(2018)	16,750	106,013	254,931	73,218	6,992	457,904
全国・平成30年	(2018)	2,323	12,707	28,349	10,277	344	54,001
石川・昭和63年	(1988)	3.2%	24.6%	60.2%	11.8%	0.2%	100.0%
平成5年	(1993)	2.9%	23.7%	61.7%	11.3%	0.4%	100.0%
10年	(1998)	2.7%	28.3%	58.7%	9.3%	1.1%	100.0%
15年	(2003)	4.6%	21.6%	58.0%	15.1%	0.8%	100.0%
20年	(2008)	3.6%	27.7%	51.6%	16.6%	0.5%	100.0%
25年	(2013)	3.6%	20.0%	56.7%	18.5%	1.3%	100.0%
30年	(2018)	3.7%	23.2%	55.7%	16.0%	1.5%	100.0%
全国・平成30年	(2018)	4.3%	23.5%	52.5%	19.0%	0.6%	100.0%

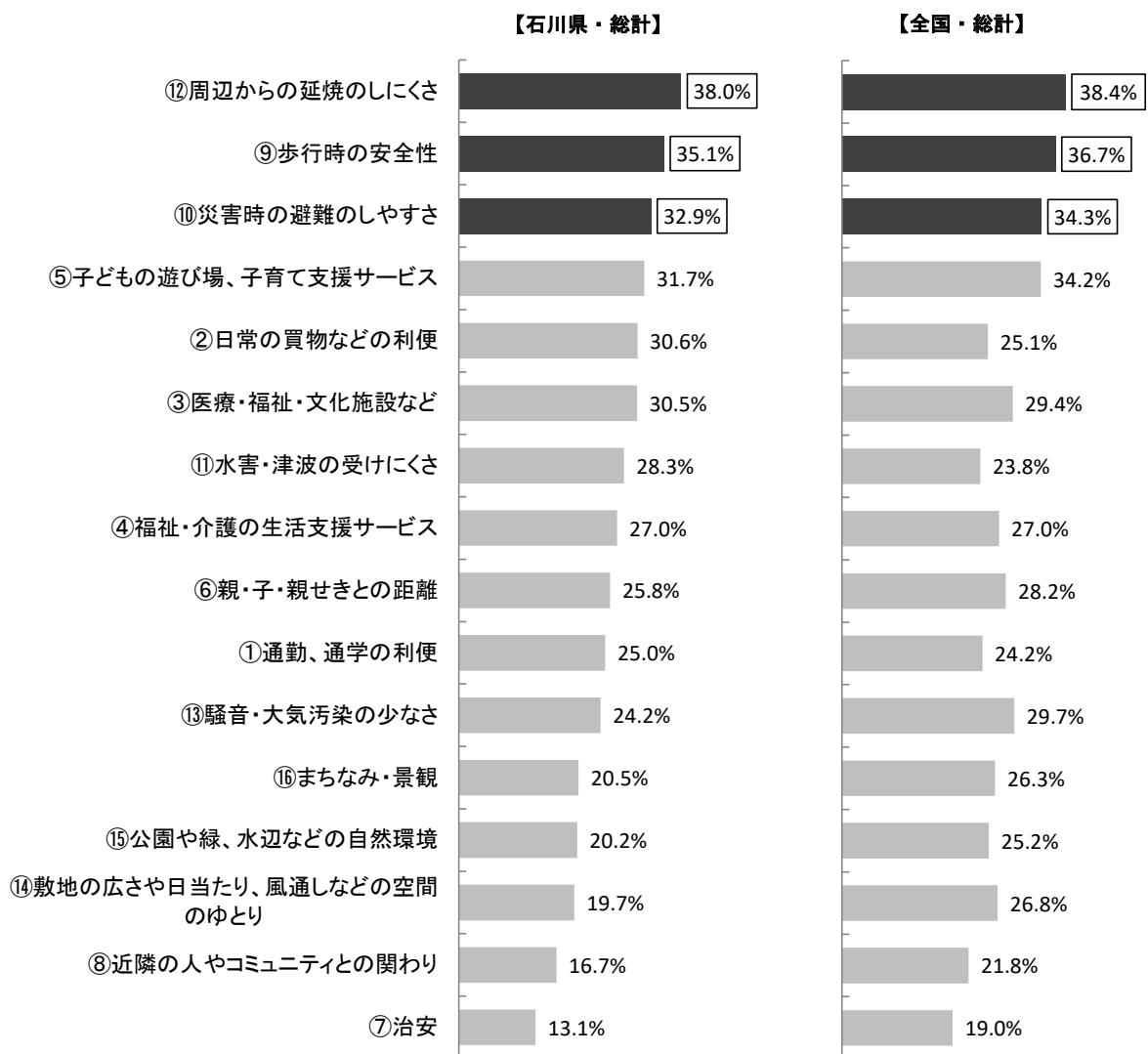
※資料：住生活総合調査

(4) 住環境の個別要素に対する評価

○本県では、「周辺からの延焼のしにくさ」に不満を持っている世帯が約4割

- ・ 本県では、「周辺からの延焼のしにくさ」の不満率が38.0%と最も高く、ついで、「歩行時の安全性」(35.1%)、「災害時の避難のしやすさ」(32.9%)となっており、全国と同様の順である。
- ・ 全国と比較して不満率の高い項目は、「日常の買い物などの利便」「水害・津波の受けにくさ」となっている。

図表 3-4 住環境の個別要素に対する不満率（石川県・全国）（平成30年）



※資料：平成30年 住生活総合調査

【石川】

網かけは50%以上のもの

評価項目	石川県				
	総計	持ち家	借家	民営賃貸住宅	県・市町の借家
①通勤、通学の利便	25.0%	26.3%	19.3%	18.8%	48.3%
②日常の買物などの利便	30.6%	32.1%	23.2%	21.6%	47.6%
③医療・福祉・文化施設など	30.5%	32.0%	24.1%	22.0%	42.6%
④福祉・介護の生活支援サービス	27.0%	26.9%	26.8%	25.3%	42.6%
⑤子どもの遊び場、子育て支援サービス	31.7%	32.9%	26.8%	28.8%	14.8%
⑥親・子・親せきとの距離	25.8%	22.8%	39.5%	39.9%	43.4%
⑦治安	13.1%	13.3%	11.7%	13.1%	10.6%
⑧近隣の人やコミュニティとの関わり	16.7%	15.2%	23.2%	22.0%	53.2%
⑨歩行時の安全性	35.1%	32.1%	48.1%	51.2%	14.8%
⑩災害時の避難のしやすさ	32.9%	30.8%	41.3%	41.7%	48.3%
⑪水害・津波の受けにくさ	28.3%	27.9%	29.3%	27.4%	53.2%
⑫周辺からの延焼のしにくさ	38.0%	36.8%	43.4%	46.3%	42.6%
⑬騒音・大気汚染の少なさ	24.2%	19.6%	44.5%	49.3%	0.0%
⑭敷地の広さや日当たり、風通しなどの空間のゆとり	19.7%	17.9%	27.8%	26.1%	48.3%
⑮公園や緑、水辺などの自然環境	20.2%	20.4%	19.7%	20.7%	9.8%
⑯まちなみ・景観	20.5%	19.9%	22.5%	22.0%	4.9%

【全国】

網かけは50%以上のもの

評価項目	全国・平成30年					
	総計	持ち家	借家	民営賃貸住宅	県・市町の借家	UR・公社の借家
①通勤、通学の利便	24.2%	26.3%	19.1%	18.3%	25.4%	19.4%
②日常の買物などの利便	25.1%	27.2%	20.3%	18.4%	30.2%	20.7%
③医療・福祉・文化施設など	29.4%	31.2%	25.3%	24.3%	31.7%	27.9%
④福祉・介護の生活支援サービス	27.0%	27.6%	25.7%	25.6%	25.0%	26.8%
⑤子どもの遊び場、子育て支援サービス	34.2%	35.7%	30.9%	32.1%	28.1%	18.7%
⑥親・子・親せきとの距離	28.2%	25.4%	34.8%	34.6%	28.5%	31.0%
⑦治安	19.0%	17.2%	23.5%	22.8%	27.0%	24.1%
⑧近隣の人やコミュニティとの関わり	21.8%	18.6%	29.2%	29.3%	29.5%	31.0%
⑨歩行時の安全性	36.7%	37.2%	35.6%	36.7%	29.8%	25.7%
⑩災害時の避難のしやすさ	34.3%	34.4%	34.1%	34.6%	35.3%	28.6%
⑪水害・津波の受けにくさ	23.8%	23.8%	23.8%	24.8%	19.5%	13.4%
⑫周辺からの延焼のしにくさ	38.4%	38.1%	39.4%	40.9%	37.4%	27.3%
⑬騒音・大気汚染の少なさ	29.7%	25.7%	39.0%	40.6%	34.5%	33.1%
⑭敷地の広さや日当たり、風通しなどの空間のゆとり	26.8%	24.0%	33.4%	35.8%	25.1%	19.7%
⑮公園や緑、水辺などの自然環境	25.2%	24.9%	25.9%	27.7%	18.6%	13.4%
⑯まちなみ・景観	26.3%	26.0%	27.2%	28.1%	25.3%	20.5%

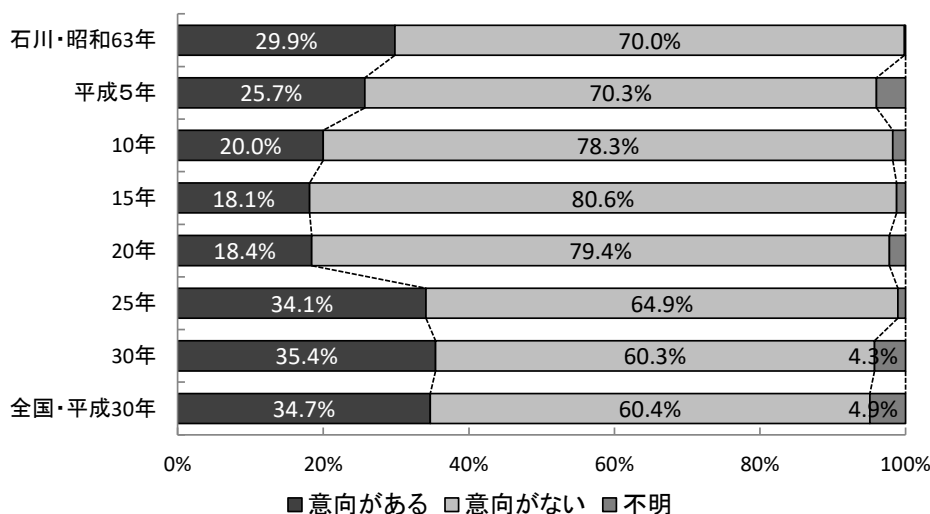
※資料：平成30年 住生活総合調査

(5) 住宅の住み替えや改善意向の有無

○住み替えや改善意向を持っている世帯がおよそ4割弱

- ・ 本県では、住宅の住み替え・改善の「意向がある」世帯が35.4%であり、平成25年と比較して、1.3ポイント上昇している（H30年）。
- ・ 本県の「意向がある」世帯の割合は、全国と比較して0.7ポイント上回っている（H30年）。

図表 3-5 住宅の住み替えや改善意向の有無の推移（石川県・全国）



(単位：石川県：世帯／全国：千世帯)

区分・年号	(西暦)	住み替え 又は 改善意向がある	住み替え 又は 改善意向がない	不明	合計
石川・昭和63年	(1988)	96,498	226,153	462	323,113
平成5年	(1993)	94,879	259,759	14,797	369,435
10年	(1998)	81,226	318,174	7,157	406,557
15年	(2003)	84,266	374,982	5,801	465,049
20年	(2008)	77,886	336,095	9,312	423,293
25年	(2013)	150,690	286,587	4,602	441,879
30年	(2018)	162,102	276,313	19,489	457,904
全国・平成30年	(2018)	18,735	32,618	2,648	54,001
石川・昭和63年	(1988)	29.9%	70.0%	0.1%	100.0%
平成5年	(1993)	25.7%	70.3%	4.0%	100.0%
10年	(1998)	20.0%	78.3%	1.8%	100.0%
15年	(2003)	18.1%	80.6%	1.2%	100.0%
20年	(2008)	18.4%	79.4%	2.2%	100.0%
25年	(2013)	34.1%	64.9%	1.0%	100.0%
30年	(2018)	35.4%	60.3%	4.3%	100.0%
全国・平成30年	(2018)	34.7%	60.4%	4.9%	100.0%

※資料：住生活総合調査

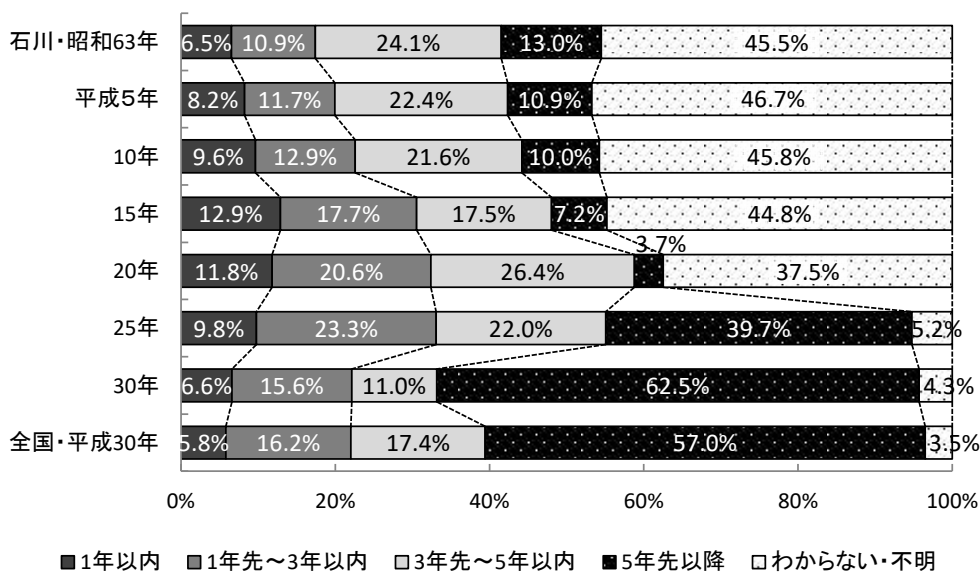
※平成25年は「住み替えたい」、「建替えたい、リフォームしたい」を「住み替え 又は 改善意向がある」とする。
 平成30年は選択肢が変化しているため持ち家は「できれば住み替えたい」に加え、「できれば住み続けたい」の内「リフォーム・建て替えどちらも考えている」「リフォームを考えている」「建て替えを考えている」を足したものを、借家は「できれば住み替えたい」を「住み替え 又は 改善意向がある」とする。
 持ち家の「リフォーム・建て替えいずれも考えていない」「わからない」、借家の「できれば住み続けたい」「わからない」を「住み替え又は改善意向がない」とする。

(6) 住宅の住み替え・改善の実現時期

○5年以内に住宅の住み替え・改善を図ろうとする世帯がおよそ3割

- ・ 本県で、住宅の住み替え・改善意向がある世帯の実現時期は、「1年以内」が6.6%、「1年先～3年以内」が15.6%、「3年先～5年以内」が11.0%であり、5年以内に住み替え・改善を図ろうとする世帯が33.2%である。
- ・ 5年以内に改善を図ろうとする世帯の割合は、全国と比較して6.2ポイント下回っている。

図表 3-6 住宅の住み替え・改善の計画実現の時期（石川県・全国）



(単位：石川県：世帯／全国：千世帯)

区分・年号	(西暦)	1年以内	1年先～3年以内	3年先～5年以内	5年先以降	わからない・不明	合計
石川・昭和63年	(1988)	6,316	10,494	23,278	12,506	43,905	96,499
平成5年	(1993)	7,821	11,108	21,270	10,329	44,351	94,879
10年	(1998)	7,837	10,490	17,579	8,148	37,172	81,226
15年	(2003)	10,856	14,874	14,741	6,072	37,723	84,266
20年	(2008)	9,179	16,025	20,537	2,878	29,172	77,792
25年	(2013)	14,747	35,113	33,123	59,799	7,907	150,690
30年	(2018)	7,001	16,494	11,652	66,331	4,578	106,056
全国・平成30年	(2018)	557	1,549	1,663	5,449	336	9,554
石川・昭和63年	(1988)	6.5%	10.9%	24.1%	13.0%	45.5%	100.0%
平成5年	(1993)	8.2%	11.7%	22.4%	10.9%	46.7%	100.0%
10年	(1998)	9.6%	12.9%	21.6%	10.0%	45.8%	100.0%
15年	(2003)	12.9%	17.7%	17.5%	7.2%	44.8%	100.0%
20年	(2008)	11.8%	20.6%	26.4%	3.7%	37.5%	100.0%
25年	(2013)	9.8%	23.3%	22.0%	39.7%	5.2%	100.0%
30年	(2018)	6.6%	15.6%	11.0%	62.5%	4.3%	100.0%
全国・平成30年	(2018)	5.8%	16.2%	17.4%	57.0%	3.5%	100.0%

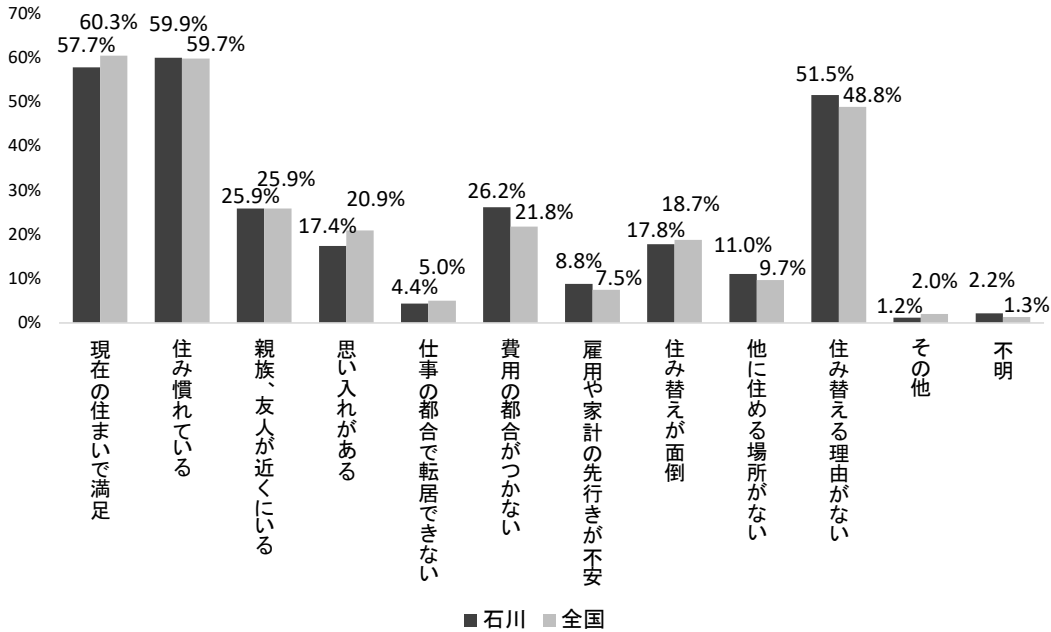
※資料：住生活総合調査

(7) 住宅の住み替え・改善計画のない理由

○改善意向がありながらも、資金の都合で実現できない世帯がおよそ3割

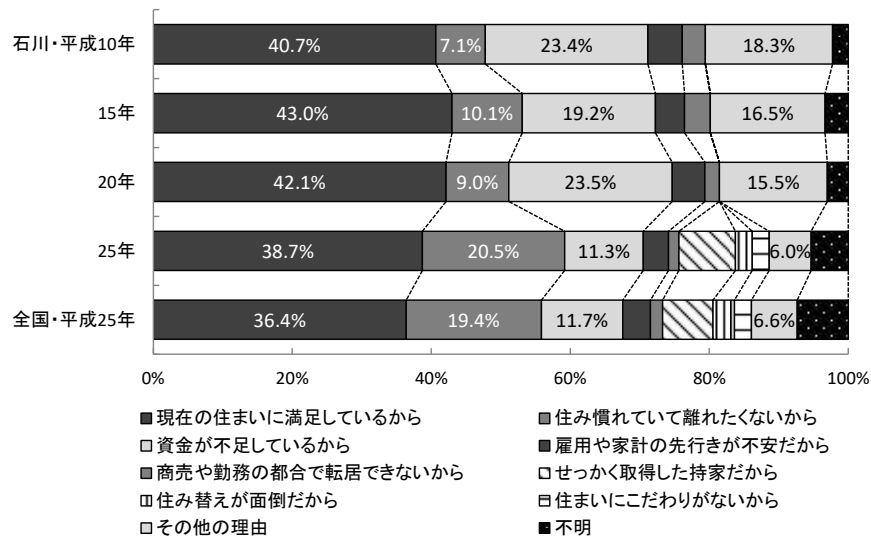
- ・ 本県において住宅の改善計画がない最も主要な理由は「住み慣れている」であり、59.9%が理由に挙げている。
- ・ また 26.2%の世帯が「費用の都合がつかない」ことを理由に挙げている。

図表 3-7 住宅の住み替え・改善計画のない理由（石川県・全国）（平成 30 年） ※複数回答



※資料：平成 30 年 住生活総合調査

(参考) 今後の住み替え意向のない理由（平成 10～25 年）※単数回答



※資料：住生活総合調査

(単位：石川県：世帯／全国：千世帯)

区分・年号	(西暦)	現在の 住まいで満足	住み慣 れている	親族、 友人が 近くに いる	思い入 れがある	仕事の 都合で 転居で きかない	費用の 都合が つかない	雇用や 家計の 先行き が不安	住み替 えが面 倒	他に住 める場 所がない	住み替 える理 由がない	その他	不明	合計(住 み替え意 向のない 世帯)
石川・平成10年	(1998)	129,401	22,623			10,521	74,448	15,755				58,211	7,215	318,174
15年	(2003)	161,174	37,845			13,850	71,916	15,790				61,846	12,561	374,982
20年	(2008)	141,499	30,249			7,058	78,984	15,797				52,096	10,083	336,102
25年	(2013)	143,547	75,806			5,462	41,989	13,508	9,016			61,559	19,752	370,639
30年	(2018)	176,963	183,625	79,293	53,276	13,441	80,190	27,041	54,589	33,867	157,861	3,749	6,745	306,584
全国・平成30年	(2018)	19,729	19,530	8,463	6,832	1,628	7,114	2,437	6,131	3,164	15,950	651	429	32,702
石川・平成10年	(1998)	40.7%	7.1%			3.3%	23.4%	5.0%				18.3%	2.3%	100.0%
15年	(2003)	43.0%	10.1%			3.7%	19.2%	4.2%				16.5%	3.3%	100.0%
20年	(2008)	42.1%	9.0%			2.1%	23.5%	4.7%				15.5%	3.0%	100.0%
25年	(2013)	38.7%	20.5%			1.5%	11.3%	3.6%	2.4%			16.6%	5.3%	100.0%
30年	(2018)	57.7%	59.9%	25.9%	17.4%	4.4%	26.2%	8.8%	17.8%	11.0%	51.5%	1.2%	2.2%	100.0%
全国・平成30年	(2018)	60.3%	59.7%	25.9%	20.9%	5.0%	21.8%	7.5%	18.7%	9.7%	48.8%	2.0%	1.3%	100.0%

※資料：住生活総合調査

※平成 25 年の調査では、従前の選択肢「将来、親、子、親族のところに移ることを考えているから」「もう少したてば今の状況が良くなりそうだから(世帯人員が減ったり、周りが便利になったりする)」が廃止、「せっかく取得した持ち家だから」、「住み替えが面倒だから」、「住まいにこだわりがないから」が新設されている。

※平成 30 年の調査では、「せっかく取得した持ち家だから」「住まいにこだわりがないから」が廃止、「親類、友人が近くにいる」「思い入れがある」「ほかに住める場所がない」「住みかえる理由がない」が新設されている。

※廃止された選択肢は「その他」にまとめて表示した。

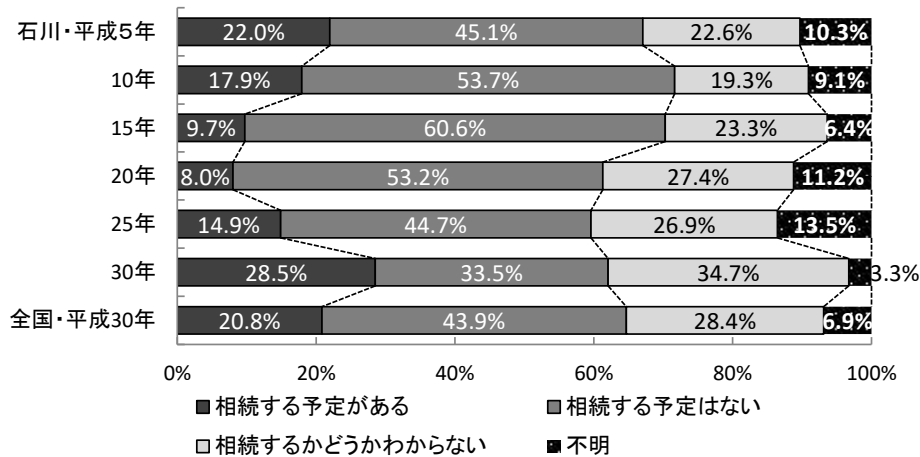
※なお、平成 20 年調査以前は、今後 5 年以内に住み替え意向のない世帯を対象として集計していたが、平成 25 年以降 調査では、将来にわたって住み替え意向のない世帯を対象とした。

(8) 借家に住む世帯の相続できる住宅の有無及び利活用の意向

○借家に住む世帯のうち1割強が住宅の相続予定があり、このうちの8割が何らかの利活用を考えている

- ・ 本県では、借家に住む世帯のうち、相続予定がある世帯は28.5%で、平成25年と比較し13.6ポイントの上昇、相続予定がない世帯は33.5%で、平成25年と比較して11.2ポイント減少している。

図表 3-8 借家に住む世帯の相続できる住宅の有無及び利活用の意向（石川県・全国）



※平成20年以前の調査で「相続する家はない」、「相続するつもりはない」として調査した結果を「相続する予定はない」として集計。

※平成20年以前の調査で「相続するかどうかはわからない」、「相続するが、その家に住むかどうかはわからない」として調査した結果を「相続するかどうかわからない」として集計。

(単位：石川県：世帯/全国：千世帯)

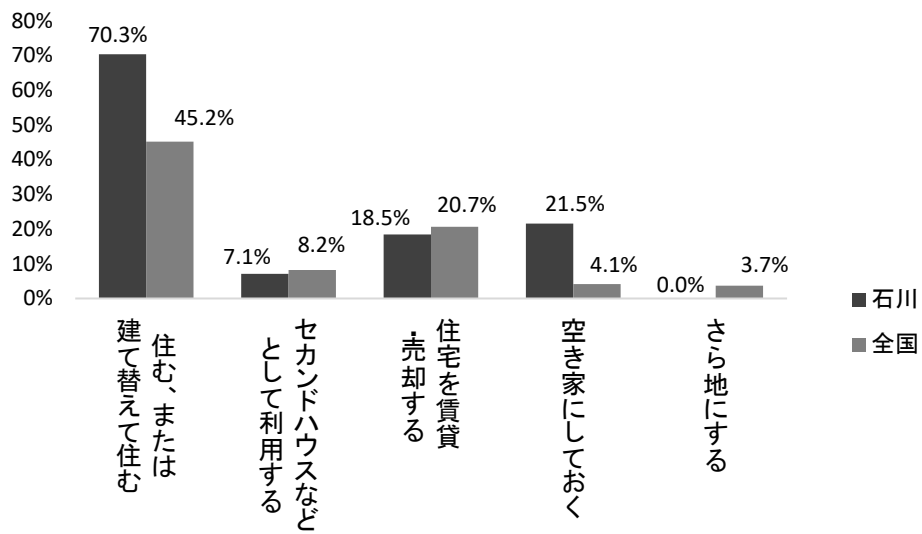
区分・年号	(西暦)	相続する予定がある	住む、または建て替えて住む	セカンドハウスなどとして利用する	相続するがその家には住まない			相続する予定はない	相続するかどうかわからない	不明	合計 (借家に住む世帯)
					住宅を賃貸・売却する	空き家にしておく	さら地にする				
石川・平成5年	(1993)	20,124	14,950		5,174			41,280	20,705	9,437	91,546
10年	(1998)	18,545	13,806		4,739			55,627	19,940	9,402	103,514
15年	(2003)	9,217	6,118	780	2,319			57,418	22,123	6,053	94,811
20年	(2008)	5,793	4,489	290	1,014			38,523	19,841	8,110	72,411
25年	(2013)	14,387	8,513	934	2,424	886	1,394	43,304	26,034	13,094	96,819
30年	(2018)	24,617	17,317	1,749	4,545	5,301	0	28,926	29,925	2,828	86,296
全国・平成30年	(2018)	3,353	1,514	276	693	139	125	7,065	4,579	1,108	16,105
石川・平成5年	(1993)	22.0%	16.3%		5.7%			45.1%	22.6%	10.3%	100.0%
10年	(1998)	17.9%	13.3%		4.6%			53.7%	19.3%	9.1%	100.0%
15年	(2003)	9.7%	6.5%	0.8%	2.4%			60.6%	23.3%	6.4%	100.0%
20年	(2008)	8.0%	6.2%	0.4%	1.4%			53.2%	27.4%	11.2%	100.0%
25年	(2013)	14.9%	8.8%	1.0%	2.5%	0.9%	1.4%	44.7%	26.9%	13.5%	100.0%
30年	(2018)	28.5%	20.1%	2.0%	5.3%	6.1%	0.0%	33.5%	34.7%	3.3%	100.0%
全国・平成30年	(2013)	20.8%	9.4%	1.7%	4.3%	0.9%	0.8%	43.9%	28.4%	6.9%	100.0%

※資料：住生活総合調査

※平成10年は「住まない」としていた選択肢を、平成15年調査で「セカンドハウスなどとして利用する」、「住まない」に分けている。

※平成20年まで「住まない」としていた選択肢を、平成25年以降は「住宅を賃貸・売却する」、「空き家にしておく」、「さら地にする」の3つに分けている。

図表 3-9 借家に住む世帯の相続できる住宅の利活用の意向（石川県・全国）（平成 30 年）



※資料：平成 30 年住生活総合調査

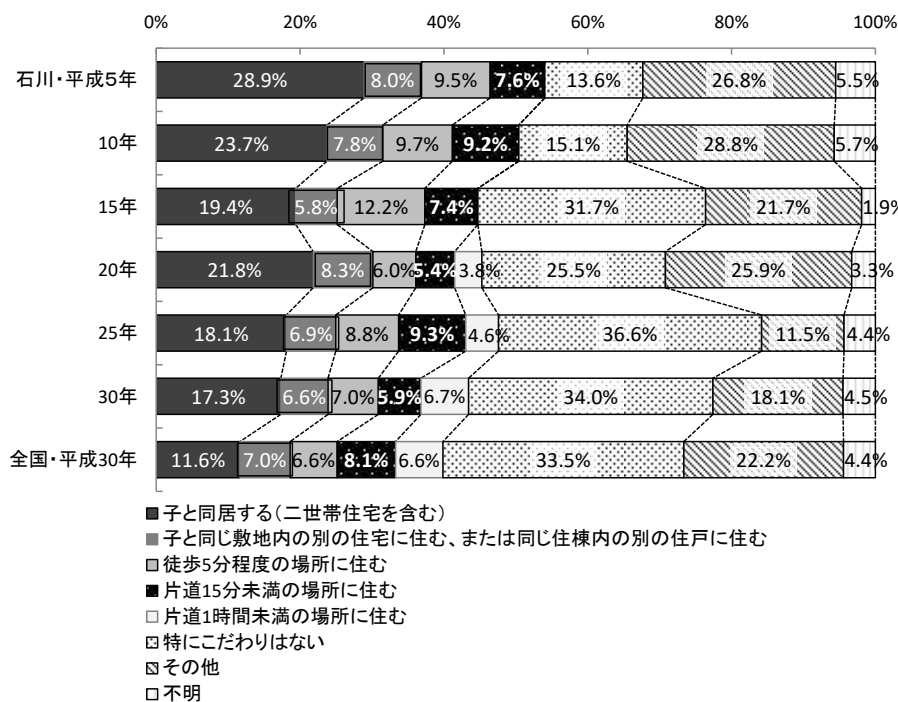
※複数回答可

(9) 高齢期における子世帯との住まい方（距離）の希望

○子世帯との同居を望む世帯、隣居・近居を望む世帯がそれぞれおよそ2割

- ・ 本県において、子世帯との同居を希望する世帯が 17.3%、隣居・近居を希望する世帯が 19.5%（「同じ敷地内の別の住宅・同じ住棟内の別の住戸」+「徒歩5分程度の場所に住む」+「片道15分未満の場所に住む」の合計）となり、36.8%が子世帯との同居・隣居・近居を希望しており、平成25年と比較して、6.3ポイント低下している。
- ・ 本県における子世帯との同居を希望する世帯の割合は、全国と比較して5.7ポイント上回っている（H30年）。

図表 3-10 高齢期における子世帯との住まい方（距離）の希望（石川県・全国）



※選択肢が変化しているため、図においては平成15年調査以前の「子のすぐ近く」、「同一市区町村内」を、平成20年調査以降の「徒歩5分程度」、「片道15分未満」、「片道1時間未満」に対応させている。

※平成10年調査以前の「子とは関係なく住む」を平成15年調査以降「特にこだわりはない」に変更している。

※平成10年調査の「ケア付き住宅に住む」、「グループホームに住む」、平成15年調査以降の「子はいない」、平成20年以前の「わからない」、平成25年調査の「その他」をまとめて「その他」として表示した。

(単位：石川県：世帯／全国：千世帯)

区分・年号	(西暦)	子と同居する(二世帯住宅を含む)	子と同じ敷地内の別の住宅に住む、または同じ住棟内の別の住戸に住む	徒歩5分程度の場所に住む	片道15分未満の場所に住む	片道1時間未満の場所に住む	特にこだわりはない	その他	不明	合計
石川・平成5年	(1993)	106,723	29,600	35,259	28,027		50,343	99,076	20,407	369,435
10年	(1998)	96,522	31,565	39,413	37,471		61,328	116,990	23,268	406,557
15年	(2003)	90,187	26,751	56,822	34,308		147,229	100,866	8,886	465,049
20年	(2008)	92,278	35,133	25,398	22,858	16,085	107,940	109,633	13,969	423,293
25年	(2013)	79,982	30,346	38,681	41,157	20,227	161,534	50,665	19,287	441,879
石川・平成30年	(2018)	79,331	30,030	31,986	27,048	30,474	155,705	82,746	20,583	457,904
全国・平成30年	(2018)	6,282	3,764	3,538	4,384	3,560	18,088	11,990	2,395	54,001
石川・平成5年	(1993)	28.9%	8.0%	9.5%	7.6%		13.6%	26.8%	5.5%	100.0%
10年	(1998)	23.7%	7.8%	9.7%	9.2%		15.1%	28.8%	5.7%	100.0%
15年	(2003)	19.4%	5.8%	12.2%	7.4%		31.7%	21.7%	1.9%	100.0%
20年	(2008)	21.8%	8.3%	6.0%	5.4%	3.8%	25.5%	25.9%	3.3%	100.0%
25年	(2013)	18.1%	6.9%	8.8%	9.3%	4.6%	36.6%	11.5%	4.4%	100.0%
30年	(2018)	17.3%	6.6%	7.0%	5.9%	6.7%	34.0%	18.1%	4.5%	100.0%
全国・平成30年	(2018)	11.6%	7.0%	6.6%	8.1%	6.6%	33.5%	22.2%	4.4%	100.0%

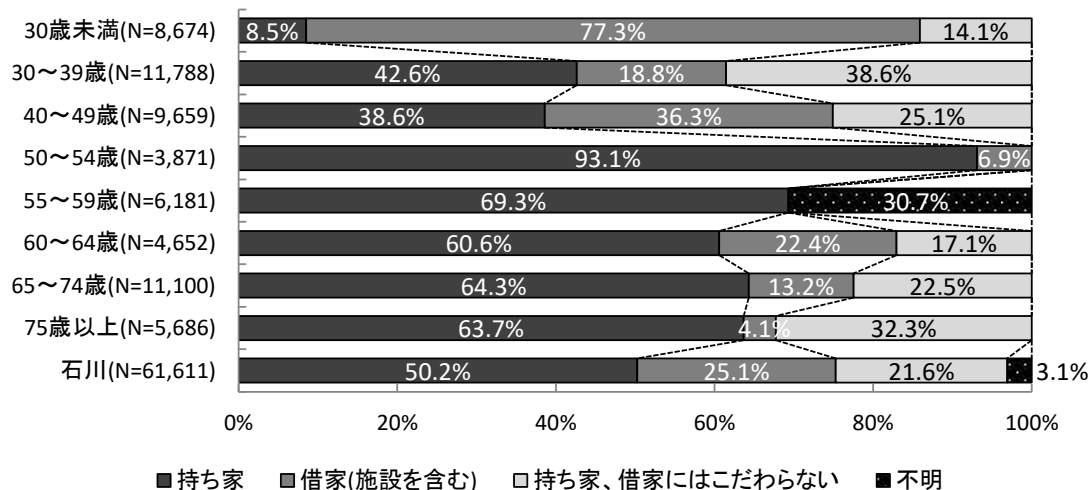
※資料：住生活総合調査

(10) 高齢期における住み替え後の望ましい居住形態

○60歳以上のいる世帯では「持ち家」を希望する世帯が6割を超える

- ・ 住み替え後の居住形態の意向を見ると、「持ち家」が全体で 50.2%と最も高くなっている。また、「借家」は全体で 25.1%となっている。
- ・ 「持ち家」は 60 歳以上の全ての年齢で 60%を超えているのに対し、「30～39 歳」で 42.6%、「40～49 歳」で 38.6%と全体（50.2%）より低い。
- ・ 全国の借家への住み替え意向のある世帯を見ると、「民営の共同住宅」は、「30 歳未満」が 29.1%と最も高く、年齢とともに減少する傾向が見られ、「75 歳以上」では 4.1%となっている。
- ・ 全国の借家への住み替え意向のある世帯のうち、「60～64 歳」「65～74 歳」「75 歳以上」の世帯の住み替え後の居住形態の意向は、「高齢者向け住宅・施設」を希望する世帯が 5.7%→13.7%→25.8%と年齢を重ねるにつれて高くなっている。

図表 3-11 年齢別の住み替え後の居住形態の意向（石川県）（平成 30 年）



(単位：世帯)

区分								
	持ち家又は借家	持ち家						
			新築戸建て	中古戸建て	新築共同住宅(マンションなど)	中古共同住宅(マンションなど)	新築、中古にこだわらない	戸建て、共同住宅にこだわらない
石川・平成30年	46,395	30,958	24,026	8,004	8,397	5,287	14,600	7,581
30歳未満	7,448	739	739	470	0	0	217	0
30～39歳	7,243	5,025	5,831	1,170	4,642	2,984	0	0
40～49歳	7,236	3,729	4,232	2,326	0	0	2,048	280
50～54歳	3,871	3,604	2,118	590	109	1,248	328	3,225
55～59歳	4,283	4,283	3,020	0	711	0	317	234
60～64歳	3,858	2,818	2,810	0	2,735	0	2,641	0
65～74歳	8,605	7,140	2,882	3,448	199	755	5,599	3,843
75歳以上	3,851	3,620	2,393	0	0	299	3,451	0
石川・平成30年	100.0%	50.2%	39.0%	13.0%	13.6%	8.6%	23.7%	12.3%
30歳未満	16.1%	8.5%	8.5%	5.4%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%
30～39歳	15.6%	42.6%	49.5%	9.9%	39.4%	25.3%	0.0%	0.0%
40～49歳	15.6%	38.6%	43.8%	24.1%	0.0%	0.0%	21.2%	2.9%
50～54歳	8.3%	93.1%	54.7%	15.2%	2.8%	32.2%	8.5%	83.3%
55～59歳	9.2%	69.3%	48.9%	0.0%	11.5%	0.0%	5.1%	3.8%
60～64歳	8.3%	60.6%	60.4%	0.0%	58.8%	0.0%	56.8%	0.0%
65～74歳	18.5%	64.3%	26.0%	31.1%	1.8%	6.8%	50.4%	34.6%
75歳以上	8.3%	63.7%	42.1%	0.0%	0.0%	5.3%	60.7%	0.0%

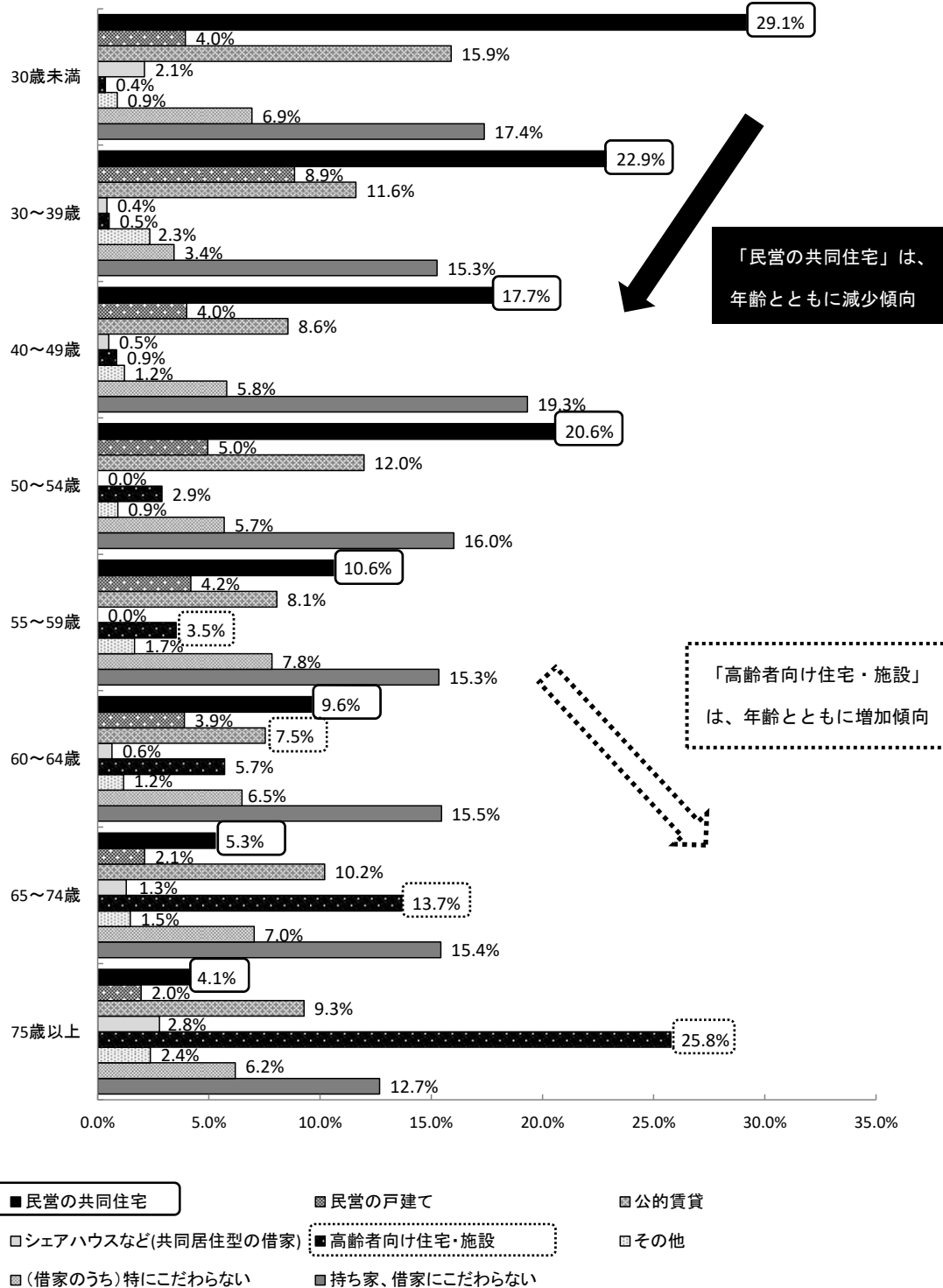
(単位：世帯)

区分									持ち家、借家にはこだわらない	不明
	借家(施設を含む)	民営の共同住宅	民営の戸建て	公的賃貸	シェアハウスなど(共同居住型の借家)	高齢者向け住宅・施設	その他	(借家のうち特にこだわらない)		
石川・平成30年	15,437	2,832	3,720	8,570	723	5,186	0	4,195	13,318	1,898
30歳未満	6,709	592	0	6,709	0	0	0	0	1,226	0
30～39歳	2,218	1,070	2,881	322	0	0	0	0	4,545	0
40～49歳	3,507	1,170	839	0	0	523	0	3,283	2,423	0
50～54歳	267	0	0	267	0	0	0	0	0	0
55～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,898
60～64歳	1,040	0	0	1,040	424	317	0	0	794	0
65～74歳	1,465	0	0	0	0	3,137	0	712	2,495	0
75歳以上	231	0	0	231	299	1,209	0	200	1,835	0
石川・平成30年	25.1%	4.6%	6.0%	13.9%	1.2%	8.4%	0.0%	6.8%	21.6%	3.1%
30歳未満	77.3%	6.8%	0.0%	77.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.1%	0.0%
30～39歳	18.8%	9.1%	24.4%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	38.6%	0.0%
40～49歳	36.3%	12.1%	8.7%	0.0%	0.0%	5.4%	0.0%	34.0%	25.1%	0.0%
50～54歳	6.9%	0.0%	0.0%	6.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
55～59歳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	30.7%
60～64歳	22.4%	0.0%	0.0%	22.4%	9.1%	6.8%	0.0%	0.0%	17.1%	0.0%
65～74歳	13.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.3%	0.0%	6.4%	22.5%	0.0%
75歳以上	4.1%	0.0%	0.0%	4.1%	5.3%	21.3%	0.0%	3.5%	32.3%	0.0%

※資料：平成30年 住生活総合調査

図表 3-12 高齢期における住み替え後の望ましい居住形態（全国）（平成 30 年）※複数回答

【全国】借家（施設を含む）への住み替え意向のある世帯



(単位：千世帯)

区分	持ち家又は借家	持ち家						
		持ち家	新築戸建て	中古戸建て	新築共同住宅 (マンションなど)	中古共同住宅 (マンションなど)	新築、中古に こだわらない	戸建て、共同 住宅にこだわ らない
全国・平成30年	5,623	3,596	2,391	918	1,037	993	1,294	667
30歳未満	671	280	174	61	140	80	46	44
30～39歳	1,208	746	580	202	228	198	245	97
40～49歳	1,113	755	458	237	209	240	270	147
50～54歳	639	380	247	100	119	106	114	64
55～59歳	487	386	212	88	95	69	151	78
60～64歳	363	280	156	51	64	86	133	64
65～74歳	751	509	343	126	110	149	224	108
75歳以上	375	256	218	51	70	65	112	60
全国・平成30年	52.8%	33.7%	22.4%	8.6%	9.7%	9.3%	12.1%	6.3%
30歳未満	58.9%	24.6%	15.3%	5.4%	12.3%	7.0%	4.0%	3.9%
30～39歳	62.9%	38.9%	30.2%	10.5%	11.9%	10.3%	12.8%	5.1%
40～49歳	55.7%	37.8%	22.9%	11.9%	10.5%	12.0%	13.5%	7.4%
50～54歳	52.8%	31.4%	20.4%	8.3%	9.8%	8.8%	9.4%	5.3%
55～59歳	53.8%	42.6%	23.4%	9.7%	10.5%	7.6%	16.7%	8.6%
60～64歳	47.1%	36.4%	20.3%	6.6%	8.3%	11.2%	17.3%	8.3%
65～74歳	44.1%	29.9%	20.1%	7.4%	6.5%	8.7%	13.1%	6.3%
75歳以上	38.7%	26.4%	22.5%	5.3%	7.2%	6.7%	11.5%	6.2%

(単位：千世帯)

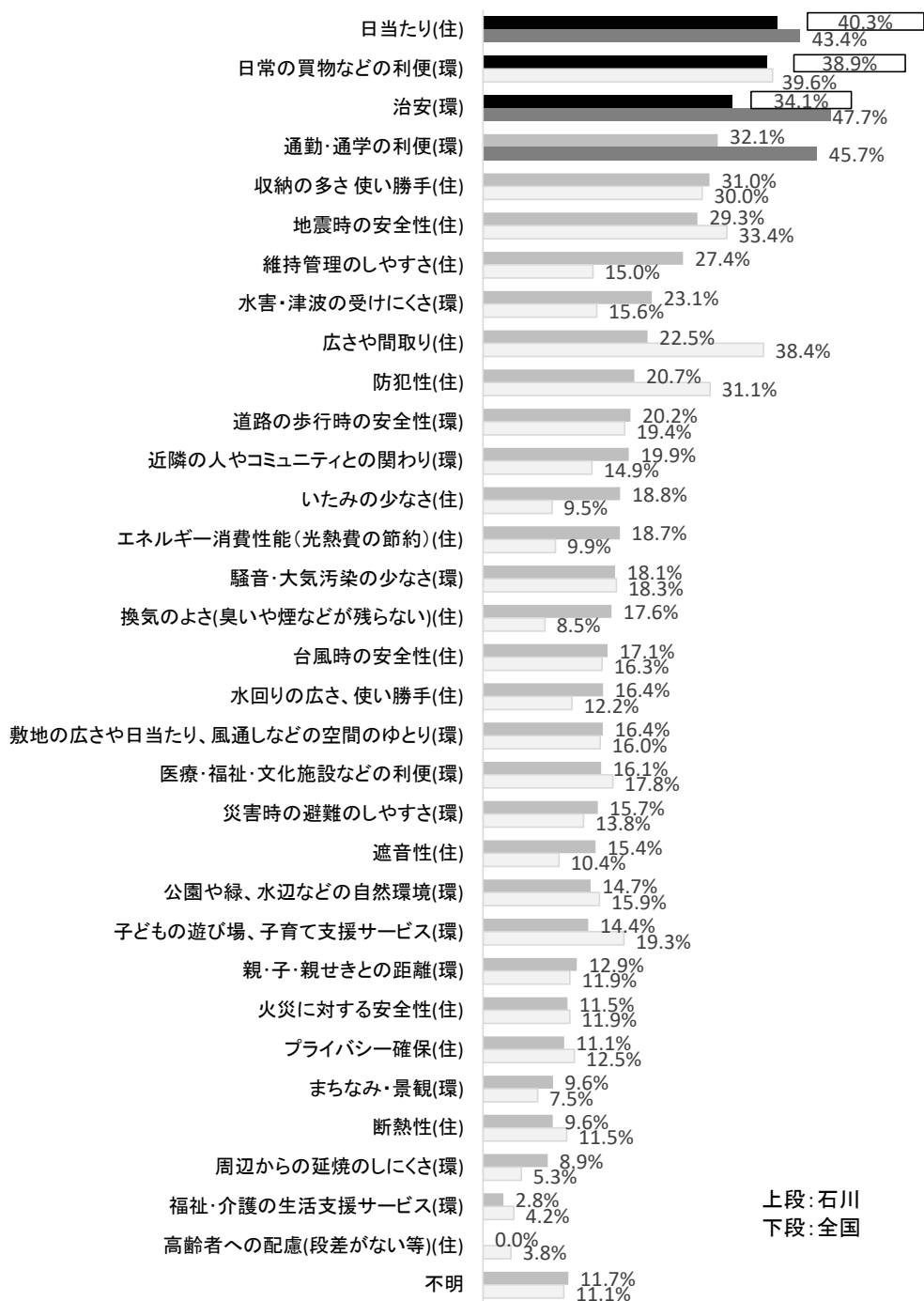
区分	持ち家、借家には こだわらない								不明	
	借家 (施設を 含む)	民営の共同 住宅	民営の戸建 て	公的賃貸	シェアハウ スなど(共 同居住型の 借家)	高齢者向け 住宅・施設	その他	(借家のう ち) 特にこだわ らない		
全国・平成30年	2,027	1,681	481	1,116	98	627	166	643	1,720	322
30歳未満	391	332	45	181	24	4	10	79	198	16
30～39歳	462	439	170	223	8	10	45	66	293	26
40～49歳	358	354	80	171	10	17	24	116	386	48
50～54歳	259	249	60	145	0	35	11	69	194	36
55～59歳	101	96	38	73	0	32	15	71	139	11
60～64歳	83	74	30	58	5	44	9	50	119	25
65～74歳	242	90	36	174	22	233	25	120	263	77
75歳以上	119	40	19	90	27	250	23	60	123	76
全国・平成30年	19.0%	15.8%	4.5%	10.5%	0.9%	5.9%	1.6%	6.0%	16.1%	
30歳未満	34.3%	29.1%	4.0%	15.9%	2.1%	0.4%	0.9%	6.9%	17.4%	
30～39歳	24.1%	22.9%	8.9%	11.6%	0.4%	0.5%	2.3%	3.4%	15.3%	
40～49歳	17.9%	17.7%	4.0%	8.6%	0.5%	0.9%	1.2%	5.8%	19.3%	
50～54歳	21.4%	20.6%	5.0%	12.0%	0.0%	2.9%	0.9%	5.7%	16.0%	
55～59歳	11.1%	10.6%	4.2%	8.1%	0.0%	3.5%	1.7%	7.8%	15.3%	
60～64歳	10.8%	9.6%	3.9%	7.5%	0.6%	5.7%	1.2%	6.5%	15.5%	
65～74歳	14.2%	5.3%	2.1%	10.2%	1.3%	13.7%	1.5%	7.0%	15.4%	
75歳以上	12.3%	4.1%	2.0%	9.3%	2.8%	25.8%	2.4%	6.2%	12.7%	

※資料：平成30年 住生活総合調査

(11) 住宅及び住環境に関して子育てのために最も重要であると思う項目

- 子育て期には、治安、通勤・通学の利便、日当たりを重要視
- ・ 本県における住宅及び住環境に関して子育てのために最も重要と思う項目を見ると、「日当たり」(40.3%)、「日常の買い物などの利便」(38.9%)、「治安」(34.1%)の順となっている。全国と同様、日当たりや治安を重視している傾向が見られる。
 - ・ 一方、全国と比較して「維持管理のしやすさ」(本県：27.4% 全国：15.0%)、「水害・津波の受けにくさ」(本県：23.1% 全国 15.6%) を重視している傾向が見られる。

図表 3-13 子育てのために最も重要であると思う項目 (石川県・全国) (平成 30 年) ※複数回答



※資料：平成 30 年 住生活総合調査

(単位：石川県：世帯／全国：千世帯)

項目	子育て世代 (家族構成のうち親と子(長子17才以下))			
	石川県・平成30年		全国・平成30年	
広さや間取り(住)	16,016	22.5%	2,891	38.4%
収納の多さ 使い勝手(住)	22,048	31.0%	2,258	30.0%
水回りの広さ、使い勝手(住)	11,671	16.4%	917	12.2%
いたみの少なさ(住)	13,354	18.8%	713	9.5%
維持管理のしやすさ(住)	19,468	27.4%	1,133	15.0%
換気よさ(臭いや煙などが残らない)(住)	12,505	17.6%	637	8.5%
日当たり(住)	28,669	40.3%	3,268	43.4%
断熱性(住)	6,804	9.6%	863	11.5%
エネルギー消費性能(光熱費の節約)(住)	13,309	18.7%	747	9.9%
高齢者への配慮(段差がない等)(住)	0	0.0%	289	3.8%
地震時の安全性(住)	20,872	29.3%	2,513	33.4%
台風時の安全性(住)	12,130	17.1%	1,227	16.3%
火災に対する安全性(住)	8,214	11.5%	895	11.9%
防犯性(住)	14,723	20.7%	2,341	31.1%
遮音性(住)	10,947	15.4%	783	10.4%
プライバシー確保(住)	7,892	11.1%	942	12.5%
通勤・通学の利便(環)	22,852	32.1%	3,445	45.7%
日常の買物などの利便(環)	27,639	38.9%	2,983	39.6%
医療・福祉・文化施設などの利便(環)	11,484	16.1%	1,338	17.8%
福祉・介護の生活支援サービス(環)	2,005	2.8%	319	4.2%
子どもの遊び場、子育て支援サービス(環)	10,241	14.4%	1,453	19.3%
親・子・親せきとの距離(環)	9,144	12.9%	896	11.9%
治安(環)	24,228	34.1%	3,591	47.7%
近隣の人やコミュニティとの関わり(環)	14,190	19.9%	1,123	14.9%
道路の歩行時の安全性(環)	14,356	20.2%	1,460	19.4%
災害時の避難のしやすさ(環)	11,157	15.7%	1,036	13.8%
水害・津波の受けにくさ(環)	16,421	23.1%	1,174	15.6%
周辺からの延焼のしにくさ(環)	6,299	8.9%	396	5.3%
騒音・大気汚染の少なさ(環)	12,859	18.1%	1,375	18.3%
敷地の広さや日当たり、風通しなどの空間のゆとり	11,670	16.4%	1,207	16.0%
公園や緑、水辺などの自然環境(環)	10,460	14.7%	1,201	15.9%
まちなみ・景観(環)	6,808	9.6%	564	7.5%
不明	8,308	11.7%	833	11.1%
総数	71,130	100.0%	7,534	100.0%

※資料：平成30年 住生活総合調査

※ 全 32 項目の中から、8 項目までを選択して回答している。

(住)：住宅の評価の個別要素、(環)：居住環境の評価の個別要素

さらに、項目を「安心／安全(防犯・災害安全・コミュニティ)」「住宅の快適性」「環境の快適性」「環境の利便性」に分類して次ページのとおり分析を行った。

- ・ 本県においては、全国と同様に子育て世代は、防犯性に対する意識が高い。また、日常の買い物や通勤・通学の利便性を重視している。
- ・ 本県では、災害安全性に対して住宅の耐震性（地震への安全性）及び「水害・津波の受けにくさ」が上位となっており、住宅面及び立地面の両面を重視している傾向がみられる。一方、全国では災害安全性に関しては住宅の耐震性（地震への安全性）は重視しているものの、立地面はあまり重視していない。
- ・ 住宅の快適性について、本県では全国と比較して「維持管理のしやすさ」「いたみの少なさ」を重視している。
- ・ 子育て環境は、本県では「遊び場・支援サービス」よりも「近隣の人との関わり」を重視しているが、全国では「近隣の人との関わり」よりも「遊び場・支援サービス」を重視している。

図表 3-14 子育てのために最も重要であると思う項目の整理（石川県・全国）（平成 30 年）

※複数回答

【石川県】

: 回答割合が 30%以上の項目
 : 回答割合が 10%未満の項目

分類	住宅	居住環境
安心/安全 (防犯・ 災害安全・ コミュニティ)	1. 地震時の安全性:29.3% 2. 防犯性:20.7% 3. 台風時の安全性:17.1% 4. 火災に対する安全性:11.5%	1. 治安:34.1% 2. 水害・津波の受けにくさ:23.1% 3. 道路の歩行時の安全性:20.2% 4. 近隣の人やコミュニティとの関わり:19.9% 5. 災害時の避難のしやすさ:15.7% 6. 子どもの遊び場、子育て支援サービス:14.4% 7. 親・子・親せきとの距離:12.9% 8. 周辺からの延焼のしにくさ:8.9% 9. 福祉・介護の生活支援サービス:2.8%
住宅の 快適性	1. 日当たり:40.3% 2. 収納の多さ 使い勝手:31.0% 3. 維持管理のしやすさ:27.4% 4. 広さや間取り:22.5% 5. いたみの少なさ:18.8% 6. エネルギー消費性能(光熱費の節約):18.7% 7. 換気のよさ(臭いや煙などが残らない):17.6% 8. 水回りの広さ、使い勝手:16.4% 9. 遮音性:15.4% 10. プライバシー確保:11.1% 11. 断熱性:9.6% 12. 高齢者への配慮(段差がない等):0.0%	/
環境の 快適性	/	1. 騒音・大気汚染の少なさ:18.1% 2. 敷地の広さや日当たり、風通しなどの空間のゆとり:16.4% 3. 公園や緑、水辺などの自然環境:14.7% 4. まちなみ・景観:9.5%
環境の 利便性	/	1. 日常の買物などの利便:38.9% 2. 通勤・通学の利便:32.1% 3. 医療・福祉・文化施設などの利便:16.1%

※資料：平成 30 年 住生活総合調査

【全国】

□ : 回答割合が 30%以上の項目

⋯ : 回答割合が 10%未満の項目

分類	住宅	居住環境
安心/安全 (防犯・ 災害安全・ コミュニティ)	1. 地震時の安全性: 33.4% 2. 防犯性: 31.1% 3. 台風時の安全性: 16.3% 4. 火災に対する安全性: 11.9%	1. 治安: 47.7% 2. 子どもの遊び場、子育て支援サービス: 19.3% 3. 道路の歩行時の安全性: 19.4% 4. 水害・津波の受けにくさ: 15.6% 5. 近隣の人やコミュニティとの関わり: 14.9% 6. 災害時の避難のしやすさ: 13.8% 7. 親・子・親せきとの距離: 11.9% 8. 周辺からの延焼のしにくさ: 5.3% 9. 福祉・介護の生活支援サービス: 4.2%
住宅の 快適性	10. 日当たり: 43.4% 11. 広さや間取り: 38.4% 12. 収納の多さ 使い勝手: 30.0% 13. 維持管理のしやすさ: 15.0% 14. プライバシー確保: 12.5% 15. 水回りの広さ、使い勝手: 12.2% 16. 断熱性: 11.5% 17. 遮音性: 10.4% 18. エネルギー消費性能(光熱費の節約): 9.9% 19. いたみの少なさ: 9.5% 20. 換気のよさ(臭いや煙などが残らない): 8.5% 21. 高齢者への配慮(段差がない等): 3.8%	
環境の 快適性		1. 騒音・大気汚染の少なさ: 18.3% 2. 敷地の広さや日当たり、風通しなどの空間のゆとり: 16.0% 3. 公園や緑、水辺などの自然環境: 15.9% 4. まちなみ・景観: 7.5%
環境の 利便性		1. 通勤・通学の利便: 45.7% 2. 日常の買物などの利便: 39.6% 3. 医療・福祉・文化施設などの利便: 17.8%

※資料：平成 30 年 住生活総合調査

参考資料 2 石川県住生活基本計画 2021 の策定経緯

1. 石川県住生活基本計画検討委員会 委員名簿

(委員)

氏名	職名等	備考
岩 元 亘	住宅金融支援機構 北陸支店長	
川 上 光 彦	金沢大学 名誉教授	委員長 部会委員
新 谷 健 二	公益社団法人石川県宅地建物取引業協会 会長	
谷 明 彦	金沢工業大学 客員教授	部会委員
道 地 慶 子	石川工業高等専門学校 教授	部会委員
西 村 真実子	石川県立看護大学 教授	
山 田 外志雄	一般社団法人石川県木造住宅協会 会長	
山 田 文 代	NPO 法人 バリアフリー総合研究所 理事長	
吉 田 朗 子	石川県消費生活支援センター 所長	

(オブザーバー)

氏名	職名等	備考
照 田 繁 隆	一般社団法人石川県建築住宅センター 理事長	

※敬称略・委員 50 音順

※職名はすべて計画策定時

2. 検討委員会の開催経過

第1回検討委員会

- 日 時 令和3年3月25日(木) 13:30~15:10
- 議 事
- ・石川県住生活基本計画2016の見直しについて
 - ・石川県の住宅政策を取り巻く状況
 - ・計画策定に向けた方向性について

第1回部会（ワーキング会議）

- 日 時 令和3年6月30日(水) 15:00~16:40
- 議 事
- ・石川県住生活基本計画の構成について
 - ・主な論点と施策の方針について

第2回部会（ワーキング会議）

- 日 時 令和3年10月1日(金) 14:30~16:30
- 議 事
- ・石川県住生活基本計画の構成について
 - ・主な論点と施策の方針について

第2回検討委員会

- 日 時 令和3年11月15日(月) 15:00~16:40
- 議 事
- ・石川県住生活基本計画の理念及びタイトルについて
 - ・施策の概要について
 - ・住宅確保要配慮者への対応について
 - ・施策の成果指標について
 - ・公営住宅の供給方針について

第3回部会（ワーキング会議）

- 日 時 令和4年2月24日(木) 15:00~16:20
- 議 事
- ・見直しのスケジュールについて
 - ・石川県住生活基本計画2021(案)について

第3回検討委員会

- 日 時 令和4年3月14日(月) 13:30~15:00
- 議 事
- ・見直しのスケジュールについて
 - ・石川県住生活基本計画2021(案)について

3. パブリックコメント等の実施経過

(1) パブリックコメント

令和3年12月28日(火)～令和4年1月27日(木)

(2) 市町意見照会

令和4年1月7日(金)～令和4年1月20日(木)

(3) 地域住宅協議会意見照会

令和4年1月7日(金)～令和4年1月20日(木)

(4) 居住支援協議会意見照会(※賃貸住宅供給促進計画に係る意見照会)

令和4年1月7日(金)～令和4年1月27日(木)

参考資料 3 住宅セーフティネット関係法令（抄）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

（平成 19 年法律第 112 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において「住宅確保要配慮者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者
- 二 災害（発生した日から起算して 3 年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者
- 三 高齢者
- 四 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第一号に規定する障害者
- 五 子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。）を養育している者
- 六 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

（平成 29 年国土交通省令第 63 号）（抄）

（法第 2 条第 1 項第六号の国土交通省令で定める者）

第 3 条 法第 2 条第 1 項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- 三 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を受けた者
- 四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者
 - ロ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの
- 六 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成 14 年法律第 143 号）第 2 条第 1 項第五号に規定する帰国被害者等
- 七 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等

- 八 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 48 条に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項に規定する保護観察に付されている者又は更生保護法第 85 条第 1 項（売春防止法第 31 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する更生緊急保護を受けている者
- 九 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項第三号に規定する事業による援助を受けている者
- 十 著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害であって発生した日から起算して国土交通大臣が定める期間を経過していないものにより滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は当該災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条に規定する市町村の区域（国土交通大臣が定めるものを除く。）若しくはこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものに当該災害が発生した日において住所を有していた者
- 十一 前各号に掲げる者のほか、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画で定める者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針

（平成 29 年 10 月 25 日 国土交通省告示第 965 号）（抄）

一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向

1 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 高齢者、障害者等の居住に適したバリアフリー化された賃貸住宅又は子育てに適したゆとりある面積を有する賃貸住宅等の各々の属性に応じた適切な規模、構造等を有する賃貸住宅が民間賃貸住宅市場において十分に供給されていないこと、民間賃貸住宅市場において家賃滞納、孤独死、事故及び騒音等に対する不安から入居が制限される場合があること、家賃を負担するに必要な収入が十分でないこと等の民間賃貸住宅市場において適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する者
- (2) 災害によって自らが居住する住宅を失った等の特別な事情により適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することについて高い緊急性を有する者

具体的には、ホームレスや生活保護受給者等を含む低額所得者、被災者（発災から三年以内の災害又は大規模災害によるものに限る。）、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者、ひとり親家庭等の子どもを養育する者、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者等、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者、拉致被害者、犯罪被害者、生活困窮者及び矯正施設退所者が住宅セーフティネット法において住宅確保要配慮者として規定されている。また、地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者等多様な属性の者が住宅確保要配慮者に含まれ得る。なお、それぞれの属性の住宅確保要配慮者に対する支援措置の必要性については、各地域における住宅確保要配慮者の賃貸住宅の確保に係る困難性及び緊急性の程度や賃貸住宅市場の状況等によるものと考えられる。

石川県住生活基本計画 2021

計画期間：令和 3（2021）～令和 12（2030）年度

令和 4 年 3 月 策定

石川県土木部建築住宅課

住 所 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

T E L 076-225-1777

F A X 076-225-1778

MAIL kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp